

平成26年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成26年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成26年9月12日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第77号から議案第95号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 請願の委員会付託

平成26年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

平成26年請願第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の請願について

平成26年請願第5号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番	大 桃 英 樹	議員	2番	星 光 久	議員
3番	湯 田 良 一	議員	4番	室 井 嘉 吉	議員
5番	室 井 実	議員	6番	湯 田 哲	議員
7番	渡 部 優	議員	8番	楠 正 次	議員
9番	高 野 精 一	議員	10番	山 内 政	議員
11番	渡 部 忠 雄	議員	12番	湯 田 秀 春	議員
14番	阿久津 梅 夫	議員	15番	五十嵐 司	議員
16番	大 竹 幸 一	議員	17番	菅 家 幸 弘	議員

18番 芳賀沼 順一 議員

欠席議員（1名）

13番 星 登志一 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	館岩総合支所長	宍戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は13番、星登志一君です。

ただいまから平成26年第3回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番、星光久君及び15番、五十嵐司君を指名します。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月22日までの11日間とし、明13日から17日まで及び20日、21日を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの11日間とし、明13日から17日まで及び20日、21日を休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○芳賀沼順一議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成26年第2回南会津町議会定例会以降の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、7月28日に招集された平成26年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び8月25日に招集された平成26年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会並びに平成26年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会に組合議員が出席し審議した結果、提案された全議案について原案のとおり承認されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成26年度7月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、本町関係法人等に係る平成25年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社、みなみやま観光株式会社、一般財団法人南会津町総合支援センター、医療法人社団仁嘉会、以上の7法人等に係る経営状況説明資料は議会事務局に保管されておりますので、申し添えます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成26年第2回南会津町議会定例会以降の行政報告については、お手元に配付の一般行政報

告書のとおりであります。

これで、諸報告は終わりました。

ここで総務課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 おはようございます。

事前に配付してございます平成25年度事務報告の一部に誤りが発見されましたので、その訂正内容をご説明申し上げます。

恐れ入ります、事務報告のほうをごらんいただきたいと思います。

なお、訂正方法につきましては、本日の議会閉会後に、議長の許可をいただいて職員のシールの貼付によって訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、ご説明申し上げます。

初めに、147ページをごらんいただきたいと思います。

147ページの第11款災害復旧費の金額の欄でございますが、立木及び補償費計の欄の26万6,800円を22万6,800円に、2カ所とも訂正をさせていただきます。

続きまして、164ページをごらんいただきたいと思います。

164ページの環境水道課のページであります。表の下のほうになります。(2)給水の状況の②給水戸数の行でございますが、この行の中の括弧書き、内訳となっておりますが、その内訳の中の一番最後になります。営業用280とございますが、こちらを270に訂正をさせていただきます。

最後になりますが、230ページをごらんいただきたいと思います。

230ページの3、南郷総合センター管理状況のページでございますが、(1)南郷総合センター利用状況の表が2つございますが、下の表でございます。下段の団体別の利用状況の表でございますが、表中の数字の15カ所に誤りがありましたので、その訂正内容を申し上げます。

まず、利用団体の2行目、役場の下でございますが、教育委員会、学校の行でございますが、その行の8月の欄、10件とございますが、こちらを12件に、それから12月の欄の19件を20件に、さらに計の欄の227件を230件に訂正をさせていただきます。

次に、その下の3行目、国・県の機関の行でございますが、その一番右側の欄、構成比の欄でございます。0.8%となっておりますが、こちらを0.7%に訂正させていただきます。

続きまして、9行目、文化協会加盟団体の行でございますが、こちらのまず8月の欄の32件

を34件に、それから9月の欄の34件を35件に、11月の欄の43件を44件に、さらに1月の欄の27件を26件に、そして計の欄の410件を413件に訂正をさせていただきます。

最後になりますが、一番下の最後の行、合計の行でございますが、この合計のまず8月の欄の72件を76件に、さらに9月の欄の83件を84件に、そして11月の欄の93件を94件に、12月の欄の70件を71件に、そして1月の欄の67件を66件に、最後に計の欄でございますが、計の欄の923件を929件に訂正をさせていただきたいと思っております。

以上、訂正内容ご説明申し上げましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ただいまの総務課長の説明のとおり、一部訂正についてご了承願います。



◎議案第77号から議案第95号まで一括上程、説明

○芳賀沼順一議長 日程第4、議案第77号から議案第95号まで一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成26年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

これより今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第77号 南会津町新規就農者就農促進住宅条例についてご説明を申し上げます。

本案は、I・Uターンにより新たに就農を希望する者が安心して定住することができる住宅を整備することにより、新規就農を促進し農業の担い手を確保することで、地域農業の振興を図ることを目的として制定するものであります。

次に、議案第78号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本町の消防団員の条例定数につきましては、町村合併時の1,025人のままとなっており、現在の先遣隊を含めた実団員数が905人であることから、120人の欠員が生じております。

本案は、少子高齢化や若年層の町外への転出等により団員の十分な確保ができない状況が依然として続いていることや、本町の人口減少の実態も踏まえ、消防団の実情に合った定員管理

を行う必要があることから、条例に規定する定員を1,025人から950人に改正するものであります。

次に、議案第79号 土地の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、本町の西部地域においては、安心できる地域医療の充実のためには医師の確保が重要な地域課題であることから、医師の受け入れ体制を確保するため、医療施設等に係る土地を購入するものであります。

取得物件の概要は、地積7,639.14平方メートル、取得価格3,440万5,146円であります。

次に、議案第80号 建物の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、議案第79号同様、医療施設等に係る建物を購入するものであります。

取得物件の概要は、病院、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨2階建て、延べ床面積1,072.62平方メートル。倉庫、鉄骨づくり平家建て、延べ床面積91.02平方メートル。共同住宅、木造2階建て、延べ床面積165.62平方メートル。取得価格7,200万1,165円であります。

次に、議案第81号 南会津町地域防災計画の変更についてをご説明申し上げます。

平成23年3月に発生しました東日本大震災を受け、国では災害対策基本法の改正、災害基本計画の改正を行い、福島県では県地域防災計画の修正等を行ってまいりました。

本案は、これらを反映させるため、本町地域防災計画の見直しを行うものであります。

また、平成23年7月に発生しました新潟・福島豪雨災害の教訓を踏まえた改善点も反映させ、これと同時に、ハザードマップの見直しや職員初動マニュアルを修正し、防災・災害対応力の強化に努めていくものであります。

次に、報告第5号 平成25年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付するための説明書として、平成25年度決算概要及び事務報告を配付しておりますので、決算とあわせてごらんくださるようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

なお、次の議案第82号から第89号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりますには、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

議案第82号 平成25年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成25年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策を踏まえながら、町総合振興計画の

5つの目標の柱のそれぞれに重点施策を掲げたほか、平成24年度に引き続き風評被害対策や新潟・福島豪雨災害からの復旧を重点施策として掲げ行ったところであります。

その後、9回の補正と前年度繰越明許費及び事故繰越を加えて、平成25年度一般会計の最終予算規模は146億9,547万3,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で138億8,895万2,000円、歳出総額は134億746万7,000円で、歳入に関しては前年度比6.7%減、歳出に関しては5.9%の減となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は4億8,148万5,000円と黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,567万3,000円を除いた実質収支額は3億4,581万2,000円で、前年度比18.2%の減となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は7,672万8,000円の赤字となりましたが、これに財政調整基金の積立額と取崩額の差額1億5,442万7,000円を加えた実質単年度収支は7,769万9,000円の黒字となり、前年度に引き続き決算状況はおおむね良好となりました。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率は、地方交付税の減等が影響し経常一般財源等が昨年を1.6%下回ったことや、維持修繕費等の増により経常経費が昨年を0.8%上回ったこと等により、前年度から0.9ポイント増加し84.7%となりました。

実質公債費比率においては、3カ年平均の比率で前年度より0.7ポイント低下し8.3%となっており、財政健全化計画、公債費負担適正化計画に即した財政運営が図られたと判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の最終ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下であり財政規律が守られておりますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、固定資産税やたばこ税の増収により町税が対前年度比1.5%プラスになったほか、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金等が増収となりましたが、地方譲与税が対前年度比4.1%のマイナスになったほか、地方交付税が対前年度比2.0%の減となったことから、第1款町税から第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源ベースでは1.3%の減となりました。

一方、特定財源関連歳入項目では、県支出金の大幅な減収は、県南・会津・南会津地域交付金や災害復旧事業費補助金等の終了によるものであります。

特定財源項目で減収率の高い主な歳入項目の概略を説明いたしますと、第13款使用料及び手数料は、5歳児保育料の無料化やケーブルテレビ、インターネット使用料等の減によるもので

あります。

また、町債の減は、学校教育施設整備事業債、緊急防災・減災事業債や災害復旧事業債の終了等によるものであります。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、緊急雇用創出基金事業による労働費、さらには森林整備加速化・林業再生基金事業等による農林水産業費が大きく増となる一方、県南・会津・南会津地域交付金事業完了による総務費、学校耐震化事業による教育費、新潟・福島豪雨災害復旧事業による災害復旧費が大幅な減となったほか、公債費が減となりました。

また、性質別では、県南・会津・南会津地域交付金事業完了による扶助費と、新潟・福島豪雨災害復旧事業減少による災害復旧事業費が大幅な減となりました。また、義務的経費を構成する人件費は職員数の減により減少し、公債費についても引き続き減少となりました。

投資的経費のうち普通建設事業費は、学校耐震化事業、たかつえスキー場ロッジ整備事業、社会資本整備総合交付金の減等により、補助事業費は減少となったものの、単独事業費については、光ファイバー通信基盤整備事業等や田島地域移動系防災行政無線中継局整備事業の増等により、最終的には対前年度比19.3%増の決算となりました。

また、災害復旧事業費は、新潟・福島豪雨災害による農地・農業用施設、林道施設及び公共土木施設のそれぞれの災害復旧事業の減少等により、対前年度比51.7%の大きな減となりました。

その他の経費については、対前年度比で大きな増減がありました項目について説明させていただきます。

物件費の増は、緊急雇用創出基金事業に要する経費によるものであり、維持補修費の増は、除雪費等の増によるものであります。また、補助費等の増は、衛生組合負担金、老人福祉施設運営費補助金等の増によるものであります。

総体的には毎年財政指標の改善が進んでおりますが、自主財源が少なく、地方交付税に依存する財政構造は変わらないことから、今後もさらなる財政基盤の強化に努めていかなければならないと考えております。

次に、議案第83号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額22億1,830万6,000円となり、対前年度比2.4%の減、歳出総額21億3,631万1,000円で対前年度比2.6%の減となりまして、歳入歳出差引額8,199万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の保険給付費は、対前年度比0.6%、896万5,000円の減となりましたが、本会計は財政基盤が弱い構造的な課題があることから、今後の医療制度改革を十分注視しながらも、ジェネリック医薬品の推進並びに医療費削減に向けた保健事業の実施や医療費適正化事業を引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、保険税収入は、対前年度比で1.0%、413万5,000円の増となりました。

次に、議案第84号 平成25年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億488万1,000円、歳出総額2億477万4,000円で、歳入歳出差引額10万7,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳入の後期高齢者医療保険料は対前年度比1.0%増の1億1,425万6,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は対前年度比0.6%増の1億8,575万1,000円となりましたが、本会計は法定の負担割合が定められておりますので、過不足額は次年度以降の会計で精算されることとなります。

次に、議案第85号 平成25年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額17億6,084万8,000円、歳出総額17億4,397万5,000円で、歳入歳出差引額1,687万3,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳出決算額の92.5%を占める保険給付費については、介護サービス給付費や介護予防サービス給付費が伸びたことから対前年度比5.6%の増となり、地域支援事業費も対前年度比5.3%の増となったことから、基金積立金や諸支出金の減額があったものの、歳出決算額全体で1.5%の増となりました。

次に、議案第86号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額1億4,782万4,000円、歳出総額1億4,753万9,000円で、歳入歳出差引額28万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計は、町内合わせて9施設の維持管理経費でありまして、使用料の調定件数は対前年度比92件減の873件でありました。

次に、議案第87号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額3億7,775万8,000円、歳出総額3億6,977万5,000円で、歳入歳

出差引額798万3,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が、田島地域約136ヘクタール、南郷地域が約104ヘクタールで、全体で240ヘクタールとなりました。また、全体の整備済み人口に対する接続率は年度末で75.3%となり、接続世帯数は1,813世帯となりました。

次に、議案第88号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成25年度においては、主に滝原簡易水道整備事業、南郷地域簡易水道整備事業、館岩中部地区簡易水道整備事業を実施したほか、各簡易水道の適正な維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額7億334万4,000円、歳出総額7億65万4,000円となり、歳入歳出差引額269万円を翌年度へ繰り越しすることとなりました。

次に、議案第89号 平成25年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成25年度においては、主に水道水の安定供給を図るため給配水管布設及び移設工事等を実施しました。

当年度の消費税抜きの損益勘定については、収益的収入1億3,600万3,000円に対し、収益的支出は1億3,277万2,000円となり、差し引き323万1,000円の純利益が確保されました。

また、資本的収支は、収入で4,980万円、支出が1億1,953万円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,973万円につきましては、損益勘定留保資金、消費税当年度分資本的収支調整額により補填し、決算いたしました。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6月定例会に報告しましたとおり、一般会計においては、小・中学校耐震補強大規模改造事業や社会資本整備総合交付金事業を中心として、繰越明許費繰越及び事故繰越として総額8億7,655万1,000円を平成26年度に繰り越ししておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第90号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ7億290万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,408万9,000円とするものであります。

主な補正の要因としましては、普通交付税や繰越金等の決定のほか、今年度事業の一部見直

し等各種事務事業費の変更や、保育緊急確保事業、緊急雇用創出基金事業の追加等の年度後半に新たに必要となる見込みの経費の補正などであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第9款地方特別交付金は、住宅借入金等特別税額控除減収補てん交付金の決定により17万6,000円の追加であります。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により2億9,361万6,000円の追加補正であります。本年度の普通交付税の決定額は64億9,361万6,000円で、対前年度比2.3%、1億4,994万7,000円の減となりました。

第14款国庫支出金は、保育緊急確保事業費補助金等による補正で、1,237万2,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、緊急雇用創出基金事業費補助金及び農政推進事業補助金等を計上するほか、既存事業の確定見込みによる県補助金の補正が主な内容でありまして、2,806万7,000円の追加補正となりました。

第16款財産収入は、町有地売払収入等による補正で、528万2,000円の追加補正であります。

第17款寄附金は、一般財団法人南会津町総合支援センター解散に伴う寄附金が主な内容でありまして、2,969万7,000円の追加補正であります。

第18款繰入金は、介護保険特別会計からの過年度精算金と東日本大震災復興支援交付金基金からの繰り入れでありまして、合わせて485万円の追加補正であります。

第19款繰越金は、平成25年度決算に基づく3億1,581万2,000円の追加補正であります。

第20款諸収入は、消防団員安全装備品整備等助成金でありまして、24万8,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、今年度事業費の変動等により補正した結果、1,278万2,000円の追加であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第1款議会費は、議員共済費139万4,000円の減額補正であります。

第2款総務費は、財政調整基金への決算剰余積み立て及び公共施設等整備基金への一般積み立て並びに新庁舎建設関連委託料等の追加によりまして、3億6,925万3,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、883万4,000円の追加で、高齢者世帯等除雪支援事業委託料、保育元気アップ緊急支援事業委託料、保育士等処遇改善臨時特別事業補助金等の計上であります。

第4款衛生費は、南会津地方広域市町村圏組合負担金の地域医療センター負担金の補正でありまして、54万9,000円の追加補正であります。

第5款労働費は、緊急雇用創出基金事業の地域人づくり事業委託料の追加が主な補正でありまして、3,163万8,000円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は、4,151万7,000円の追加で、農業費では農政推進事業及び南郷トマト選果場機能向上対策事業補助金等を追加補正する一方、中山間地域総合整備事業県営負担金を減額するものであります。

また、林業費では、公共建築物木材利用促進対策関連経費、森林環境保全直接支払事業委託料を追加補正する一方、内川地区の補助治山事業工事請負費を減額するものであります。

第7款商工費は、観光施設及びスキー場等の改修工事請負費等の計上でありまして、1,636万円を追加補正するものであります。

第8款土木費は、町道等の維持関係修繕費を追加するほか、社会資本整備総合交付金事業の道路新設改良費において組み替え及び追加補正をするものでありまして、3,643万1,000円の追加補正であります。

第9款消防費は、消火栓設置等工事請負費の追加が主な補正でありまして、464万8,000円の追加補正であります。

第10款教育費は、田島第二小学校環境整備工事請負費、中体連等各種大会出場補助金、さらには本年度が第1回目となります市町村対抗福島県ソフトボール大会出場補助金等の追加が主な補正内容でありまして、1,830万9,000円の追加補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で1億7,675万7,000円を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第91号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,643万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,663万8,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、国・県の高額医療費共同事業負担金や前期高齢者交付金の本年度交付額の確定見込みによる減額補正のほか、前年度決算による繰越金を追加補正するものであります。

歳出では、国民健康保険制度改正対応関連経費、医療費適正化関連経費を追加する一方、歳

入との関連で予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第92号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,919万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,799万3,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、介護給付費に係る国・県支出金等を追加するほか、前年度決算による繰越金を追加補正するものであります。

歳出では、事務費及び介護認定審査会関連経費並びに地域密着型介護予防サービス給付費等を追加するほか、平成25年度決算に伴う過年度精算の補正が主な内容であります。

次に、議案第93号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ407万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,799万2,000円とするものでありまして、歳入では前年度決算による繰越金を補正し、歳出においては、田島地域及び南郷地域の維持管理費においてそれぞれ組み替えをするほか、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

次に、議案第94号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ168万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,268万9,000円とするものでありまして、その内容は、歳入は、平成25年度決算に伴う繰越金を補正するものであり、歳出は、一般管理費、維持管理費及び新設改良費において委託料及び工事請負費の請差分を減額補正するほか、南郷地域、館岩中部地区及び荒海簡易水道においてそれぞれ配水管布設工事請負費等を追加補正するものであります。

次に、議案第95号 平成26年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出の予定額を361万7,000円追加し、1億4,792万6,000円とするものであります。

その内容は、田島浄水場活性炭ろ過装置修繕等の追加補正であります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案19件、報告1件につきまして説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長　これで提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第82号から議案第89号までの平成25年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。
代表監査委員。

○木下光廣監査委員　監査委員の木下光廣でございます。

平成25年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成25年度南会津町水道事業決算、平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、平成26年7月8日から7月17日までの実質8日にわたり、渡部勝善監査委員、楠正次監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された平成25年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成25年度水道事業決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められたので、ここにご報告をさせていただきます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額138億8,895万2,382円、歳出決算額134億746万7,146円、歳入歳出差引額4億8,148万5,236円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,567万3,000円を差し引いた南会津町の実質収入は3億4,581万2,236円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額54億1,296万1,536円、歳出決算額53億302万8,754円で、実質収入は1億603万2,782円となっております。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税などの未納額は1億8,801万7,000円となり、前年度と比較しますと734万1,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は1億5,062万8,000円となり、前年度と比較しますと575万9,000円の減少となっております。

一方、使用料等の未納額は、水道事業会計を含めると1億3,073万6,000円となり、前年度と比較しますと864万5,000円の増加となっております。

一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額は、合計で4億8,255万8,000円となり、前年度と比較しますと1,125万9,000円の増加となっております。

近年の状況から見ますと、増加額は減少傾向にあり、職員の積極的取り組みの成果であろうと思っております。今後も町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に鋭意努力する必要があります。

滞納対策として、まず滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿ってきめ細かな対応をとりながら、支払い能力の範囲内と認められながらその義務を果たさない滞納者に対しては、公平・公正を期すため断固とした態度で臨むべきであり、行政の信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、公債費についてであります。一般会計の平成24年度末地方債現在高は152億2,658万6,000円でありましたが、平成25年度末では149億2,203万3,000円と3億455万3,000円減少しております。

特別会計の平成24年度末地方債現在高は59億965万6,000円でありましたが、平成25年度末では57億6,496万円と1億4,469万6,000円減少しております。

実質公債費比率は3カ年間の平均値で算出しますが、単年度の実質公債費比率を見ると、平成23年度9.2%、平成24年度8.2%、平成25年度は7.7%となっております。平成25年度は前年度と比較しますと0.5ポイント減少し、改善の跡が見られる結果となっております。コスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

平成25年度の期間利益は323万1,016円となりましたが、さらに経費節減に努力されることを期待するものであります。

次に、収益的収支であります。収入については、予算額1億4,170万6,000円に対し、決算額1億4,233万5,554円で100.4%の執行率でありました。

支出については、予算額1億3,834万6,000円に対し、決算額1億3,670万161円で98.8%の執行率でございました。

次に、使用料等収入未納額解消についてであります。平成25年度未納額は619万5,100円発生し、未納累積額は2,943万8,700円となっております。前年度と比較しますと257万7,190円、9.6%増加しており、使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、滞納解消のために徴収計画書を作成し、滞納解消に努める必要があると考えます。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものであります。この法律は、公共団体の財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るため行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された平成25年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率は、一般会計等の平成25年度決算収支においては実質赤字額は生じておりませんので、財政収支に問題はありません。

連結実質赤字比率は、一般会計等の平成25年度の決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

実質公債費比率については、平成25年度は8.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較してもこれを下回っており、問題はありません。単年度で見ても、平成23年度9.2%、平成24年度8.2%、平成25年度7.7%と良化しております。

将来負担比率については、平成25年度は21.0%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを大幅に下回っており、問題はありません。単年度で見ても平成23年度は47.4%、平成24年度36.2%、平成25年度21.0%と良化しております。

次に、資金不足比率でございますが、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても問題はありません。

平成25年度の財政指数については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少、人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなっており、限られた財源を効率・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現のために、行政評価を効果的に運用することを望むものであります。

夢と希望のある南会津町の実現に、各課は役割を認識し、着実に目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘、改善指示事項につきましては、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで割愛させていただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎請願の委員会付託

○芳賀沼順一議長 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は3件です。

平成26年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨弁明を求めます。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 4番の室井嘉吉であります。

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について、趣旨の説明をいたします。

議長より簡単にとこのようなものもあるようでありますから、簡単にやりたいというふうに思います。

請願人、南会津地区連合会議長、渡部訓正氏であります。

請願の趣旨、地方自治体が担う役割は年々拡大しております。地域の財政需要に見合う地方交付税及び一般財源を確保することが必要であります。

については、地方自治体の安定的な行政運営と公共サービスの質の確保を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源額の拡大に向け、記載の8項目について、国会並びに政府機関に対し意見書を提出していただきたく、請願をするものであります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、平成26年請願第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨弁明を求めます。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 それでは、労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出についての請願について、趣旨説明をいたします。

請願人は、南会津地区連合会議長、渡部訓正氏であります。

今、政府内に設置をされている一部の会議体では、成長戦略の名のもとに、解雇しやすい正社員をふやす限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなど、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がされております。労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。

雇用・労働政策はILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきことであり、記載の3点について、国会並びに政府関係機関に対し意見書を提出されるよう請願するものであります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、平成26年請願第5号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員から趣旨弁明を求めます。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、手話言語法制定を求める請願書を説明いたします。

請願書、平成26年9月8日受理でありまして、南会津町議長芳賀沼順一様。

請願者は、福島市渡利字七宮111番地、県総合社会福祉センター内の社団法人福島県聴覚障害者協会会長、吉田正勝さんであります。さらに、福島県手話サークル連絡協議会会長、佐藤政昭さん、それに福島県手話通訳問題研究会の会長である清水久美子さんであります。

なお、直接には、田島の手話サークルの会長である渡部友博さんからいただきました。

この請願の要旨は、手話言語法を制定してもらいたいという趣旨であります。

その理由としましては、手話は長い間言語を伝える手段として定着しておりますけれども、聾学校においては、手話ではなく口話教育といたしまして、口の形で言葉を伝えるという教育が行われておりましたが、非常に不十分であったわけであります。

そうした中で、平成23年8月には障害者基本法が改正されまして、そこでようやく手話が言語として位置づけられてまいりました。

しかし、それだけではまだ不十分でありますので、手話言語法というものを制定していただきたいということでありまして、この請願書にはその内容について詳しく書いてありませんので、この協会のほうに聞きまして、きょうの議員の方には配っておりますけれども、5点ほどその内容について聞いております。

その1点目は、聾の赤ちゃんが生まれた場合、その保護者に対しまして、手話で子育てをする、そういう体制をつくってもらいたい。

それから、2つ目は、聾学校におきまして、手話を学ぶ授業、そういうものが必要であるので、そういう体制をとってもらいたい。

また、一般の学校においても、あるいは社会学習におきまして、手話を学ぶようにしてもらいたい。

それから、4点目は、手話通訳者の派遣、そういうものについては、今、市町村が主体となっている制度でありますけれども、これを法的にも位置づけてもらいたい。

5点目は、テレビに字幕や手話通訳を義務化してもらいたい。

こういう内容で手話言語法というものを制定してもらいたいという内容でありますので、ひとつ審議していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お手元に配付しました請願委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。

◇

◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれで散会します。

次の本会議は9月18日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時17分

平成26年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成26年9月18日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 8番 楠 正次 議員
- 12番 湯田 秀春 議員
- 2番 星 光久 議員
- 16番 大竹 幸一 議員
- 17番 菅家 幸弘 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 大桃 英樹 議員 | 2番 星 光久 議員 |
| 3番 湯田 良一 議員 | 4番 室井 嘉吉 議員 |
| 5番 室井 実 議員 | 6番 湯田 哲 議員 |
| 8番 楠 正次 議員 | 9番 高野 精一 議員 |
| 10番 山内 政 議員 | 11番 渡部 忠雄 議員 |
| 12番 湯田 秀春 議員 | 13番 星 登志一 議員 |
| 14番 阿久津 梅夫 議員 | 15番 五十嵐 司 議員 |
| 16番 大竹 幸一 議員 | 17番 菅家 幸弘 議員 |
| 18番 芳賀沼 順一 議員 | |

欠席議員 (1名)

- 7番 渡部 優 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	舘岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、7番、渡部優君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 楠 正 次 議員

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 改めまして、皆さんおはようございます。議席番号8番、楠です。

通告に従い、3項目について質問いたします。

まず、1点目ではありますが、祇園祭と町のかかわりについて。

会津田島祇園祭及びお党屋行事由来という書に触れ合いまして、文治5年ころより始まりとありました。文治5年は西暦1189年ですから、825年の長き歴史に埋もれることなく現在まで営々と伝承され続け、このことを知りました。旧田島地区の仲間衆による屋台の建造、設置、維持に対し、心より敬意を表する次第であります。

会津田島祇園祭は、昭和56年1月21日に国指定の重要無形民俗文化財に指定となりました。指定から31年になりますが、全国的流れの少子高齢化の傾向は、当町にも例外なく見られるようになってきました。このことが歴史と伝統と由緒ある祇園祭の伝承に不安を感じるとの声を聞き、今回の質問に至りました。

1つ目でありますが、田島祇園祭お党屋行事が国指定の文化財というふうに聞きましたが、七行器や子供歌舞伎、花嫁行列、おはやし、屋台など、祇園祭の催し全てがこの国指定の文化財なのか、また、お党屋行事とはこのことなのかというふうに理解してよいのか、認識を伺いたいと思います。

2点目でありますが、屋台はくぎなどを使用せずに組み立て引き回しをするために、大きな修理が必要になるということも考えられます。屋台格納庫の整備や屋台の修理、これには町の補助金が出ておりますが、政治と宗教の分離、この政教分離の原則に抵触、これはないと思いますが、これに対する考えを伺いたいと思います。

3点目に、町外の観光客も相当数この祇園祭にはおいでになります。観光資源としての価値及び経済効果に対する認識を伺いたいと思います。

4点目は、平成18年3月の町村合併から9年目に入りましたが、南会津町全体で伝統ある田島祇園祭の活性化のために、お祭り条例の制定、そしてお祭りサポーター制度の制定などを提案するものでありますが、これに対する考えを伺いたいと思います。

2項目目でありますが、町税のあり方について。

本町に600戸以上の空き家が存在しておりますが、空き家条例が制定、施行となり、活用や解体が進むことに期待しておりますが、家屋を解体撤去し、一般的に更地という状態になりますと、免税措置がなくなり、一般的宅地としての資産評価、そして賦課物件になり、さらにその土地の所有者が国民健康保険被保険者世帯でありますと、国民健康保険税の資産割賦課の対象にもなります。

1点目、空き家で資産価値がほぼ消滅している、一般的に廃屋と解される家屋を解体撤去した場合、4地域の役場周辺で考えますと、50坪程度の宅地、100坪程度の宅地、それぞれの固定資産税は解体撤去後と現状ではどのくらいの差があるのか、示していただきたいと思います。

2点目、現状の制度が空き家の撤去に対し障害になるとの声、これはつまり、さきに述べたように景観に配慮したり、近隣住民の安心・安全のために解体をし、更地にした結果、固定資産税が一般的な宅地という状況になって免税措置がなくなり、上がり、国保税が上がる。空き家を撤去した場合の賦課免除、この考えはできないのか伺いたいと思います。

3点目は、2で言ったように免除制度が実施できれば解体撤去が進み、廃屋と言われる空き家の近隣住民の安心と良好な景観形成ができ、さらに新築等のための売買など経済効果も期待できると考えますが、認識を伺いたいと思います。

続きまして、3項目目ではありますが、放課後児童クラブについて伺います。

近年、少子高齢化や核家族化が進み、さらには両親の共働きが当たり前という経済状況で、母親の就労の増加により日中の保護者不在となる家庭がふえております。児童の健全育成と母親の就労の機会の向上、これに重要な施策であると考えております。

1点目、放課後児童クラブの設置要件を改めて伺いたいと思います。

2点目、各小学校区での設置状況を伺います。

3点目、館岩小学校区でも今回1学期中に設置を求めるという保護者の声がありました。館岩地域で設置をする場合の、10人という人数以外の設置要件、これを示していただきたいと思っています。

以上で演壇での質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

最初であります、祇園祭と町のかかわりに関する1点目であります。

田島祇園祭お党屋行事は、祇園祭の催しで全てが文化財指定なのかとおただしであります。田島祇園祭お党屋行事は、関連する一連の行事がお党屋という特色ある祭祀組織を中心に執行されるものでありまして、屋台の運行を初め神輿渡御、太々御神楽の奉納などのほか、これらに先立って、どぶろくの仕込みであったり、お神酒開きなどの諸準備を含めた祭礼行事が国の重要無形民俗文化財に指定されたものと、そのように認識しているところであります。

次に、2点目ではありますが、屋台の修理や屋台格納庫の整備に補助を行っているが、政教分離の原則の抵触に対する認識はどうかとおただしであります。町としては、観光の振興と民俗文化財を後世に伝承するために、屋台の保存、修理や屋台格納庫を建設してまいりました。この行為の目的が世俗的なものであって宗教的なものでないこと、この主要な効果が宗教を援

助、助長する、または抑圧するものではないものと判断しております。

したがって、この屋台格納庫であったり、これまでの施設整備のことは宗教的意義はなく、文化財の保護を目的として実施されておりますので、政教分離の原則に抵触するものではないと、そのように考えております。

次に、3点目であります。観光資源としての価値観と経済効果に対する認識はどうかのおただしであります。田島は祇園祭のまちと捉えており、まちの人々が古くから大切に受け継いできたこの祭りは田島の顔であり、人々の誇りでもあると、そのように思っています。祭礼期間中は8万人を超える観光客が足を運んでいただいて、町も一段とにぎやかになるし、華やかになるし、活気に満ちあふれている状況でありまして、観光資源としての価値は高く、経済効果ははかり知れないものがあると、そのように認識しております。

今後も田島の歴史とともに歩んできたこの祇園祭の魅力を次世代に引き継ぐために、努力してまいりたいと考えております。

次に、4点目であります。祇園祭を盛り上げるためのサポーター制度の制定はどうかのおただしであります。現在の屋台運行や神輿渡御などの祭礼行事は、福島県職員や会津信用金庫職員、さらには地元高校生のご協力のもと、屋台の引き回しなどが行われておりまして、田島祇園祭のにぎわいの創出と観光振興に対して一段と一役を担っていただいております。これからの伝統行事を継承するためには、サポーターの支援や協力は不可欠でありまして、お党屋の行事のあり方を検討しております。お党屋本協議会の皆さんと田島祇園祭を盛り上げるために必要な方策について議論を深めてまいりたい、話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。町としてもできる部分、事業など話し合いをしっかりとした中で対応していきたいと、そのように考えております。

次に、町税のあり方に関する1点目であります。廃屋と言われる家屋を解体し、更地にした場合、その土地に係る固定資産税はどのように変動するのか、4地区に分けて示せとのおただしであります。地方税法により、居住の用に供する家屋の敷地に課する固定資産税については、住宅政策上の見地から、その税負担を特に軽減するため特例を設けております。そのため、その家屋が解体されますと、居住を伴わない非住宅用地という取り扱いになりますので、特例には該当しなくなります。

具体的な事例を申し上げますと、本町近辺で更地にした場合、後原地内の面積が50坪の宅地では、税額が4,000円から1万6,900円というふうになります。1万2,900円の増額となるわけですが、同じく100坪では1万1,200円から3万3,900円となりまして、2万2,700円の

増額になります。

また、館岩総合支所近辺の場合は、松戸原地内の面積50坪では、税額が1,300円から5,800円となりまして、4,500円の増額となります。同じく100坪では3,800円から1万1,600円となりまして、7,800円の増額というふうになります。

また、伊南総合支所近辺の場合は、古町地内の面積50坪では、税額が2,000円から8,700円となりまして、6,700円の増額となります。同じく100坪では、5,700円から1万7,400円となりまして、1万1,700円の増額になります。

また、南郷総合支所近辺の場合は、山口地内の面積50坪では、税額が3,700円から1万5,600円となります。そういうことで1万1,900円の増額となります。同じく100坪では1万400円から3万1,300円となりまして、2万900円の増額になります。

以上のように、更地にした場合には税額が変動する、そのようになります。

次に、2点目ではありますが、現状の税制度が空き家撤去の障害になることを危惧する声があるが、空き家を撤去した場合、更地になった宅地の賦課免除に対する考えはとのおただしであります。住宅用地に係る課税の特例については、1点目で申し上げましたように、地方税法に定められております。居住用の家屋を解体し、更地にした場合は、具体的な例で申し上げますと、車庫や倉庫などの非住宅用地と同じ評価に戻ることになりますが、評価額の7割が課税標準額となっておりますので、若干の軽減が図られることとなります。さらに、更地になった非住宅用地につきましては、考えようによってはその土地に汎用性もあることから、車庫や倉庫などの敷地に対する税負担を比較しても課税の免除までは考えにくいものと思われま。また、非住宅用地となった場合、税額がふえることは間違いありませんが、景観の保全と住民の安心・安全な暮らしの確保を目的とする空き家の撤去と税免除は目的を異にするものとして考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、更地に対する免除制度を実施した場合、撤去が進み、近隣住民の安全な環境や景観が整い、新築等の効果も考えられるが、その認識はとのおただしであります。町内で南会津町危険空き家等除去事業補助金による解体の申請が出されている家屋は現在5棟あります。ほかにも数十件の問い合わせが来ておりまして、全ての家屋を解体することにより良好な景観が得られ、住民の安心・安全な暮らしにつながれば大変いい傾向なのかなと、喜ばしいことなのかなと、そのように考えております。

さらに、更地に対する課税免除につきましては、1点目でも申し上げましたが、地方税法に定められているものでありますので、免除には至りませんが、町としても公平な課税という観

点から町民の皆様にご理解いただけるよう努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、放課後児童クラブに関する1点目ではありますが、放課後児童クラブの設置要件を示せとのおただしではありますが、町では、基本的基準として放課後児童クラブを設置するに当たり、国庫補助対象の基準に合わせて、常時利用する児童が年間を通して月平均10人以上登録していただくことを条件としているところであります。

次に、2点目ではありますが、各小学校区の設置状況を示せとのおただしではありますが、まず田島小学校区、荒海小学校区及び田島第二小学校区につきましては田島保育園に、南郷小学校区につきましては南会津町社会福祉協議会に業務委託をして設置しております。また、桧沢小学校区及び伊南小学校区につきましてはそれぞれNPO法人ひのきスポーツクラブ、伊南小学校区のほうには地域スポーツクラブ、いな夢クラブが実施主体となり設置して、そして運営費に対して町から補助金を交付しているところであります。

次に、3点目ではありますが、館岩小学校区に放課後児童クラブを設置するための参加人数以外の要件を示せとのおただしではありますが、1つ目に、学校の空き教室等児童が生活するための専用スペースが確保できること、2つ目に、指導員を2名以上配置するための人材の確保ということが挙げられます。館岩小学校区においては、平成24年度以降毎年利用希望調査を実施してきたところでありますが、常時利用希望者が少ない結果となっていました。今年度も今月22日を期限として調査を実施しているところであります。その結果を踏まえた中で設置についての検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠正次議員 祇園祭については行事全て、どぶろくの仕込みであったり太々御神楽であったり、記載しておりませんが、そういう部分も全てが一連の流れの中で指定となっているということが理解できました。

この屋台は、屋台に限って質問しますと、各行政区ではなく、この建造は本屋台・中屋台・上屋台・西屋台といった、本・中・上は大屋台という大がつくんですね、これらは本が中や上の人が入っていたりというその組があると聞いたんですけども、この組の組織、これらについてちょっと説明いただけますか。どのような形でこの組組織、23組あったとお聞きするんですけども、この部分についてちょっと説明いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

屋台の運行、あと祭りの一連の行事を仕切るといのがお党屋でございまして、今おただし
ありましたように昔は23組あったということですが、それから少子高齢化と後継者不足等々の
理由から3組がなくなりまして、現在は9組ですので、9年をひとくりとして祇園祭を担当
しているというような内容でございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 教育委員会のほうから補足説明といたしますか、させていただきます。

ただいま「おとうや」という名前が出ております。これについてはお党屋組という、そうい
うお党屋行事そのものをやるものと、そのほかに例えば屋台とか、それから歌舞伎をやったり
とか、そういう細かく分かれるような形になっております。今、商工観光課長、お話しいたし
ました。国の指定を受けている祇園祭、これについては、お党屋行事というものが指定を昭和
56年に受けているものでございます。

このお党屋行事となぜつけたのかということなのですが、いわゆる、私が前段に説明をいた
しましたお党屋組と、このお党屋の範囲が違います。国から指定を受けているお党屋行事の中
には、祭り全体を総称する名称でございます。それで、お党屋行事を初め屋台とか太々御神楽、
あるいはシャンギリ、浦安の舞を初め屋台の歌舞伎、それから1月15日から長い期間行事が行
われます。そういうものの全てをお党屋行事ということで国の指定を受けているということで、
誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 説得力のある答弁でわかりました。

先ほど、商工観光課長が答弁された中で、その部分訂正されるのかなと思ったんですけど
も、23組から3組減って9組とおっしゃったと思うんですけども、20組になってしまうの
ではないですか、23組から3組減ったら。ここはどうなんですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

23組は古い時代というか、でき上がったころの話だと思いますが、昭和に入りまして12組
になりまして、近年、最近、2年前になるかと思いますが、12組が2年前に9組になってしま
ったということで、今現在9組でお党屋の世話をしているという状況でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

組というからには、これは書の中には間口の大きいところとかは2戸から3戸で一組を形成するが、4戸から6戸で一組と形成するとかというような部分書いてあったんですけども、今は平均的なんでしょうか、その組を組織する戸数ですかね。それはどうですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

9組のその世話役の構成でございますが、特に多いのが西の上組でございます。それについては二十数名おります。本町の下組でございますが、現在11名ということで、その世話役の人数は組によって異なっておるのが現状でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

2点目に移りますが、世俗的なものであり、宗教性を抑圧するとかというものではないというふうに答弁がありました。私もそのとおりでろうなというふうに思いますが、先ほど神官などもその中に、お党屋行事の中にはあるというふうに聞いたのですが、お党屋制度というのは、その神社ができたのは明治時代ではないかというふうに聞いたんですけども、それ以前、本当に古くからこれが続いているとすれば、神官、神社とのこの祭りのかかわりというのはどのように解釈すればいいんでしょう。これは仕切っているのはお党屋行事保存会、世話人会であったりするわけですから、2つの並ぶ神社がございますけれども、そことのかかわりは当然、政教分離の原則に抵触などはないというふうに先ほど町長説明されましたけれども、これのかかわりですね、そちらで参拝をしたりとか、そういうことがあるわけですけども、それも行事の一環で、仕切っているのは当然そのお党屋行事保存会、世話人会という理解でよろしいのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 おただしのとおりと私ども認識をしているところでございます。

一連の行事ですが、先ほど生涯学習課長が申し上げたとおりでございます。1月15日のお党屋のお千度から始まって、最後の太々御神楽までの一連の行事、これには両神社の宮司さんも全部入るというような形でございますので、うちのほうとしては神事にかかわる経費につい

ては補助といえますか、支援はできないんですが、それら一連のものについては支援をしていきたいという内容でございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 最近、一番近いところで修理をしたのは西屋台というふうに、平成15、16年というふうに聞きましたが、これらの修理代というのは総額で800万円ぐらいかかったのかなというふうに思いますけれども、これらを世話人会というんですか、それらの自己負担といえますか、国指定の重要文化財でありますから当然国・県からも出て、町からも補助されていると思うんですけれども、その屋台を持っている場所と言ったらいいのか、会と言ったらいいのか、そこでの負担というのは、その800万円のうちのどのくらいあったかというのはわかるでしょうか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答えします。

お党屋一連の補助事業の負担はどうかというおただしでございますが、昭和57年から59年の3カ年にかけては、重要無形民俗文化財保護事業の指定を受けまして、お党屋に係る全てのお膳とか器を更新するための事業補助を受けております。あと、民俗文化財伝承のための記録作成とか、太々御神楽とかの笛とか太鼓、衣装の購入を行っております。これについては町が主体となって実施したということで、先ほど質問のありました負担はどうかというまでは承知しておりませんが、町が県・国の補助をいただいて実施したという内容でございます。

西町の件でございますが、西町は平成15年と16年の2カ年に文化庁の補助をいただいて修繕を行っております。平成15年については330万円の事業費でございまして、補助率は50%という内容で実施しております。平成16年が470万円と。補助率が50%、合計しまして800万円ということで、半分を地元が負担して実施したという内容でございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 今、商工観光課長ご説明いたしました中で、西屋台の件でございます。これ800万円で国から50%と今ご説明をしたところでございます。さらに、県のほうからも補助金をいただいております。さらには町からも一定程度補助を出して、現実的に地元の負担は約77万円西町のほうで負担をしていただいたということですので、全体800万円に対して1割程度の負担の中で何とかこの軸組とかそれから車輪ですね、あれの修理を行ってまいったということでございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠正次議員 はい、わかりました。

10%程度といっても、これだけ疲弊してきている中ではなかなか大変な負担だなど、地元の負担ですね、というふうに思います。

3点目に対してであります、非常に経済的価値は高いというふうに、次世代に引き継ぐというふうに先ほど答弁されましたが、私も館岩地域を例に出しますと、本当に館岩の祭りの統合とかがあって、各地旧村ですね、湯ノ花郷とか宮里郷とか上郷というふうに分かれていたものが一緒になってという、いつの間にか何か消滅してしまったような雰囲気があるわけですが、そういうことがないように、憲法や法令に逸脱することのない中での祭りの振興はとても重要なことだと思いますので、これらも含めて補助、そういう制度も、4点目になりますけれども、その条例の制定、これは私ネットで見えていたときに、熊谷市でことしの7月にお祭り条例、それが熊谷というのはうちわ祭りで有名でありますけれども、「あついぞ」そこにびっくりマークがついて「お祭り条例」、これが条例の名前なんです。びっくりマークがついた条例なんておよそ職員では考えつかないということで、インターネットで大きく載ったので、私はそこから調べていったら、市議会議員が平成23年にやはりその祭りの存続を危惧する声があって、市とのかかわり、市の経済効果、そういうものを鑑みたときに、やはり条例をきちんと制定した中で、補助であったり維持であったり、そしてサポーター制度の創設、これは南会津町となりましたから、私たちの地域も当然サポーターとしては本当に応援したい気持ちいっぱいではありますが、そういうところにつながっていただければいいのかなと思うんですけれども、再度この条例の制定についてお考えがあれば伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

条例を制定してはどうかと。なかなかその維持といいますか、運営が大変だから、支援の一環だと思いますけれども、一般的に全体に及ぶような条例であるならば、これはいろいろな検討の中で総体的な検討をして条例制定ということを町が主体的にやるのはいいと思うんですが、この件の、特に祇園祭であったり、あるいは特定のものであったり、特定の地域であったり、そういう限定的なものに関しては、やはり条例を制定するにしても、その地域であったり、関係者であったり、そういう方々たちとしっかり検討した中でやっていかないと、町が定めたからそれに従ってくれと、そういうことではやはりまずいと思います。

ですから、そういうことを含めて、その状況はわかりますが、そうした中で、今までも町と

してできる限りのことはやっているところでありますが、今の状況を踏まえ、これからの将来のことを考えたときに、町がどのようにしたらよいのかということも踏まえた中で、その多くの関係者の方が今まで本当に大切に守ってきた、引き継いで継承してこられた、そういうこともありますから、しっかりその辺をお互い共通認識の中で、そして今後どうしたらいいのかという話し合いを持った中で、そのようなことが必要であるならばそのようなことも町としては考えていかなければならないのかなど、そのように考えておりますし、またそのほか支援ができることがあれば、そして一緒にやれることがあれば、町としてどうしたらいいのか、そのようなことも町としては検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠正次議員 はい、わかりました。

関係者のほうから、今かかわりの中で支援はできる限りということでありましたけれども、お党屋行事保存協議会というのがあると聞いたんですけれども、それらの中では、町もそこには入っていらっしゃるんでしょうけれども、それらの組織形成の内容、どういう方たちが入って、何人ぐらい出席して、年に何回ぐらいやっているのかを最後にお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

お党屋協議会は先ほどの文化財の指定にかかわる団体として設立されたものと認識しているわけですが、その後に先ほどいろいろな修理のお話もさせてもらったんですが、その申請の団体として今まで役割を担ってきたということでございまして、先ほどお話ししました9組のお党屋の代表さん、あと学識経験者等々で13名で組織されている団体でございます。

具体的な打ち合わせ等につきましては、内容の把握はしておりませんが、今現在、町長が申し上げましたお党屋本協議会、これは同じ組織の団体でございますので、その中で先ほどの今後のサポートのあり方も含めて今議論が進められておりますので、その意見を尊重しながらできるものの支援をしてまいりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠正次議員 はい、わかりました。

次に移ります。

町税のあり方についてであります。先ほど細かくご説明いただきました。

せっかく景観に配慮し、近隣住民の安心・安全のために解体をし、撤去をし、更地にしたら、

結果としてこのように免税の、軽減の特例がなくなって、新しいうちを建てた、さて壊したぞということで上がってしまうというのは、先祖から受け継いできたところから新しいうちを建てて壊すとすれば、そこはもう宅地ではない、ただ売買なかなか進まないとすればなかなか解体に踏み込めないのかなというような気がしますけれども、これらに対する声というか、実際に解体撤去して、年金暮らしだけでも、館岩地域で私その声を聞いたんですけれども、全町的にはどうでしょうかね。固定資産税が上がり、さらには国保税にも資産割が賦課されて上がったというようなことで、町に、どうして何も購入もしていないのに変わったのみたいな問い合わせはあるでしょうか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 答えいたします。

確かに、今回の空き家条例が施行されたからということではなくて、現実にも今までも、特に町内から離れた方で、古くなって、今回の空き家条例を先んじるような形で、危険だからということでせつかく建物を壊したと。そうすると、何がしかの金額がかかっていた部分が安くなるはずだという理解をされていた方が、翌年の固定資産税の通知が行きましたら税額が上がっていると。これはどういうことかという問い合わせは今までも何件かございました。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

そこで、町税としての賦課、これは地方税法がありなかなか難しいのかなと思うんですけれども、実際に更地になってそこを借用する、また購入するとかということになって課税を開始するとか、そこまでの間の課税の免除とかというのは税法的にできないでしょうかね。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 町長答弁の中でもお答えさせていただきましたが、地方税法の中で、固定資産税の減免というものがございます。この中には天災、災害等そういったものがあつた場合、もしくは貧困により生活のための扶助、いわゆる生活保護を受けるような形になった場合、それから、そのほか個人の土地でも公共の用に供するために借用で、まして有料ではなくて無料で公共の用に使う場合、これらについてのみ減免できるという地方税法の中の規定がございますので、今回の場合、今議員おただしのように、新たな土地の利用できるまでの期間、そういった部分の減免は地方税法の中では想定はされておりません。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

さらに、この六百数十件という情報は総合政策課のほうの情報だと思うんですけども、これらのうち、町外者が持っている物件が何%を占めているか、町内者が持っている物件が何%を占めているか。さらにその総額、幾らぐらいの税が発生するものか。実際にこの地域に住んでいらっしゃる方は近隣住民に配慮したり、当然知らなかったけれども景観のために、安全のために解体撤去して更地にしましたよ。結果上がってしまって困ったなという方も先ほどいるというふうに聞きましたけれども、よそに住んでいる人というのはこちらから出て行って生活の場を移して、親が亡くなったりとかということで空き家になってしまった、更地にした、さあ更地にするや税金が上がるんだという話になった場合には、いやほかに住んでいるんだから、別に景観も見ないからいいやというような考えも持たれるのかなと、持たれる方も中にはいらっしゃるかなというふうに思うんですけども、それらも含めて、その空き家物件全てで税額が幾らになるのか、そしてそれらを更地にした場合には、した場合の軽減措置がなくなって上がった場合には、これは計算上は町の町税の収入は多くなりますけれども、実際的にはなかなか難しいんだろうと思うんですけども、その辺の把握もぜひしてほしいなど。総数、総額、それらが今もう40年、50年とたった家があるとすれば、その軽減措置されて、家屋の評価もなくなって、税としてはほとんどないという状況であれば、課税してもしなくても大した変わりはない。実際にそこに動きがあったほうがはるかに経済効果があるというふうに思うんですけども、その辺の把握、ぜひお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

1点目の690、現在把握をしております空き家の町内、町外の割合についてはちょっと現在手元にデータございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 確かに大変多くの建物が危険箇所といたしますか、空き家ということで放置されている現状がございます。確かにそれだけもう取り壊す寸前になっているということで、かなり価格的にも下がってございますが、先ほど町長答弁にもありましたとおり、更地に戻ったときに、今まで住宅があった場合には評価額の最大6分の1、これは200平米という枠があるんですが、更地になった場合に単純に6倍になるかということ、ということではなくて、先ほど町長答弁の中でも申し上げましたが、本町付近の後原地内、50坪の宅地ということで、平米で言うと165平米ということで200平米未満なんですけども、これは全て200平米未満というこ

とで6分の1の軽減を受けます。それが税額が4,000円から1万6,900円ということで約4.2倍、
といいますのは、更地にしますと完全に6倍ではなくて、固定資産税の場合、土地の評価と課
税標準額ということで、差がある。更地になった場合、評価額の7割を課税標準額とするとい
うことがございますので、単純に6倍に戻ってしまうのではなくて、6倍の70%ですので、約
4倍強という形になるのが実態でございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

もう一点、それに関して国保税の資産割賦課、これも賦課基準にありますので、当然賦課割
合がかかるわけでありますけれども、今国保の流れの中で、国保はこの数年先にはもうだめにな
ってしまうという地域も市町村もあるというふうにこの前新聞に出ておりましたけれども、
県で保険者となり、というような流れ、この前ちょっとお聞きしたんですけれども、その後、
この賦課方式なり町の裁量というか、その部分に対するちょっと認識、把握している状況がわ
かればちょっとお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答弁申し上げます。

今ほど、国保税の中の固定資産割との関連で国の動きを含めたご質問をいただきましたが、
国のほうでは現在国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議という話し合いが行わ
れております。この中には、財政上の構造問題を分析をして、その解決に向けた方策を探りま
しょうと。それから、都道府県と市町村の役割分担についても検討しましょうということで、
昨今検討が進められております。まだ結論が出ておりませんが、我々のところに入っ
ている情報をかいつまんでお話ししたいと思います。

まず、国保税の賦課の関係ですが、今現在町が直接税率を決めて賦課をしている、これが保
険者は都道府県になるという方向性でございます。そうしますと、都道府県が直接賦課をする
のか、もしくは都道府県である一定の金額を算出した上で市町村に納入額を示して、市町村が
納めるのか。大きく言うとこの2つに分かれるわけですが、今の流れとしては、分賦金という
形で後から説明したほうの流れで市町村に対する税率の決定、そういったものを含めてそれは
市町村の独自性として残すべきではないかと、こういうふうな動きになっております。

平成26年、平成27年、平成28年、この3年間を準備期間として、平成29年度中に都道府県
への一元化を図るという動きになっておりますから、町としては、引き続き今国のほうで協議
が行われている情報を注視をしながら、国保税のあり方についても検討する必要があるという

ふうに認識しております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

それでは、3項目めに移ります。

放課後児童クラブについてであります。田島、荒海、田島二小、桧沢、伊南、南郷とそれぞれ設置されているということは、昨年の12月議会で山内議員がたまたま出した内容と変わっていないと思うんですけども、館岩地域でも観光立村として民宿であったり旅館業であったり、観光関連の仕事をしてながら、家族が二世帯同居、三世帯同居ということが見えますけれども、最近それぞれ家庭が若い人たちで住んだりというようなことがあって、きっと希望が出たのかなと思うんですけども、平成25年度の際には2家庭しか希望がなかったというふうに聞きましたけれども、現在保護者のほうからそういう声が出たということで、実際にあるのかなというふうに思いました。

それから、学校の空き教室、これらは、放課後児童クラブは1時から7時までですけども、今大体小学校1年生、私の孫も1年生にいますけども、3時に通常迎えに行くんですけども、その3時から6時程度が一番預けたいんですけどもなということがあります。この1回300円のおやつ代というかそういう形で月額6,000円の負担、これはやむを得ないんだろうなという思いをしていますけれども、この金額に対する保護者の声、実際に設置されているところで、特にこれに対する考えはないのかどうか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

確かに、一部の保護者からはそういうお話もありますが、おおむね今のところ、皆さん負担程度につきましては1日換算すると300円、妥当なのかなというところで大きな、安いには越したことはないというのは事実なんですけれども、おおむね皆様に了解をされているところと認識しております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 先ほどの22日が締め切りで館小区でも調査をしているということですけども、これは今まで平成24年度、平成25年度調査と同じように1年から3年、これが放課後児童クラブの対象児童であると思うんですけども、その対象年齢が変わるというような

動きは若干聞いたような気がするんですけども、それはどうでしょうか。なければいけない結構ですよ。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○星 善光館岩総合支所長 お答えいたします。

平成27年度におきましては、予定としましては、現在1年から3年生までが対象児童数であります。平成27年度は小学校1年生から6年生までが対象児童となります。そうした場合、館岩小学校児童数は来年度70名であります。そういうことで、現在22日を期して回答をもらうことになっておりますので、それについては今後検討したいと思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 そうすると、今回は1年から3年の今の規定どおりという調査ですね。確認です。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○星 善光館岩総合支所長 お答えいたします。

今回の調査も、来年度について現在の幼稚園の年長組、あと現在の小学校1年生から5年生の児童を対象に調査しております。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

この放課後児童クラブの要綱に、開所しないというか活動しない、事業を行わないところが日曜日と第2、第4土曜日というふうになっているんですけども、これらは今もそのまま生きているのかどうか。というのは、放課後児童クラブというやはり学校に、館岩なんかの場合でありますとスクールバスで行ってスクールバスで帰るわけですけども、家庭の日とかいって昔、第1、第3は学校だけけれども、第2、第4は休業という月6休の時代の流れでこの要綱が定まっているのか、もちろん私見しているのは平成20年の改正のやつでありますから、もしかしたらこれが変わっているのかもしれないけれども、そこの辺ちょっと伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

放課後児童クラブの実施につきましては、町で実施要綱を定めております。これによりまして、活動、運営に関する規定の中で、条項の中で活動日についての定めをしております。一番

目に、今おっしゃられましたように日曜日及び第2、第4、変わっておりません。それから、国民の祝日に関する法律の規定に基づく休日、あと、年末年始の12月29日から1月3日までを休みとしておりまして、また特別にその児童クラブごとに事情があった場合、その他町長が必要と認めたときということでの運営をしない日と定めています。

以上です。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

先日、新聞に学童保育認定支援、先ほど支援員2名程度というふうに指導員ですか、ありましたけれども、放課後児童クラブで指導を行う人は、来年4月からは支援員という資格を新設し、認定が必要ということでありますから、来年もしも今回で10名以上の希望者がいて、その事業を館岩地域で行うとした場合には、この24時間程度の研修が必要と定めた都道府県向けガイドライン案をまとめたというふうに新聞に載ったんですけれども、これらは今後、今まで開所しているところにはこの支援員制度を求めることはないのかどうか、そしてこれから開所するところには、今までですと1人の主任といいますか、保育士であったり教員免許を持った方ということでありましたけれども、それとは別にこの支援員というのを受講して資格を得た人がやらなければいけないのかどうか、伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

今の放課後児童クラブに関しましては、おっしゃられたとおり、国からの運営に関する基準というのが示されております。これは児童福祉法の中の条項の中にあって、今年の4月30日に公布されたところですが、その中で、確かに支援員というようなことで、放課後児童支援員の資格という定めがございます。その中で先ほど言った都道府県知事が行う研修に関しまして、ことしの夏をめどにということですが、まだ今のところはっきりしたお示しがきておりません。

今、新聞に出ておられたこととございますけれども、この中で支援員、当然今やっていらっしゃる方については資格を持たれた方、あと町のガイドライン、国の基準に沿った形で、町でも雇用に関する基準、資格要件を定めておりまして、有資格者のほかに熱意のある方、ガイドラインの中でも有資格者が望ましいということではあるけれども、熱意のある方もいいですよというような、望ましいということ踏まえて、町としては熱意のある方ということに定めております。

経験のある方もその中に含まれるということとございますので、研修を受けなくても経験が

あるという方というふうに文言の中でお示しを今回の通知においてもされておりますので、現状の中で大丈夫なのかというふうに認識してございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、8番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、12番、湯田秀春君の登壇を許します。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 議席番号12番、湯田秀春。ただいまから一般質問を行います。

今回は2点ほどでございます。

今ほどもありました空き家対策、この町の対応はというのと、それから公共施設の有効活用策という2点でございます。

我が南会津町の抱える問題点、幾つかいろいろあるわけですがけれども、過疎化、高齢化、少子化、それから、これは人口がどんどん減少してこういった形になっているわけですがけれども、それに引きかえ多くなっているのが耕作の放棄地だったり、あるいはそれに基づいて猿とか鹿とかイノシシ、こういった被害が増大しております。それともう一つは、やはり空き家が増加しているということでございます。ですから、我が町のこれは大きな課題でもあります。

我が町は昨年12月に空き家等の適正管理に関する条例というものを成立しまして、ことしの4月1日から施行されて、先ほどの町長の答弁だと5件くらいそういった対象物があるんだと。既にもう代執行をやったようなものもあるようでございますが、いずれにしても、空き家対策は他の町村よりもちょっと先駆けてやっているのかなと、こんなふうには思います。ですが、さらに輪をかけてもう少しやる必要があるのかなと。

今月の3日に、地方創生というのを目指して第2次安倍改造内閣が発足いたしました。その新しくできました地方創生大臣に実力者の石破茂さんを起用しました。

そういった状況の中で、一体地方創生とは何をやるんだろうということで、9月4日、翌日ですね、その地方創生の方向性を知るために、ちょうど三島で国の課長が「空き家対策事業に

ついて」という説明会をやるということで、三島に行ってその説明を受けてまいりました。そこで少し国の方向性がわかったような感じもいたします。

早い話が、そこに行って説明を受けますと、どうも空き家に対して、その改修費用を国でもお金を出すと。しかし、町が本気でなかったら国もやらないよと。こういうことですね。極端に言えば、空き家はいっぱいありますけれども、実際トイレとか台所とか、あるいは風呂場とか、こういった水回りですね、こういったところがなかなか田舎暮らしを求める人とマッチングしないというようなことで、国もそこを重点的に見まして、例えば仮に300万円かかるとなれば、町で100万円出すというのなら国も出そうと。そして、いわゆるそこに住む人も100万円出して、住む人は300万円くらいかかるのを100万円で済むと、こういうような、これは一つの例でございますが、そんな感じで、どうも都会から地方のほうへ人の移動をさせようという、そんな状況のように聞いてまいりました。

ことしの5月ですかね、日本創生会議という、増田元総務大臣が代表を務めているその創生会議で、全国の自治体1,800あるそうなんですけど、その自治体のうち、あと36年もすれば、2040年と言っているんですけども、半分くらいの自治体は消滅するよと。これはショッキングなことではございました。

我が町はというのは、これは福島県を除くと言いますから、福島県内の自治体を除いているわけですけども、大体その消滅する自治体を見ますと、やはり我が町と同じようなこういう中山間地、こういったところはもうこのまま人口減少していくとなくなるよと、こういうことではございます。

ですから、我が町もそうなるのかなと。何らかの対策をしていかないとだめかなと。町も今回、毎年南郷トマトの新規就農者というのがいますので、そのために新しく新規就農者のための住宅を今度建てますけれども、やはりこれも一つの対策は対策なんですけど、やはり数多くある空き家を改修して、そしてその空き家のリフォームとして、役場だけでなく不動産免許を持っている、そういう業者もいますので、業者とそれから大工さんの組合のような、そういった三者でもってプロジェクトチームなりそういった組んで、大々的に空き家リフォームをPRしていくべきかなということで、今回こういった提案をさせていただきました。

この中で、特に課長さんが説明した中で、我が町にいいなというのは、非常に長いんですけどもね、役所ですから長いんですが、定住促進空き家活用事業というようなことではございます。これですと、国の交付金が5割、それから過疎債も使えるということで、あと一般財源が12.5%でできるという。ですから、かなり国のほうも本気でこの空き家対策をやってくるの

かなというふうに私は感じました。

先ほど言いましたように、町と宅地建物取引業をやっている人、それから大工さんの組合、こういったようなプロジェクトチームをつくって、魅力ある空き家をいち早く都会のほうにPRして空き家対策を進めていただきたいなど、こんなふうに思います。

それ以外にも国の縦割りというんですかね、総務省だったんですが、国土交通省もやっております、これはやはりシェアハウスというんですかね。どうしても地方にある農家は大きいですから、幾つか区切って、同じ考えを持っているような人と共同で住むという、そういうシェアハウス、そういったことには国土交通省の空き家再生等推進事業と、これがいいのかなと思って伺いました。

今回、こういった国の施策に対して、我が町はどのように対応されるのか、1点目をお伺いしたいというふうに思います。それから、町は空き家の調査をいたしました。その状況を示していただきたいということでございます。

さて、2点目でございますが、今度は公共施設の有効活用ということで、これはことしの4月22日、総務大臣から公共施設等総合管理計画、これは簡単に言うと、町で持っている公共施設、これのいわゆる台帳をつくれと。固定資産台帳をつくれと、こういうことなんです、一言で言えば。結局、町のほうでは今、例えば林業研修センターですとそれは農林課だろうとか、あるいは生活改善センターというのはちょっとよくわからないんですが住民課だとか、公民館は総務課だとか、学校は教育委員会という、みんなバラバラで管理しているのかなと。それを一つにまとめて、いつでもどのくらい経過年数たって、正味このくらいの価値があるというようなことを国では一覧にして、それをできるだけ早くやりなさいよと。そういうのがことしの4月22日に総務大臣のほうから各自治体にあつたはずでございます。

特に、学校関係は毎年のように統廃合がありまして、非常にそのままにしておくというのはいかがかなと、こういうことで、できるだけそれらの有効利用を図ってほしいと。それから、国土強靱化ということで、今持っている町の施設、それを少し修繕して、できるだけ長く使えるようにしなさいよと。そういうようなことも含んでおります。

あるいはまた、私たち文教厚生委員会は今回北海道に行きまして、元病院だったというのを介護施設、デイサービスとかショートステイとか。それから2階の病室をほとんどそのまま使って有料老人ホームにしたところを見てきたわけですが、学校なんかも何かそういった形で使えないかなと。あるいはそういう業者が名乗り出て、そういった形に使ってくれないかなと。

やはりそういうふうにしても、民間の発想はやはり減価償却というものの考え方をいたします。特に、私も役場に入った場合に面食らいました。民間にいて複式簿記でダーッとやってきましたので、この役所に入りますと収入、支出という形で、いわゆる単式簿記なんですね。ですから、固定資産税台帳、こういったものもあるんだかないんだかちょっとわからないんですけども、あるようにはとても思えない。民間は必ずありますよね。それはなぜかと言いますと、例えば建物を建てましたという、もう次の決算から減価償却費とやって費用で落として、そして引当金といって、耐用年数過ぎたときのもう積み立てが始まるわけです。それを毎年毎年やっていくわけです。役場に來たらそれがいいんです。

ですから、今回新庁舎建設をするわけです。今非常に話題になっております。新庁舎建設が決まったときから毎年2億円ずつ積んでいこうということで、もう3年経過しましたので6億円ほど積み立てがあるんです。ですから、そういう何か建物を建てるぞといったときから始めて、よしそれは大変だということで積み立てを始めている。ですから、これは民間と公の会計のやり方が違うから何とも言いようがないわけですがけれども、しかし、今度は国はその民間のいわゆる固定資産台帳と同じようなことをやはり評価して、こういう地方自治体、役場でもやりなさいよと。そうすると今度はどこどここの施設、何年経過して、大体減価償却このくらいしたから正味の価格はこのくらいだろうという推定される。そういったものを、しかもばらばらでなくて一括してわかるようにやりなさいよと、こういうことです。

この策定計画、総務省からきてはいるはずなんですけど、そういった策定計画は始めているのか、始めていないのか、いつ始めるのか、そういったことを示していただきたいと。

それから、廃校となった校舎の対応計画、南郷の第二小とか、それから、今度は針生小学校もありますけれども、そういった廃校となったどういう計画があるのか示していただきたいなと。

それから、これは今回国では、私はこれ賛成あまりできないんですが、大きな建物を取り壊す費用、これに対しては借金してもいいよとなったんですね。これに対しては私はちょっと疑問があるんですね、異議ありと。それはなぜかと言いますと、新しい新庁舎のための借金は、子や孫も使うからそれはいいでしょうと。だけれども、取り壊す費用を借金して子や孫にやるというのは、私は正義に反すると思うので、これは国にそんなことを言ってもどうしようもありませんけれども、町長の考えはどういう考えを持っているのかなということで、町長の考えを示していただきたいということでございます。

以上で壇上から質問を終わらせて、あとは一般質問席で再質問したいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 12番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国の空き家対策と町の対応に関する1点目、国の空き家対策に対する我が町の対応と、2点目、空き家の調査状況についてのおたただしは関連があると思いますので、あわせて答えさせていただきます。

現在、町の空き家対策につきましては、8月末現在で690件の空き家を確認しております。台帳の整備を進めるとともに、管理不全な空き家の所有者に対しましては口頭、または文書によりまして指導、助言を行い、管理不全な空き家の抑止に努めているところであります。

一方、適正に管理されている空き家につきましては、その所有者に対しまして今後の活用や維持管理についての意向調査を行う準備を進めているところであります。この意向調査の結果によりまして、町の空き家対策の一つである空き家バンク制度の運用を開始したいと、そのように考えております。

議員おただしにありますスムーズな取引方法を構築するとともに、国・県の各種支援事業を積極的に活用しまして町の空き家対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、公共施設の有効活用策についての1点目、今後の公共施設等総合管理計画の策定計画を示せとのおたただしであります。議員おただしのとおり、今年4月、国によりそれぞれの自治体が所有する全ての公共施設などを対象とした公共施設等総合管理計画を策定するよう求められたところであります。

しかしながら、本町では計画策定の前提となる固定資産台帳が未整備となっておる状況でありまして、施設ごとの延べ床面積や建築年数、修繕履歴、利用実績等の現状把握に若干の時間がかかるものと思われ。このため、公共施設等の情報を管理、集約するシステムを導入いたしまして、将来的な施設数や延べ床面積などの数値目標を立て、施設を統合、廃止する場合の考え方、いわゆる再配置計画の策定までを全庁的な体制の構築により進めていきたいと考えております。

行政改革の一環でもありますし、今後の財政負担はどのようになるのかということは非常に重要なことでもあります。今後、しっかりと調査して計画を実行していきたいと考えているところであります。

次に、2点目でありまして、廃校となった校舎の対応計画を示せとのおたただしであります。本町において合併後廃校となった学校は4校あります。このうち旧伊南小学校については、跡

地利用検討委員会の検討結果を踏まえ、将来的には解体することが決定しておるところでございます。このほか、旧上郷小学校、旧針生小学校、旧南郷第二小学校につきましては、それぞれの利活用検討委員会等で検討がなされてきましたが、具体的な対応計画の結論にはいまだ至っておりません。引き続き地域との協議を進めて、そして一定の方向性を出してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。公共施設の解体処分費用への地方債発行に対する考え方についてのおただしであります。基本的に、単なる公共施設の解体処分費用に地方債を発行し、その返済を将来の世代に委ねるのは適当ではないと、そのように考えております。このことから、現時点での公共施設の解体処分費用に地方債を発行することは考えておりません。しかし、今後の状況によっては、公共施設の解体処分費用に対して地方債の発行を検討しなければならない案件が出る可能性もあるのではないかなど、そのようにも考慮されますので、その都度財政状況等を考慮して適切に判断してまいりたいと思います。

まず、公共施設、今使われているものも含めて、使われていないものも含めて、どのように公共施設を利用するのがより効果的なのか、あるいは不必要なのか、その辺もしっかり検討した中で今後の対応を考えていかなければならないと思います。できるものは活用していくと。残していつて維持管理だけかかるものは、そのときは思い切って処分と、解体ということもそのようなことにもなろうかと思えます。

そういう意味におきまして、後世に負担を強いるのが、現在負担をやっていくことが逆に負担を強いることであるならば、そのときはそのような判断の中で、解体費用も地方債の発行ということもあろうかと思えますけれども、現在では、先ほど答弁申し上げましたように考えていないという状況であります。

いずれにしても、今後の財政負担もしっかり考えた中で、利活用も考えた中で、町としては公共施設に対する解体処分であったり、その費用に対しての対応を考えてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 まず、第1点目、我が町空き家等の適正管理に関する条例成立したばかりなんですけれども、実際、先ほどの楠議員のときに5件ほどの該当があると言ったんですが、実際代執行をやった件数というのはあるんですか、ないんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

空き家条例に基づく代執行ということについてはまだ実施をしておりません。助言、指導から命令等々手順がございますので、そこまでには至っておりません。先ほど5件というところにつきましても、町の支援として、除却のための支援を行った件数が5件ということでご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 先ほどで、空き家バンク制度をスタートしたいというようなことなんですけれども、その見通しというのかな、それは大体立っているのか、それともまだ立っていないのか、その辺どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

南会津町の空き家バンク制度の実施要綱については、ことしの4月で告示をさせていただいて、現在既に設けております。それで、その具体的な運用について、町長答弁にございましたように、まず空き家の活用の意向調査を現在アンケート内容も固めておりますので、今後手はずが整い次第発送すると。その結果、その内容におきましては、当然売却、あるいは貸してもよいというような意向も含めて検討しておりますので、それらを返ってきた中で、それを今度は空き家バンクというような形で進めていきたいと考えておりますので、見通しとしましては、まずアンケート調査をおおむね来月には発送できると思いますので、それらの回収、分析を行ってからということ考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 町長、恐らく私のほうはいち早く国の課長が来てそういう方向性を示したからわかったと思うんですけれども、いずれ各自治体も同じように、そうかと、空き家の改修改善に国も金出すのかということで、かなり競争的なそんな感じになってくるのかなと思いますので、今のうちらほうの空き家バンクスタート前に今意向調査をしているというんですけれども、これはできるだけ急いで、そして国もやはり、どうも町がやるなら国もやるよと。要するに町を試しているような、そんな感じに説明を受けました。ですから、できるだけ早目に対応するということが望ましいのかなと、こんなふうに思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど議員のほうから地方創生のお話ありました。これは国から言われるまでもなくて、今私たちのこの町がどういう状況にあるのかということをしっかり把握した中でその対応をしていかないと、先ほどのその消滅する自治体とか、そういう話になるわけでありましてけれども、そういう今の現状をしっかり認識した中で、今私たちがしなければならないこと、どういうことなのかということ私たちが今の現状の中でもやっていくことが一番大事だと思います。

国がどういう施策の中でやってくるかわかりませんが、空き家対策であったり少子化対策であったり、子供の対策、待機児童をなくすとか、いろいろ国のほうもそういう中で一連の中では言っていますけれども、私たちのこの現状に合った状況をどう解決していくのかということが、いわゆるそういうことであるということでもありますし、人口が減っている、こういうことも雇用も含めて、町としてこれまでもいろいろな企業支援であったり新規就農者の支援であったり、あるいは就職される方への住宅の支援であったりと、町はそれなりに今地域の状況を見ながらやっているところでございます。

そういうことも含めて、国の事業とマッチすれば、また町がより有利にその事業を進めることができると思いますし、この空き家もそういう意味で、国全体がやはり少子化であり、また空き家がかなりふえているというような状況もありますので、また私たちのこの町の状況も、先ほど申し上げましたように690戸もあると。そしてその中でもまた象徴的なものもあると。そういうことも含めて、利活用も含め、そしてその状況といいますか、そこの整備を含めた中で町としてできる限りのことはしていきたい。そしてもちろん所有者の理解も話し合いを進めながら、理解をいただきながら、町としてできることは支援したり、あるいは町がかわりにすることがあるかもしれません。そういうことも含めて、町としてしっかりと対応することが今の状況としては大事なことかなと、そのような認識でありますので、国のほうの状況、県のほうの状況もしっかり情報をいただきながら、町として町の考えをまた申し上げながら、町としてはやっていきたいと考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 私は先ほど一つの提案として、町だけでやるというのも一つの方法かもしれませんが、町のプロという宅建、宅地建物取引業者いらっしゃいますので、それとか、あるいは空き家の改修、改善には、非常に大工さんなどの建設業に携わっているそういう人たち、そういう人たちとプロジェクトチームを組んで一緒にやったほうがいいのかなんて私は思っていますけれども、町長はそれに対してどういうお考えを持っていますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 いろいろ事業を進める中では、やはり町だけではできないわけでありまして、個人でやったり、もちろんそういういろいろな関係者、あるいは特殊な資格を持っていらっしゃる方、あるいは事業者であったり、そのような方々との意見交換であったり、力をおかりするようなことも当然今までもやってきましたし、ですから、そういう意味では町として、これは特にまたそういう意味では非常にその部分が大きいのかなと思いますから、町としてそういう方々たちとの連携をしながら、いずれは具体的に実行する場合はそのようなことがこれからあろうかと思います。

今のところこの町が条例を定めて、いろいろ今、先ほども課長が答弁しましたように、所有者の意見を収集したり、そのような状況の把握の中でありますので、いずれはそのようなことの中で具体的な話を進める中では、そのようなプロジェクトチームといたしますか、皆さん方の協力をいただくようなことになろうかと思います。そうした中で皆さん方と協議の場も必要だと、そのようにも考えておりますので、必要に応じてそのようなことを対策といたしますか、プロジェクトチーム、名前はどうか分かりませんが、そのような対策チームをつくっていく必要があるのかなとも、そのような考えでおります。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 この空き家リフォーム住宅、先にかなり進んでいる自治体がございました。愛知県の東栄町、ここではやはり数年前に既に今言っているようなことがもうやられておりまして、月に大体3万円から4万円くらいの範囲で貸していると。そしてそれを見ますと、例えば中学生以下の子供が同居した場合はその金額から2割減額しますよと。一つの例で言いますと、大体3万2,000円の空き家を借りた場合、中学生以下の子供がいた場合は6,400円ほど引かれて2万5,600円、そのくらいで借りられると。そういうようなことが載ってございました。

やはりUターン、Iターン者限定というような形でかなり進んで取り組まれている事例がありますものですから、ぜひともこういったところを参考にして、できるだけ空き家の調査を早くして、スタートもやはりできるだけ早くしていただきたいなど、こんなふうに思います。

再度、南郷トマトで新規就農者の今回住宅を町でやられるわけですがけれども、南郷トマトでなくても、何か目的を持ってこの町に来られる人もいると思うので、そういった人にはぜひとも早く呼びかけて、そんな安く改修、改善、本人負担が安くて済む、それだったらぜひともいいなとこういうふうに思わせるような、そういうPRをぜひしていただきたいというふうに思

います。

このことに対して再度町長の考えをお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今の状況を踏まえた中で、やはり今までの世帯、結婚されたりすると分離されてまた世帯分かれたり、そのような現状もございますし、またIターン、Uターンの方もそういう状況の需要があるということも少しずつ今のところあるものですから、ただ、南郷の新規就農者への住宅につきましても、なかなか適当なところがなかったという、その対応が間に合わなかったということでもありますし、またその地域の向上といえますか、そのような関連の中での町としての一つの対応ということでやったわけでありまして、今後、そのようなことを十分見越した中で、町としてスムーズにそういう方が受け入れられるような、その対策をしっかりとできるだけ早くできるように、町としては対応してまいりたいと考えています。

そういう意味で、いろいろ今あいているところもありますし、それから貸し家等もありますから、総合的な中でそういうものをどうしたらいいのかということをもまず考えるのも一つ大事なことかなとも考えておりますので、その辺も踏まえた中で状況調査しっかりした中で、できるだけ早く対応してまいりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 この空き家対策は、恐らく先ほど私が言いましたように、国も恐らく本気になって取りかかってくるのではないかなと想像されます。そうでもしないと絵に描いた餅になりまして、結局自分たちの存続にも関することになるでしょうから、ですから我が町も先ほどのアンケートとかそういったものを、意向調査をできるだけスピードアップして、そして空き家でも完全にだめだというのは、これはもう仕方がないと思うんですけども、少し手を加えればこれは使えるなといったところに対してはどんどんとスピードアップして、空き家をできるだけ活用して、その裏には都会から人を呼び込むと。こういった形にさせていただきたいと要望して、1番は終わりたいと思います。

2つ目でございますが、いわゆる公共施設の有効活用ということで、今後の策定計画、いわゆる国のほうからそういった固定資産台帳、こういったものを作成せよと、こうきているわけですけども、今のところシステムを導入して再配置して調査してと、こういうふうなんですけれども、いつごろから着手するのか、その辺の見通しはどうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

担当課としては平成27年度から着工したいというふうに考えてございます。当然それについては委託料等の予算措置も必要ではないかというふうに考えておりますので、現時点では平成27年度着工ということで考えてございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 多分私はこれ結構膨大な作業になると思うんですね。結局私が思うには、役場の庁舎内ばかりでなくて、各集落にある公民館とか、あるいは屯所とか、消防自動車まで含むのかな。そうしますともうかなり膨大になると思うので、できるだけできるところから早く始めたほうがいいのかなど、こんなふうに思いますので、ぜひお願いしたいなど。

これも国の国土強靱化、要するに少し手を加えて長く使ってくださいよと、あるいはもう使えなくなったところは何らかの別な用途に使ってくださいよというようなことでこういったのを出したのかなと、そんなふうに思いますので、ぜひともその辺はお願いしたいなど。

この前も南郷トマトに農協から補助金の申請が出たと。私農林課長に現在使われている施設の減価償却台帳と言ったら、えっというような感じがしましたので、この辺がいわゆる民間の複式簿記の考えを持っている人との違いかななんてこんなふうに思いましたので、ぜひとも固定資産台帳をできるだけ早くお願いしたいなど、こんなふうに思います。

わざわざこういうシステム導入しないといけないのかどうか。それについてはどうということなんでしょうか。ちょっとお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

議員おただしのように、国のほうから指針が出されておまして、現時点でその中でも総務省でシステムを構築したものがございますので、現時点ではそれを活用してまいりたいというふうには考えてございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そういうのが、システムがあるということを初めてわかったんですが、それはそれで、できるだけそのほうも早くやっていただきたいなどと思います。

それから、2番目の廃校ですね。伊南小学校だけは跡地利用委員会で解体することが決まったと。上郷、針生、南郷二小、これは検討委員会でまだ一定の方向性を示していないというんですけれども、そもそもそれぞれのところで利活用検討委員会というのは開催しているんですか、していないんですか。その状況をお知らせください。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

いわゆる学校の統合によりまして、決定になった段階で、その年の地域の人たちと上郷小学校は上郷小学校、針生は針生、第二小は第二小という形で話し合いをして、年度末に一定の可能性のある報告書を町に提出されているところだというふうにご認識をしております。

その後、具体的にこの旧小学校は特化して、この利活用でいきたいと思いますという答えに今至っていないということをごさいます、町側が利活用検討委員会からいただいた提言書を具現化する作業がまだ今とまっているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 何かいまいちょっとわからない。その年に一応それをやったんですけれども、報告は出ていないということですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えします。

報告書は複数のA B C Dの活用策が考えられますという町に対するそういった複数利用計画の提言書をいただいております。町として特化して、この施設はこの利活用でいきたいと思いますという答えに現在議論が進んでいないというのが現状だというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ということは、余りでは検討委員会は開催されていないというふうに理解していいですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 今、秀春議員がおっしゃられたとおりでございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 やはり私は建物というのは使われなくなると早く老朽化していくとか、朽ちくするとか、そういう考えを持っておりますので、できるだけ、当然地元で一番再利用できればそれに越したことはないわけですが、もし地元でとても大きな建物でこれはどうしようもないといった場合には、では町全体としてどう利活用するかというような次の段階を考えなくてはならないのではないかなと思っておりますが、その点についてどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この廃校ということで、今そういう話があったんですけども、先ほど全体的なお話しさせていただきました。公共施設の利活用、これ町としてこれから人口が減ったり、あるいは地域の管理能力といいますか、町もそうですけれども、そのようなことを踏まえた中で、今の活用方法、それから今後の活用方法をしっかり活用されていてもそのようなことは必要かなと思っています。まして、あいているところの管理もありますから、そのようなことも含めてやっていかなければならないと思います。

そうした中で、この特に学校のことに关しましては、耐震の調査であったり、そういうことも必要になったりすると。これはお金が当然かかりますし、そうした中で利活用も何もない、最後に廃校するという中でその経費の問題等ございますから、町としてその辺も踏まえた中で、今後、今言われるようなことを踏まえた中で、空き家にしておくとどんどん老朽化していくというようなこともありますものですから、そのようなことを踏まえた中で、町としてその対策をどのようにしたらよいのかということも含めて、町として早急に検討していきたいと、そのように考えております。

一部、廃校の中にはちょっと具体的な話も今挙がっているところもございますので、その方向性も見た中で、町としての対応も、また関係者の人たちとの話も進めていきたいと、そのように考えておりますので、いずれ、皆さん方にもその件はお話しするようなことがあろうかと思えますけれども、ただ、そういう話、まだ単純な話という中でのございますので、そのような話し合いを進めた中で町としても対応を進めていきたい。ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 たしか、ことしでしたか。荒海中学校の改築の工事に当たって、針生小をちょっと使ったとか、南郷二小もちょっと使ったんでしたっけね。今現在、管理とか利用、どのような状況になっているのか、ちょっとお示ししていただきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○星 善光館岩総合支所長 お答えいたします。

この上郷小学校は平成20年の3月に閉校となりました。これにつきましては当時、先ほど副町長が答弁していましたように、今年度に利活用についての検討委員会がありましてやったわけですが、現在それについて、ではこれだという特化した部分はありませんけれども、昨年度の平成25年度の利用状況についてまず説明いたします。

平成25年度におきましては、合計で年間を通しまして289件の利用がありまして、そのうち議員もおわかりのように館岩地域は非常に観光業をなりわいとしている住民の方が多いところ
です。特に、高杖地区には会津高原ペンションということで、Iターンで約26件の方々が館岩
に來られて現在ペンションを經營されていまして、そういう方と、あと会津高原リゾートです
か、教育旅行が盛んなところなものですから、それに伴いまして教育旅行で昨年の場合、約32
件の上郷小学校の利用がありまして、そのほかに、地域の子供たちのスポーツ少年団の体力づ
くりということで、年間を通して約126件の利用がありまして、そのほか、グラウンドにおき
ましては、ゲートボール等とかということで、高齢者の体力づくりに116件の利用がありまし
て、そういうことで利活用されているということが現状であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○宍戸英樹伊南総合支所長 伊南小学校についてお答えいたします。

現在旧伊南小学校につきましては、施設の一部を学校給食センターとして使用しております
ので、それ以外の旧校舎、体育館等については、耐震評価の数値がかなり低いと。危険な建物
であるということで、一般の方の使用は認めていない状況になっております。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 南郷総合支所からお答えいたします。

旧南郷第二小学校については、昨年の南郷中学校の耐震改修の際に校舎として活用し、こと
しは南郷小学校の耐震改修を実施しておりますので、夏休みから今年度いっぱいというような
ことで校舎として活用しております。そのほか、子供たちの、小学生のプールとして昨年、こ
としまで夏休みの期間中だけ使用しております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 針生小学校につきましては、現在では使っておりません。地元との協議
もあるんですが、針生地区としての集会所というような一つの案もございますが、現時点では
決まっておりません。ただ、体育館のほうにつきましてはひのきクラブのほうに管理をお願い
して、体育等々、そういう行事に使ってございますし、また選挙時には投票所として使って
ございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 結構これ私が思った以上に使われているのかなと。でもあれかな、校舎は余り使っていないということかな。いわゆる体育館とか何かは使っているんだけど、いわゆる校舎、特に上郷のほう、校舎はどういう。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○星 善光館岩総合支所長 お答えいたします。

頻度としては体育館が多いんですが、そのほか校舎内での利用も、やはり教育旅行では教室を使つての料理教室とか、あとは地域の文化を学ぶということで、教室の利用も高いです。

以上です。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 一つ、伊南小学校は跡地利用で解体だと。でも今それに隣接した給食センターが使われていると。こういうことなんですが、この辺の給食センターの今後の考え方というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 伊南給食センターにつきましては、昭和55年に建設された建物であります。そういった中で、非常に老朽化もありまして、更新の時期を迎えているという認識を持っております。今町に求められているのは健全財政の運営ということを強く求められている現状であります。今後、財政当局と協議をしながら、建設地の選定であったり、建設年度を明らかにするというような流れを持って当たっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 いずれにしても、利活用検討委員会なりそのほうは当然重視しなくてはならないだろうとは思いますが、もし例えば校舎が余り今後使われる予定がないといった場合は、積極的にそれもやはりPRして、私先ほど演壇で言ったように、元の病院を介護施設関係でやったり有料老人ホームにしたりということを見てきましたので、しかもここは24時間看護と在宅の介護と看護をやっているんです。24時間365日やっているという。まさに理想的なところを見てきたわけですがけれども、この件に関しては室井嘉吉議員が一般質問しますので避けますけれども、いずれにしても私は、いわゆる使われなくなった施設をうまく生かしたという、そういう形で今質問しているわけで、ひょっとしたら我々は考えにくいかもしれませんが、東京ではこれから恐らく特別養護老人ホームとか何かという、もうつくる場所もなかなかないくらいですから、地方のほうに来るのではないかな。そんなときにひょっとしたらそういう施設業者が、まだこの上郷の学校使えと。ここをうまく生かしてその有料老人ホ

ームなり何か施設にしようと、そういう人だって出てこないとも限らないと思うので、ぜひともその辺のそういう場合の参考となる資料というもので、今回国が公共施設を固定資産台帳をつくれと、こういうことを言ったわけだと思うので、ぜひともそういった意味で、自分たちで使えなくなったらそういう活用の仕方もあると思うので、それはひょっとしたら売却となるかもしれませんが、ぜひともそんなふうにしていただきたいなと思いますが、町長の最後にご意見をお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今ある公共施設、先ほども申し上げましたけれども、活用しているものも含めて、今後、どのように利用したらいいのか、また、利用法をどうしたらいいのか。当然それは考えていかなければならない重要な課題だと思っています。そうした中で、特に学校のような大きな建物の場合、今のような提案されたような利活用もあろうかと思えますし、また地域の皆さんとも今少しづつ話もさせていただいているところであります。

また、先ほどそれぞれの支所のほうから話ありましたように、今現在はこのように使われているところでありますし、ただ、その用途がなくなったときにどうするかということも含めて、町としてその対応も含めた中でしっかり利活用を有効利用していきたい。そして場合によっては、本当に不必要なものであるならば、先ほどの地方債を充ててまでも、もうその解体費用に充てないほうがいいのかというような提案もありましたが、それも含めて町としていろいろな判断をしていく必要があるのではないかなど、そのようには思っています。

ですから、できるだけ有効活用できるような方向を探ってみて、そのような方向性をしっかり打ち出していきたいなど、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 これで一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で12番、湯田秀春君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 星 光 久 議員

○芳賀沼順一議長 2番、星光久君の登壇を許します。

2番、星光久君。

失礼いたしました。

8番、楠正次君については都合により早退をいたしましたので、報告いたします。

光久君、どうぞ。

○2番 星 光久議員 2番、星でございますが、まずは通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

またこれ同じような質問嫌だななんて思わないで、なるべくよく聞いてください。よろしくをお願いします。昼飯食った後、眠いと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1つは、荒海中学校の土地問題なんです、今もって解決しないという形で、秋で早生まれだから40年になるわけです。昭和50年の1月17日だから、普通49年の人とか同級生で、秋で40歳に今、40年を迎えているんですが、そういう形でどこがどういう形で解決しないのか、いろいろな問題はあると思うんですが、今もって解決しないというのはやはり普通ではないと。誰が考えても普通ではないと。やはり解決するべき時期ではないかなという形で思うので、こういう形で質問したいと思います。

それでは、今後のという形で、今解決しないんだから見通しはあるのかなのか、そこも含めてよろしくお願ひします。また、解決の方法はどういう方法が一番いいか。単なる弁護士を頼んだとか、あるいは裁判所を頼んだとか、やはり直接自分で確かめない限りは、土地問題はなかなか裁判をしても決まらないものですから、そういう形でどこらまでいっているのか、ぜひお聞かせ願ひたいと思います。

それから、2つ目、NHK朝のラジオ体操、町内の放送について。

我々思っていることは、旧田島地区でこの文面のとおり5月から10月まで、それから朝の6時30分から10分間だけ、どこにでもいて放送を聞けてラジオ体操できないかななんて思っているわけです。町でも多分ラジオ体操の必要性については認めていると思うんですが、ただ、

やり方についてどういう方法でやるか、区のほうにCDを送ったというこの前のお話は聞いたんですが、そのCDがどういう形で利用されているか、また、田島地区だが範囲はどういう形でされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、3つ目、再生可能エネルギー対策について。

震災後、極端にこれにわかに再生可能エネルギーの必要性というか、原発にかわるエネルギーについて国を挙げてやっているんですが、これについて町でも必要性はわかると思うんですが、実際にどういう形でやっているのか、またどういう方向で今後する予定があるのか。またどういう形で取り組みをするのか、そこらも含めていろいろあると思う。場合によっては太陽光もあるし、小水力、発電所残ったところ、発電所つくろうというんだから、これ容易ではないと思うんですが、小さい発電所をつくったなんていう形で、これは我々の産建委員会のほうで富山県のほうに行き来したら、針生よりも水の便が悪く余りそんなによくない場所なんだけれども、国から5億円もらって、10億円かかるんだけれども国の補助が2分の1で5億円と。そしてそういう形でできて、大変地元で還元をしながらやっているということで、大変喜ばれているというような形でございます。

そういう形で、それと、また木質バイオマスは館岩のほうで試験的に、緑十字という形でやっていると思うんですが、あと生ごみのバイオマス、これも議員の林活の中で、新潟県の名前忘れちゃったけれども、そこで電気を起こしたり熱を起こしたり、瀬波温泉といったかな、余り行ったことがないからそこに行ってきたら、そういう形であったものだから、いやすごいなと。ごみは減るし電気にはなるし、田の肥やしにもなるしということでありました。

そういう形で、まず再生可能エネルギーの事業形態、いろいろな形があると思う。自治体そのものでやるところと、ほとんど自治体だけでやっているところというのはそうはないかもわからないですが、あと、民間と一緒に共同でやったり、そういう形でいろいろな形であるものですから、そこら辺も含めて、今後町としてどういう取り組みが一番適当か、また妥当かというように伺いたいと思います。

なお、再質問については質問席からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、2番のNHKのラジオ体操の町内放送の件についてからお答えさせていただきます。

初めに、NHK朝のラジオ体操の町内放送に関する1点目ではありますが、防災行政無線を活

用してラジオ体操を放送してはどうかのおただしであります。平成26年第2回議会定例会の2番議員さんのご質問がありました。そのとき答弁申し上げましたけれども、町民の労働時間の多様化などによりましてライフスタイルも大きく変化しておるということで、特に田島地区においてそのような傾向が強いということで認識しております。

そのようなことでいろいろ調査もしました結果、そのような、前回答弁させていただいたようなことなんですけれども、現在の生活環境の状況を踏まえますと、現段階において防災無線を利用して、そしてラジオ体操を一斉放送するという事は、ちょっと状況としてはできかねるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目でございますが、町民の健康増進策の一つとして、朝のひとときに町民がそろって体操する運動習慣の確立は大変重要であると、みんなしてやるのはとてもよいことだとは思っています。ラジオ体操は負荷も少なく、そして手軽にできる体操でありまして、毎日続けることで一定の効果があると、そのようにも認識しております。

しかしながら、運動習慣を身につける方法は個人の年齢や身体状況、価値観などに応じて多様化していると思っておりますし、ラジオ体操も含めて、自分のライフスタイルに合った運動を無理なく継続することが望ましいのではないかなど、そのように考えています。

平成26年第2回定例会の議員からの一般質問に対する答弁でも申し上げましたけれども、町民の健康づくりにつながるラジオ体操を普及するため、ラジオ体操CDを希望する行政区に対して配布しております。町民の皆さんにこのCDを活用していただき、自主的に運動習慣を身につけていただきたいと、そのように思っていますし、各地ではそれぞれ希望がありましたものですから、それぞれの利用の仕方はそれぞれの地区で実施をされているものと、そのように理解しているところでございます。

このような状況から、現時点での朝のひとときに町民がそろって体操をする習慣を育成することにつきましては考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの推進策に関する1点目でございますが、町の資源活用と発展のための対策との考え方についてのおただしでございますが、町の総合振興計画や環境基本計画においても再生可能エネルギー施策を重要施策と位置づけまして、豊富な自然、資源の利活用は大きな課題であると、また重要なことであるとも認識しております。

再生可能エネルギーについては、太陽光を初めさまざまな資源が存在しているわけですが、資源的に限りのあるもの、いわゆる無尽蔵と言われるもの、あるいは気象や天候に影響されるもの、また設置後の管理に関することなど、それぞれに長所や短所があると思っております。

事業内容や地域への波及効果など、総合的な観点から判断して、町の実情に合った形でその利用も図っているところでありますし、できることからエネルギー施策を推進して、そして町の発展に寄与してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目でありますが、再生可能エネルギー事業における事業形態と考え方についてのおたただしであります。各種事業の性質によりまして、民間主導であったり、または公共性を考慮した自治体が事業主体となるべきもの、さらには広く出資者を募り、ファンド形式で行うものなどがあるのではないかなど、形式的にはそのようなものがあるのではないかなど、そのように思います。

また、民間活力が中心となって進められる取り組みについても、参入による地域経済への波及効果が期待されるものであれば、できる限り積極的な支援をしてみたいというのが今の考えであります。

収益性が高く、また事業採算が合うと、そのような売電事業などについては、民間資本が取り組んだほうがよりいいのではないかなど、そのようにも考えております。町が事業主体となって売電事業を実施する考えはありませんが、個々の事業内容や地域の実情を考慮しながら事業形態についても検討を行い、今後のエネルギー政策を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、荒海中学校土地問題についてお答えいたします。

初めに、1点目、今もって解決できない理由についてのおたただしですが、荒海中学校の土地問題につきましては、議員からお話がありましたように、昭和50年に売買契約を締結してから約40年が経過しており、この間、何人もの方が交渉してまいりました。現在も問題の解決に向け話し合いを継続しておりますが、今までと同じように、らくだ山の権利関係や代替用地の買収の土地代をもらっていない等の主張を繰り返す状況であり、話し合いが平行線をたどり、進展していないことが大きな理由と考えております。

次に、2点目、今後の解決の見通しについてのおたただしですが、今後も問題の解決に向けた話し合いを継続しますが、先ほども申し上げましたように約40年も経過し、お互いの主張がかみ合わない状況にあることから、短期間で解決することは困難であると認識しております。

次に、3点目の解決の方法とその対策についてのおたただしですが、問題解決に向け町の顧問

弁護士に相談したところ、判決については既に消滅時効期間が経過しており、強制執行することは困難な状況であるとのことでした。今後も当該者との話し合いを優先し、お互いの理解を深めながら問題解決の糸口を探してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 今、答弁は町長先にやったんですが、番号1番からやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今、教育長、るる今の現状の問題、いろいろありましたが、今のらくだ山だの体育館のところの土地だのという持ち出すのというのは、前々から持ち出してやっているの、こういう形で、つい最近の状況というのはどういう状況になっているのか、またこれいつごろ交渉に行ってきたのか。町長にもつついてばかりいないでおまえも協力しろなんて言われてしまうものだから、俺もこれ一応何回も交渉に行ったことがあるから、そういう形で協力できるところは協力しながら、そういう形でいたんですが、6月、3カ月か、いつ教育長来るんだろうと待っていたけれども一声もかからない。一人で行っているのかななんて思っているものだから、そこら辺も含めてよろしく頼みます。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

荒海中用地交渉については、7月2日と8月8日と8月19日に行ってきました。それで、最初の交渉のときは、まだこんな問題言うの光久かなんていうことで言われて最初しばらく怒られました。それで、その話がして、どうしたら解決するんだべという話をしたら、従来の主張を繰り返すのみで、その後に旧荒海村時代の悪口とか田島町時代の悪口をずっと述べられて、話も聞いているだけで、なかなかうちに話をさせてもらえない状況で、話を聞いて、そんなことはとっくに解決しているだろうと必ず来るんですよ。それで、解決しないから私が来ているんですというような言い回しでもすると、俺の中では解決しているんだと必ず言われるもので、そのときは1回目はそういう形で7月は行ってきました。

その後は、8月に入って2回ほど行きましたけれども、8月19日は、最初行ったときに解決済みなのになんで来るんだというようなことで、いきなり言われました。それで、町としては解決していないから来ているんだからという旨の説明をして、それから話し合いに入ったんで

すけれども、その後にもう少し具体的に解決の糸口になるようなことがあれば、そんなところの考えもちょっと聞かせてくれと言ったら、結局コンクリートのたたきの問題とか除雪の問題とかいろいろ出されて、その話をまたずらずらっときて、話を聞いてきて、そんなことではなくて、土地の問題を解決するためにはどうしたらいいんだという話をすると、そんなことではめえで考えることだべとって急に怒り出したりして、なかなか話が進まないというのが現実です。

そういう状況で、今回は3回の交渉に7月、8月と議会終了後行ってきました。お答えいたします。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 3回行って、怒られてばかりで、本当の本題に入れなかったというような中身だけれども、さっき強制執行できないというような関係で、俺らもわからないんだけど、強制執行というのはどういうことで、何でできないか。俺らこれそうだと法的なやつも何もわからないものだから、そういう形で俺ら強制執行は何でできないのかなと、こう思うんだけど、どういうことでできないんですか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

一度、昭和63年ごろからの裁判のやりとり始まりまして、裁判やって、強制執行の許可をもらったんですけれども、これがそれから平成2年の9月15日に強制執行の判決の効力をいただいたんですけれども、それから10年間のうちに強制執行しないと効力が失ってしまうというような状況で、平成12年になったら強制執行の効力がなくなってしまうから、また新たに取り組まないと強制執行はできないというような状況になって、10年が経過したものですから、もう既に強制執行の効力を失ってしまったというようなことで、裁判をやり直すかというようなことになってくるんですけれども、このまま裁判をやってもなかなか難しいのではないかとということで弁護士の先生からはお話をいただいております。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 10年間で、平成2年に起こして、10年間過ぎてしまったから、その間強制執行しなかったから、今度はもう10年過ぎたからできないよというような解釈でいいですか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

判決は10年を経過しており、判決は無効となるが、再度裁判をしないと強制執行はできないというようなことなんですけれども、再度裁判をするためには、今度は、今までは広野ケイチさんのお父さんだけでよかったんですが、今度は法定相続人全部との裁判を起さなければならなくなったというような状況になります。そういう場合に今まで経過を踏まえて全部一からやり直さないとなかなかできないというような状況になってきますので、なかなか難しいのではないかというようなことで聞いております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういう形で、これ安い買い物ではないよな。この時代にして。平米4,689円という形で、きのう、伊南の保育所新しくつくるところの土地、平米2,300円だから。その当時の4,700円近く出しているというのは、今でいうと、このころ大体480万円か490万円ぐらい出していて、今の時代だと何千万円、3,000万円か4,000万円ぐらいの価値、年数がたっているもので、決して安い買い物でないとき、この時代にこんなに同じ国道沿いで、121号線と伊南の352号線、大した変わらない、まさか田島のほうが利用価値というか土地の価格が多いと思うんだけど、この当時の価格というのはばかにならない価格なものですから、それこれからどうするかを含めて、議長もこのころは多分いなかったと思うんですが、物すごい価格なんだよな。坪単価にして。

教育長、40、50年に大体採用になった、大体みんな40年たつと大体今60ぐらいになるから、多分そうだと思う。俺もその10年前に採用になったとき、1万2,400円だ、月給。多分、教育長入ったとき、2万円、3万円になるかならないと思うのな。そういう計算して坪計算でいったって、そのころ1坪、月給がここの1坪と大体今の時代と合うような勘定になるわけ。

そういう形で本当にこれ高い買い物をしておきながら、教育長を責めるのではないけれども、今責めるのではないんだけど、こういう高い買物をしながら、今もって自分で使えないというか、自分の物にならないという。これ個人だったら気が狂ってしまうと思うよ。個人の、例えば俺、買ったけれども渡されなかったら。何もしてみようない、そういう状況。そういう形でこれからもこれ大変だと思うんだけど、やはり怒られたり何かしても、繰り返し繰り返し俺は行かざるを得ないのではないかなと思うわけ。

どことは言わないんだけど、俺らも話聞いたことがあるわけ。ここの場所でなくて。渡さないからといって今度は工事をブル入れたら、今度は向こうで裁判に出て、そういう形で今度は解決したというような事例もあるものだから、それがいいか悪いかは別として、まさか町

だからルールにのっとして裁判やるしかねえだべけれども、それにしても余りにも俺らも今まで、今までだと田島町しかわからなかったのを、今度は南会津町になって、西部のほうまで俺のおまえが言っている悪いこと聞けるようになって、聞けて、何をするんだ、俺をなんて言うわけだけれども、そういう形になっているから、今は何言われてもそんなに別にはだかっちゃり何かしないべから教育長も大変だろうけれども、やはり粘って人の心をつかみながら、教育長の心をつかんでもらいながら、頑張ってもらうしかないかなと思うんだけど、俺らも見ていて歯がゆいわけ。そういう形で教育長、これからも。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 答えいたします。

ただいまの光久議員のほうからお話ありましたように、うちも逆に言うと40年も経過してしまっ、過去のいきさつが一方向的に話されると反論しようがなく、話も聞いているんですけども、やはり足を運ぶしかないのかなというような気はして、議会が終わってすぐに行ったら、今度はそんなこと言うのは光久しかいないべなんて始まってから、それから今度は旧荒海村時代の話とか田島町時代の人の話をどんどん言われて、聞いてきて、ただ自分自身は町のほうで取り下げ申請したときに、俺のほう有利だと思ってしまったような口ぶりをすぐされるんですけども、それは解決したから取り下げしたのではないですよというのを説明すると、主、間違っているのではないかということですすぐ言われるんですけども、時間をかけて足を運びたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星 光久議員 平成4年あたりに取り下げたというような経緯があるんだけど、教育長ばかりに責任負わせても容易なものでない。町長も含めて一緒にやるほかないと思うんですが、そういう形で解決するという、俺らはやはり解決してもらいたいから言っていることで、我々解決しなくなったらぶん投げてでも何でも俺だって構わないんだけど、そういう形でやはりなるべく早く明るい、ああよかったなというような日が来るのを待っているんで、そういう形で頑張ってもらいたいと思いますが、そういうことでよろしく。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からもお答えさせていただきます。

今の状況そのものは、教育長のほうから答弁あったとおりでと思います。私もそのような報告も聞いていますし、そのようにも思っています。

正直、合併してこの問題を初めて聞いたときにびっくりしました。こんなの何で今ごろあるんだと。あるはずがないはずのものと。ですから、そういうものが今現実としてあるわけでありまして、今いろいろ町としてやるべきことはやっているとあります。交渉事は相手がありますし、相手との妥結がなければまとまりません。裁判もやってきて、そしてそれもその裁判の結果、執行できなかったという経緯もあります。ですから、もう40年もたつということでありまして、そういうことを経過の中でいろいろなことがまたあったかと思えます。ですから、そういうことも含めた中で、少しずつ少しずつお互いの気持ちを解きほぐしていくしかないのかなというのも今の本当の心情でもあります。そうした中で、町としてやるべきことはしっかりやっていくということで、ご理解願いたいと思います。

そういうことで、何回も何回も議員さんにはこの件について質問いただきましたけれども、もし、今後新たな方向の中であればきちんと報告しますし、皆さん方にもまた相談させていただきますので、これ以上のことは今のところ、今後、どう展開するかわかりませんが、きょうのところはこれ以上聞かれても答弁できないというのが現実でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういうことで、早く解決する方向を見つけ出してもらいたいと思います。そういう形で、その辺についてはこれからを期待しながら見守っていききたいと思います。

2番のNHK朝のラジオ体操ということで今出したんですが、これも含めて、町長、余り乗り気でないからだめだなんて言ったら、いやおまえだって要求貫徹が目的だべ、そこをなくしたらおまえの形ないぞなんて、そうかなんて、俺もやめるかなと思ったけれども、今回だけ、それなら今1回聞くかなと思ってやったわけです。

そういう形で、ラジオ体操必要性は町長、どうなんですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

ラジオ体操は、それぞれ準備運動としたり、あるいは体をジャンプさせたり、そういう意味では各地、あるいはそういうようなスポーツの準備体操だったりをされているものですから、朝もちろんそうですけれども、必要性と申しますか、みんながそういうふうにはラジオ体操をやっているということは非常にいいことだと思いますし、私もそういう意味ではラジオ体操というものは大切なものだと、そういう自覚は持っています。

ただ、なかなか議員さんの要望に応えられなくて、放送ということに関しては、先ほども答

弁申し上げましたけれども、やはりいろいろ朝早くから、それこそ枕もとでスピーカーが鳴り出してびっくりしたとか、朝だから子供さんはあれかもしれないけれども、でもそのようなこともいろいろ状況としてあるものですから、調査の結果。ですから、そういうことがクリアできたところはやっているところもあるようですけれども、そうでないところは、町が強制して一様に、一斉にそのラジオ体操の放送を流すということは、ちょっと差し控えたほうがいいと、そのような判断しておりますので、そういうことでぜひそのような方、言われた方がいらっしゃるのであれば、ぜひ朝の6時に自分の自前のカセットでCDを聞いてやっていただければ、集まってでも、いいのかなと、そのように思いますので、ぜひご協力をお願いします。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういう形で、町でもCD各地区に全部送ったという形で、みんなやっているのかなと俺は思っているわけ。そういう形で各地区で結果というか、どういう実施しているのか、そこらちょっと聞きたいなと思って、よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

今回、昨年お配りしましたのは、希望調査ということでお出ししまして、44の行政区長さんから申し出を受けましてお渡ししました。ですので、全部の区にお送りしているところではございません。しかしながら、また追加要望がございますれば随時対応していくという考えであります。

その利用状況についてなんですが、昨年11月には各今サロン事業というのがやっております、その中で使っていらっしゃるということで、豆渡のサロン事業で使っていただいている様子を広報にも載せていただきまして、PRをさせていただいたところです。

あと、本町地区におかれましては、朝ということではなく、本町も広いので、広場に集まってやっていらっしゃるところもあるということも耳にしております。

また、集落応援交付金を利用して、昨年は事務報告の中でも報告しているところなんですが、集会所を利用したサロン事業というのが非常に多く、56地区のところで行われまして、230回の回数、地区でやっておられます。その中に、社協のところに町から委託をしております、見守り支援員という職員を配置しておりますが、その方たちがそのサロン事業のお助けをして、その際にラジオ体操をまずやるというようなところから、その普及活動には努めているところですので、積極的に使われているものだというふうな認識をしております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういうことで、44地区にCD送って、十分に活用されているという
ような理解をするわけなんです、先ほど町長、6時半に起きて、スピーカーが鳴ったらおっ
たまげる。6時に1回みんな起きろよ、6時だよと鳴るわな。そういう形で、だから冬とかで
なくて、5月から本当の日の長い日、大概年寄りになると5時ころからもう起きるから、そう
いう形でどこにも集まらないで畑の中で鍬たがって、6時半になったら10分間だから頑張っぺ
というような形で、俺も一応老人会の集まったときCDを利用していますかと聞いたの。いや
そんなことあるの、聞いたことがないというわけ。老人会だから聞いたって忘れたのかどうか
わからないけれども、田島地区の老人会に聞いたら、区のほうに来ているんだかわからないけ
れども、俺は聞いたことがない、忘れたんじゃないのかなという、まだそこまでは忘れない
なんて言うから、多分おらほの地区としてもサロンなんかもやっています。集会所でサロンな
んかもやっていますが、そういう形でサロンは1キロも集まって、1キロも来て、そして日の
中、ゆっくりとやる仕事なもので、社会福祉協議会から来て、俺らもちよいちょいここで運動
をやったり、一緒になってやっているんだけど、そういう形で俺の意思としてはそういう
形で言っているものだから、CDをもらってそこに一遍に集まってやるというような中身では
ちょっと俺とずれというか、そこらの部分があるなと思って、そういう理解しているわけなん
ですが、そういう形で、町長もできないというのは俺やりようないし、そういう形で俺の中身
というのはそういう中身なものですから、そこらもご理解をいただきたいと思います。

それで、何でもとはそういう形で、何か著作権だのいろいろ電波法だの難しいよと言われて
いたんだけど、そこらは何でもない。NHKへ電話したり、日本ラジオ体操協会という
ところがあるわけ。これ文化協会なんだけれども、そこさ聞いたらいや、大いにやっ
てください。俺らも応援しますから、それだったら大いにやっ
てください、何かもし催しだの何だのあ
りましたら、おらほでも支援しますから、応援しますからと言われたものだから、あら本当に
難しくない問題だったわいなと思っているわけ。

そういう中で、余計だかもわからないけれども、そういう形で俺らの質問の中身というのは
そういうことなので、ご理解も伺いたいということでございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 思いは十分伝わっていますので、その思いは理解していますが、先ほども一
番最初に答弁申し上げましたように、町内の人、子供から若い人からお年寄りまでいるわけ
ありまして、それでライフスタイルがみんな一緒でないです。起きる時間も寝る時間もいろい

ろな方がいらっっしゃいます。ですから、そのラジオ体操をやるころ寝たばかりの人もあるわけだし、いろいろな人がいると。そういうことで、そういう人の妨げになることは、やはりみんなは一人のために、一人はみんなのために考えましよう、そういうような公共精神のもとに立って私は判断しているわけでございますので、ぜひご理解いただいて、そしてもしそれを本当にやっていたほしいんだという方は、CDのほうを配布しておりますので、今の現在のところはそのようなご利用の中でラジオ体操をやっていただくことが一番望ましいと、そう判断しておりますので、何とかご協力とご理解をお願いしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういう形で、仕方ないですが、私の思いというのはそういう中身でしたので、理解をしてもらいたいと思ひます。これからも体操、まず健康が大事だと思ひますので、町長も含めて、何ぼ多忙であっても、一日朝の体操ぐらひはきちんとやって健康を維持してもらいたいと思ひますので、そこらも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3番の再生可能エネルギー、みんな中身は大震災後にわかに湧いてきた中身ですのでわかると思ひますが、町としての取り組み、例えば太陽光、小水力、木質バイオマス、生ごみ等を含めて、町として本当にこれならやってもいいなというような中身は、第一番に挙げるとしたらどれがいいですか、町長、町として。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 まず、私から答えさせていただきますが、あと具体的なことは担当課長のほうから答えさせますけれども、確かに原発の事故以来、エネルギーに対する考え方といひますか、改めて本当に何げなく使っていた本当に必要なものが無意識に使って、そして無意識にいろいろな事業の中でやってきたということでありまして、改めて私たちが深く考えさせられたものであります。

そうした中で、電気という今までは水力発電だったり火力だったりというようなことが主なもので、原子力もそうですけれども、あつたと思ひますけれども、やはり自然環境だとか、それから継続性とか、そういうものをいろいろ総合的に考えたときには、本当にこれでいいのかなと。ただ一方にまた費用対効果の話もありますけれども、そういう総合的なものの考え方の中でこれからやっていく必要があるのではないかなと私は基本的に思ひます。ただ、費用対効果の中では経済的なもので、世界との競争力とか云々言ひますけれども、やはり最後にはそういうことは言ひても、人類が減んだり自然がなくなつたり、そういうような状況になることが最悪だと私は思ひます。

そうした中で、今現在できる技術力とかそういうことを含めた中で、太陽光だったり水力であったり、風力であったり、注目を浴びていますけれども、バイオマスもそうですけれども、やはりそれぞれの一長一短あって、なかなかこれという決め手がない状況であるというふうにも私は考えています。

そうした中で、これからどうするかということですが、ここは今のそういう議論も十分わかりますが、そこで今だけのものの発想の仕方、考え方でなくて、これからの将来のことも考えたものも、今からそういうものも多少考慮しながら、私は導入だったりそういうことを考えていく必要があるだろうと、そのように考えています。

そうした中で、町としてできるものを導入していきたいと思えますし、これからの新庁舎のことであっても、電気ではないですけれども、地中熱であったり、そういう自然エネルギーの可能性のあるもの、そして継続できるもの、自然に優しい、人に優しいものは何かということも考慮した中で町の利用の仕方を考えていくべきだろうと思えます。これは民間の人でも同じであると思えますので、そのようなことを含めた中で、町としては今現在補助事業であったり、あるいは町としても補助金も出しながら、太陽光の発電であったりするわけでありますけれども、水力の発電の可能な場所があれば水力発電も可能でしょうし、それから太陽光でもそのようなことが適当であるとなればそれは実施していく考え方でいます。

ただ、これもやるときにはやはりその地域の環境といいますか、あるいは防災であったりいろいろなことも考えなければならないと私は思っていますので、そういう総合的な判断の中で、またその対策もできて、講じてやれるものはそのようなことも含めた中で、そのエネルギーの導入といいますか、利用の仕方を町として考えていきたいと思えます。

具体的なことは担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 この前、超党派かなということではないけれども、林活、林業活性化議員連盟ということで、新潟県のさっき言った、見てみたら瀬波温泉へ行ってきたら、あそこでは生ごみを含めたバイオマス、そういう形で、一つは熱にして電気を起こす、ガスにしてタービン回して電気を起こす。あと一つは、その熱を利用してハウス・南国フルーツ園なんていう大きな看板立てている。そういう形で、間に合わないほど、一つ何ぼ、1,000円で売れるのかな、大した食ってみるとうま味はないんだけど、俺らには都会でないから味も合わないんだけど、そういう形で、やはり間に合わないほど売れるわけ。そして、熱バーッと回して、そうやっているものですから、そこも含めてなじよだよ、ここ、採算はなじよですか、採算は

やり方だべなんて言って、4年もあれば大体とれるのではないかと話聞くとて、はあ、そうかななんて思って、感じてきました。

そういう形で、生ごみを利用した瀬波温泉の温泉の中でやっているものですから、においも何も出ないし、そしてガスで攪拌して電気を起こしたかすは、液体でバキュームでもって田の中に、農家の、50町歩と言ったのかな、そこらに配達したり、あと乾燥させて、あれを堆肥にして、これも認定を受けているみたいだけれども、そういう形でやったらどうかと思って見てきました。

あと一つは、この前、産建で富山県のほうの小水力発電、針生より地区的に水の量なんか少ないなと思ったけれども、ここでは10億円かかったんだけれども、5億円は国からもらったと。あと5億円は会社とそこらみんな集まってファンドをあれして、応援立てて、そしてやったら、そんなにここも大したそうは発電しないだなんて言ったって、1年に1億5,000万円の発電するという形で、そういうことでこの地区に還元しているのかというと、喜ばれるほど還元していますなんて言ったから、1億5,000万円の10%やったら1,500万円だから、こんなにはしないけれども、1%ぐらいしているのかよと言ったら、大体そのぐらい近くはしていますなんて言うから、大変これは喜ばれて、これ田島だって針生なんか沢2つあるから、あのぐらいの規模だと田島でもできるのではないかなと、こう思うわけ。

そういう形で、素人だからこれいいかと言えば、はあいいと俺は思ってきたんだけれども、そういうやはり形で、なかなかやはり取り組める落差があれば、そういう形で取り組めるのではないかなと思うわけで、見てきました。

そういう形で、あと小水力は、新潟県のハイスイ何とか、2,300メートル、2.3キロか、パネル敷いて、これは何ぼ起きているか、日曜日だったもので管理人も何もいないものだから、そこを見てきました。そういう形で、あらこれも田島でも南会津町でも取り組めるのではないかなという形で、おまえは素人だと言われれば素人かもわからないけれども、素人ですぐ飛びつくほうだから、そういう形で見てきました。

町としてこういう形を含めてどれがいいか、何か答えあったら。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

あちこち研修されて本当にご苦労さまでございます。

町としてもといいますか、やはり今いろいろ言われているように、いろいろな形で電気を求めるやり方あろうかと思えます。電気だったり熱だったり光だったりとするわけでありましてけ

れども、いろいろな研究も目にします。そうした中で、今現在の技術としてどれがいいのかということですが、町として、その町の実情も踏まえた中でしっかりと判断した中で、そしてまた民間の人たち、あるいはそういうことをしたいという話があれば、町としてよく話を伺って、県や国ももちろん支援もいただくことになるかと思えますけれども、町としてもできる限りのことはしたいと思えますし、そういう方には町としても協力はしていきたいと、支援もしていきたいと思えます。

ただ、今のところ町としての事業化ということは具体的には考えておりません。いろいろこれからもっともっと進歩すると思えます。電気の買い取りのあるうちにやったほうが得だという考え方もありますけれども、やはり将来性を考えたときに、では、今のブームだけで飛びついていいのかという部分もありますので、そこは慎重に町としては対応してまいりたいと考えておりますので、やるべきことはちゃんとやっていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 やるべきことはやりたいというような形で、今まで視察したところ、自治体でやっている部分というのはない、確かに。そういう形で、協力はしてもらっていると。全面的に協力、いろいろな形で、町でできることは生ごみの分別とか、町でパンフレットを出したり、いろいろな形でやっているし、町でできることは今町長言ったようにやっているという形で、やはりそういう形で、町で応援してもらえないとやはり民間独自でもできないと思うし、そういう形で、条件づくりが俺が一番大切ではないかなと思うわけですので、そこらも含めて、もし答えあったら。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町のできること、できないことあるわけでありまして、そういう中で、基本的に先ほども申し上げましたけれども、本当に利益が上がるのだったら私はどんな事業でも、町は営利団体ではありませんから、もうかるものは民間の活力の中でやってもらったほうがいいと。そしていろいろな対応も逆にできるということだと思います。町のほうがむしろ対応がいろいろな場面で変化したときにも困るし、しにくい状況もございますので、そういうことも含めて、町がやれることは、支援できることは町として支援していきたいということを基本にやっていきたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 時間も過ぎてきましたのでやめますが、同じく町長進まないところはきょうであと、きょうは終わりだなんて、荒海中学校の問題もあるし、NHKの問題もあるし、それから再生可能エネルギーもあるし、これからも我々町でできること、それから我々でできること、十分あると思います。そういう形で、俺らも同じような質問また出るかわからないですが、その辺も含めて、今後また解決の方法よろしく、まず解決するというような意気込みの中でやってもらいたいと思います。

そういう形で、時間5分残してありますが、終わっていきたいと思いますので、またよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で、2番、星光久君の質問を終わります。



◇ 大竹幸一議員

○芳賀沼順一議長 次に、16番、大竹幸一君の登壇を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、1つ目の質問は、5年ぶりに福祉灯油を実現してはという質問であります。

4月からの消費税の引き上げにつきましては、国からの補填策があったわけではありますが、ウクライナ情勢からの影響でガソリンや軽油や灯油などの価格が軒並み上がっておりまして、暮らしへの新たな圧迫原因となっております。

7月末に発表されました石油情報センターの県内の平均価格を見てみると、次の表のようになっておりました。この表は、ことしの7月30日現在と3年前の東日本大震災があった年の3月を比べた表が載っておりまして、レギュラーガソリンでありますと、ことしの7月30日で県内の平均が169.5円と、3年前の3月は142.5円で、27円上がっているというふうになっております。また、軽油につきましては、ことしの7月30日現在で149円でありまして、3年前では122円であります。その差はやはり27円上がっております。灯油につきましては、ことしの7月30日で106円で、3年前の3月では87.4円でありまして、18.6円が上がっていると、こういう状況でありました。

また、この値上がりの状況につきまして、南会津町内の販売店に行きまして聞いてみますと、そこではことし1年間のガソリンと軽油では7円ほど上がっていると。それから灯油では8円ほ

ど上がっているということがわかりまして、大変なやはり実態であることがわかったわけであり
ます。

そこで、町独自の福祉灯油を行って、この冬を暖かく越せるよう提案しますが、対策を伺う
ものであります。

ちなみに、5年前は住民税非課税世帯、この中には生活保護世帯も含んでおりまして、それ
と住民税均等割世帯の2,213世帯に1万円を現金で支給した経過がありまして、総額では
2,213万円でありました。大変好評でありましたし、さらにその1年前、今から6年前には1
世帯当たり5,000円だったり生活保護世帯を抜いたりした経過がありまして、総額647万円で
実施しています。

次は、2つ目の質問は、なりすまし詐欺の防止対策をという質問であります。

最近、町内になりすまし詐欺の電話がかかっているので注意を求める防災行政無線放送が何
度かありましたが、先日、新聞に次のような記事が載っておりました。それは、喜多方地区の
防犯協会連合会では、9月1日から電話内容を録音する機能などがついた抑制装置を5台購入
して、管内の高齢者に無料で貸し出すものであり、本町でも防犯協会などと協議すべきと提案
しますが、対策を伺うものであります。

2つ目は、なりすまし詐欺の被害は、郡内、または町内ではマスコミ報道では報道になりま
せんけれども、町ではどう把握しているのか伺いたいと思います。

次に、3つ目の質問は、スキー場の今シーズンの工夫についての質問であります。

1つ目は、ソチオリンピックで平野歩夢選手の銀メダルに伴いまして、南郷スキー場がこの
3月に大変脚光を浴びましたが、町内4スキー場において、今シーズンの取り組みにはどのよ
うな工夫がなされるのか、スキー場との検討状況を伺うものであります。

2つ目は、各スキー場の入場者や売り上げの目標と課題についてどう把握しているのか、あ
わせて伺いたいと思います。

4つ目の質問は、EWM・ファクトリー社について伺います。

1つ目は、藤生の旧佐藤栄学園田島寮にEWM・ファクトリー社南会津開発センターが開所
しまして大変よかったと思っております。しかし、当初5人程度の雇用と聞いておりましたが、
今回の行政報告を見ると3人にとどまっているわけでありましたが、その理由と今後の見通しに
ついて伺うものであります。

2つ目は、以前、合併してから本支所間のテレビ会議を試したところうまくいかなかったと
いう経過があったと聞きますが、この会社にソフトを開発してもらって、この峠を越えなくて

も連絡や会議がスムーズにいくような仕組みに早くすべきと思いますが、その開発を頼めないかどうか質問するものであります。

3つ目には、この会社の開発センターに行くには、古今の博物館を過ぎてからの舗装道路の中央付近が50センチから1メートルくらい舗装が切り取られておりまして、そこには草が生えているような状態ではありますが、なぜこのような道路になっているのか伺います。恐らく日本中でも大変珍しい道路ではないかと思っております。

4つ目には、この舗装が切り取られた部分といいますか、その角が直角になっておりまして、タイヤの横の部分がこすれますとバーストを起こす危険がありまして、非常に危険でありますので、普通の舗装道路に直せないかどうか伺うものであります。

以上、4点質問いたしましたので、あとは再質問席から質問いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、冬を暖かく越せるよう、町独自の福祉灯油を行ってはおたがいでありますが、灯油の高騰はその要因と考えられます世界情勢や円安などだと思います。イラクだったりシリアだったり厳しい状況に世界ありまして、すごく不安定な状況、そのような影響が大きいものがあると思います。今後も高い状況が続くのではないかと、そのように考えられます。

町では、平成19年度、平成20年度に補助事業を活用いたしまして、影響が最も大きい低所得者世帯用に福祉灯油事業を実施いたしました。同様の事業の実施につきまして、今後の燃料費の推移を見守るとともに、状況などを見きわめながら実施に向けての方向で検討をしてみたいと思います。

アベノミクスというようなことで今言われておりますけれども、実質はなかなか生活者のその影響が、恩恵が得られていない。そして一方で、逆に物価が少しずつ上がっていると、そのような状況を踏まえたときに、どういうふうに対応したらいいのか、そういうことも含めて全体的なことで考慮する必要があるかと思っておりますけれども、特に冬、私どものこの地域のことを考えれば、そのような対応も必要かなと、そのように考えておりますので、実施に向けて検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、なりすまし詐欺防止対策をに関する1点目ではありますが、電話内容を録音する機能などがついた抑制装置の無料貸し出しについてのおたがいでありますが、議員が先ほど話されておりました喜多方市では、といいますか協議会なのかな、5台の録音機のついたものを貸し出すということでもあります。私もテレビでやっていて、これは効果があるなと思いましたが、5

台ということですので、実際に1万円ちょっとするらしいですから、その辺も含めて何とかならないのかなというふうには思いますが、その辺も財政のほうもいろいろあるものですから、そういうこと情報を聞きました。

そういうことで、子供や孫を装って高齢者から現金をだまし取る手口はますます巧妙化しております。全国的にも被害の発生が後を絶たない状況にもあります。本町の対策としましては、南会津警察署と連携しながら、なりすまし詐欺と思われる電話相談が警察署に入った場合には、被害の未然防止の観点から防災行政無線による放送を行うなど、町民への注意喚起に努めておるところであります。

質問にもありましたように、この喜多方市の問題であります。電話に接続して、相手の通話を全部録音されたり、またいろいろな控えができるということで、大変抑止効果が大きなものがあるということでもあります。郡内の南会津防犯協会連合会においては、そのような事業計画は今あるとは伺っておりませんが、南会津防犯協会連合会において、費用対効果を踏まえて、南会津地域の導入に向けた検討が行われるように協議を進めてみたらどうかと、そのように考えております。

次に、2点目であります。なりすまし詐欺の被害について、町ではどう把握しているのかとのおただしであります。南会津警察署に確認いたしましたところ、平成25年1月から12月までの県全体の被害状況は94件、金額については3億1,716万円。また、平成26年1月から8月末までの被害が63件、2億5,687万円となっております。

なお、本町を含めた南会津郡内でのなりすまし詐欺の被害については発生していないというような報告を受けています。広報等で防災行政無線等でも呼びかけることは非常に効果があるとも思いますが、なかなかゼロには難しいのかなと。ただ、今のところ南会津郡内ではそのようなことが起こっていないということで、非常によかったと思うんですが、気を緩めず、どうしたら根絶できるのか、しっかり検討してその対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、スキー場の今シーズンの工夫に関する1点目ではありますが、町内4スキー場において今シーズンの取り組みはどのような工夫をするのかとのおただしであります。南会津町4スキー場の平成25年度の入り込み数は約36万6,000人となり、2月の大雪などの影響により入り込み数が落ち込んだ時期もありましたが、4スキー場の積極的なイベント開催、また全日本スノーボード大会の開催であったり、冬季五輪などの効果によりまして、前年を2,900人上回る結果となりました。

平野歩夢選手の効果により、4スキー場の認知度は拡大しておるところでありまして、入り込み数も回復傾向にありますので、4スキー場で組織する会津高原スキー場協議会では、さらなる冬期の観光誘客に力を入れるため、東武鉄道と連携したスキー専用夜行列車の運行、町観光物産協会と連携した宿泊パックの造成、さらには福島県と連携した若年層のリフト券を無料とする事業である「雪マジ！ふくしま」を昨シーズンに引き続き実施するとともに、4スキー場の特徴を生かしたスキー大会の開催や、特色あるサービスで来場者をもてなしながら、スキーとスノーボードを核とした地域再生の取り組みを進めることと計画しています。

次に、2点目ではありますが、4スキー場の入場者や売上げの目標と課題はどうかのおただしであります。ウインタースポーツは年齢が上がるほど来場率が右肩下がりとなる、そのような特徴があるようでございます。それに歯どめをかけるための若年層とファミリー層の顧客獲得、さらには景気低迷に加え、スキー事業を実施する学校が減少傾向にありますので、来場を高めるための団体客の誘客対策など、このようなことが4スキー場が抱える共通の課題であると、そのように捉えているところであります。

このような経営環境の中で、4スキー場の平成26年度の入り込み数及び売上額の目標値は、入り込み数は37万9,000人、売上額は7億8,300万円を見込んでいるところであります。町では、引き続き会津高原4スキー場の最高の雪質と大自然を満喫することができることを売り込みながら、集客のアップに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、合併推進債で中山峠の無散水融雪であったり、トンネル工事、新しい道路の改良工事がなされています。このようなことも含めて、そういうPRも含めて、安全に来場してもらえるような環境づくり、インフラ整備も県・国の応援もいただきながら、町としてやっていって、少しでも来場者数がふえるように、町としてもスキー場とも連携して頑張っていきたいと思っております。

また一方で、そういう現状も踏まえた中でのスキー場の経営も一つ大事なのかなとも思います。無理やり売上げをふやそうとすることも、それは売上げをふやすのはもちろんでありますけれども、やはり現状を踏まえた中での経営のあり方というものも、また一つの検討すべきことではないかなと、そのようにも考えているところでございます。

次に、EWM・ファクトリー社に関する1点目。

EWM・ファクトリー社南会津開発センターの社員数に関するおただしであります。昨年11月に本町と社で締結した企業立地協定では5名での業務開始を予定していたところです。しかし、業務の専門性や特殊性などから、必要となる技術を持った人材の確保ができなくて、

現在は3名の社員で業務を行っているのが現状であります。

社員の採用につきましては、来春の新卒者を初め年度途中の採用も引き続き行っているところではありますが、現時点で来春の新卒者について数名の採用見通しがあると、そのように聞いております。

また、南会津開発センターでは、新エネルギー産業技術総合開発機構、会津大学、福島再生エネルギー研究所などと連携して新たな取り組みを進めることとしておりまして、今後の業務拡大とあわせて社員も計画的に採用される予定となっているようです。

町といたしましても同社と連携を図りながら、業務執行における必要な支援をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、本庁支所間におけるテレビ会議ソフトの開発をEWM・ファクトリー社に委託してはどうかのおただしであります。既にさまざまな会社においてテレビ会議の専用機器やソフトパッケージが開発、販売されておるようでございます。EWM・ファクトリー社による新たなソフト開発の必要性がどうなのかということがあるのかなというふうにも思っているところでございます。

町といたしましては、この本庁支所間でのテレビ会議システムの有効性は、多分これを利用できたらいろいろな面で経費削減であったり、迅速性であったりできるのかなと、そのようなことが考えられるのかなと思っております。今後新庁舎の建設計画を進める中で、これも含めた中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、舗装道路の中央付近が切り取られ、草が生えているが、なぜこのような道路になったのかについてであります。本路線は平成21年に舗装工事を実施しておりました。周辺はオートキャンプ場、高倉山までの散策路などが整備されまして、その当時の考え方として、通常的生活道路としての利用とは異なる環境にあるというような観点から、歩行空間の確保のために緑地帯を設けたものであるのかなと、そのような状況が判断できます。

次に、4点目ではありますが、舗装が切り取られた部分が直角になっており、バーストを起こす危険があるため、普通の道路に直せないかについてあります。次年度において緑地帯の部分を舗装したいと考えております。私もあの道路を走ってみて、道路、タイヤのバーストであったり、つまずいて転んだり、目的はいろいろあるかと思っておりますけれども、そのような危険性があると考えておりますし、またEWM・ファクトリー社があそこに来られたということもあるものですから、その辺も踏まえた中で説明をといたしますか、話し合いをしながらどのように改善できないのかなと、私はそのように考えております。周囲に緑がいっぱいあるし、私

としては安全な道路にしたいという思いでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 何点か再質問いたします。

最初の福祉灯油の質問につきましては、実施の方向で検討したいというお答えありましたが大変安心いたしました。この石油関係ですね、ガソリン、軽油、灯油のほかにことは電気料かな、そういうのも上がったり、いろいろな面で上がって、ことは冬になればさらに電気毛布を使ったり、きょうの質問項目にない項目も上がっておりますので、ぜひやってほしいと思っておりますが、ただ、5年前にやられたときに、あるとき町長も議員だったかと思いますが、1万円を職員の方が現金で配ったというふうな経過だったと思うんですよ。ですから、ちょっと随分職員の方に負担かけたなと思って私はいたんですが、その辺今回実施する場合に、そういう方法でなく、余り職員の負担をかけない方法でやってほしいなと思っておりますが、その辺、当時の職員の方ちょっと苦労話といいますか、何かあったら伺いたいんですが。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 当時、6年前だと思いますが、健康福祉の補佐でおりましたので、その当手を思い出して話ししますと、当時の湯田町長からは、高齢者の方にただ配るだけではなくて、様子伺いをしながら意見交換というか、町への情報提供を含めて、サポートできることをサポートしながら、福祉灯油の意味合いを込めて説明してきなさいというようなことで、職員が配ったというような背景があったかと思えます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、余り職員のほうからは苦情といいますか、苦労話といいますか、そういうのはなかったというふうにちょっと今思いましたが、その辺、方法はいろいろあるでしょうけれども、よく検討して、余り職員の負担にならない方法でお願いしたいということで、それはそれで検討していただければいいと思います。

それから、2つ目のなりすまし詐欺についてなんですが、これも防犯協会のほうと協議を進めてみるという方向なので、それでよいと思いますが、また私ちょっと質問通告してから不勉強だなと思ったのは、この防犯協会は多分警察主導でつくっている団体だと思うんですが、したがって、議会でもほとんど議論になったこともないし、その塩江地区でも防犯協会の役員誰かなんて名前も挙がったことがないのであれだったんですが、町と防犯協会との関連といい

ますか、あるいは警察との関連と申しますか、その辺ちょっとどこが担当でどう把握しているのか、伺います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 南会津郡全体の組織として警察署、それから広域圏組合、そちらのほうは事務局になっております。それで構成団体については、南会津町を含め檜枝岐村までの4町村、さらにそのほかに銃砲火薬関係の会長さん、建設業協会、田島支部、山口支部、遊技業組合とか防犯連絡所協議会、警察署、金融関係、それから料理飲食等のそれぞれの構成団体から委員が出まして、南会津地域の防犯に関する1年間の活動の計画を立てて、それで必要な事業を展開しているわけでございます。

防犯と言いますと広い中身がありまして、中にはインターネット関係の犯罪に巻き込まれないようなPRだとか、それからなりすまし詐欺の防止だとか、それから夜間の非行に遭わないだとか、そういったもろもろの防犯の事業を南会津郡全体の動きとして活動している団体でございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、その関係わかりましたが、喜多方の例を聞きますと、喜多方は防犯協会で5台の機械を購入しまして、それで無料で貸し出すということではありますが、1台当たり幾らするのかと聞いたら、1万4,000円くらい本当はするらしいんですが、何か大東銀行の人を経由して買うと何か1万円で買えるとかということを書いていましたね。それは余り理由はわかりませんが、そんなことを書いていました。

それで、ただ問題は、喜多方の場合ですけれども、5台をどんなふうにも人を選んで貸すのかななんて思ったりしたんですけれども、そこまではちょっと聞かなかったですが、本町の場合も、ただこれすごくいいとは思いますが、ちょっと心配するのは、詐欺からの電話でなくて一般の人からの電話をした場合も、何か電話がつながる前に、こっちが電話に出る前かな、向こうには何か電話が一旦つながったらすぐにこれは録音しますよということを向こうに言うらしいんですね。ですから、それが詐欺でなくて普通の人のときもそういうことになると、ちょっと迷惑になるのかなという感じもしますので、やはり南会津の場合も最初、少数の機械をやはり実験的に使ってもらって、それで使い勝手がよいということがわかったら、1万円くらいですから希望者に買ってもらうとか、そんな方法で進めたらどうかななんて思っているんですけれども、その辺についてはどんなふうにも考えていますか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 今、具体的に喜多方市の事例でお話をいただきましたが、私のほうも警察署を通して事例ちょっと調べてみました。金額的にはおおよそ1万円程度で購入しているということでございます。カタログを見ますと、消費税込みで1万3,800円ぐらいですね。機能的には電話が鳴りますと、こちらで出る前に、この通話は振り込め詐欺の犯罪防止のため会話内容が自動的に録音されますという音声が出るそうです。ですから、非常に犯罪の抑制については、この電話を聞いた瞬間にこれはやばいと思って切る方がいると思います。ですから、非常に効果としては期待できるだろうと思います。また、電話の中には録音機能がついていまして、声紋分析ができるような録音機能だということで、犯罪の発見にもつなげたいというすぐれものようです。

それで、喜多方市の5台については、この連合会のほうで希望者に貸し出しをすると。年齢や家族構成など特別な要件は問わないということで、6カ月間貸し出しをするということで、より多くの方に使っていただいて、その効果を確認するという中身ではないかと思えます。

議員さん言われましたように、1台1万数千円の機械を必要とする方に行政で配るというのも、費用対効果を考えるとどうなのかなという気はするんですが、そういったいい機械があるので、活用していただくというような実機サービスといいますか、実証点検という意味では非常に効果がある内容ではないかというふうに見ているところでございます。

なお、今後とも喜多方の事例については警察署を通じて情報収集に努めたいと思います。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今の件についてはそういう方向で検討してほしいと思っております。

次は、スキー場のことなんですが、スキー場では昨年に引き続き若い方、19歳でしたっけ、無料かな、で進めたかと思うんですが、若い人にやはり来てもらうというのは大変ずっと一生効果があると思いますが、若い人についての、何人くらい若い人が去年は来たのか、無料のあれで、その人数をちょっと把握していれば伺います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

昨年度の実績でございますが、22歳までの若者を対象にしました数字でございます。町でそういう方が来場した場合、1,000円の給油券をプレゼントして、また来てもらう。再来場を期待するものなんですが、当初4,000枚ほど予定したんですが、実績的には3,129枚の実績でございました。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 目標にはちょっといかなかったようですけれども、しかし、やはり長年やれば大変効果があると思いますので、ぜひ本年も続けてもらいたいなというふうに思っております。

次は、EWM・ファクトリー社の問題なんですが、テレビ会議のソフトについていろいろな会社で検討をしているんだと。そして、新庁舎の検討の中で考えていきたいということだったんですが、新庁舎ができるまでには3年ぐらい実質かかるわけですね。ですから、やはりそれ以前に、本当に1年でも早くそれを実施して、この新庁舎ができてからもその新庁舎のほうに持っていけるというか、そういうふうにしたほうが良いと思うんですね。やはり非常に広い南会津の地域ですから、新庁舎ができたというのではなくて、すぐにでもこう思うんですが、その辺再度答弁求めますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

テレビ会議の、それで広い地域だからやったほうが良いのではないかと、その考え方は基本的にはわかります。実際今そのような会議の中でやっておるのは、本当に災害が起きたときなんかはそんなことになろうかと思えますけれども、それ以外ですと、課長会議がまずぼんと上がってくるのかなと、イメージとして。そういう中で、今やっていることの中で、場所とかそういうことを踏まえた中で考えますと、一月に一遍ぐらいはみんな顔を合わせて集まるのもいいのかなと。そして顔を見た中で、お互いの顔色を見ながら話しするのもいいのかなというような考え方は今現在持っています。確かにその効果はあろうかと思えますが、いずれにしても、これからの自治体のあり方といいますか、支所をこれだけの広いところでやるには、やはりそのような機能も新庁舎の中では持たせたらというようなことも最初からありましたものですから、そのようなことも含めた中で、それを機会にやってはどうかなというような考え方今あったもので、先ほどの答弁のような話になりました。

そういうことで、今現在、月に一度ぐらいの会議が、特にテレビ電話を活用して有効性があるものかなと思いますので、あとはテレビ電話でなくても、直接電話やそこら辺で何かで話せるような連絡はとれますので、災害があれば別ですけれども、そのようなことで対応していったらどうかなというような考えでありますので、ご理解をお願いしたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 ただいま町長ご答弁申し上げたとおりですが、現在、基本設計のための

会議等をワークショップなり、あるいは庁内の策定部会でやってございますので、その中で十分必要性も含めた中で検討させていただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、道路につきましては次年度で直したいということで答弁ありましたので、以上で質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、16番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。14時45分までといたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時46分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 菅 家 幸 弘 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、17番、菅家幸弘君の登壇を許します。

17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 それでは、通告に従いまして2点ほどお伺いをいたします。

議席番号17番、菅家幸弘でございます。

1点目は、マイマイガの対策についてであります。

マイマイガは全国的に大量に発生しまして、2年から3年ぐらい継続して発生すると考えられるということでございます。今後のマイマイガの駆除等の取り組みが必要と思えますが、次の点についてご質問をいたします。

1点目といたしまして、来年度に向けて、町は具体的な駆除対策、防除対策についてどのように考えておられるか、まず伺います。

2点目といたしまして、住民向けの防除マニュアル等の作成も必要と思えますが、住民に対しての周知方法はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

3点目といたしまして、防除対策として街灯のLED化が大変効果的と聞いております。町

でも防犯灯補助金事業があり、その中でLED化の補助金が一部交付されておりますが、街灯の本数も多く、LEDの電球も高額で、小集落では応援交付金での対応も厳しい状況と聞いております。マイマイガの対策として、防犯灯補助金事業の補助率の見直しや、町の政策としての街灯をLED化とする考えはないかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、新庁舎建設についてであります。

新庁舎建設については、現在ワークショップが行われており、住民参加による新庁舎の計画づくりが進んでいると思われませんが、3月にも質問させていただきました。今後のまちづくりとして重要な役割を果たすための庁舎づくりについて、次の点についてご質問をいたします。

1点目といたしまして、住民ワークショップで、構造やエネルギーの活用、外装、内装などの協議はされていると思いますが、外観での協議はされていますか。また、設計事務所からの具体的な外観の提案はされておるかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、景観計画、景観条例に基づく外観にする方向では町は考えていると思いますが、祇園のまちづくりを考えれば伝統的な外観が望ましいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

3点目といたしまして、新庁舎でも祇園祭での活用が考えられると思いますが、活用についての提案や協議がされているかどうか、お伺いをいたします。

4点目といたしまして、新庁舎に関しての住民ワークショップは行われておりますが、現在の庁舎周辺地域でも活性化していかなければならないと思います。新庁舎建設の機会に周辺地域の活性化のための住民ワークショップを立ち上げる考えはないかどうか、お伺いをいたします。

以上、演壇よりご質問をいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 17番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、マイマイガ対策に関する1点目ではありますが、来年に向けて町は具体的な駆除対策、防除対策についてどのように考えているかとおたがしであります。マイマイガの発生を抑制するには卵の駆除、そして幼虫段階での駆除が効果的であるのかなど、そのように考えられます。

実際にことしの6月ごろ、毛虫がいっぱいいるということを実感しましたけれども、あれがマイマイガになるとは思いません。そしてまたマイマイガが祇園祭のときから急にふえ出したということで、当町にとって大きな問題になったわけでありまして。

そうした中で、10年サイクルぐらいでマイマイガの発生があるんだということも聞かされましたが、10年前一体どうだったんだろうと思っても、なかなか10年前のマイマイガはどうだったのかなという感覚でおりまして、こんなに厳しい状況になるとは思わなかったことも確かです。

今年度につきまして、住宅や街路灯、それから電柱などに産みつけられた卵の状況について、個人、あるいは集落の共同作業として、住民の皆さんにご協力をいただき、かなりやっていたところでもあります。個人の駆除が難しい街路灯や電柱などの高所につきましては、町としてもできる限り対応してまいりたいと思います。

また、来春にはふ化した幼虫の駆除作業が想定されます。これにつきましても消毒機械の貸し出し等を行い、また適正な対策がとられるように、これからも研究しながらマイマイガの大量発生を少しでも少なくするように、防ぐべく対応をまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、住民向けの防除マニュアル等の作成及び住民に対しての周知方法についてのおただしではありますが、マイマイガが大量発生した7月下旬に防除マニュアル作成をし、町のホームページに掲載いたしました。また、卵駆除のお願いや駆除方法についてのチラシを全戸配布いたしまして、あわせて町の広報紙にも掲載をいたしたところでございます。

今後も状況を見ながら、住民の皆様へ情報提供をまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。駆除に対しては、地域の方々や町民の協力も非常に重要だと私は思います。町対応と皆さんの協力、そして連携しながら今後の対策、来年に向かってのいろいろな研究もまいりたいと思います。またそのときに改めていろいろな対策に当たって、湿疹ができたりせきが出たりと体に対する悪影響があるようでございますので、その辺も含めた中でしっかりと町の対応を、そしてまた皆さんに周知していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、マイマイガ対策として、防犯灯補助金の補助率見直しや、町の政策として街灯をLED化とする考えはないかのおただしではありますが、LED灯と水銀灯などその他の電灯を比較すると、光の波長の関係から白色LEDランプには虫が寄りにくいなど、虫の誘因性に大きな違いがあるようであります。

本町では、集落を支援する制度として、防犯灯設置補助金交付事業により夜間通行の安全確保や犯罪の防止に努めているところでありますが、ここ数年の補助事業の傾向として、電球が長持ちをして、また消費電力の少ないLED灯への更新を行う集落がふえてまいりました。平

成26年度の補助金も120万円の予算措置を行い、希望する集落への支援を実施してまいりましたが、既に予算を使い切っている状況でありまして、その大きな要因としては、LEDへの一斉更新を行い、電気料金の負担軽減を図ろうとする集落が多かったことがあるようでございます。

さらに、この夏のマイマイガの大量発生時にも、LED灯には余りマイマイガが集まらなかったというそのようなことも言われておりますし、実際そうであるようでございますので、防犯灯更新事業を実施したいという意向を示した集落が数多く出ましたことから、緊急調査を行いまして、9月補正予算にその経費を計上いたしました。

さて、ご質問の中にありました補助率の見直しについてであります。既にこの制度を利用して事業を実施している集落との関係もありますので、現行の補助率2分の1の取り扱いについては継続していくことが公平性の考え方からいいのかなと思います。また、町の政策として街灯をLED化する考えはないかとのおただしにつきましても、集落で管理していただく防犯灯につきましては、これまでどおり集落での更新及び維持管理をお願いしながらLED化を進めてまいりたいと、そのように考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、新庁舎建設についての1点目であります。建物の外観についての協議はされているのか、また、外観について設計事務所から提案されているかのおただしであります。新庁舎に係る基本設計ワークショップはこれまで5回開催されまして、構造形式の考え方、エネルギー源の考え方、協働のまちづくりなどについて各委員の方々からご意見を伺いまして、議論を重ねてまいりました。

このうち、建物の外壁につきましては、第4回ワークショップの中で検討が行われまして、断熱性を考慮した数種類の外壁材を検討した結果、断熱性はもとより、厳しい気象条件により変形、変色、劣化等の変質を起こしにくい耐光性、またコスト面などに着目した結果、金属系の外壁材が最もすぐれているのではないかという意見が多数になっております。

庁舎建物の外観の具体的な形状や色については、今月下旬に開催されます第6回基本設計住民ワークショップで設計事務所より提案を受ける予定でありまして、これから検討を進めていくことになっております。

次に、2点目であります。祇園の町並みづくりを考えた伝統的な外観とすることが望ましいと思うが、町の考えはとのおただしであります。議員おただしの祇園の町並みを考えた伝統的な外観については、人によりそれぞれのイメージ、差があるのかなと、そのようにも考えています。仮に伝統的な外観を日本古来の和風建築をイメージした場合、現在の新庁舎基本設

計ワークショップを通して方向性が示されている構造形式、屋根形式、外壁材を採用した場合には、伝統的な外観という概念においてはある程度制約を受けざるを得ないのかなど、そのようにも考えています。

しかしながら、色彩については、町の景観計画、景観条例に基づき、周辺の町並みや自然景観と調和した低彩度の落ちついた色彩を基調としたいと、そのようにしたらどうかなというふうにも考えているところであります。

次に、3点目ではありますが、新庁舎の祇園祭での活用についての提案や協議がされているかとのおただしであります。現在はまだ基本設計の作業中であり、祇園祭における活用についてまでの具体的な提案や協議はされておられません。しかしながら、新庁舎には町民ラウンジやホール等が新たに設置されることとなりますので、いずれこれらを活用した祇園祭について情報発信や祭礼期間の交流イベント等の実施についても地域住民や関係団体と協議する場を設けたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目ではありますが、新庁舎建設を機会に周辺地域の活性化のための住民ワークショップを行う考えがあるかとのおただしであります。現在策定中の新庁舎建設基本設計では、庁舎を駅と周辺地域のおもてなし空間と位置づけまして、これらを駅前通りの軸でつなぎ、庁舎の存在感とあわせ中心市街地の認識を高める設計方針となっているところであります。

新庁舎建設地周辺では、既に商業振興協同組合による七夕まつりや、軽トラ市、商工会による商工産業まつりなどが開催されておりますことから、新庁舎の完成に向けてこれらのイベントとの連携を図り、なお一層の地域活性化に寄与する庁舎となるための議論の場を設けたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

これから、まちづくりの中で新庁舎は大変重要なものとなろうと私は思いますし、また国道289バイパスの開通であったり、それに伴う道路、それから交通の流れ、そしていろいろな状況の変化が出てくると思います。それらに対応したこれまでとはまた大きな変化の中で、まちづくり計画の考え方、大きくその庁舎影響されると思いますし、またいろいろな要素があって、そういう中での配慮、そうしたまちづくりが必要になってくると私は思います。地区の方々や今後のまちづくりの計画の中でおくれることのないように、検討できることから検討して実行していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 先般、祇園祭ですけれども、やはり私も認識不足だった。このマイマイガというのは私は余りよくわからなかったんです。私、テングムシならクルミの木がかなり相当発生する状況はわかるんですけれども、マイマイガがこんなに大量発生するというのは、もう私も初めての状況で、そして特に田島祇園祭の8万人も入る集客の中で大変な苦勞をされたことは間違いないと思います。これは駆除対策はもうどうにもならなかったと思いますよ。

だから、こういうことがやはり自然現象の中で起こり得るということが、私一番感じたことは、5月の中ごろに3日間ぐらい物すごい暑い日があった。夏以上に夏休み近い温度差。そういう温度の連続が続いてそういう発生がしたのかということ、やはりたまたま新聞なんか状況を見ると、やはり岐阜県、福井県、長野県、山形県、それぞれの地域で発生してしまっていて、だから私たちの、私館岩地区なんですけれども、館岩のやはり街路灯にも物すごい発生しました。私も共同浴場の駆除は、わしと手伝っています3人でやったんですけれども、やはり一番田島の祇園祭にこれをやられたというのは、もう残念でならないですね。やはりそしてそれぞれ皆さん、祇園の屋台を引く人も歌舞伎をやる人も、それぞれの身についたものにとまるとすぐ卵を産むと。そういう特殊な何かマイマイガというのは、私もこういうこと全然わからなかったですよ。

本当にやはりこの駆除に対することしの反省をよく踏まえて、次年度に向けては絶対の夏の対策としてやっていただきたいなと思います。これは自然の発生ですから、町が悪いとかどうのこうのというのは、それは個人的な感情もあると思いますが、やはりこれはどうしようもない災害というのか、被害というんですかね。だから、これはやはり今後この対策を踏まえて、万全の対策で町もそういう祭り事にはしっかりと当たっていただきたいなと思います。

住民のマニュアル等も、それぞれ今後回覧とかいろいろな中でやると思うんですけれども、先般、新聞のほうでも観光物産協会でかなり本町から中町全部やらなくてはという情報が出ているんですけれども、その対策の中で、やはり高压洗浄機、これがやはり一番威力もあるんですけれども、いわゆるモルタルとかコンクリートとか、そういう金のものには強いだろうけれども、やはり木造の板張りにはもう当然使えるものではないですよ。これは今後考えていかなければならないと思うんです。そして、街路灯もかなり町なか全体の街路がほとんど切られた状態になっておりましたから、発生状況なんかも駆除されたけれども、そこばかり駆除しても山から来るかもしれないし、どこから来るかはわからないことですからね、自然のものですから。だから、あと側溝なんかもやられたんですかね、側溝の中も。やはりそういう中にもかなりの卵が入っていたという情報が入ったものですから、今後はそういう駆除もしっかり

とお願いしたいなと思います。

それで、街路灯と防犯灯、この関係で、私もいわゆるマイマイガがLEDとか青い電気が非常に、今町長が言われたように波長の関係で来る、来ないというのがあるんですけども、今後やはり西部全域を進めていく上で、それぞれの区域では街路灯はかなりありますね、本数。私湯ノ花あたりでも約70本近くあるんですけども、これだって大変な量なんですけれども、やはりそういう中において、本来町なかの街路灯なんかは一番のにぎわいを戻すときに、そういう街路を消すというわけにはいかないから、やはりそういう電力さんとそういういろいろな連携を持ちながらやっていただくようになると思うんですけども、町長さんも今言われたように、2分の1の補助金ぐらいしか出せないということなんですけれども、LEDの電球の形ですか、これはかなりいろいろ値段的にも格差があるのかどうかということ。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 住民生活課のほうで集落への支援ということで防犯灯、担当しております。主に犯罪の抑制、それから交通安全等を目的としたものでございまして、議員がおただしのように、事業主体である集落に対しての2分の1という補助制度が現在あります。

それで、これまでの補助金の経過を見てみますと、一昨年あたりから集落の中で電気料の負担軽減というところに視点を置いて、LED化に切りかえている集落が数カ所ずつ出ております。そんな関係でことしも120万円の当初予算が既に使い切っている状態でございます。

それで、おただしのありましたLED交換の電球の価格なんですけれども、やはり種類なり発売されているところなりでまちまちです。例えば電球だけで交換すればいいものがあったり、安定器ごと交換をしないではいけないものがあったり、それから軸から全て交換しなければいけないものがあったり。今までの実績等を見ますと、安いやつでいえば1基2万円ぐらいから、総事業費でね。1基2万円ぐらいから高いものでいうと1基6万円から7万円ぐらいかかっている防犯灯もございます。

そういったものについて、集落の自己負担の部分がありますから、その辺を加味しながら町としてはできる限りの支援をしたいということで、今回補正予算のほうに計上した経過もございますので、ご了承いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 ただいまそういう金額を聞いたんですけども、一応南会津町の中の街路灯の、地域別にある程度調査されたのかどうか、ちょっと。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 今回の補正予算の計上に当たっては、お盆駆け回りだったものから、それぞれの集落にある防犯灯の数の調査は断念いたしました。調べたのは、集落で秋以降に今年度中実施する予定のある街路灯の基数並びにおおよその金額を教えてくださいというような調査をした結果、基数で言いますと約195基、集落数でいうと4地域の合計で17集落ですが、そこから約640万円ほどの総事業費の見積もりといたしますか、概算の数字が出ましたので、それに伴う補助として約313万円ほど、それ以外に緊急を要する事業ということで、突然球切れとか起こすものですから、そういった緊急対応のやつも必要だということで、そちらのほうは56万7,000円ほど、合計370万円の予算計上になっております。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 そうすると、将来に向けて、町の政策として私はLED化をやはり進めていっていただきたいなと思います。これは大変私たちの地域のほうでも街灯代が大体集落の負担金の中で占めてしまうんです、街灯の料金、電気料ですね。その電気料をやはり将来、例えばやはり100円かかるところを50円になるとか45円になるとかと、やはりある程度差額がLED化でなってくるようだったら、例え5万円、6万円、まあ2万円と6万円の差では相当なLEDの電気の明るさが違うのかどうかわからないんですけども、そういう考えの中で、将来やはり南会津町の街路灯はLED化にしていく、町の政策として私はやっていくべきではないかなと思うんですけども、その辺を町長にちょっと。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

エネルギーの問題、先ほどもありましたけれども、いかにエネルギーを有効に活用するかということは非常にこれから大事な問題になると思います。これまでも大事だったんですが、また今度は別な観点からマイマイガのほうからLED化という動きがあるわけでありまして、これはまた別な視点でありますけれども、その街路灯についても本当に防犯的なものとか、それから町のにぎやかさとかそういうもの商業的な要素のものとか、いろいろ用途があろうかと思えます。そうした中で、事業の中でそれぞれの金額が違ったり、事業費違ったりするわけでありましてけれども、そのような用途の中での支援のあり方というのか、そういうことはやはり検討していく必要があるだろうと思います。

また国のほうもそっちの方向で検討を加えられると思いますので、ですから町としても、やはり私も集落応援交付金事業、過去2年間やらせてもらいましたけれども、そういう中でもやはり各地域での街路灯であったり、公民館の維持管理費とかそういうことが大きなウエイトを

占めるのはやはり電気料だというようなこともあったものですから、結果としてそのような方向の中で来ているわけでありますけれども、やはりそういう負担と、それから長持ちする維持管理の問題とかを含めた中で、町としては町の施設そのものもそうでありますけれども、地域のそういうような機運に対しても町としてまた別な検討といたしますか、そういうことも必要な部分があるのかなと、そのようにも思います。

ですから、基本的にはその2分の1という補助は、今までの公平性の観点から考えますといろいろ厳しい面もあるのかなと思いますけれども、また用途別によってはまた別な意味で、あるいはまた一方で補助事業を入れたりとか、そのようなことを加えた中でやることのできるのかなと、そのように思います。

いずれにしても、更新とかそういうときにはLED化になると思いますので、そういうことも含めて、町としてできることと、その検討を加えていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 今回たまたまこういうマイマイガなんていうのが大量発生しましたものですから、よけいそのLED化のほうに注目がいったわけですがけれども、これを機会にやはり町の政策の中でぜひそれぞれの分野で、県・国のほうにも働きかけながら、やはり予算獲得にひとつお願ひしたいと思ひます。

続きまして、新庁舎も私3月に再度質問させていただいたんですけれども、先般、全員協議会の中で青島設計さんのほうからご説明をいただきました。およそ設計さんのほうでは3Dの映像化を見れば、もはや絶対的な画像ができていのではないかなという私ちょっと推測したんですけれども、私はやはりこれから一番危惧することは、庁舎が50年、60年たって、何でもこういうものをつくったのかなと言われないうような、やはり町民が、皆さんがやはり喜ばれるような庁舎というものに向けていただければいいのかなと。あのとき青島設計さんとは最初で最後かもわからないんですけれども、あのときぜひそういう提案をしたんですけれども、やはり外観の外壁、やはり私は一番、こうしろ、ああしろではなくて、やはり庁舎の中で働く職員もやはり周りからの町民も、私たちがこういうふうな庁舎でよかったなというふうな、そういうあり方の庁舎が私ほしいと思ひます。

だから当然、その青島設計さんは青島設計さんの得意とする分野があるわけですね。やはり外観から中からそれぞれ。だからそういうものの形はあるにしても、やはり私は課長さんが言われて申しわけないんですけども、祇園の町というそれぞれ文化的な、そこの和泉屋さん、

ああいったところがやはり旧郡役所とかそういうものがやはりシンボルとしてあるわけですから、多少なりではないですけども、やはり外壁の中にそういったものを取り入れれば、やはり町民の旧田島の人たちだってそういうことに考えを求めてきている人がかなりおりますから、やはり私一人が提案しているわけではないですから、庁舎内、いろいろな町なかの人からも意見は聞いております。そういった考えを持ちまして、ぜひとも庁舎の中の外壁からやはり外観というものは私ほうんと考えていく必要があるのではないかなと思います。

それと、やはり駅前から庁舎に向かってのやはりメイン通りですか、その通りのまちづくり。前々から総務課長さん聞かれているんですけども、町なか活性化のワークショップをつくっているメンバーがいたというんですけども、その人たちは今現在どういうふうな状態になっているのか、ちょっと。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

まず、初めに申し上げますが、今回の庁舎建設に当たっての、例えば議員おただしの外壁等でございますけれども、町には南会津町景観計画というのがございまして、その中でいわゆる市街地の景観地域、この中心部ですね、ここの中で基準としてこのようにうたっております。道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある理想となるよう配慮すると、こういうような基準になってございますので、当然議員おただしのように祇園の町というようなそういうことも含めた中で、この基準に沿った外壁等にするとということで検討させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

今おただしの中心市街地活性化の基本計画、平成17年度につくってございますが、当時かなりワークショップ等もやらせていただきました。かなり住民の方、参画していただいて、いろいろご意見をいただいております、そのメンバーの方ですけども、今回のワークショップに一部かかわっている方もいらっしゃるのではないかと考えております。全く今回とはメンバーは違っておりますが、そのようなメンバーも一部残っているように思っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 そのメンバーが新メンバーと旧メンバーが入っていると思いますけれども、やはり新庁舎と同時にこの町なか活性化のワークショップを一緒に進めていったら、やはり町長の政策としては私はこれから生きてくるのではないかと。2年、3年のスパンで一緒

に町なかの景観をどうするのかということ、メンバーを入れて、いわゆる庁舎のメンバーはいますけれども、そうでなくて、町なかの活性化する今まで現在いたメンバーの人たちと同時に進めるような考えがないのか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

当時の町なか活性化委員会と今度の新庁舎の検討委員会とで、いろいろな景観についてそういうことはそういうそれぞれの考慮といたしますか、あろうかと思えますけれども、やはり目的そのものが違いますし、一緒にやるということは余りにも膨大なボリュームがあると。ただ、その庁舎検討委員会の中で話されたこと、町なか活性化委員会で話されたこと、それぞれのことはお互い共通として意見というかそういう中で生かせると私は思います。

そういうことで、これは延々とずっと続くわけでありまして、庁舎検討委員会が庁舎が終わっても、今後はそれこそまた町なかづくりどうするんだという話になりますし、そうすればいずれこの庁舎が町の中心にもなるわけでありまして、一部にもなるわけでありまして、そういうことも含めた中で、先ほど申し上げましたように、バイパスが通ったときどうするんだと。そして祇園祭を考えたときにどうするんだとか。この地域の周辺のいろいろな商業をやられている方、住まわれている方、そういう人たちを合わせた中でどうするんだという話は当然やっていかなければならないことだと、そのように思っていますので、とりあえず、庁舎のことは余りにも広げ過ぎてしまえば收拾がつかなくなると私は考えますので、その一体化はちょっと厳しいと思います。

ですから、そういう意味では、別々に対応はさせていただきたいと思いますが、そういう中でお互いの考え方は生かせると思っていますので、ご理解をお願いしたいなと思います。また、機会あるごとにそのワークショップであったり、あるいはその庁舎検討委員会に対しての意見とか、そういうこともアドバイスしていただければ、それはそれでありがたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 私質問の中で、この3番目、3番目の質問ちょっとわかりにくいかなと思ったんですけども、私、これ自分の感じと周りからの感じもいろいろあったんですけども、先般、8月15日、成人式がございましたね。成人式がありまして、約180名ぐらいの参加者がそれぞれ南会津郡内で、各旧町村単位からも出席者があったわけですね。大体女性が90人ぐらいいらっしゃるんですね。その人たちが私が感じたことは、あれだけの晴れ姿の成人

式を迎える方が8月15日前に祇園の七行器に、晴れ着も自前でつくってられる方もいるだろうし、貸衣装もあるだろうけれども、そういう七行器の行列に、成人される方がやはり南会津町であれだけられる、すばらしい素敵なお女性がおられるわけですから、何とかそういう七行器の行列に参加できるかどうか、ひとつお伺いをしたい。

○芳賀沼順一議長 菅家議員に申し上げます。

議題が多少ずれていますので、なるべくその分はいいですから、短く答えていただきますので。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

祇園祭の花嫁行列の参加者につきましては、当然町からも補助金は出しておりますが、基本的にはお党屋元で取りまとめをするということになっておりますので、今は広く花嫁さんを多く集めるために町のホームページ等で全国から募集しておりますので、応募すれば、数に制限はあると思いますが、ある程度は参加できるというふうに思っております。ですから、成人式の方が申し込まれても、それは限られたある程度の人数の範囲の中で参加は可能だというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 大変そのホームページとかそういうので全国から募集すると言われてるんですけども、やはりそういう中に南会津町の成人を迎える若い女性であれば、私は本当に最高だと思うんだよね。やはりそういうものを主体としたまちづくりの中でやはり活性化できればいいのかなと思うんですけども、やはりぜひそれは実現させていただきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 何か祇園祭になってしまったみたいですけども、今総務課長のほうから答弁ありましたけれども、物理的に、これは基本的に私の私見としてはそうやったらすごいだろうなと思います。ですけども、いろいろ関係者もございますし、ですから、その辺との協議も先ほども申し上げましたが、やはり祇園祭、そのことに関しては町が主導ばかりでもいかなということもありますから、このような話があったよということだけは話ししてみます。そういうことをご了解お願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 私、質問最後になりますが、その考えはぜひともやはり真剣にやっ

てください。

あと、やはり新庁舎ができることによって、庁舎を中心としたなりわいのにぎわいというものをやはり求めなければならないと思いますから、そういういろいろなさつき町長が言われた軽トラ市とか、七夕とか、今そういうのがだんだん始まってきていますから、やはり庁舎を中心としたにぎわいをつくっていかないと、新しい289号線ができて、やはりこの本国道はさびれますから、間違いなく。そういった状況において、やはり町の活性化というのは、庁舎へ来たらば何でも町のことがわかるんですよ。観光客が入ってきたときに何でも紹介できますよと。そういう窓口をやはり真剣に考えて、私はいただきたいなと思いますけれども、ひとつそのところを、最後の質問になりますが、よろしく。

○芳賀沼順一議長 町長。

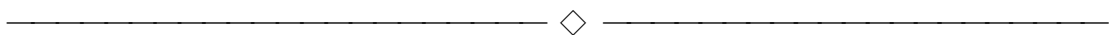
○大宅宗吉町長 はい、お答えいたします。

町としても、活性化に精いっぱい努めてまいりたいと思いますし、呼びかけて参加をしていただくようなことをみんなで盛り上げていきたいと、そのように考えていますので、新庁舎の話題からいろいろなご意見いただきましたけれども、そういうことで頑張らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 これで質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で17番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

明19日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時28分

平成26年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成26年9月19日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 13番 星 登志一 議員
- 10番 山内 政 議員
- 5番 室井 実 議員
- 6番 湯田 哲 議員
- 4番 室井 嘉吉 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 大桃英樹 議員 | 2番 星光久 議員 |
| 3番 湯田良一 議員 | 4番 室井嘉吉 議員 |
| 5番 室井実 議員 | 6番 湯田哲 議員 |
| 9番 高野精一 議員 | 10番 山内政 議員 |
| 11番 渡部忠雄 議員 | 12番 湯田秀春 議員 |
| 13番 星登志一 議員 | 14番 阿久津梅夫 議員 |
| 15番 五十嵐司 議員 | 16番 大竹幸一 議員 |
| 17番 菅家幸弘 議員 | 18番 芳賀沼順一 議員 |

欠席議員(2名)

- | | |
|------------|------------|
| 7番 渡部 優 議員 | 8番 楠 正次 議員 |
|------------|------------|

説明のための出席者

大宅宗吉 町長 渡部龍一 副町長

五十嵐 竹 則	教 育 長	芳 賀 美惠子	会 計 室 長
角 田 厚	総 合 政 策 課 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
相 原 盛 隆	商 工 観 光 課 長	星 不二夫	税 務 課 長
渡 部 正 義	住 民 生 活 課 長	舟 木 由 紀 子	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 忠 男	建 設 課 長	長 沼 豊	環 境 水 道 課 長
大 竹 洋 一	農 林 課 長	星 正 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長
馬 場 秀 成	学 校 教 育 課 長	湯 田 順 一	生 涯 学 習 課 長
星 善 光	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 信 義	伊 南 総 合 支 所・ 町 民 課 長
馬 場 美 光	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

室 井 裕	事 務 局 長	鈴 木 雄 蔵	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は7番、渡部優君、8番、楠正次君です。遅刻する旨届け出があった議員は14番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎発言の取り消し

○芳賀沼順一議長 ここで2番、星光久君より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 どうもおはようございます。

きのうの一般質問の中で、一言葉というか、「非常にうまい」というような発言をしたと思ったんですが、中身を見たら「うまくない」というような発言があったものですから、取り消しますので、よろしくをお願いします。どうぞご迷惑をかけまして申しわけありません。

[「部分を言ってください。あなたの質問のあれの森林活性化議員連盟で行った先で食べたもののことを言っているんだけど……」と言う者あり]

○2番 星 光久議員 森活で新潟の開成という、再生化エネルギーの中で、生ごみを発生して南国フルーツを栽培しているんですが、その中で味見をしたら、本当にうまかったんですが、これを「うまくねえ」というような発言になっているものですから、その部分、「本当にうま

かったです」と言いたかったのを、「うまくねえ」なんて言って申しわけございませんでしたので、取り消しいたしますので、大変ご迷惑をかけました。これでいいですか。

○芳賀沼順一議長 はい、いいです。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 星 登志一 議員

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議席番号13番、星登志一、通告に従い一般質問を行います。

一般質問に先立ち、私が7月30日から9月12日まで長い期間ちょっと入院をいたしまして、各委員会にご迷惑をおかけしましたことを、この場をもって皆さんに深く申しわけないという気持ちをあらわしたいと、こんなふうに思います。いろいろご迷惑をおかけいたしまして、申しわけございませんでした。

それでは、一般質問をさせていただきます。今回は大きく分けて2点であります。

1つ目は、世の中の情勢が大分変わってまいりました。国のほうも来年度に向けて地方を何とかしなければいけないということで、再生のための予算を今から、中身はわからないけれども、概算でこのくらいは上げようというような動きも出てきましたので、それに向けて、今からやっぱり当町としても準備をしなければいかんではないかという思いを込めまして、1つ目は、現在できております南会津町の振興計画を、もう根本的に見直すべきではないかということが1点であります。

2番目には、消費税がアップになりました。我々も、それこそ40年前、日本がまだ復興途中のときに、エンゲル係数とかさまざまな係数で日本の生活を豊かにしなければいかんというようなことも勉強してまいりました。しかし、当時と比べて、物的には非常に豊かになっているけれども、実際それではお年寄りたちが、今まで我々が習ってきたような方式でもってやって

きた結果、今現在どんな思いをしているかと。私は格差が大きく開き過ぎたと、こんなふう
に思っておりますので、この今まで苦勞なされた先輩方のその格差の是正を、我々は国に任
せておけないと。町としてどんなふうに対応しなければいかんかという、この2つの問題
点についてお伺いをいたします。

1つ目の振興計画についてであります。もう皆さんご存じのように、次年度の概算要求
で政府は3.8兆円余りの地方再生の予算を組むと発言しております。ただし、これにお
いても、政府で具体的な中身、施策があるわけではありません。当然、平成12年から
進められてきた「地方のことは地方でやれ」と。要するに分権化の流れを見ても、中
央にアイデアを出して勝ち取った町村が、その肥料を十分に使えるというような道筋
になっております。国から昔のように、こういう事業があるからやれというよう
な指示は、今回も私はないと思います。いかに各町村のアイデア合戦になるかと。
使わないところは使わなくて結構ですよというような予算になるかと思いま
す。

そこで私は、今回の監査の報告にもあったように、社会の急激な改革に乗りお
くれることのないように、時代を先取りした振興計画の見直しをすべきかなと、こ
んなふうに思います。

それで、まず第1点目として、職の雇用に関する農林業及び商工観光、企業誘致
の具体的な対策を、今後、町はどのようにとるつもりなのか。

2番目に、東京オリンピックに向けての具体策は、前回、6月議会でも私は質
問しましたがけれども、そろそろ持ち上がってくるのかなと、こんな雰囲気
がしておりますので、町のほうの具体的な対策は準備されているのか。

それから、3番目、3番目、4番目が非常に大事になると思います。これ
だけの予算を国で組むわけですから、もう職員だけではなく、これは町民も
一体となってアイデアを出していかなければいけないと。そういう意味
合いから、3番目には、職員によるモデル事業のアイデア募集のキャン
ペーンをしてはどうかと。金額的にはもう幾らかかってもいいよと。具
体的になるのであれば、かかるような経費は国から引っ張ってこよう
と。これは行政、議会が一体となれば、中身がしっかりしていれば、必
ずや私は予算化できると思っております。

4番目には、職員以外にも町民によるアイデアの募集をしてはどうかと。た
だ、これには一つ条件があります。それは、国においては、こういった事業
債がありますよとか、要するに一般財源を使わなくても、金額に糸目をつ
けなくても、こういう財源があるから、とにかく町民の思っていること、
アイデアを出してくれと。財源は議会、あるいは行政で何とか引っ張
ってこようというような働きかけをしてからのアイデア募集であれば、相
当思い切ったアイデアが

町民からも出てくるのではないかと、こんなふうに考えますので、ご提案を申し上げます。

2番目は、格差是正の助成事業についてであります。

この格差の是正ということについては、我々の先輩方は、好むと好まざるとにかかわらず、当時、戦争が終わってからできた計画、要するに福祉計画等に、中身はわからなくても、ただそのルールに乗っかっていかなければならなかったという過去があります。本当は東京に出たいけれども、跡取りだから残ったとか、そのために農業をやったために、うちの兄貴は、あるいは一番下の末っ子は、東京に行って会社生活をした結果、厚生年金という恵まれたシステムに入れたと。だが私は、家庭の事情で家に残らなければいけなかったんだと。農業一本で子供たち、家を守ってきたという人は、国民年金に入らざるを得なかったという家庭があります。

そういった先輩の苦労を見ていると、今現在これは結果的に、私も町会議員になってから初めてわかりましたけれども、国民年金、厚生年金、共済年金と比べた場合に、国の思惑でもって相当の、同じ金額を納めても、その恩恵にあずかるときには、その人の選んだ道でないにもかかわらず、町や国のために一生懸命働いたにもかかわらず、自然と起きた格差があると私は、こんなふうに感じております。ただし、それは国の政策という前に、やはり町でできることは、最低限、町でその部分に手当てをしてやるのが、私は町の小さな単位の問題ではないかと、こんなふうに思いますので、この4月から消費税がアップして、なおさら収入の少ない人に、ハンディキャップがある人に、その負担が強いられているということは、皆さんもご存じだと思います。

昔は食べるものだけがエンゲル係数の比率でありましたけれども、昔はストーブは裏山から木を切って燃やしていたと。お風呂も木を燃やしていた。ところが現在は、裏山からの木で風呂を沸かしている人は、果たしているのでしょうか。電気を使わない人はいるのでしょうか。我々は裸電球1本で過ごした時代もありました。しかし今はテレビや冷蔵庫、それから電気も各部屋になれば生活できない状態です。お風呂だって灯油がなければ沸かせない状態です。そういったときに、この前、7番議員からもありました、私も質問いたしましたけれども、町の中で、やっぱり国民年金だけで年収60万円未満の人が相当数いるという話も聞きました。そういった先輩方が今まで一生懸命やって、この町に相当の金額の交付税が、その人たちがいたおかげで入ってきているはずなんです。その労に報いるためにも、やはりそういったことを細かく調査して、手厚いありがたい感謝の意味を込めて、私は町のほうで助成事業をすべきではないかと、こんなふうに思いますので、2番目の格差の是正についてご提案を申し上げます。

以上、演壇からはこの2点について質問させていただきます。また、再度質問がある場合に

は、再質問の席より質問をさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

13番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、振興計画の見直しに関する1点目ではありますが、職の雇用関係に関する農林業・商工観光・企業誘致の具体的な対策、2点目の東京オリンピックに向けての具体策、3点目の職員によるモデル事業アイデア募集キャンペーン、4点目の町民による職の創出アイデア募集事業についてのおただしについて、関連があるというふうに考えましたので、一括してお答えをさせていただきます。

国は人口が急に減ってきていると。超高齢化社会ということに直面して、大きな課題となっていると。こういうことに対して、政府一体となって取り組んで、そして各地域がそれぞれの特徴を生かした、自律的な、持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生本部を設置したというところでもあります。来年度の予算編成につきましても、地方創生関連予算が各省庁の概算要求にも盛り込まれまして、新たな交付金創設などの検討が進められているところでもあります。

町といたしましても、積極的に情報収集に努めていく一方、現在取り組んでおります総合振興計画の施策評価を通して、雇用の拡大を含め、町の重点課題解決に向けた事業の立案を行い、国の関連予算の活用を含めて準備を進めていく考えであります。

国は、そういうふうに高齢化社会であったり、人口が急に減ってきている、人口減だというふうなことを言っていますけれども、私たちの町そのものが、もうずっとそういう地域でありますし、そうしたことに対して、雇用にしても若者の定住にしても、どのようにしたらいいのかということは、今までも私たちのこの状況の判断の中で、それぞれ施策の中でやってきたところでもあります。

しかし、また国のほうが、今度、制度化、あるいはそのような施策の方向転換といいますか、それを強い施策の柱として行ってくるということでもありますので、町としても、国のほうの情報をしっかり集めて、そして町が今進めていること、それからこれからまた国のほうの方針にのっとってやれることがあれば、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

また、国を挙げて行われる東京オリンピックにつきましても、関係機関との連携や情報を共有して、町としてのメリットや費用対効果を具体的に検証しながら進めていきたいと、そのよ

うに考えております。

いずれにしましても、さまざまな事業を検討する中で、町民の皆様の意見や職員の意見は必要不可欠であると、そのように考えております。公聴事業を通して広く意見をお聞きしながら、国の制度を見きわめ、事業の検討をしてまいります。

振興計画の見直しにつきましても、新たな課題解決や社会情勢の変化の中で見直しが必要であると判断した際には、第2次南会津町総合振興計画の計画期間にこだわらず、柔軟に対応していきたいと考えております。

国のほうも、交付税なのか補助金なのかと、その方向転換だと思えますし、先だって町として職員による定住対策のプロジェクトチームを立ち上げたところでございます。重要課題、定住対策とは言いますけれども、町の主なといいますか、重要な課題の検討、これは若い職員です。特別な課長だとかそういう役職を持った職員ということではなくて、本当に皆さんやる気あるんですが、自分もそういうことをいろいろ検討してみたいということで集まっていた職員でありますし、実際に私もいろいろ職員とお話する中で、いずれも皆さん方がこの町を、10年、20年後にはしょって立つ職員であるということの認識を深めてもらいながら、常日ごろの仕事をしてもらっているところでございます。町民によるアイデア募集もちろん、これは私もいろいろな状況の中で、やはり地域の情報を把握する意味では、皆さん方の意見をしっかり受けとめて、そしてまたいろいろなアイデアを出し合って、そしてみんな協力して前に、将来のまちづくりを進めていくということが非常に大事なことであると思えますので、これに対しても柔軟に対応して、そして積極的に皆さんの意見を聞いて、そしてそれを町政に反映できるよう心がけていきたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、消費税率のアップに伴う格差の影響、生活保護世帯と年金受給額の少ない人との不公平感も出ているが、過去の施策との関係から、この冬に対応する施策はあるのかとのおただしであります。消費税率のアップに伴いまして、所得の少ない方や子育て世帯に対する影響が心配されたことから、国では臨時福祉給付金事業と子育て世帯臨時福祉特例給付金事業を実施し、影響の緩和を図ったところであります。

また、格差是正のための方策としては、さまざまな施策の検討を行わなければならないと考えますが、消費税アップであったり、あるいは、きのうも申し上げましたが、アベノミクスであったり、こうした中でどれだけの影響があるのかということ、国自身もちろん予測しながら対応する必要があると、そう思うわけでありませうけれども、町でできること、やらなければならないこと、そして国がやるべきこと、町としてやらなければならないことは、注視しな

がらしっかりと検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、この冬に向けて一番懸念されるのが、昨日も16番議員さんからの提案といいますが、質問がありました。燃料費に対する支援策が必要ではないかということでありまして、町としても状況をしっかり踏まえながら、それらを具体的に対応できるよう検討してまいりたいと思います。福祉灯油につきまして、この冬の支援の施策として検討してまいりたいと思います。円安も大分進んでいるようでございますし、物価上昇も少しずつ私たちの生活に大きな影響を与えているような状況であります。また世界状況もどのようになるのか、いろいろ厳しい予想ばかり伝わってくるわけでありましてけれども、そうしたことを踏まえた中で、町としてできることをしっかり対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これから多分3月までが、我が町の今後の10年間で左右する正念場になるかなど。入院しながらいろいろ考えると、どうしてもやっぱりそっちのほうのことが頭に來るので。

今回、実は各委員会の所管事務調査で感じたことなんですけれども、職員の人はいもう一歩やっぱり来年度に向けて、今回は9月の決算ですから、特に決算なので、今回の決算を受けて、来年度はうちの課はこうしたいんだと、今こういう課題があるんだというような声が余り聞こえてこなかったかなというふうに感じております。通常ですと9月の議会というのは、大体決算を終えた。うちの課としてはこんな課題が残った。来年度に向けては、こんなふうにしたいんだというのが、普通の委員会の流れかと思うんですけれども、今回は私も病み上がりだったので、余り気張らずにじっくりと聞いていたんですけれども、何かそんなところが少し足りなかったかなど。それはそれで、一般質問で全体のことをやるからいいやということで質問したわけなんですけれども、ただ、町長から非常にうれしい答えがあって、若い世代の方がグループを組んで、今、定住について考えているよということだったんですけれども、これについて、もうちょっと詳しく町長、答弁いただけますか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

定住対策プロジェクトチームというようなことで、9月ですが、町長、答弁申しあげましたように、目的としては、まず各課の横断的な組織という位置づけ、さらには職名にこだわらな

い20代から40代の職員による組織ということで、事務局については総合政策課で担当すると。事務局2名含めて計12名で、この施策について検討を進めていく、町への提言というような形で、今後進めていくということでございます。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 実は私、昨年度の計画、今年度やっている事業かな、昨年度からやっているプラットホーム、町でもいよいよと思って、実は一回見てみないとわからないだろうなということで、プラットホームの会議を、ちょっと見学させていただいたことがあります。

私も昔は「夢のあるまちづくりカレッジ」ということで、年間10万円いただいて、あんたたち自由に使って、どこへでも行って見てらっしゃいというような予算を組んで、私もそのメンバーの一員として、約10年ほど活動した経験があります。この自由というのは、非常に当時、ありがたかったものですから、町でもそういったことをもう一回やればいいのになと。そこにプラットホームの計画が出てきたので、そんな感じかなと思ったら大間違いで、何かあのメンバーの人たちから見ると物足りない、食い足りない、もっとやりたいことがあるのに、自由にできないなというような雰囲気、これは一回だけですから、わかりませんが、何回も出ていけば、ああ違ったのかということになるかもしれませんけれども、そのときにはそんなふうな感じがいたしました。

私たちが当時の夢カレのことを、今、思い出してみると、勉強になったのは、自分たちは南会津だけにして、世の中のことがよくわからんと。「井の中の蛙」になっているんだと。であれば、自分たちで新しい事業が提案できなければ、よそに行って見てくるのが一番手っ取り早いだろうということで、山形県や、それから新潟県、栃木県、5カ所くらい見てきた覚えがあります。それが非常に私たちが勉強になったんですね。やっぱり町から出ないと「井の中の蛙」になって、南会津町にいれば南会津町の理論で、世の中は変わっているんだけど、気がつかないで進んでしまうというようなことなものですから。

そこで、この新しい20代から40代に対する予算のつけ方、あるいは方向性というのは、町のほうで示すのか、それともこのメンバーのほうから提案させるのか、その辺の今後の方針というのはどうなっているか、ちょっと詳しく、来年度に向けてでもいいです、教えていただきたい。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

現段階では、予算の措置についてはされておりませんが、今、議員おただしのような形で、

いろいろな現場を見たい、あるいは必要な経費が出てまいりますれば、随時、補正等の対応をさせていただきながら、担当課としては予算要求をさせていただきたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からも答弁させていただきたいと思います。

この考え方ですけれども、本当にランダムな職員に集まっていただきました。何の係だからとかそういうことではなくて、私生活も含めて、それぞれ自分たちの興味あることを話してもらい、そしてこれからのまちづくりを自由に話してほしいということです。ですから、当然最初はいろいろな勉強から始まって、また今、自分たちが経験してきたこと、そういうことがまずベースになると思いますが、いずれにしても自由に、そして将来のまちづくりを真剣に考える、そういうようなグループの会にしてほしいなという思いがあります。そうした中で、本当にこれ施策として何の課題があつて、そしてそれが施策としてやっていける、いくということになれば、それはそのときにはしっかりとした予算づけをして、事業計画を立てるということになろうかと思えます。

いずれにしても、研修であったり、あるいは今この現状の私たちの町内を知ることが一番大事なことだと私は思いますし、経験を生かした中、まだ若いというけれども、やはり何年も経験している人もおりますし、そういうふだん考えていること、そういうことを実際、自分の町での施策に生かせれば、また私は意気込みも違ってくるのではないかなと、そのように考えておりますし、職員一人一人のやる気を引き出す、そういうことも一つの目的にもなりますし、そういうことも含めて自由な意見交換ができるということの場にしていきたい。そしてそれが実際に実行できる、施策として成っていくようないろいろな検討会にしてほしいなど、そのような希望を添えて、私もいろいろ皆さんに期待しているところであります。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 実は、私は3月の議会を見据えて、少し議員間で思い切った提案をしようかなと思っていました。この前、私、休んでしまったんですけれども、議会のほうも議会基本条例の見直しをやって、改めて議員全部が、我々議会というのは、二元代表制のもとに、どんな活動をしなればいかなかということ、多分、議員の方も一人一人、再確認したと思うんです。

私は町の執行する予算に対して、議会は3つの考え方があるのではないかと考えているんです。ですから、そのうちの一つを使って、3月に提案したいと思っていましたが、こういっ

た、非常にこれから職員の教育とか、それから研修に関して、こういった対策が出てきたので、ああこれはいいことだなと思って、改めて出す必要はないかなと思ったんですけども、思っていたことをちょっとお話しさせていただきますと、議会というのは、予算書が出てきたときに、全く町長の権限を無視して減額すると。要するに否定ですよ。それはだめだと全面否定するのが一つの方法。もう一つは、ちょっと町長、慎重にやってくださいよと。これはすぐに使ってはいけないですよ、予備費に回して、少し検討してくださいよという方法。これは減額ではなくて保留のほうの、これは前芳博町長するときにも、皆さん、経験あると思うんですけども、役職の手当はちょっと一時保留してくださいよというようなことでやる方法と。それから最後は、どうしても議会のほうからいろいろ提案するけれども、執行部が動かないから、じゃ議員で提案して、増額提案をしようかという話、この3つの方法があると。

1番目の町長の案を全面的に否定するというのは、これは執行権の問題があるので、相当な中身のものでなければできないと私は思っている。保留というのは、これは一時保留ですから、そんなに目くじら立ててやるべき問題ではない。じゃちょっと期間を置いて検討する。増額というのは、どうしても行政サイドでは、やはり内部のことに関して予算を使うときには、町民から何でそんなに使うんだと言って、なかなか思っても提案できない事項があるのではないかと。特に職員の教育に関してなんかは、じゃそんなに使って効果があるのか。そういうのは、やっぱり議会で、みんなで手を合わせて、じゃ1人10万円ぐらい使ったって、100人1年いったって1,000万円だから、4年ぐらい使ったって、ここの南会津町のためを考えたら、安いものじゃないかということで、議員が一致団結すれば、これは提案できる。

私はその3番目を使ってやろうかと思ったんですけども、私はそのくらいのお金を使ってもいいのではないかということを考えていたので、今ちょっと3月の議会に向けて、こういうことを考えてみるということで、今お話ししたわけなんですけれども。

町長にもう一回ちょっと考えてもらいたいんですけども、思い切って、町民も、それから議会もびっくりするぐらいの予算を使って、このグループに予算をつけてほしいなど。どこかに研修に行くと、議員になっても、昔、我々がなったころは、今度、旅行どこへ行くなんてやっていたけれども、今の議員は何を見てくるんだでやっていますから、これは見に行く意気込みが違うわけですよ。その議員と委員会室で職員が話しても、これももう話にならないんですよ。全然レベルが違うわけですから。はっきり言って申しわけないですけども、職員の思っているレベルと議員の思っているのは、議員のほうは一生懸命勉強してきたのを頭の中にたたき込んで、おうちの町はどうなっているんだとやるわけだけども、これはもう全然ステ

ージが違うところで話しているから、みんな途中で尻切れトンボになってしまう。

だからそういうことを考えて、やっぱりこれをちょっと勉強したいなというところは、3泊ぐらい使ってもいいよ、10万円ぐらい使ってもいいよというような思い切った予算を少し計上してもらいたいと思うんですけれども、3月の予算に向けて、町長の意気込みをお聞かせいただきたいと、こんなふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今このような情勢の中で、思い切った施策が必要ではないかというような意見だと思いますが、どんな世の中でもそれぞれ大変厳しいことはあろうかと思えます。そのような認識ですけれども、自分が常日ごろ考えていることは、本当にこれだけの予算を皆さん方からお預かりして、そして公平公正のもとに、そしてしっかりと今の実情に合った事業を組んで、そして本当にこの町に住んでいてよかったなど、そう町民の人たちに感じてもらえるような施策をすることが一番だと思うんです。そういう意味で、もちろん議員の皆さんもそうですけれども、町民の皆さんに信頼のある町の状況にしていかなければならないということを、常日ごろから考えているところであります。

そうした中で、いろいろな事業によって予算づけをしっかりと重点施策を決めて、ある程度基本的に定めてやるということは、それはもちろんでありますけれども、やはり予算の執行、あるいは事業の計画に当たっては、本当にいろいろ研修とかそういうことももちろん大事なんです、上辺だけでなく、本当にそれを行ったときにどのようになるのかと、そういう想像をした中での施策を組んだり、財政の運営を凶ったりしていかないと、後で大変な始末になったり、どうにも先に進まなくなったりということが結構、往々にしてあるのではないかなと、私はそう考えます。

ですから、その点は、やるときは、それは英断を持ってやりますけれども、そこまでの準備というものは、しっかりやっていかなければ、やはり無責任にはできないということで、私はそう考えています。

ですから、そういう意味で、それを基本にした中で、いろいろな事業を組むときには、しっかり下準備をして、調査をして、そしてやるときの段取りを、考えられるだけの範囲を考えて、そして段取りをしてやるということが、まず私の基本として思っているところであります。

ですから、見ようによっては慎重だとか、何か勢いがないなとかと感じられるかもしれませんが、でも私はそれが本当に進み始めたときには、逆にまた勢いが出ることになる、

私はそう思っています。

ですから、その時期を適切に的確につかんで、そしてそのときには思い切った判断をして、やるというようなことは、当然必要だということを自覚しておりますし、そのようなことをできるような、また環境もつくっていきたい。そういう意味で、自由に発言したり、自由に物を考えて、そして自由に皆さんの行動ができる、そういうような環境をつくるのが、まず行政の施策をつくったり、事業をする上での一番大事なことだと私は思います。そうした中で大きな事業に取り組むときの覚悟はしっかり持って、これからもやっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 1番目と、それから2番目、東京オリンピックの具体策ということについては、大体これからもう一回、一ひねりするのかなと。ただ、私が一番、職員が立ち上げたということは、非常にうれしい報告を聞いたなど、こんなふうに思っていますので。

それと、私が来年度に向けて、要するにさらの状態でのこの町をどうするかということをみんなでご考えましようと思いついたのは、実は今年度からマックアース社がスキー場を2つやっただくことになりましたよね。それで、町民の方もそうだけれども、やっぱり行政のほうも、このマックアース社というところが、非常に多くの可能性を秘めた会社で、いろいろなノウハウを持っているということ、私、余りに認識、もう私はもうこんなありがたい会社が2つのスキー場を請け負ってくれたんだから、これは雇用対策の副委員長と、きのうもちらっと話して、何とか職員の人に頑張ってもらって、雇用対策特別委員会とマックアースの社長とお話する機会をつくっていただけないかというお願いをしたところ、11月ごろ何かそういう機会をつくってくれるということです。

この会社というのは、地上波のテレビには余り出ないですけども、衛星のテレビには相当この社長、出ていますから。ことしになってからでも、アメリカで一番でかいスキー場の経営をしているのはどこかというところ、アメリカのザルブ社というところが一番でかいんです。いろいろな世界中のスキー場に影響力を持っている会社ですから。そこと業務提携するぐらいで、全国で27カ所、このマックアース社は持っているわけですから。そういうところうちの町が取り引きすることができたわけですよ、これ。ここにやっぱり、この会社に対して、うちのほうから、例えば来年度の予算、国のほうだって地方を何とかしようということであるわけですから、こういうところにもやっぱり相談事を持ち込んで、来年度は多分こういうふうな具体的な例があれば、相当町に有利なような予算がつかますし、我々も、もしつかないとすれば考慮

しますから、もらうように考慮しますから、何かいいアイデアがあればというか、東南アジアからお客さん引っ張ってくるのだったら、福島空港をこういうふうに使わせてほしいとか、いろいろなアイデアが出てくると思うんです。

だから、一番いいのは、これは総合政策課になるんでしょうけれども、総合政策課自体がこのマックアース社という位置づけをどんなふうと考えて、今後うちのほかの観光業務にもどんなふうにご相談とか、一緒になってやっていこうとしているのか、ちょっとその辺の考え方、なければいけないでいいです、いやそういう話を聞いたから、今後こちらからもっとアプローチしたいと思うというのであれば、それでも結構ですので、町の考えをちょっと、お話をお聞かせいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

マックアース社との関係については、現段階におきましてはスキー場の指定管理者という関係の中での対応でしかございません。ただいま議員のほうから、情報提供を含めておたがごございましたので、今後そのような広がりといいますか、対応がどのような形でできるのか、これについては、マックアース社と意見交換をさせていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 雇用対策の特別委員会としても、職員のほうには頼んでおきましたけれども、ぜひそこに議会と、それから行政のほうと両方参加して、社長からいろいろご指南いただければ幸いかなと思うので。私の体の関係もあって、11月ごろということをお願いしてありますので、その辺は行政のほうでよろしくお願いしたいと思います。

あともう1点、きのうも議員のほうから、公共の施設を今後どうするのだと。学校は余っているのではないかという話があったけれども、どうも、私も委員会で聞いていると、もう初めから耐震がだめだから取り壊さないといけないんだというような考えで、前提条件として何か発しているような気がしてなりません。

きのうのテレビを見た人はわかるかと思うんですけれども、きのう、おとといか、関東で何か震度5弱の地震があったと。ところが、築40年のところで実験をやっている最中のことがあったと。それは何かと。築40年ぐらいでコンクリートのあれが全部だめになるのであれば、予算が幾らあっても足りないから、これを何とか100年間使えるように生かそうではないかという実験をやる。それはその建物の上におもりをつけて、地震の反対方向に揺らすことによって、その建物の耐震性を増すんだという実験だと。見事的中して、びくともしなかったと。だから

世の中、変わっているんですよ。耐震がこうだからという概念でやっていると、みんな壊して新しいものになるわけですよ。

そこで、学校教育関係のほうとして、平成3年から24年まで全国の学校、何校廃校になったかと。そのうち何校ぐらいが実際に生かされているのかというようなことを把握しているのであれば、自分のところの町だけの学校を考えているからそうになってしまうんです。ほか全国だってこういう状況なんだから、あるだろうという発想になって、じゃ全国ではどのくらいの廃校があったんだと、この20年間。それでどんな事業をしているんだということを調べても、私は悪くないと思うんですよ。それをやらないで、ただ南会津だけでやっているから、私が「井の中の蛙」だということ表現しているわけですよ。その辺はどんなふうに把握しているのか、あるいは調べていないのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

今お話のありました全国的な廃校舎の活用方法、そういった件につきましては、現在のところ調査しておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

昨日、答弁の中で、公共施設に対しての今後の考え方ということで、私も話をさせていただきましたけれども、伊南小学校に関しては、検討委員会の中で耐震の値が低いということで、またいろいろ改良するに当たっても、かなり費用がかかるということで、取り壊しということで答申を受けましたし、今もその方針でいることはそのとおりでございますが、全てその利活用を考えないで、一方的にもう廃校したら全部取り壊しだよと、そういう方向で決めているわけでは全くありません。当然いろいろ公共施設のこれからの管理というのは、今これからの私たちの町にとって大きな財政負担になるのか、あるいは本当に活用できるようになるのか、これはしっかり調べてやっけていかないと、将来の町の方向性に大きな影響を与えるというような状況であると、そのように認識しておりますし、その利活用に関しては、今も使われておることも含めて、これからもしっかり検討していきたい、それは思います。

ですから、そういう意味で、維持管理に関しましても、利活用にしても、これからの有効活用ができるように、あるいは有効活用できないものに関して、そしてあるいは本当に修繕費がかかったり、耐震であったり改造費がかかり過ぎるものは、新しく建てかえたほうが場合によってはいいと、そう判断されるものについては、思い切って過疎債でもなんでも充当して、地

方債でも充当して、やっぱり対応する必要があるのではないかなというような意見は言いました。ですけれども、もう全て終わったものは全部取り壊すとか、そういう考えではないので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 別に、私が思うのは、多分、町長はそう思っているんですよ。現場が動いていないだけね。というのは、私が委員会で聞いた感じでは、そんな雰囲気を受けたんです。何でそんな雰囲気を受けたかという、例えば伊南の場合、伊南の小学校では基準値が低くてだめだというけれども、じゃこれを直してやるためには、どのくらいのお金がかかってどうなんだということを聞いたときに、いやそれは調べていませんということであれば、これはやっぱりそっちのほうは勉強していないんじゃないの。もう頭から、これは低いから取り壊すしかないと考えて、そっちに動いていると考えるしかないなということをお話した。せめてそのときに、もしこれを生かして、新たな方法でリノベーションすれば、このくらいの金額がかかってしまうと。それであれば維持費だなんだを考えると、これは壊したほうがいいのかという、そういった説明ならわかるんですよ。ただ、壊した場合は、いやわかりませんと言う。とにかく耐震の値が低いから、これは壊したほうがいいのかという答弁だから、今の現状の職員さんの勉強の仕方では、そこまででしょうがないなと思って、私は黙ってしまうんですけども、その辺をやっぱり同じ壊すのでも、こういうことが考えられるけれども、この方法はこういうことでだめだったの、それでは更地にしてやりましょうと。じゃ今残っているほかの3校に対しても、我々の知識ではこうだけれども、じゃ全国的にどこからか募集してみようかとか、そういう方法は打ったのかとか。

それで、ちなみに言いますけれども、平成3年から23年の間に20年間、全国の学校で廃校になったのは7,000校だそうです。そのうち実際に利用しているところ、3,000校あるそうなんです。これ以上は学校教育課のほうで調べて、うちの町も何とかリノベーションとかそういうのをやって、ほかから来てもらってやろうかとか、あるいは文教で行ったように、もしかしたら介護として使えるかもしれないなど。そのときにはどういった助成金があるかというアイデアも出てくると思います。

何も学校だからといって、学校だけのことを考える必要はないですよ。町全体のことを考えたら、ああこれは今まで学校として使っていたけれども、ほかの施設に使えないかなという発想が自然と出てくるはずですよ。3,000校も再利用しているんですから。調べ方がわからなければ日本経済新聞社に電話すれば、多分教えてくれますよ。あそこはそういったデータをい

っぱい持っていますから。そこまで議員さんやってくれと言われても、ちょっと困るんですけども、やれと言われてはやりますけれども。そのくらい調べて、調べる過程でもいろいろ知恵が出てくると思っていますので、そういった行動を起こしてもらいたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

学校で統廃合されて廃校になった施設がどのくらいあるかということは、先ほど学校教育課長が答えたとおり、私も正直、それは全く知りませんでしたけれども、いずれにしましても、やっぱり利活用に関して、リサイクルというか、それは非常に大事なことだと思います。そういう意味であるものを大事に使うということは大事ですし、そして有効活用、やります。またそのための調査、全て100%網羅できるかどうか分からないにしても、考えられる範囲の中で、それは当然やっていかなければならないということでもあります。

そうした中で、これから本当に町の公共施設そのもの、どのくらいあって、きのうもそのお話、ありましたけれども、しっかりとその対応をしていくのが、私たちのこれからの財政運営の中で大きなウエートを占めるということを自覚しておりますので、職員ともどもそれはしっかりやっていきたいと思っております。

その利活用に関しましても、いろいろ私も、具体的な例なんかも新聞等で出てきていますけれども、今、例えばグループホームであったり老人施設であったり、そういう介護とかそういうものに、今の状況がそうだからと言われてはいますけれども、でも今が一番高齢者のピークであって、これから10年、20年後になると、だんだん今度は下がっていくと。そうしたときに、まだその施設が余っているというような、そういう繰り返しは世の中起こっているわけですから、ですから、そういうことも含めた中で、町としてどういう方向で利用をするのがいいのかということも、しっかり将来、10年後、20年後を見定めた中で検討していくのが大事だと思いますので、それも含めて、町としてはできる限りのことはやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 あとはもう1点、田島高校の件に絡んで林業の活性化があったんですが、ちょっと時間がないので、これ12月の議会でゆっくり、計画書も出てきますので、ゆっくりやりたいと思っております。

それで、最後の格差是正なんですけれども、これやっぱり町のほうで、感謝の意を込めて、

実際に私の近くにも、若いうちは林業関係で一生懸命やっていたけれども、ちょっとけがしてしまって、途中からリタイアしてしまったとか、国民年金だけで今このくらいしかもらっていないとか。その人なんかは林業をやっていたわけですから、もう1人、人のカウントが入れば年間180万円ぐらいもらって、多分40年間やっていたんですよ。交付税40年間も、それだけの交付税、その人が働いていることによって、町に入ってきているわけですから。

その方がいろいろな事情があって、やっぱりまじめにやって、国民年金で年間こうだということ、やっぱりかわいそうとか、若いうち苦勞したのになど。ちょっとしたボタンのかけ違いでは、これ済まないよねと。制度の違いだけで、たまたま運悪くその人はそこに入っていて、今はそういう状態になっているけれども、当時はサラリーマンだって、ただ単に交付税1人前でしょ。総務課長、目の前にいるから。国から来るのは、いいところ20万円ぐらいでしょう、人口が1人ふえたって。ところが、あの人は林業をやっていたんだから、当時だから多分、今、換算すると180万円から200万円ぐらいの価値がある人だったんじゃないですか、交付税の計算上は。その人が20年も30年もやっていたらば、相当、私は町に恩恵を与えていると思いますよ。その人たちの納めたあれが少なかったんで、年金が少ないとか、そういった方も十分いますから、やっぱりもう一回、その人たちは、やっぱり若いうちに町に相当の貢献をしたので、ただ制度上、今現在ではそういった年金戻しが少ないと。やっぱりこの人たちに最低限は、このぐらいの手当は、ご苦勞さん手当みたいな感じで、やっぱり上げてもいいんじゃないかと思いますので。前回はたしか1万円とかそういった均一的なあれでしたけれども、状況を考えて、やっぱりスライド制で、7万円ぐらいまでは少しスライド制でやってあげようとか、思い切った助成とか、感謝税みたいなのを私はやってもいいのではないかと思うんですけども、最後の質問になりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

年金の格差により、今、厳しい状況にある人がいるのではないかということのお話ですけども、先ほども私、答弁させていただきましたが、国の制度であって、確かに制度そのものが、本当に公平公正だったのかといえば、私もそれは個人的に疑問を感じます。

ですけれども、だからといって、なかなかそれを町で補えは厳しいと思うんです。ですから、できるところは、町としてもその状況を踏まえた中で、年金にかかわらず、いろいろな状況の中で厳しい、あるいはそのような状況にある人、いらっしゃると思うので、また国のほうの、先ほども申し上げましたが、消費税率がアップしたとか、それから物価が上がってしまったと

か、そういうような関係の中で、私たちの生活の中にいろいろなしわ寄せが来ていると。そういう状況は感じておりますから、そうした中で行政がやらなければならないこと、またできること、そういう範囲の中でしっかり検討して、そして本当に金銭的、経済的な面も含め、それからあるいは生活の上でのいろいろな施策の中で、そういうことを、町でどういうことまでできるのかということは、しっかり考えてやっていきたいと思えます。

そういうことで、現実的なお話を、福祉灯油のような話をさせていただきましたけれども、これからもまた雇用であったり、そういう人たちの対策を、町として施策の中で少しでもやっていければ、皆さんが本当にいい町、この町に住んでよかったと思えるような町になると思えますので、それは一生懸命頑張ってまいりたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 町長の思は、大体わかりましたので。

私が言いたいのは、やっぱり根本的な国の政策が、長い間でだんだんと露呈してきたというのが私の正直な感じです。ですから、これは市町村が責任云々ではなくて、その結果、国では多分そういったことを是正しようとして、特別な手当は来ないだろうから、せめて我が南会津町だけでも、今、苦勞している方々が、若いときにやっぱり一生懸命町のために子供を産んでくれたり育ててくれたり、それから現在は少しそういった規制のはざままで苦勞しているということであれば、全国でも珍しいぐらい南会津町は福祉灯油事業債とかなんとか、名前はわかりませんが、そういった昔のことを、この人たちのために南会津町全体が潤ってきたんだという感謝の意を込めた政策をやっているんだというような背景も、私も町会議員になるまでは、そういった交付税の中身とか云々は知りませんでしたから、ただ単に今現在、お金を少ない人に何でそんなに一方的にやるんだと。ところが、我々は議会と、それから行政ですから、そういった交付税の中身とか云々はわかっているわけですよ。そういったことも考えて町民に説明すれば、私は町民の人は理解してくれるのではないかなと思えますので、町長もそういったことを配慮しながら考えていこうという答弁ですので、ひとつなるべく前向きにやっていただきたいと思えますけれども、これは最後の質問です。町長、改めて。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町として、そういう方たちへの支援といいますか、そういう意味では、除雪であったり暮らしのことであったり、またいろいろ計画しておりますいろいろな補填、そういう人たちに対す

る支援、それは町としていろいろな形でやっていければと思います。それが継続できるかどうか、それも含めなければならないですが、いずれにしましても、現状を見据えた中で、本当に今、一生懸命頑張っているそういう人たちが、本当に住みやすい町だと思ってもらえるような、安心して住める信頼できる町だと思えるような、全体的な意味においても、町としての執行をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 以上で私の一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、13番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 山 内 政 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、10番、山内政君の登壇を許します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ただいまから一般質問を行います。3点について質問をいたします。

1点目、旧伊南小学校跡地利用計画についてであります。

昨年、伊南地域の住民に、跡地利用計画の説明会がありました。将来の基本方針が示されました。これについて、次のことについて伺います。

1点目、イベント交流広場として利活用するとしておりますが、次の施設等はいつごろ整備されるのか。屋外トイレの整備、イベント等開催時に必要な水場及び排水設備、防犯、事故防止のための外灯の設置。

2点目、旧小学校の解体には4年から5年の期間が必要としているが、伊南給食センターの解体も含め、具体的な計画があるのか、あれば伺いたい。また、体育館も解体する計画なのか。

3点目、この跡地利用計画の工程表は、いつごろ住民に示されるのか。

大きい2点目、合併前の旧町村の看板についてであります。

合併後9年目に入りました。町内を見ますと、旧町村の看板が町村名を消してそのまま立っております。地域の特色なので、そのまま立てておくことも考えられますが、次のことについて伺います。

1点目、南会津町を総合的に考えて、看板の内容を変えることを考えておられますか。

2点目、表示内容が現実的でないものについては、表現を変更することはできないのか。

3点目、各地域で看板が旧町村のままに表示されているのが見受けられるので、今後は地域ごとに調査をされ、計画的に修正するべきというふうを考えるが、どうですか。

4点目、スキー場等観光施設の看板等も、古くなって文字も読めない看板があるので、調査をされ、修復すべきと思うが、どうか。

5点目、館岩地域の国道からの看板は、統一されて南会津町になっているのが多いです。他の地域も同様に統一するべきではないのかというふうに思うが、いかがか。

大きな3点目、田島祇園祭に供される伝統的郷土料理について。

国の重要無形民俗文化財に指定されている田島祇園祭のお党屋行事の中で、伝統的に継承されている郷土料理について伺います。

1点目、年中行事と密接にかかわる郷土料理の継承という観点から、文化財保護の面で、保存についてどのような支援が考えられるか伺います。

2点目、地域の伝統食として、食育の面から学校給食での活用は図られてきたのか。ないとすれば、今後計画をされる考えはあるのか伺います。

3点目、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されてから、日本人の伝統的な食文化として注目されています。来年のDCに向け、祇園祭の伝統的郷土料理を観光資源として活用できないか伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、旧伊南小学校跡地利用計画に関する1点目ではありますが、イベント交流広場として利活用するとしている屋外トイレ等の施設は、いつごろ整備されるかのおただしであります。町といたしましては、今後新たな学校給食センターの整備計画を進めまして、その運営開始後に旧伊南小学校の校舎、体育館及び学校給食センターは、一体的に解体を行う計画としております。

議員おただしの施設の整備につきましては、学校施設の解体時期を考慮しながら、伊南小学校跡地利活用検討委員会の検討結果を踏まえ、そして基本計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、旧伊南小学校校舎、体育館及び伊南学校給食センターの解体計画についてのおただしではありますが、ご承知のとおり旧伊南小学校につきましては、校舎、体育館とも耐震診断による I_s 値が0.3以下でありまして、大地震の際には倒壊の危険性が高い建物となっております。そのため現在、校舎及び体育館での不特定多数の利用は控えていると

ころであります。

伊南学校給食センターにつきましても、現在、伊南小学校、南郷小学校、南会津中学校の3校に約300食を配食しておりまして、手狭な状況で施設も老朽化していることから、新たな給食センターの整備構想を進めているところであります。

町といたしましては、校舎及び体育館の解体につきましては、新たな給食センターを整備して、そして運営開始後に現在の給食センターを含めた一体的な解体を計画してまいりたいと、そのように考えております。

次に、3点目であります。跡地利用計画の工程表はいつごろ住民に示されるのかのおただしであります。1点目、2点目にお答えしましたように、町としましては、旧伊南小学校にかかわる施設の解体と一体的に、跡地利活用施設について、基本設計の地域住民との合意形成を図りながら計画を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、合併前の旧町村の看板に関する1点目であります。南会津町を総合的に考え、看板の内容を変えることを考えているかのおただしであります。南会津町を訪れていただいています旅行者の多くは、自家用車を主な交通手段としておりまして、観光客に対する円滑な移動を提供し、そして地域全体の魅力を感じてもらうためにも、わかりやすい表示にするとともに、観光客をもてなす道路標識の設置や、地域の魅力をアピールし、観光客に南会津町を強く印象づける案内看板の整備については、観光交流人口の拡大を図るためにも、不可欠なもの、非常に大事なものだ、そう思っております。

このようなことから、観光施設などの案内看板については、表示内容が実態に合わないものや案内が不十分なものについては、地域の特性を踏まえながら、適切な改善措置を講じてまいりたいと考えております。せっかく来られた方々に適切な、本当に親切な案内ができるように、これはできるだけ早急に改修して改善していかなければならないと考えております。

次に、2点目、表示内容が現実的でないものは、表現を変更するのかのおただしですが、例えば田島地域の八千窪地内に設置されております田島地区観光案内看板——121号をずっと行って、田島橋でしたっけ、あそこをずっと行ったときに、地蔵様のあるところ、あそこにある看板、そのところの話でありますけれども、現状の設置位置が合わないことから、田島ライオンズクラブの協力のもと、案内板の改修を実施する計画となっております。

今後も施設の名称や場所の表示が現況と異なっている看板や表示内容がわかりにくい看板につきましては、順次、地域の特色を考慮して、改善してまいりたいと考えております。

次に、3点目であります、旧町村のまま表示されているのが見受けられるので、計画的に修繕すべきではないかとのおただしであります、田島地域と館岩地域における観光施設及び国道沿線の案内看板については、設置位置及び表示内容を確認するための現地調査を行った結果、旧町村のままの看板が見受けられました。また、南郷地区にもそのような看板が最近までありましたものですから、これは直ちに適切な内容に表示変更できるように行ってまいりますし、行ってきたものもあります。なかなか大がかりなもので、専門家といいますか、看板屋さんに頼まなければならないものがあつたりすれば、それはきちんとした中での対応をしたいと思います、職員で直せるものは、職員で直してもらおうというようなことも職員に話して、やってもらっているところでございます。

今後も名称の統一化に向けて、全地域の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目であります、スキー場等観光施設の看板等が古くなっており、文字も読めない看板もあるので、調査をし、修復すべきではないかとのおただしであります、国道沿線に設置されておりますスキー場関連などの案内看板につきましては、町村合併前の旧町村時代に設置したものでありまして、表示内容やデザインが統一されておらず、同一場所に乱立している状況もありましたので、各地域の観光施設への円滑な誘導を促す観光案内看板の整備のあり方について、協議を行っているところであります。

また、4スキー場の統一看板の設置を推進するとともに、破損やさびなどにより文字が見えにくい看板の撤去、再設置、さらには効果的・効率的な観光案内看板の設置について、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目であります、館岩地域の看板は南会津町に統一されているが、他地域も同様に統一すべきではないかとのおただしであります、南郷地域の国道沿線については、一通りの表示変更が実施されたものと、そのように認識しておりますが、他の地域においても、さらに現状把握に努めながら、観光客が誤解を招きかねないような表示内容の看板を確認した場合は、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

私たちの町、合併して丸8年過ぎたわけではありますが、確かに今もってこのような看板があるということは、せっかくこの地域に来ていただく人たちにとって、そしてまた私たちがこの地域を表現する意味においても、不適切な状況にあったなど、そう実感しております。できるだけ早い機会にこれを改修したいと思いますし、そしてまた一方で聞かれるのが、合併して南会津町になったわけですけれども、田島地区はある程度はつきりしているのかもしれませんが、西部地区に行ったときに、館岩・伊南・南郷というのが消えると、あれ、ここどこだ

つくと、そういうふうと言われることもあるものですから、その辺も踏まえた中で、その看板の設置については、配慮していくのがいいのかなと思いますが、いずれにしましても、どうい
う方法がいいのか十分検討して中で、この改修を行ってまいりたいと考えておりますので、ご
理解をお願いしたいと思います。

次に、田島祇園祭に供される伝統的料理についての3点目ではありますが、来年、デスティネ
ーションキャンペーンに向けて、祇園祭の伝統的郷土料理を観光資源として活用できないかと
のおただしであります。ふくしまデスティネーションキャンペーンは、花・食・温泉をテー
マとして、福島県の魅力を全国に発信するため、大規模な誘客活動が展開されております。5
月21日に郡山市で開催されました全国宣伝販売促進会議におきましては、祇園祭期間中に党本
で出される本膳料理を再現して、旅行関係団体の皆さんに振る舞いを行いました。参加者は
郷土食の豊かさを実感しておりました。これからも田島郷土料理は、観光客をもてなす観光資
源と捉えておりますので、祇園会館を核として、南会津町ならではの郷土食の普及と定着によ
り知名度を高めて、本町観光の振興につながっていくことを願っているところであります。

町では、ふくしまデスティネーションキャンペーン開催の好機を生かしながら、本町観光の
イメージアップを図るために、福島県、さらには南会津町観光物産協会、みなみやま観光株式
会社などの旅行関係団体と連携いたしまして、田島の郷土料理を初めとする本町の観光資源の
魅力を積極的に発信してまいりたいと思います。

いずれ、私たちをせっかく訪れていただく観光客、また交流者に対しまして、人・食べ物・
おもてなしということで、町としても精いっぱいいろいろな対策を講ずるのが一番いいのでは
ないかなと思いますし、またそれらにつきましては、町民の皆さんにも、そしてまたそういう
飲食業の人であったり、いろいろな観光に関する宿泊業の人であったり、そういう人たち、多
くの方々の協力を得ないと難しいと思いますので、しっかりその人たちとも連携を図りながら、
町としては進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては、担
当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、田島祇園祭に供される伝統的郷土料理についてのおただしに
お答えいたします。

初めに、1点目、郷土料理の継承という観点から、文化財保護の面で、保存についてどのよ
うな支援が考えられるかというおただしではありますが、800有余年の伝統を持つ田島祇園祭の

一連の行事に供される料理は、祭りには欠かせないものであり、昔からの料理の形態が、ほぼそのままの形で今に伝えられているという点で、大変貴重であると認識しております。

これを正しく伝承するため、什器類の新調や記録フィルムを作成・保存するなどの支援をしております。また、公民館事業の中で郷土料理講座を開催し、祇園料理についても広く伝承を図ってきたところであります。長い歴史を持つ祇園料理を地域住民に伝え、地域の誇りとして周知することも、支援の一つであると考えておりますので、ご理解を願います。

次に、2点目、食育の面から学校給食への活用は図られてきたのか、ないとすれば今後計画する考えはあるかとのおたただしですが、田島祇園祭の前の時期に、田島地域の小学校2校でつゆじを提供し、献立や給食時間の放送で、田島祇園祭で食されることを説明しております。

また、地域に伝わる郷土料理の提供は、学校によりばらつきはあるものの、全校において提供しており、正月や入学・卒業のお祝い料理として、つゆじ、ことじ、サケの粕煮などの提供、さらには秋から冬には、ばんでいもち、ニシンのてんぷら、ウチマメのみそ汁、しみ大根や山菜の煮しめなどを提供しております。

今後も地域のすぐれた伝統的な食文化について理解を深めることも、学校給食の重要な目的の一つと考えておりますので、学校給食において郷土料理の提供を行うとともに、それらの料理が長きにわたり食されてきた気候風土や由来、関連ある行事なども、あわせて伝えてまいります。

以上お答え申し上げましたが、具体的な事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 1点目の跡地利用計画について再度質問をいたします。

町長からの答弁、1から3までお伺いいたしました。その中で私が答弁を求めているのは、いわゆる期日の明示です。ですから、例えば基本計画を立てた後というようなことをされたように思いますが、旧小学校の解体は4年から5年の期間を要しますよと。それは期間を明示されておりますが、そのほかのことについては、4から5年の後なのか、その前にできるのか、これはおおよそでいいですから、期間の明示をしていただきたいと思うんです。

というのは、昨年6月議会で、ここで私は旧伊南地域の住民の方々の思いを伝えたかと思うんですが、既に今、保育所の建設の工事が進められておるその中で、やはり旧小学校はどうなるのかなという思いが非常にありますので、せめて大体いつごろになったらその計画というか、示せますよということだけでも、町長からお話をいただきたい。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

4から5年の間に給食センターであったり、そういうことを計画した中で、イベント広場として活用のほうを提供していきたいと今ほど答弁させていただきましたけれども、並行してできるもの、トイレにしても、そういうものにしても、できるものがあれば、それは並行して、その同じ期間内でできるのかなと思います。財政的なこともありますし、そのときの用地的なもの、あそこは用地は関係ないかもしれませんが、ただ給食センターだったり、そのほかに附帯するもので移動できなかつたりするようなことになれば、またこの期間も先に延べたり、そのようなことをせざるを得ないのかなというような状況にありますけれども、そうしたことも踏まえた中で、それが計画的にできれば、そのような計画の中でやっていきたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 そうすると、4年から5年先で給食センターの計画ができて、要するに給食センターと体育館と校舎を解体しなければ、その先に進まない、そういう理解でよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員もあそこの今の状況、ご存じだと思いますので、それから想像すれば理解していただければと思いますが、いずれにしても、あれだけ大きな建物があの敷地内にあるということは、一体化した中で解体をして、その後の整備をしたいということであるならば、一つを整備して一つを壊してというわけにはいかないわけですから、そのようなことで一体的な計画して、そして利活用を図っていきたいということでもあります。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 私も地元ですので、今、町長が答弁されたことはわかります。ただ、今回、秋にイベントを予定しておったのですが、当然ながら旧小学校の水道・トイレは使えない、そういう状況が現実にあったわけですね。イベントを進める立場とすると、そういったところでは当然イベントができないというようなこと、町民からも話をされましたので、一つのイベントは旧小学校の校庭ではやらないことにしたんですが、そういうことを考えますと、例えば旧小学校の校庭の北側に位置する建物群ではなくて、イチョウの木の、いわゆる町道に面したほうですね、例えば手洗いとか、それからここで言う防犯灯等については、そんなに四、

五年もかからなくても、私はできるのではないかなと、そういうふうに考えてこの質問をしたわけですが、その辺はどうですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

あそこのそういう方針、検討委員会の検討審議結果をいただきました。答申をいただきました。そうした中で、その後のことも想像したわけでありますけれども、そのような、今、議員が言われたようなこと、それも一つの方法かとも思います。そうしたことも含めて、私もイベント広場として、あの中心地に少ないものですから、そういうようなことをやるときには、水道であったりトイレであったり、確かに必要になるわけでありまして、そのようなことが、どの程度のものが必要なのか、それは検討してみる価値があるのかなと、そのようには思っています。

ですから、実際にあそこではグラウンドゴルフもやらせてほしいと、そういう声も聞いておりますし、そういう方たちの利便性を図るためにも、そのようなことは、段階的な中で、そのようなことも一つの考え方かなとは思っているところでもあります。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 現在、本当に、今、町長が答弁されたように、グラウンドゴルフ、一生懸命やっておられまして、非常にグラウンドもその方々が整備されておりますので、非常に良好に管理がなされています。分室のほうでもしっかりと管理をしておられますので、私はその点ではいいなというふうに思っております。

今、町長、答弁いただいたように、できれば、できることから進めることができるのであれば、数年先になる解体の前にも、ぜひ計画をしていただきたいというふうに思います。そのことについて、支所としても旧伊南地区の方々に、今の町長、あるいは町の考え方をしっかりと伝えていただきたい。すぐにはなかなかできませんよということを、伝えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所・町民課長。

○馬場信義伊南総合支所・町民課長 今にお答えいたしたいというふうに思いますが、確かに伊南支所といたしましても、そのような方向で行きたいというふうに思います。

ただ、今、町長が答弁されたんですが、学校を解体しないと平面計画そのものができないものですから、まずどういうところにトイレをつくって、どういうところに水飲み場をつくるかという部分については、平面計画をした後でないと、後戻り工事になってしまうというおそれ

もありますので、そこら辺は今後検討していきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 支所の町民課長の答弁でございますが、私は今、四、五年先になりますよというこの現状を、地域の人に理解していただくような案内をしていただきたいという質問をしたんですが、それについてはどうですか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所・町民課長。

○馬場信義伊南総合支所・町民課長 わかりました。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 昨年の説明会に参加された方は、計画どおりにすぐにでもできるというふうに思っておられる方がおられますので、その辺のところは、当然、私も説明は尽くしますが、ぜひ支所としても、しっかりと説明を尽くしていただきたいというふうに思います。

次、2点目の合併前の看板についてであります。ちょっと確認をしたいんですが、南会津町の旧田島と言うと失礼ですけれども、田島地域に入ってくる、長野というんですか、あそこは、下郷から入ってきますと、すぐに「納税完納と青色申告宣言の町」というのが、ぱっと入ってきます。それから、私がここに通うときも、桧沢地区の田んぼの中にも同様のものがあるわけですが、この「納税完納と青色申告宣言の町」は、これ南会津町で宣言をしたことがあるんですけど、それ確認させてください。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

おただしの「納税完納と青色申告宣言の町」宣言は、旧田島町のものでありまして、合併後は議決等の手続は全く踏んでおりません。

参考までに申し上げますと、合併後に宣言したのは、「非核平和の町宣言」、これ一つだけでございまして、これは平成21年の11月25日に議決しております。この1件だけでございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 私も調べたら、そうなんです。 「非核平和の町宣言」しかなかったんですね。私も全部あるのかなと思ったんですけども、今、総務課長からご答弁いただいた21年の11月25日議決ということ。

まず最初、町長の答弁では計画的にというか、早急にという話をいただきましたが、せっかく宣言を21年に出していますので、ぜひこの国道沿いにあります納税完納のその宣言書をきれ

いにして、できれば私たちみんなで議決をしました「非核平和の町宣言」に、ぜひ塗りかえていただきたい、つけ加えていただきたいといいますが、書いていただきたいというふうに思うわけですが、そのことについて、どうですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、本当にその場所にそういう文言の看板が立っていていいのかどうなのか、実際にずっと引き続き、ただ旧町村だけ消して、南会津町にしてしまって、何かその文言だけ引き継いだみたいなの、そういうものが現実にあるものですから、その辺も踏まえた中で、立てる場所だったり看板に案内する言葉だったり、そういうものを検討して、しっかり、その辺はできるだけ早く解消したいと思います。今言われたような、私たちが非核宣言の町ということで、またこれもどこに立てたらいいのかということも含めて、本当に皆さんに、ああこの町はこういう町なんだとわかってもらえるような、そういう場所を選んだり、あるいはそういうことを、決めたことはやっていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 私がざっと調べた中では、例えば南郷地域の、昔の開発センターの前にあります「まるごと自然ランド」、あるいは「村民一人一学習」等の看板、それから私の住んでおります伊南地域での「新たな時代の風をつむぐ 悠々の里」、これもかなり前からのあれなので。そうかと思えますと、館岩地区はほとんどがもう新しい看板になっておりまして、木賊温泉の入り口だけがちょっと旧館岩村になっておりましたが、ぜひ計画的に新しい、先ほど町長も答弁されましたけれども、新しい町として、私はトータルにコーディネートしていただきたいなというふうに思うわけです。必ずしも4地域が同じ、これは副議長の専売特許ではありますが、館岩と同じ色でなくても、私はいいと思っています。やっぱりその地域、その風景に合った色といえますか、バックがありますので、そういった意味でトータルにコーディネートして、計画的に看板をつくっていただきたいなというふうに思いました。おおよそで、これ調べたり、財政的なものもありますので、大体どのくらい、3年とか4年ぐらいかけてやるのか、あるいは2年ぐらいでやるのか、その辺の大体の予想をちょっと、計画的にどのくらいでやっていこうかということ、先ほど町長は、職員ができることは、もう直接直していますよと。これ実は本当にそうで、すぐに直したところもありますので、それも含めて、どのくらいの期間でやっていくのかということをお願いします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、先ほど議員おただしの宣言関係でございますが、ご承知のように庁舎前に旧田島町で4本、塔を立ててございまして、納税完納関係と、それからそれ以外に「生涯学習の町宣言」、それから「交通安全都市宣言」、さらには「シートベルト着用推進の町宣言」ということで4本立っております。

今ほど議員おただしのように、各エリアでいろいろと、宣言ではありませんが、そのようなものもありますので、今、町長、答弁申し上げましたように、総合的にコーディネートさせていただいて、この部分については、宣言については、庁舎建設とあわせて検討させていただいて、できれば議会のほうのご議決をいただいたものについては、できれば庁舎の前のあたりに設置できればいいなというふうに考えてございまして、さらには、それ以外の観光看板といたしましては、現在、本年度も含めて整備をしておりますが、まだ全て終了することができておりませんので、27年度当初予算にも当然盛り込みまして、全体的に調査の中での件数等もございしますが、やはりここ2年、3年で整備しなければならないというふうには考えてございしますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 私も地域の方からいろいろ、こういう看板、まだ旧村のままだよというようなご指摘等もいただきましたので、ぜひ、なかなか隅々まで調査をかけても、わからないところがありますので、そういうところは町民の方に教えを請うというようなことも含めてやっていただきたいなというふうに思っています。

それから、先ほど町長が話をされました、特に西部の地域の表示は、これはぜひやっていただきたいなと思っております。本当に旧村の界がなくなりましたので、ほかから来る人は、どこが館岩地域、南郷地域、伊南地域なのか、非常にわかりませんので、入るところと出るところぐらいは、ぜひ表示をしていただきたいなというふうに、これは希望を申し上げておきます。町長の答弁もありましたので、ぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、3点目でございます。田島祇園祭の関係、期日のことについては、もう室井実議員、一生懸命やっておられますので、私はその中身について、今回、食というものを取り上げましたのは、やはり和食のことで、ユネスコの無形文化遺産にも登録されて、非常に和食に風が吹いておって、京都も非常に観光客が多いというように、きょう新聞にも書いてありました。

そこで、お党屋行事の中の特に料理だけを今回取り上げたわけですが、昨日の8番議員への

答弁の中で、お党屋行事を記録保存している、さっき教育長の答弁にもありましたが、記録しているということがあったわけですが、その記録の方法というのは、どういうことでやっておられるのか伺います。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

これは昭和56年に国の指定をいただいて、その後、3カ年計画というものを立てまして、昭和59年度ですか、これについては記録の映画ということで、これはお党屋行事全般、あるいはお祭り全般を、ずっと撮って記録しているものでございまして、ただ、昭和59年当時でございます、その当時のメディアと申しますか、16ミリのフィルムということで、これは保管して、その後、視聴覚ライブラリーとか、そういう中で利用・活用を図ってきたところでございまして、ただ、なかなか今、16ミリということになりますと、ちょっと時代的にどうなのかなということで、教育委員会のほうでは考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 16ミリの映画・映像ということで、これはこれで非常に貴重だなどいうふうに私は思います。できればその昭和59年につくられた映画、今風で言うデジタル化というようなことの作業というのは、今後検討をしたほうがいいのかなどというふうに思うんですが、その辺はどうですかね。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

先ほど私、申し上げました16ミリという、これについては、DVDなり、今の本当に利用しやすいような形で、数も含めて、今後、関係団体、あるいは観光協会とか観光物産協会とか、料理だけでなく、その中にはいろいろな行事もございまして。そういうものもトータル的に、あるいは観光的な面で、例えば友好都市とか、これももう30年たっておりますので、そういうものも含めたトータル的な中で、新たなものをつくるべきかなというふうにも考えておりますし、59年に作成したものについては、今おただしのおり大変貴重なものでございまして。これについても、16ミリからDVDなり、そういうメディアのほうに移行するというような形で保存・伝承を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 そうですね、今、課長が答弁されましたように、生涯学習、教育委

員会ばかりでなくて、文化協会、あるいは当然のことながら、お党屋の運営をされている田島地域の町の方々を通じて、映像のデジタル化も含め、もう35年も過ぎていきますので、今時点の祭りの保存も必要なのかなというふうに答弁の中でお話をいただいておりますが、ぜひこれもあわせてご検討をいただきたいというふうに思います。

それから、料理のDCに向けての答弁がありました。私も9月6日に、現在、9月いっぱい山形県内でDCが行われておりますので、視察に行ってきました。その中で、山形って「玉こんにゃく」に代表されるように、コンニャクというのはかなり地域の料理としては定番なんです。が、「玉こんにゃく」しか私は知らなかったんですが、実はコンニャクでさまざまなフルコースを味わってきたんですが、本当になかなか食べられないぐらい多くの観光客を集めていたのを目にいたしまして、とても参考になったなというふうに思って、今回特に料理ということで質問をしたわけです。

再度といたしますか、実際に祇園会館だけではなくて、こういったところで観光客に提供するかということも含めて、今のことについてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

現在、おただしの郷土料理につきましては、祇園会館での提供ということにさせてもらっているんですが、本膳料理とあわせて、「つゆじ」とか「棒たら」等々、田島で昔から食べられている料理も提供しているところでございます。

あと、町は昔から「しんごろう」ですね、新米ができますと、皆さんの家で「しんごろう」を炊いて皆さんで食べたということで、「しんごろう」も含めた中で、あとそばが田島の郷土料理だという位置づけもしていますので、そういった昔からの食として残っておりますものを含めた中で、27年のDCに向けて、積極的にPRはしていきたいという考えでおります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 祇園のお党屋行事の伝統的な料理も含めて、先ほど答弁いただいたように、さまざまな地域のすばらしい伝統料理がありますので、あわせて一緒に観光客に供されるように進めていただきたいというふうに思います。

最後に、今、パソコンで議会中継のライブを見ておられる20代の役場職員の皆様方に、ぜひお願いしたいと思うのは、35年のお党屋行事を、これから先、何年か後に教育委員会で記録するというようなことを検討するというようなこと、どうかその後の30年、ぜひきょうのこれ

を忘れないで、ぜひその30年後の記録媒体はどういうものになるか、ちょっと想像つかないんですが、30年後にまたこのお党屋行事を記録するというようなことを、ぜひ覚えておいていただきたいなというふうに思います。それを念じて一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、10番、山内政君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にします。午後は1時より再開いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 室 井 実 議員

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君の登壇を許します。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 議席番号5番、室井実です。

それでは、通告に従って質問をいたします。

今、町では新しい商業施設が、御蔵入交流館の近く、大坪地区へ進出するということが大きな話題となっています。新しい商業施設がふえ、町が活性化することは、大歓迎するところです。しかし、ここで目を向けておかなければならないことは、長年、田島地域で商業を営む既存の商店経営の方々への配慮であります。

そこで、商業者の複数の声をもとに田島都市計画用途地域の計画表を見てみますと、それは大変わかりやすく、用途別に色分けがされており、それを別名網かけとも呼ぶそうですが、この計画の発布は、当初の告示、昭和61年2月1日、その後、部分変更をした変更告示は、平成7年12月12日となっており、それは部分変更の後、20年以上、全く改変はされないまま今日に至ったということになります。

ここで年月と時代の変遷が顕著となり、既存の商業者が店舗等の改善・改革に取り組もうとしても、この用途別色分けによって厳しく規制され、その結果、雇用を維持しながら税金をし

っかり完納するなど、町ににぎわいをもたらし続ける商業者を、この網かけという規制によって、今後の企業努力の妨げになるのなら、これは本末転倒、商業の自由競争の原理も働かないことになり、ひいては、まちづくりの進展にも影響すると考えられます。

本来この都市計画は、自由勝手な乱開発を防ぎ、公序良俗に反する店や商業をセーブするためと解釈はしていますが、今、社会は激変しています。今後、南道路の進捗や大坪地区への新企業の進出などに加え、他企業進出の可能性もあり、激変する田島地域と社会のニーズ、町民のニーズに応えるべく、変更告示以来20年を機に、田島都市計画を改善・改革する必要ありと思いますが、町の考えを伺います。

次、2点目、マイマイガ大発生対策について。

本年7月、田島はちょうど祇園祭の最中に、マイマイガの大発生を見ました。今まで経験したことのないガの大発生でしたが、一夜明ければ、電柱、店舗の壁などに恐るべき量のガの卵が産みつけられ、それは幸い、観光物産協会さん、東北電力、そして電気業界の協力と県・町の職員、町の皆さんのおかげで、祇園祭の行われた町表通りはきれいになりました。この作業は2日間にわたり、本当にご苦労さまでした。

ただ、表通りから外れた民家や電柱には、びっしり卵を産みつけられた箇所も多く、今後、卵のふ化までにどうすればいいんだという町民の心配が多く聞かれます。

このマイマイガの発生には周期があって、一度発生すると3年は続くと予想されます。この心配と町民の不安、そしてLED照明にはガが寄りつかなかったことも含め、その対策を伺います。

次、3点目、国は東京オリンピックを機に、観光立国を宣言、表明いたしました。その姿勢が反映したかのように、日本は外国人観光客が1,000万人を超え、国はそれを倍増させ、2,000万人にすると意気込んでいます。それは京都、日光など超有名観光地ばかりでなく、地方に目を向けるローカル戦略として、地方創生と銘打っています。

もちろん南会津は、外国人観光客どころではなく、まず国内の日本人に南会津を知ってもらう必要があります。首都圏では、「へえ、鬼怒川温泉から先に線路あるの」と言われる状況ですから、これは町の趨勢をはかる2つの鉄道会社の経営数値にもあらわれ、不安な材料の一つです。

地方創生をうたう観光立国、この命題は、そのまま南会津町行政の命題となり得るもので、人間であれば動脈に当たる鉄道・バス・タクシーなどの運輸、それにラーメン、そば、野菜など地元の食の分野、加えて土産物の開発に至るまで、あらゆるなりわいを包括するものが観光

分野で、南会津町は何もないからと最初から諦めてしまっただけでは、先がありません。

人口も減少するこの南会津地域で打つ手の一つ、それが交流人口の増加、まるでそこに降って湧いたような国のローカル戦略、観光立国宣言、地方はその地域の魅力を強く発揮してほしいと、これは担当する大臣、そして首相の発言であります。

町はこの機会をどう生かすか、その趣旨に沿った町のビジョン、ランドデザインを伺います。

以上で、あとは再質問席から伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井実議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、田島都市計画用途地域の見直しについてのおただしではありますが、田島都市計画用途地域につきましては、都市計画法に基づき、建物は建築物の用途、容積、形態を制限し、地域の利用形態を明確にすることにより、地域内の安全性、利便性、快適性等を向上させることを目的として、7種類の用途地域を指定しております。

なお、昭和61年2月に約168ヘクタールの区域を用途地域として指定いたしましたが、平成7年12月に約8.3ヘクタールを追加指定したことにより、現在指定済みの用途地域は約176.3ヘクタールとなっております。

5番議員おただしのように、現在の用途地域を指定してから、既に約20年が経過しており、当時とは土地の利用状況や動向等も大きく変化しているほか、会津縦貫南道路や国道289号田島バイパスが整備されれば、指定区域内への企業進出や新規出店等も見込まれることから、町といたしましても、早急に見直しが必要であると、そのように考えております。

このようなことから、町では来年度から地域住民や専門家、関係事業者等の意見を聞きながら、全体的な見直し作業に着手したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

昨日もまちづくりの中で、庁舎を中心とした町、どうするんだというような話もありました。そうした中にありまして、この庁舎を中心として、また今ほども申し上げましたが、バイパス289号線、この開通であったり、縦貫南の、今計画されておりますけれども、約10年ぐらいかかるそうでありまして、そうしたことを見込んだ中での地域づくりということを考えていかなければならないと思います。

特にまた田島地区の都市計画につきましては、そういうこともそうですけれども、やっぱり地域住民の生活のしやすさといえますか、それからあとは道路の整備であったり、いろいろな

インフラ整備、総合的に絡んできますので、そしてその当時の方々の思いが、本当に高齢化もされていますし、そういうことが少しでも、一歩でも、一日も早く前に進むように、実現できるように、町としても精いっぱい努力をしてまいりたいと思います。

次に、マイマイガ大発生対策についてのおたただしであります、このガは約10年周期で大発生し、2年から3年続くと、そのように言われているところであります。

対策としましては、17番議員のご質問の際にも申し上げましたとおりですが、卵から幼虫のときに駆除することが最も効果的であり、今年度につきましては、卵の除去につきまして、住民の皆様にご協力をいただいているところであります。先日も観光物産協会であったり、多くの関係者の方々の協力をいただきまして、観光物産協会を中心に駆除対策をさせていただいたところであります。

町といたしましても、個人や集落での駆除が難しい外灯や電柱などの除去作業や、外灯のLED化促進を含め、積極的に対応してまいりたいと思います。

また、このLED化にすると、マイマイガが来ないというようなこともありますけれども、来年の対策としても、町として祇園祭のころ、ちょうどまた発生するというようなことから、町としてどのように対応したらいいのか、誘蛾灯といいますか、わざと呼び寄せるような、そういう外灯の設置なんかも必要なかなとも思いますが、いずれにしましても、地区の皆さん、それからいろいろことし対策に当たられた方々のご意見を聞きながら、対策を講じてまいりたいと思います。

そういうことで、防除マニュアルを作成してホームページに掲載しておりますが、卵の駆除のお願いや駆除方法についてのチラシを全戸配布もしております。あわせて広報紙等にも掲載するなど、情報提供を今後ともしてまいりたいと思います。

来年度の対策としましては、今申し上げましたようなこと、それから春に幼虫の駆除作業が想定されるところでございますけれども、消毒機械の貸し出し等、住民の皆様のご協力を得ながらマイマイガの大発生を抑制していきたいと。もう既に大発生から2年目となる他県の自治体の情報などを収集して、時節ごとの効果的な対策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、国は東京オリンピックを機に観光立国を宣言したが、その趣旨に沿った計画はあるのか、また交流人口の増加を目指した町のビジョン及びグランドデザインはどうかのおたただしであります、国では、観光地を訪れる外国人旅行者をふやすため、広域観光周遊ルートを創設し、国際観光の振興に必要な施策を講ずるとしてありますが、本町においては、現時点

での対応は非常に厳しい状況にあると、そのように考えております。

議員の先ほどのお話にもありましたように、この福島ということ、まだまだ風評被害が残っておりますし、特に教育旅行、非常に厳しい状況にもあります。そういうことをまず地道にしっかりと確実にやっていくことが、まず今、本町の観光の増加、交流人口をふやす最大の課題かなと、そのようにも考えておりますし、そのようなことも、まずは適切な、そして積極的な対応をしてまいりたいと思います。

本町を取り巻く環境は、本当に厳しいところではありますが、平成25年度観光客入り込み数は約100万人、震災前より17%落ちておるという数値が示されております。観光産業においては、回復がまだ本当に厳しい状況にあるところでもあります。

本町の基幹産業であります観光は、交流人口の拡大や地域の魅力の新たな発見を通して地域を活性化して、地域のさまざまな課題の解決に向けた展望を開くものとして期待されており、今後大きく発展していくためには、本町ならではの、おもてなしも含めますけれども、人、生活、自然であったり、歴史であったり、文化であったり、伝統であったりなど、これらのことを多くの人々に伝えることとともに、訪れてくれた方々に、その魅力を実際に、本当に来てよかったと思ってもらえるように、町の印象といいますか、旅の質的な向上を図る必要があると、そのように考えております。

さらには、地域と観光客が長く結びつくりピーターの獲得を目指す観光交流を促進するためには、特色ある観光素材を発掘し、磨き上げることにより、それぞれの地域の特性を生かしていく観光地域づくりが重要であると考えております。新しく開く魅力ある南会津の創造であります。これには、私は道路の開通によって車の流れも変わったりするという事は、やはり南会津に対しての魅力、もっともっとつくっていかねばならないし、また情報も提供していかねばならないし、PRもしていかねばならない、そのような状況にあると思います。どういふことがあっても、観光客は行くところには行っていますから、そういうことも踏まえただ中で、これからのまちづくり、時間のかかることもあるかもしれませんが、そういうことをしっかり、地域の皆さん、町民の皆さん、関係者の皆さんと力を合わせてやっていく必要があると、そのような認識でおります。

そこで、本町の観光振興を図るために、1つ目として、町内外の人々との交流を通じた新たな地域文化の育成であります。2つ目として、潜在資源の有効活用による地域経済の活性化であります。3つ目として、広域観光を通じた新たな地域連携の実現の3つのテーマを観光復活の基本姿勢に掲げまして、観光誘客に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い

いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 力強い決意を伺いました。

まず、1番目、都市計画用途地域の見直しについては、これはいずれ見直しをするという理解でよろしいですね。まちづくりのまず第一歩が進むことと思います。これ了解です。

2点目、マイマイガの対策、それにLEDについては、きのうの17番、菅家議員との応答でほぼ了解できました。

ただ、今、町民の心配は、一般住宅の側にびっしりついた卵に対し、高圧洗浄機など扱えない、高いところにも手が届かないといった高齢の方々が途方にくれています。この心配を少しでも軽減してあげられる対応を、もう一度伺えますか。高いところ。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたけれども、町がやらなければならないことは町がやりたいと思います。そして、個人の住宅であったり、あるいはそのほかいろいろあろうかと思いますが。なかなか100%はできないと思いますけれども、いずれにしましても、個人のものとなれば、ある程度個人の責任の中においてやってもらうのが、基本的な考え方だと私は思います。そうしたことによって、いずれそれが放置されれば、全体に及ぼす影響はあるわけでありますから、その辺も踏まえた中で、もう少し時間をいただいた中で協議して、その対応策を考えていきたいと思います。まず基本的には、やはり個人のもの、個人の部分は個人でやっていただくということを基本にしていきたいと思います。よろしく願いします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 個人のは個人でという、これ基本原則ということですが、高齢者には、高いところ、危険な場所、それから手の届かないところなどは、できる限り地域と協力しながら考えてもらえるというふうに理解してよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

地域でも、それぞれやられている地域もあるようですし、実際にまだまだその途中であると、そういう認識でもおります。ですから、そういうことも含めて、地域でどういうところが残っ

ているのか、それを調査した中で、そして地域と、あるいはそういう協力できる人たちと相談しながらやるのが一番いいのかなと思っています。先ほど申し上げましたけれども、基本的には、どうしてもできないという人の場合のこと、そういうことを想定したときには、やっぱりその周囲と、その兼ね合いも見た中で、町としては対応していきたい。全くやらないという意味ではなくて、何とか地域との協力の中で、何とかできないかというような相談はさせていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 安心いたしました。

それから、来春の卵のふ化の時期に、上空からヘリコプターで薬をまいて毛虫を一斉に退治してしまえという話も届いていますが、そのあたりはいかがお考えですか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

今、議員さんがおただしのような意見、それは当然、私どものほうにも届いております。ただし、これはあくまでも、駆除といいますが、散布するのは殺虫剤になります。その場合、マイマイガの幼虫にだけ効く殺虫剤があればいいんですけども、殺虫剤は昆虫類全般に影響を及ぼします。そうした場合、通常いる小昆虫類、例えば夏になればツバメが飛んできて、小昆虫類を餌にすると。そういったものまで、これは多大な甚大な影響があるのかなと思います。ましてや生活圏域の中に、そういった殺虫剤を一律散布することが本当にいいのかどうか、これは逆に言えば、マイマイガの駆除以前に、生態系に非常に大きな影響を及ぼすということが想定されますので、現在のところ、そういった一斉の殺虫剤散布は考えておりません。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 これも了解です。自然と人間への配慮ということですね。

しかしながら、やはりことしのようなガの大発生は、ある意味、生物による大災害と見るべきではないかと思われまます。そうしますと、このたびこの南会津地域防災計画というのが、400ページに及ぶすばらしいものができました。これ本当に立派な仕上がりで、高く評価いたします。ですが、ジャンルは別なので、ここにガの生物防災までは入っておりません。

現代の日本の気候は、東南アジアと同じになると前から言われてきましたが、日本の気候変動による変化は既にあらわれていて、ことしのガも、その一つであろうかと思われまます。もともと日本にいる普通のヤブカ——ヒトスジシマカは、デング熱のウイルスを持つようになりました。今後、マラリアの発生も考えられます。それにもとは熱帯性の毒を持つセアカゴケグモ、

これもかなり危険で、もうこの辺に入っています。そのほかその辺の草むらの中、どこにでもいる、ネコなんかにもよくつくマダニ、これも近年、ウイルスを持つようになって、この夏は人へも感染して、死者も出ています。それに日本各地に、鹿から広がるというふうに聞くんですけれども、毒ヒルも特に西日本、関東でも大発生しています。この南会津町も決して例外ではないと思われますので、今回のガの異常発生を教訓に学んで、それを機に動物・生物由来防災計画に結びつけて注意喚起するのはいかがでしょうか。小さ目の冊子でもいいでしょうから。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えいたします。

自然発生的なもの、主に動植物関係、こちらの話は、今、議員さんがおただしのおりだと思えます。当然、今後どういったリスクが生じてくるか、これも含めまして、やはり今現在、我々ができるものという見地の中でいけば、やはりこういった異常発生した事例、それにどういった形で対応できるか、それとやっぱり今、いろいろな動植物の話がありましたけれども、一般的に言われます外来性の動植物、これの侵入をいかに食い止めるか、またレッドデータブックに記載されていますような絶滅危惧種、こちらの保護をどうやって今後進めていくか、これらの部門につきましては、既に策定済みの町の環境基本計画、こちらのほうでも一つの取り組みとして、当然、監視体制を強化すると、当然その対応策を実施するということで記載されておりますので、そちらに基づいて、今後も引き続きこちらのほうは進めてまいりたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 了解です。

次、3点目に移ります。これも国で言うところの地方創生、地方の魅力の発信という観点から伺ったわけですが、神奈川県と同じ広さの南会津では、東部も西部も神話に匹敵する魅力的なすばらしい地域だと思うんです。ここに気づかないのは余りにももったいない。いろいろと考えましょう、考えていますという段階ではなくて、国の政策にも乗って実行に移さないと、単なるメルヘンになってしまいます。

施政方針に「歴史と文化を掘り起こし」とありますが、新町まちづくり計画とかプラットホーム事業などでたくさんのアイデアが寄せられているようですが、それらは国の言う地方の魅力として発信はしましたか。そして効果はあったのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

私たちの地域にはいろいろな自然環境であったり、いろいろな伝統行事があります。きょうもありましたけれども、祇園祭のこともそうであります。本当に全国に誇れるそういうものが、私たちの地域には資源としてあるわけでありまして、その活用をしっかりと図っていくことが、今一番大事なことだと私は思いますし、その祇園祭に関しましても、継続はなかなか難しい、厳しい状況になっている、どうするんだというようなお話もあります。そうした中であって、町としてできること、そしてみんなにお願いして、みんなが協力してもらわないと困ること、できないことがあるわけでありまして、その辺も踏まえた中でしっかり、ある程度の課題は出てきていると思いますから、その課題を克服するためにどうするかということを、それはできるだけ早くやっていきたい。

そしてそのほかにも、いろいろ町としてもございますから、それぞれの地域地域でありますから、そのことをしっかりやっていくことが一つ、この町の資源の活用、そして今言われるような観光客の交流人口をふやす、そういうような大きなエネルギーになると私は思います。前沢集落も高齢化して大変だとは言われますけれども、それなりのネームバリューといいいますか、そういう方向性は出てきていると思いますし、自然にしても、尾瀬国立公園の田代山はありますし、駒止湿原はありますし、そして何よりもかによりも、やはりずっとこの沿道、国道を通ったときに、私は南会津の四季折々の景色というものは、まだまだみんなに誇れるものだと思います。これをいろいろ私たちが手を加えることによって、もっとよりよい自然ができると思いますし、時間も必要かもしれませんが、今できること、これから将来に向かってやること、それをしっかり一つ一つ確実にやっていくことが、私たちの南会津のまちづくりに非常に今は大切なことだと思います。焦らずに、急ぐところは急がなければなりませんけれども、焦らずにやるのが、将来これから10年、20年、あるいは50年スパンでのまちづくりにつながっていくものと私は思います。

そういう意味で、それはいつ誰がやるんだということになれば、やっぱり今をやって、そして将来の夢を見て、将来のまちづくりを目指していきたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 今をやるといううれしい言葉をいただきました。

資源の活用ということで、それで観光立国、地方の魅力の発信という今の国の方針に合致すると思いますので、もう一度伺いますが、以前に滝原地区、会津高原駅階下の憩の家、その名前を滝原恋路ステーションと変更し、滝原に伝わる恋のストーリー発信の第一歩にしようと提

案をしました。まさにこれは国のローカル戦略に合致できると思うものですが、これは私が提案した後、滝原の若者を中心に、区長さんを初め地域の皆さん80名の署名と合意をいただいて、地元代表の若者が署名簿と説明文を付記し、町に提出したはずですが、その後、何のアクションも起きない。地元の期待もありますので、それはなぜでしょうか、伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

署名の趣旨として、今ほど議員おただしのとおり、憩の家への名称変更というふうな署名でございましたけれども、その根底には、今ほどおただしの地域交流、さらに交流人口の増加、そして地域資源の掘り起こし、活用というようなものが根底にあるというふうに認識をしておりました。その中で過日、8月でございますが、会津鉄道、野岩鉄道、さらには総合政策課と商工観光課で、鉄道利用の促進を、観光交流、観光誘客という視点の中で話し合いを持たせていただきました。その中で、まずその取り組みについては、憩の家の名称変更というようなことはおきまして、滝原のいわゆる地域資源と歴史的なものもいっぱいございますので、それと恋路橋というような、恋路川端のお話にあります恋路橋を結びつけて、あそこで周遊ができる、そういったまず散策的なものの計画を組んではどうかというような協議をさせていただいたところでございます。

それにはもう一つ、そういうステージをつくったとしても、あその滝原の地域の人たちが、観光客がいらしたときにおもてなしができる、そういう地域との関係づくりと申しますか、住民の皆様との関係づくりが、やはり欠かせないであろうというようなことで、滝原の皆さんの協力をいただいて、今ほど申し上げました地域の資源と恋路橋をつなげた一つのストーリーをつくっていったらどうかということで、その件につきましては、その後ですが、滝原の区長様のほうに、町として、こういう打ち合わせをしながら今後取り組んでいきたいというような話をさせていただいたところでございます。

ですので、今後の動きといたしましては、今ほど申し上げました流れの中で、地域資源、あるいはあそこに伝わる史実と申しますか、いろいろ、鷲神社もございまして、さまざまな資源がありますので、そういったものを、地域の方々の協力を得ながら、少し掘り起こしをしながら恋路橋と結びつけていく、そういう作業をまず進めたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 今、地域の方のおもてなし、協力、そういうものがまず大事、物すごく人がたくさんいた時代があったんです。開通したばかりのとき、もうみんな東京から3時間

半、4時間近く立ってきたんですから。ぎゅう詰めで来たわけです。そのときにさっと引けたのは、何もなかったというのが一つあります。おもてなしが足りなかったかなというのもあります。太鼓もたたいたり、いろいろやったんですけれども、やっぱり地元根づいた何かそういうおもてなしも必要だったかと思います。そういう意識を高めるために、あの地域の全てのストーリーももう既につくってあって、それは目を通されたかと思うんですが。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 議員のほうから資料も提示をいただきまして、その恋路川端だけでなく、銀竜橋・金龍橋の伝説的なものも含めて拝見をさせていただきましたけれども、それはそれとして、もう一度やはり、今申し上げましたように、例えば観光客がおいでになって、恋路橋で赤い糸を結ばれたり、あるいは地域のさまざまなところに散策をされたり、行かれるといったときに、地域の人たちとお会いして、これはどういうことなんだろうねと、例えばそういう例でございますが、お話があったときに、地域の皆さんからも、実はこれはこうこうこういうことで、こういういわれがありますとか、そういうおもてなしも必要かなというようなことで、そのストーリーについては理解をしておりますが、そこをもう少し掘り下げてみようということでございます。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 そういった地元の人意識、そういうところに強く訴えかけるために、やはり憩の家のネーミング、あの辺を変えるということも、恋路橋って地元に住んでいると余り意識しないですから、ああそういえばという、そういう認識、意識を強く持ってほしいために、まずそこから言ったんです、駅の名称を変えようかというのは。それで、この前、会合を持ったとおっしゃいましたけれども、そこで、この前こういうのを提出した地元の代表者、星君、あれは入らなかったんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 まず、一番の関係者であります会津鉄道と野岩鉄道ということで、まずそこからということで、それ以外の方々については、今回は入っていただきませんでした。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 次の会議は、地元の、そういったことをちゃんと理解していて、推進しようとしている意欲に燃えている若い人、地元の若い人も入れてもらえますか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 今ほど私が申し上げたような流れの中で、当然のことながら、この

次になるか、その次になるかわかりませんが、前に進めていく段階においては、さまざまな滝原の意欲のある方、あるいは当然それ以外の方も、この問題を進めていく上では、当然まざっていただきながらつくり上げていくことが重要だというふうに考えておりますので、次回に入っていただくかどうかについては検討させていただきたいと思いますが、方向性としては、そのようなことで考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 近いうちにまた会議はやられるんですね。

もともとあの駅の名前は、滝原駅だったんです。恋路、これは川も橋ももともと恋路で、地名も郵便も恋路何番地という番号で手紙が届くんですよ、あそこは。これ変更でなくて、下の売店だけでも元の名前に戻そうと言っているんです。地元と他地域の署名は280名になっているんですよ、これ。もしこれを実行して文句を言われたら、私が責任をとります。まずそのために、地元の代表を入れて会議をやってください。目的と意味がよく理解できなかつたら、そこで説明もします。どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

前々から実議員のその思い、私も熱く感じているところでありますし、今度の提案も、そういう意味では、非常に今を憂いての話だと私は思います。そして何とかしたいと、そういう強い思いの中での話だと思えますし。

それで、いろいろ物事をやるに関しましては、順序だったり、いろいろな手だてを経なければならぬことではありますが、そういう意味で遅いと、こう言われる部分もあるかもしれませんが、いろいろ両方の意見を聞かないとわからない部分も、正直言ってあるものですから、私たちとしては一つの手段として、そのようなことを今やっていることでございますので、その点をご理解願いたいと思います。

そうした中で今後どうするか、やはりこれは本当にそういう闊達な意見等、しっかり交換して、そしてみんなで合意を図って、そして少しでも滝原駅、そして今は憩の家でありますけれども、その名称変更に絡んだり、あるいはその活用に絡んだりすることをしっかり検討して、一日も早く活性化できるように町は対応してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。今のところそのような状況だということでご認識いただければいいのかなと。これからまたスピードアップしながらやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 今度、スピードアップするといううれしい言葉をいただきました。これも了解ですが、そのほかここに立っていますので、観光立国関係、地方創生ですから、今がチャンスです。愛宕山に鳴山城をつくりましょうと急に言いますと、また始まったと思われるでしょうが、これはいろいろ難しい問題がある、わかっています。文化財指定、資金、これをクリアする方法がCG、それで再現するんです。ここにこんなお城があったのかと。アイパッド、これでそれを見ながら、鳴山城址を散策してもらおうと。本物があればもっといいんですけども、まずはCGということであれば、アイパッドの画面の中で、久川城も南郷の河原崎城も内部まで再現できるわけです。これを若い人たち、特に歴史好き、歴女なんて言われる方たちに非常に受けている要素でありますので、提案としておきます。

最後に、歴史のCG再現、これいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

久川城址、それから鳴山城と、私もなってから、ある人といいますか、湊田さんからいろいろ言われているんですけども、一生懸命、俺、命かけているんだと言われてますけれども、やはり国指定だったり、あるいはそのような文化財という中での、CGは全然関係ないと思うんですが、私も久川城の発掘のとき、今後その活用をどうするんだと思ったとき、いろいろ聞いたこともあったんですが、やはり図面や何かが出てくれば、それなりに再現もできると。ですけども、そういうものがない限り、空想ではその場所にそういうものは建てられない、できないということでありまして。CGは自由かもしれません。そうした中で、どういうイメージの中でCGをつくれるのか、何かあればそのCGもできるんでしょうけれども。ですから、そういうことも含めて、丸っきり想像図であるならば、それはそれですけども、やはり責任を持ってやる以上は、想像ばかりではできない、いろいろな文献を調べて、そしてそれを由来にして物事を進めないという説明がつかなくなるんです。これうそですとは言えないですから。その辺のことも含めて、可能かどうか、趣味のある人、興味のある人が、そういうことをやっていただければ一番いいと私は思うんですが、そんなことも含めて、皆さんにそんな中での話し合いの中で、そういう話があったよということと言えるのかなと思いますので。具体的に町がCGをつくるかどうかということは、ちょっともう少し時間を下さい。よろしく願います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 いろいろな夢を語りたかったものですから。

もうこれで全て了解です。これで質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、5番、室井実君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○芳賀沼順一議長 次に、6番、湯田哲君の登壇を許します。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 議席番号6番、ただいまより一般質問を開始いたします。

大きく4つあります。

1、田部地区の温泉ボーリング跡の地中熱エネルギー活用を。

6月に地中熱エネルギー利用に関する講演会が御蔵入交流館で行われました。満席で、再生可能エネルギー、地中熱エネルギーへの関心の高さを再認識しました。

地中熱利用促進協会理事長の笹田政克氏、副理事長の森山和馬氏による講演会で、地中熱の可能性、有効性、実施例など、内容の濃い刺激的な講演会でした。

そこで、以下の点を伺います。

①会津田島駅横の丹藤踏切の路面に、地中熱を利用した融雪装置——ロードヒーティングが設置されています。それまで冬期間の車や人の往来における凍結による転倒、車のスリップ事故などの心配がありましたが、この設置によって安心して踏切を往来できるようになりました。この実施母体、予算及び冬期間の運転コストは。

②今後、町は地中熱エネルギーをどのように導入していく予定か伺う。

③旧田島時代の平成2年に、田島町全町を対象に実施された温泉調査結果に基づき、田部地区で温泉ボーリングが実施された。その1,300メートルの井戸は、現在もふたがされているだけで残っています。講演会での話によれば、100メートル当たりの地温は3度上昇するとのこと、13倍で39度となります。地上での平均気温からの39度上昇なので、本町での平均は10度から15度ですので、39度の上昇、つまり49度から54度の地温になることとなります。

これまで20年以上も使われなかった1,300メートルの井戸の地中熱エネルギーを利用し、近くの道路の登坂部分のロードヒーティング、農業用ハウスの熱源、井戸の隣に共同浴場を建設するなど有効利用してはどうかと考えるが。

大きな2番、屋内温水プールを地中熱エネルギーにより実現させ、健康増進を。

建設後30年以上もたつびわのかげ運動公園プールは、老朽化している。現在は修繕しながら何とか運営されています。プールを使った水泳、水中ウォーキング、水中リハビリなど、健康維持・健康増進にはプールの存在は大きい。

しかし、年間、夏場の50日間だけのプールでは、一時的運動であって、継続性がありません。健康維持は、継続性があるからこそ維持されるものです。冷たい水温では、年配の方々には利用できません。人は年々、年を1つずつ重ねていく、体力は若いときに比べれば年々衰えていくのは自然です。しかし、健康維持・健康増進には、健康指導員による健康指導、健康体操、食生活の改善、毎日の運動などさまざまありますが、いつまでも健康でいるための努力をしています。もし年間を通して使える屋内温水プールが存在したとしたら、自分の健康を意識し、健康増進・健康維持の実践の選択肢の一つとして、プールを選択する町民も多いと予想します。プール、イコール健康維持、イコール医療費削減だと考えますが、町長の考えは。

3番、グリーン投資減税による再生可能エネルギーへの民間参入拡大を。

①グリーン投資減税が平成28年4月まで施行されています。会社や個人の利益には通常の所得税がかかりますが、グリーン投資減税では、その利益を使って再生可能エネルギー事業に使った場合、全て単年度の経費とみなすという制度です。

本町において、その制度を利用し、太陽光発電など再生可能エネルギー事業を開始した会社及び個人がどの程度いるか把握していますか。

②グリーン投資減税が施行されたにもかかわらず、その認知度は低いと感じます。他から町内の空き地などを活用して、グリーン投資減税の制度を利用した太陽光発電事業を開始する会社などが最近目立ちます。それまで利用されていなかった土地が有効利用され、年間地代収入があることは喜ばしいことですが、ぜひ町民みずからのグリーン投資減税などを利用し、再生可能エネルギー事業に参入し、町民の所得向上につながればと考えます。その再生可能エネルギーを使った発電所が複数できれば、その管理が必要となり、地元の若者たちの雇用も生まれます。若者自身が再生可能エネルギー事業の経営者になれば、若者定着にもなります。町長の考えは。

4番、畦畔利用の太陽光発電で「半農半電」の推進を。

先日の産業建設委員会の視察で、新潟市の農業排水路の法面を利用した小松堀排水路太陽光発電所を視察してきました。約1キロメートルの用水路に2,232枚のパネルを並べ、出力は368キロワットです。運営母体である亀田郷土地改良区は、2011年から東京大学国際高等研究

所サステナビリティ学連携研究機構と昭和シェル石油が共同で、この法面を利用した太陽光発電を研究してきたそうです。法面にパネルを設置することで、法面維持と雑草抑制に効果があるそうです。

本町の山間地の水田には、畦畔が5メートル以上にも達するものがあります。この小松堀排水路太陽光発電と同じように、畦畔に太陽光パネルを設置することは可能です。山間部の畦畔の長さは約50メートルほどあり、太陽光パネルは100枚程度の設置が可能で、約25キロワット程度の規模の太陽光発電施設となります。

「半農半電」という言葉があります。田んぼで米をつくり、その高低差のある高い畦畔の斜面にパネルを設置し、発電事業で収入を得る。農業所得が減少する中、農家にとって重要な施策だと考えるが。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、田部地区の温泉ボーリング跡の地中熱エネルギー活用に関する1点目ではありますが、丹藤踏切部分の融雪装置の実施母体、予算及び冬期間の運転コストについてのおたただしですが、丹藤踏切部分の融雪装置につきましては、町道後原丹藤線の改良に伴う踏切拡幅工事の一部として町が会津鉄道へ委託して、会津鉄道が発注者となりまして、町の全額負担で工事が実施されたということでもあります。

なお、平成15年から19年にかけて、踏切拡幅工事全体の設計委託として、約1,086万9,000円、工事委託として約1億6,730万9,000円の合計約1億7,817万8,000円を会津鉄道に支出しておりますが、その融雪装置に係る工事委託分につきましては、約3,626万7,000円ということになっています。

また、融雪装置に係る運転コストにつきましては、会津鉄道に確認しましたところ、不凍液等の補充を含めた定期点検費として年間約10万円、不凍液を循環させるためのポンプなどの電気代として、年間約10万円の合計約20万円であるというふうに報告を受けておるところであります。

次に、2点目、今後、地中熱エネルギーをどのように導入する予定かとおたただしですが、現段階では、建設中である伊南保育所、また来年度から建設を予定している役場新庁舎の2施設について、地中熱エネルギーの導入を予定しているところでもあります。

その他の施設への導入につきましては、現在のところ具体的な計画はありませんが、今後、

公共施設の建設や改修などとあわせて、可能であれば、無散水消雪も含め、地中熱エネルギーの導入を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目であります。田部地区の温泉ボーリング跡における地中熱エネルギーを、ロードヒーティングや共同浴場の建設などで活用してはどうかのおたただしであります。地中熱エネルギーを効率的に利用するためには、井戸の中に採熱パイプと呼ばれるポリエチレン製のパイプを通し、砂を充填してすき間をなくした上で、掘削する深さと本数を決めるための採熱試験を実施する必要があります。

田部地区における温泉ボーリング井戸は、約1,400メートルの深さがありますが、メーカーに確認しましたところ、採熱パイプは現在の技術では深さ150メートルが限界であり、それ以上の深さに対応できないため、採熱パイプの深さに合わせるための埋め戻しなどを行った後、採熱試験を実施して、どの程度の熱が取り出せるか、これを検証することになりますので、既存の井戸利用について、余り現実的ではないという話であります。

地中熱に限らず、自然エネルギーの活用につきましては、優位性や経済性を検討しながら、順次導入を進めてまいりたいと考えております。新たな共同浴場の建設費用や設備投資にかかる費用、さらには井戸修繕費用等を想定した場合、井戸の活用は非常に困難であり、現段階では実施するのは、ちょっと経済的には厳しいのかなど。また効率が悪いと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、びわのかげ運動公園屋内温水プールを、地中熱エネルギーにより実現させ、健康増進をとのおたただしであります。びわのかげ運動公園は、オープン以来30年が経過し、老朽化が進んでいることは、議員のご指摘のとおりでございます。

しかしながら、これまで循環ろ過装置の修繕やライン塗装工事を行った結果、現在はプールの利用に当たって大きな支障はないと、そのように判断しておるところであります。

町といたしましては、当面、屋内温水プール建設の予定はございませんので、現在のプールを改修しながら使用していき、将来新たなプールの建設が必要となった際、議員にご提案いただきました屋内温水プール化、再生可能エネルギーの推進、町民の健康増進等も、建設の際のコンセプトに含めて検討していったらどうかと、そのように考えておるところでございます。

ただ、私の考えであります。地中熱、150メートルまで仮に掘ったとしても、大体得られる温度は15度Cぐらいかなと。もうちょっと上がるかもしれませんが、17、8度になるかもしれません。磐梯町でしたか、あそこで地中熱をやって、エアコンとかなんか空調をやっているそうですけれども、大体15度だそうです。ですから、そういうようなことを考えると、逆に温

水プールじゃなくて、夏場の場合は冷たいプールになるのかなと、そのように考えます。

そのようなこともありまして、いろいろその用途用途の中での利用になるのかなと考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、グリーン投資減税による再生可能エネルギーへの民間参入拡大についての1点目ですが、本町において、グリーン投資減税を利用し、再生可能エネルギー事業を開始した会社及び個人がどの程度いると把握しているかとおただしではありますが、本制度を利用し、再生可能エネルギー設備を導入している業者の数については、町としては把握しておりません。

次に、2点目ですが、グリーン投資減税を利用した再生可能エネルギー事業の民間参入に対する町長の考えはとおただしではありますが、おただしの減税制度を含め、再生エネルギー普及に対する公的支援については、全量買い取り制度や補助金制度など各種の優遇措置が講じられており、メガソーラー施設などがますます拡大していくものと、そのように思います。

民間活力が中心となって進められる取り組みにつきましては、参入による地域経済への波及効果が期待されるものであり、できる限り積極的な支援をしてみたいというのが、私の今まで答弁させてもらいました基本的な考え方でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、畦畔を利用した太陽光発電で「半農半電」の推進をとのおただしではありますが、耕作放棄地や遊休農地の解消に向けて、有効な施策であると捉えておりますが、維持管理のための作業道の確保や電力線までの距離、積雪対策、農地への影響など、事業の採算性や地域への波及効果などを複合的な観点から判断し、今後、必要に応じて検討してはいきたいと、そのように考えております。

実際に畦畔ではないんですけれども、若松の河東地区で、田んぼの中に太陽光発電のパネルを敷設して、発電とといいますか、電気を得られているというようなものもありましたが、下に稲も植えてありました。その農作業のほうは無視しているのかなと。太陽光の発電のほうを主体にしているのかなと思いましたが、そのような例もございます。

いずれにしても、今、原発事故以降、国のエネルギー政策が問われています。そして国もいろいろあれこれと対策をしているところでもありますけれども、費用対効果だけでなく、安全性も非常に重要です。そして安定性、これも大切だと私は思います。

私たちのこの地域において、また地域の中でも、何が一番いいのかしっかりと見きわめながら、町としての判断をして、エネルギー対策を推進していきたいと、そのように考えています。

また、本当に今、環境的なことは余り言われていませんが、ただ自然に優しいとか、そうい

うことは言われていますが、景観的なことは余り論議されておりません。ただ、環境省のほうで、今度、太陽光発電に対して、特に国立公園とかそういうことの中であるようですけれども、環境基準とといいますか、景観基準とといいますか、そのようなことでしっかりとした基準を決めるというようなこともあるようですので、そういうことも踏まえた中で、町として、この町の景観にどのような影響を与えるのか、あるいは、何回も言っていますけれども、防災に対してどうなのか、メガソーラーの場合ですけれども、そのようなことも含めて、そしてまた地域の皆さん方との意見交換もしなければならぬと、私は大規模な場合は、そのように考えております。そうしたことも含めて、町としてエネルギーは非常に大事だと思っていますから、その件については、町としてできることはしっかり検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 それでは、1番のほうから再質問させていただきます。

結構椅子がないぐらいで、6月の再生可能の講演会があって、本当にどこに座ろうかぐらいの感じの大盛況でしたことを覚えています。この中で、大分前から、この地中熱エネルギーの部分の技術はあったらしいんですが、やっぱり例の東日本大震災があって、注目がさらにあつたということがありますね。

それで、ちょうど3年ほど前の平成23年に産建のほうの視察で、高知県の檜原町に行ったときに、やはり地中熱のプールを見てきましたね。2番に飛んでしまっているところもありますけれども、地中熱の部分について、ちょっと話したいんですが、そういう意味では、自治体によっては、それをもう既に活用して、プールも、あのとき25メートルだったと思いますが、町民がそこに来てプールで泳いでいたというのを、直接視察させていただきましたけれども。

そういう意味では、地中熱に関しては、旬というか、大分あつたけれども、今この講演会の中での話は、ポイントは国からの補助が50%で、今ちょうど推進をしているんだと。ですから、先ほど3,000幾らという金額がありましたけれども、これに関しては、補助金はなく、みんな町税というか、予算だったんでしょうか、その辺の確認を。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えをいたします。

この事業につきましては、区画整理事業の町道の拡幅という工事の一環として実施してござ

います。そういった関係で、区画整理の国庫補助率でございますが、65%国からいただいて実施したという仕事でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 わかりました。別系でも補助があったということだけは、少し安心しました。それでその制度もあったかないか、平成25年ごろなので、ちょっと境目だったような気もしたので、この制度ではなかったんですけれども、今、課長の答弁のように、もう一つ、そちらのほうの補助があったということですね。了解しました。

そういう意味では、これ全額、3,600万で土地のどこかに地熱を利用してというのは、すごく難しいのかもしれませんが、先ほど町長が言われた中では、磐梯町、苗代の地中熱の話もありましたけれども、そういう意味では、この技術的なことはもっと研究しなければならないと僕は思って、そのときに講演会の中では、何か昔からしていたことなんでしょうけれども、すごく新鮮に感じました。そのときに町は、これまでにいろいろな、例えば温水化に関しても、地中熱とかなんかというのは、余り上がらなかったと思うんですけれども、この認識度というのは、町はどうだったでしょう、地中熱に関しての。水力とかいろいろな話は出たんですが、ちょっと改めて聞きたいんですけれども、地中熱に関してのことですね。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

実はこのロードヒーティングにつきましては、前段で駅前広場、それから駅前から四つ角に対する県道、こういった関係で、地下水ですか、これを利用したロードヒーティングがございます。これは町の井戸1本、県の井戸1本と2本井戸を掘ってございます。そういった関係で、近くにもう1本井戸を掘ろうという話になりますと、地下水が一気に必要な時期に吸い上げられてしまうという観点から、何かいい方法はないかという中で、この地中熱を利用した不凍液の話が出てまいりまして、これを採用してみようということで、丹藤の踏切については、そういったロードヒーティングを実施したという中身でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ランニングコストが驚きましたね。10万円の10万円の20万円だというのは、僕はすごく、これならと思うんですけれども、建設コストが高いから、誰も個人ではやる人はいない。多分10平米ぐらいで二、三千万かかるような話もしていたので、うちの駐車場なんかは無理だとか思いましたけれども、ただ補助があるという話は聞いています。

ですから、実用はできないけれども、先ほど課長が言われましたけれども、そういう検討は

していて、今回の踏切に関しては、かかったかもしれないけれども、ランニングコストを考えれば、一番気になるのは山丹坂のあそこのロードヒーティング、あれは多分数百万単位か、もっとすごいコストが多分かかっていると思うんですが、あそこは電気なんですか。ちょっと確認なんですけれども、あれはどのようなシステムなんですか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

あそこの交差点につきましては、不凍液を温めて循環するという方法でございまして、地熱を利用したという施設ではございません。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 確認ですが、要するに地中熱はいかにランニングコストが安いかということ、僕はこの場で示したいですね。たぶん今、山丹だったら数百万もう楽にかかっている、数十倍ほどかかって運転しているのにもかかわらず、踏切の部分は、ただの循環の中でそれを、本当に解けていますからね、実際あそこで有効に活用されているので、ぜひ今後、町の中の、2番にも関係しますけれども、伊南保育所ですか、あと本町の新庁舎の部分で使っていくということで、あの感じだとすごく有効なので、そういう意味では、ぜひ予定どおり地中熱を大いに活用してほしいなと思います。

3番目の部分ですけれども、この部分は、先ほど初めて聞いたんですが、先ほどの採熱パイプですか、U字管とかいろいろ言われて、呼び方はいろいろあるんですけれども、150メートルというのは、現実的には現行の技術の100メートルから150メートルの現行のサイズが、U字管がそれだということだと思っで、井戸が1,300メートル、1,400メートルに関しては、それなりの、オリジナルの部分でいけば、地下に1,400メートル穴はあるわけですから、それは現行のタイプのこのようなものより大きいわけで、それは150メートルしか入らない。うんとわかります。ですが、そこは先ほど僕が言った50度前後、60度近い温度になっているわけだから、その熱いのが、もし僕の家の中にあつたら、何かしら手でも突っ込んで熱をとりたいという気持ちになるじゃないですか、もし熱かったらですよ。ですから、それを調査する技術的なこと、先ほどの採熱管に関しては理解しましたけれども、これに関して、技術的なことをもし推測したときに、どうでしょうか、全く今の技術では不可能だと思っでいますか。その辺の認識はどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えいたします。

今現在ありますボーリングした温水の井戸でございますけれども、やはり温度的なものに一つ問題があるということになっております。それで当時、ボーリングしたときの、当然、地下水、温泉の温度のデータ等を見ますと、やはり50度ぐらいまでの確保をできる深度となりますと、1,000メートル近い位置ということになっております。最終的には35度程度と、実際上がってくる温水ですね、温泉水はそういう温度ですけれども、当然それは上がってくる温泉の温度と、地中のその深さ深さの各層の温度は異なっております。

ですので、今現在、先ほど100メートル程度、150メートル程度という話がありましたけれども、これはやはりチューブとして循環パイプを入れていきます。それで一つ問題があるのは、その口径についても、一番地表の部分については、20インチということで、結構このぐらいの太さのが行っていますけれども、これは深度が行くに従って、どんどんやっぱり口径は小さくなっていきます。その中で何ミリのものを入れられるか。それと、構造的にUチューブについては、当然中に循環液を循環させるという構造ですので、客観的に見ますと、地表面からそのパイプを垂らしているというような状況になります。これが当然、長さが長くなれば長くなるほど、パイプそのものの今度は強度の関係、そういったものが非常に複雑に入ってくると。ましてや循環させるポンプの容量とか、そういうものが大きくまた影響してくるということで、現状の技術の中では、かなり高度な話になってくるのかなと、そのように認識しております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 僕も実は日本地下水さん、ちょっと面識もあったので、電話して、これに関してはすぐ調査しました。彼の対応では、いや調べる価値はあるんじゃないですかと。今、彼はU字管のプロですし、日本地下水さんも地熱を利用した施設があちこちで成功していますので、今回の講演会の中でも、日本地下水さんの事例集も幾つか入っていましたし、5社か、二、三社の事例もスライドで見させていただきましたけれども。

そういう意味では、今、課長が言われたみたいな部分では、現行の技術では不可能ですよと。実際1,300から1,400メートルになると、先は50から80ミリですね。確かに細いですよ。通らないです。でも、それはそうだけれども、我々素人だとすれば、それを技術者なり改革しながら、今までボーリングがあるならば、そういう利用の仕方もあるんじゃないですかという考えの、技術者に委ねる部分もあるんですが、そういう調査も可能ではないか。現行のU字管の部分は150メートルが限界だというのは、ほとんど熱交換器は100から150でやって、それを数十本打とうというのがプランニングだから、それは既製品がそうなっていますので、それは当たり前だし、あと流量に関しても、もちろんそうですよね。そんなに、流量が細いのだったら熱

が上がってきませんから、わかりますけれども。

ただ、そういう技術的なハードルを超えようという努力というか、そういうトライは、全く考えがなさそうですけれども、そのハードルを超えようという考えはありますか。調査しようと思いますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

本当に私は全く素人ですし、どのようなことなのかわかりませんし、この場でそれを議論しても返事を出せません。そうした意味において、また実際にあそこの場所そのものが、この井戸の場所は、そこでいろいろここでどう活用するんだと言っても、正直ロードヒーティングのことも提案されていますけれども、一体あそこの道路、どこの道路を温めるんだというようなことだと思うんです。実際にそれだけの経費をかけるんだったら、私はもっともっとやりたいところがあるというのが本音です。

そうしたこともありまして、いろいろなことは、これから技術開発されれば、それも活用できるかもしれませんが、現時点では、素人考えですが、不可能かなと。今のところ厳しいのかなと思います。日本地下水さんにいろいろ言ったら、興味あるような回答を得られたということであるならば、それはそれで話として聞いてみるのも、一つの考え方かなと思いますが、正直、今のような状況ですので、現在これを活用してどうのこうのという話は、私としては、なかなか現実的ではないと、そのように思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 この辺はほとんど2番目と重なっている部分があるので、大きな2番のほうに移りたいと思います。そうですね、ここでどうだから、それをしろしろとかという問題ではないですので、現行の状況で結構です。

先ほど町長答弁の中で、磐梯町の地中温度15度の話があったんですが、これちょっと認識不足だと思うんですね。多分、地中熱自体は、その温度差が大切なんですね。ですから、100メートルで3度という理論上で言えば、地上の平均気温が10度であれば13度で十分なわけで、先ほど言った磐梯町は、理論どおりの温度差の15度なので、そういう意味ではその温度差を使ったヒートポンプをつけるわけだから、それが温度になっていることが問題ではなくて、温度差があることが大切だということですので、コンセプトは全く、温水になれば温水の温度が必要だという考えは、全く考えなくて結構だと思います。

それで、先ほどの丹藤なんかもそうですね。100メートルの分を6本ほど使っているらしい

ですけれども、6本立てて熱量を上げて、雪が解けるという状況をつくっているわけで、もし掘って冷たかったら、あと2本、3本、4本と足していくわけですから、そういう意味では、その辺は決して温度温度ということではないので、ぜひ再認識してほしいなと思います。

それで、この温水プールなんですけど、これに関しては、平成25年ですから、去年の3月議会で長谷川耕一議員、残念ながら亡くなられましたけれども、と同じタイトルの質問ですね。

あのときは議員のほうはバイオマス、チップボイラーとかを使ってやろうということでした。今回、僕は地中熱を使って、全く単純で、あれがいいというのを見つけると、それが、またそれでやろうなんて言う単純な男だと思われるかもしれないんですが、地中熱というのは、やはりそういう意味では、今、補助の部分を強調したいのは、やはり今でしょうとか、新庁舎も今どんどん着々と進む中で、ことしできてすぐできるものではないので、そういう計画があったときに、先ほど町長は、耕一議員のときも同じで、更新時期が来たときに、そのときには考えましょうという答弁だったので、全く同じ文章だったんですけども、そういう意味では、健康維持イコール、そういう部分で、町長は今いっぱいやることもあるし、優先順位ではないのはもちろん理解しましたが、その辺の認識というのはどうでしょうかね。健康維持に関する部分の認識ですね。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

健康維持、南会津町の女性が県内で一番長生きしているということは、本当にうれしいことでもありますけれども、いかに健康寿命が長いのかということが重要だと私は思います。そういう意味で、みんなが健康で生き生き生活するということは、町にとって非常に望ましいこと、個人にとってもそうであります。そうした中であって、健康をどういうふうにして維持していくのか、いろいろな方法があろうかと思えますし、温泉もその一つの方法だと、それも思います。

しかし、温泉プールが全て、ではそれでこなせるのかと言えば、そうではなくて、いろいろなこと、複合的な中で、いろいろな元気が保てるものと、私はそう思いますし、そうした中の一環としてでも、温泉を利用してやるならば、歩くのが健康維持・増進につながるんだと、こう言うかもしれませんが、いろいろな考え方がある、お風呂の中では深さが足りないと言うかもしれないけれども、今、町としては、大変、温泉宿泊施設の利用が少なかったり、厳しい状況にもありますから、ある意味、そういう意味では、前回の一般質問の中でもお答えしましたが、そういう意味では、入浴券とかそういうものを、逆にそういう健康維持の中で町民

に提供するもの、一つの方法かなと思います。

ですから、万能みたいに、そういうふうに行っているところもありますけれども、万能とはあれですけれども、そういう意味でいろいろ、やり方はそれぞれの地区で、それぞれの町で、それぞれのやり方があるのかなと思います。

町としては、今そこまでやるのでしたら、やはり温泉の入浴券であったり、そういうところで、お客さんもほかにいけば、またやりにくいかもしれませんけれども、本当にお客が少ないという状況でありますので、そういうことを、曜日なりなんなり見計らった中での活用も考えてみてはどうかと、そのような思いは持っています。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 何せ予算もかかりますし、そんな簡単にできるものではないと思います。ただ、ここで言いたいのは、2020年のオリンピックを含めて、この町には健康のためにする、トレーニングが今、びわのかげ運動公園でトレーニングジムみたいな形で、結構町民が使っているらしいですよ。ランニングシステムとか筋トレみたいなものもいっぱい置いてありますので、それを若い方からみんな行ってやっているといるんですね、休憩時間とかなんかでね。そういう健康維持で、ビジネスマンが運動不足になって、南会津町のですよ、そういうのがあると、伊南にもすばらしい施設がありますけれども、そうやって自分を意識して健康維持している人たちがいるわけで、その延長の中であるのは、すごい自然な風景だと思うんですね。

だからそういう意味で、お金はかかるかもしれないけれども、オリンピックが誘致されたときに、あるいはソフト大会、あるいはいろいろな大会があったときに、ここで汗をかいて、そこで汗を流していくにしても何にしても、すごく大きな要素だと思うんですね。

ただ、僕がここで、健康だから、水中ウォーキングをすれば健康になるんじゃないかということだけじゃなくて、この町にはそういう施設があって、温水ですから25メートル程度で、水温は熱くなくていいですよ。かえって熱くなると疲れてしまうので、本当に少し、水温は、だから30度まで行かないぐらいの温度でいいのが温水プールだそうなので、そういう意味では実現可能な熱源が、地中熱もできますから、そういう意味では、この南会津町にそういう施設があったときに、ほかから永住するにしても、よく僕の友達、宇都宮にいますけれども、あそこにトレーニングジムが、そういうのがあったらいいねとかという人もいますね。あっちにあるけれども、こっちにないんだというのだったら、行くのか行かないのかという話をしたことがあるんですけれども、あったってわからないかもしれないと言うんですけども、これって割と60代とか運動不足になっている、冬の雪道のことを考えたら、ウォーキングはまずでき

ませんから、結構大きな要素だと僕は認識しています。別に代用できるだろうというものも、確かにあるかもしれないんですが、その部分について、冬は運動不足になりがちだと思いませんか。町長、その辺どうですか。自分で足踏んでいればいいだろう、足踏みしてれば運動になるとか、その辺はどうですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは何回も、3回目ですかね、過去2回かな、答弁させていただいてはいますが、やっぱり費用対効果、そして利用する人がどのくらいいるのか、それは町が調査していませんけれども、今の状況を見ますと、財政的なことも考えると、正直言って厳しいと言わざるを得ません。ですから、それによって観光客を呼ばばいいんだとか、利用者と呼ばばいいんだとかという話にも、またなるかもしれませんが、そういうことを含めても、今現在はそういう計画をするということは、今の状況では大変厳しいと、そのような判断をしております。ご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 すごく夢のような話ですけども、みんなやっぱり心の中で思っている人もいるだろう。選択肢としてあれば選ぶ人もいるだろう。意外とそうやって反対していた人が、そこに行ってトレーニングしているかもしれないような気もしますが、ぜひ地熱とか、地中熱を利用した、ランニングコストのすごく少ない、あるいは補助金も50パーセント出るのであるの、ぜひ今後、寿命が来る前に、ぜひ更新すること、まず新庁舎でも終わって少し落ちついたら、さらに長生きできる、町民のための健康維持のために、町で取り上げられるようになればいいなと願って申し上げます。

それでは、大きな3番目ですが、これに関しては、町は把握していないということでした。これも確かに、僕は4月にちょうど喜多方市のソーラーの部分で展示会、50キロワットの見に行ったときに、ちょうどこのグリーン投資減税について、だから議員として本当に認識を持って、早くしろよと。ほとんど1年半ぐらい前から始まっている投資減税なのにもかかわらず、そこでの説明が、実は今、グリーン投資減税でこれをやったんだと。住宅メーカーですけどもね。住宅メーカーが50キロワット、2,000万ちょっとかかっています。でも、これ50キロワットで、実はあのとき3月までの売り上げ表、ちょっと配っていたので、それをコピーしてもらって、きのう、きょう、ちょっと本人がいなかったの、電話して聞きました、ソーラーに関してですね。

この後のと絡むんですけれども、ちょっと重なりますけれども、これで売り上げが今現在185万円ですね。1月1日付で50キロワットですね。お金は今度話します。それでこれって彼らはどういうふうにしたかという、2,000幾らでお金、実はもうけたんだそうですね。売り上げがあつて、そこに課税されるはずだったんだけど、それをさくつつけて、これに投資したと。普通はそこに、例え話としては彼は1,000万の所得なんですよね。1,000万になったときに40%、400万取られてしまうんだと。でも我々は1,000幾らかかっても、実際出ていますよ。出ていますけれども、課税されないで、このグリーン投資減税によって、これに参入したんだという話で、今現在、8月末日の売り上げが185万円で、ピークでいくと年間260万になります。あと4カ月、1月の一番売り上げのないところの掛け算をしてなりますね。

パンフレット上は、50キロワットというのは、180万ですよって遠慮して新聞広告でやっています。ぜひ50キロワットの商業用太陽光発電、年間180万の売り上げ、どうですか、皆さん、やりませんかというコマーシャル、たまに新聞広告を見ますね。でも実際、彼らが会津盆地でやっているのは200数十万も既に行っちゃっています。

それで、何をここで言いたいかという、この3番、4番も含めて、「半農半電」の話があります。先ほどのこの文で要するに何を言いたいかという、トマトのここの売り上げは、去年10億近くでしたけれども、トマト農家で今回すごく、補償も絡むから、すごく税金が課税されていますよね。そのときに、だからそういう意味では、町税が上がっているから、町税の上がりは大くなるから、それは喜ばしいことかもしれないんだけど、その部分に関して、本当にこういう部分の認知度があつたら、ある意味、町税は所得の部分では調整されてしまうから問題あるかもしれないけれども、そういう部分で本当は町として、そういうエネルギー産業、再生可能エネルギーの普及の中で、これをもし知っていれば、これでちょっと指導したりなんかできたような気がするんですけれども、これに関しての認識度はどうでしょうかね、グリーン投資減税に関しては。1年ちょっとたっていたんです。それで28年で終わって、今の1年の処理は4月いっぱい終わるそうです、来年のその感じでね。その認識はどうでしたか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

グリーン投資減税につきましては、対象そのものが10キロワット以上ということがありますし、当然その減税措置を受ける人については、青色申告をする、個人、または法人、事業所ということがございます。これまで町のほうで太陽光補助として実施してきた内容につきまして

は、あくまでも対象が一般家庭であると。当然これは町の補助要件の中では4キロワット以内と。全体容量についても10キロを超えないということでやっておりましたので、その流れの違いの中で、当然、町のほうでは、そういった事業として売電を実施するということについては、実態の把握はしておりません。

それで、今現在、またその中で、じゃ事業所としてどれだけの金を持って、どれだけの発電をしているかということにつきましては、これはやはり各法人であったり、事業所での申告内容の中身にも非常に入っていきますので、そちらについては、町としても積極的な情報収集とか把握には努めていないというのが実情でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 そうですね。他人の財布の中とかいろいろな部分では、プライバシーもあるし、もうかっているんでしょうなんて言って、これどうだという部分にはならないと思いますので、全くそのとおりだと思います。

そういう考えで言うと、これは後出し的な部分も本当はあるんですが、こういうのがあって、少しでも自分の中の有利な再生可能エネルギーへの参入の仕方が、こうやって経済産業省でうたっているわけですから、ぜひそういう意味では、もう期間が残り少ないんですけども、そういう意味では利用できればなと思って言わせていただきました。

続けて、4番にも絡んでくるんですが、畦畔について。

これは僕もうんと勉強不足なんですけれども、畦畔利用、これに関して農地法的な部分、その部分に関するハードルというか、それはどうなんですか。簡単にできるものですか。それを先に。

○芳賀沼順一議長 農業委員会事務局長。

○星 正信農業委員会事務局長 お答えいたします。

畦畔に太陽光発電のパネル等を設置する場合には、まず農地法の規定に基づく転用の許可申請が必要となりまして、当然その申請に基づきまして、許可がおりることになります。

それで、農地の法面、または畦畔は、作付を行います田面、または畑面の機能を維持する、または管理をするという上で、田面、または畑面と一体として、農地として取り扱うということになっておるものですから、それは農地法の第5条、または第4条の規定に基づきます許可が必要になるということになります。

それで、農地の場合は、その農地がどういう状況にあるのかということによりまして、農用地区域内農地、それから第1種農地、第2種農地、それから第3種農地というふうに分類され

まして、第3種農地といいますのは、わかりやすく言えば田島地域の駅周辺とか、そういったところに存在する農地ですが、そういった第3種農地の場合には、転用は基本的に許可になるということでありましたが、農用地区域内農地、それから第1種農地の場合には、一定の許可基準に合致する場合には許可にはなりません、基本的には難しいという状況はあります。

また、パネルを設置するということになりますと、転用につきましては、恒久転用と一時転用というのがございますが、パネルのこの場合の対応としましては、3年程度を限度としました一時転用ということで、それを更新していくというふうなことになるかと思えます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 何事にもハードルがある。でも、ほかの実施例を知って、法面がどういう扱いか、どうだったかわからないですが、本当に山間部で、うちの田んぼの法面も屋根の1枚ぐらいありますね。7メートル、8メートルありますね。それをいつも刈っていることを考えたら、そのエネルギーたるや半端じゃない。それで今これ5メートルので計算して、50メートルで100枚とありました。25キロワット程度です。先ほどの喜多方の例を考えると、約90万から100万ぐらいになるんですね。農家で十五、六万の水稻をつくっていて、そこで100万いかななくても、どんぶり勘定で悪いんですが、七、八十万でも「半農半電」の部分の可能性は十分あるんだ。法面の抑制効果がいろいろあると考えれば、今、半分入って畑の上にありますよね。パネルをやって下についている分ね。上の光をやって、下に物をつくっている。先ほどの町長が言われました中ですかね。上にやって下で米をつくっている話の実例を挙げましたけれども、それよりも確実に、畦畔の話ですから、そういう意味では可能性が十分あると思えますので、研究する、あるいは推進協議会からいろいろありますので、ちょっと検討するというか、それに関して、これはやっぱり環境水道課なのかもしれませんけれども、この技術的な可能性というか、普及というか、その部分に関しての考えはどうですか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

当然、太陽光パネルの設置で発電をしてということが前提になりますので、まず第一弾として、いろいろなクリアしなくてはいけない事項、それは当然ございます。やはり底地の所有形態から始まって、当然、本町の山間部であれば、冬場の管理、メンテをどうするかといった、そういったもの、さらに先ほど町長が答弁しましたけれども、結局そのパネルから直近の受電電柱までどれだけの距離があるんだと、そういった諸条件、これは当然出てくるものと思いま

す。それと、設置工事をする際に、すぐ隣接して、当然それなりの道路があること、こういったいろいろな諸条件があると思いますけれども、例えばそういうものが全てクリアされて、ましてやその農地の所有者等が、ぜひそういうものをやってみたいというような話であれば、それは細かいところを含めまして、我々としても、いろいろなそういった条件関係含めて協力することは十分可能であると、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 これに関しても、やはり僕は研究するという言葉を期待していますね。ハードルをすぐ出して、農地法的に不可能だという言葉はいつも期待してはいけないね。そういうので来ると僕は思って、予想していつも終わっているんです。だけれども、やはりそれはこういう流れでほかでやっているとか、こういう部分をクリアできれば可能ですよとか、そういう意味では決して、農業所得が減る中で、この部分で不可能ではないと僕は思います。実際その部分は、やはり南の方向を向いてほしいし、先ほど答弁の中に除雪とか冬の関係、これも確かに重要です。だけれども、それで百二、三十万、あるいは2枚使うと二、三百万になるとすれば、それを今、ロータリーの除雪機、普通、農家はみんな持っていますから、そういう意味では、それが仕事となって、冬健康なんかじゃないけれども、それを除雪して、必ずパネルに光を当てるようにして、雪の反射を使って、さらに効率を上げるなんていう考えもあるわけですから、そういう意味ではすごく可能な、あるいは大きな収入を得る部分になると僕は思いますので、そういう意味でぜひ進めてほしいなと思います。

以上で終わりますが、今回は再生可能エネルギー1本で質問させていただきましたけれども、小水力を含めて、どうしてもソーラーは進みやすいですけれども、小水力の弁護を最後にしますけれども、ぜひ進める部分では、再生可能エネルギー全般にわたって、地中熱も含めて、町のほうの積極的な推進、協力、あるいはそういう意思で進めてほしいなと思います。

以上で終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、6番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。14時45分、再開したいと思います。ご苦労さまです。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君の登壇を許します。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 どうも大変お疲れさまでございます。最後の質問をやらせていただきます。

今回は、大きく2つの点について質問をしたいと思います。

1つは、地域活性化についてお尋ねをいたします。

本年5月、日本創成会議・人口減少問題検討分科会（座長・増田元総務大臣）は、ストップ少子化・地方元気戦略で、地方の人口減少は若年層の都市への流出が主因であり、現状のままでは多くの地域が消滅するおそれが高いと論考し、消滅のおそれの高い896の自治体では、人口流出が出生率を上回り、さらに高齢者人口が自然減により減少することで、医療・介護保険が維持できなくなるため、全ての町村に広く予算や政策をつぎ込むのではなく、地方中核都市に資源を集中する必要があると言っています。

このような動きには、いずれ当町の地域、まちづくりにも影響を与えてくると認識することから、以下の点について伺います。

1つ、今年6月の全国の地方議会では、この問題についての議論が多く出され、一部では自治体消滅論が魔法のつえのように扱われ、時の流れとこれを受け入れるのか、未来は変えられるという、こうした立場に立って農村再生に向かうのか、今が農山村の分水嶺だと、過疎問題に取り組む小田切徳美明治大学教授は指摘されています。こうした指摘に対して、町としてどのような認識かお伺いをいたします。

2つに、今、働き方や豊かさを問い直し、地方へ向かう若者がふえてきているとの指摘があります。当町の若者をいかに定着させるかが基本であり、まずは仕事の問題、仕事の確保が大事だと思います。企業誘致も重要であります。地域資源を生かした農業や林業の起業を支援する仕組みを強化すべきと考えますが、どうか伺います。

3つ、地域資源を生かす起業を図るための人材育成や指導者づくりも重要と考えます。地元の高校の中にこうした人材育成のための学科創設や、本町雇用対策協議会の中に専門の検討委

員会を創設し、地域活性化につなげてはどうか、町の考えを伺います。

2つに、介護保険の充実について伺います。

地域医療・介護推進法の成立に伴い、より自宅で過ごす中重度の人はふえると見込まれます。支えるサービスは不十分な状況にあると指摘する識者の声があります。

1つ、24時間訪問介護看護のサービスについて、当町の実態と認識について伺います。

2つ、第6次計画の中で、このことについて、どのような検討がなされているのかお伺いします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域活性化についての1点目ではありますが、自治体消滅論を時の流れと受け入れるのか、未来は変えられるものとして立ち向かうのか、今が農山村の分水嶺だと小田切徳美明治大学教授は指摘されているが、どのような認識かとおただしであります。日本創成会議が発表した自治体消滅論は、非常に衝撃的でありましたが、あえて消滅という言葉を使い、危機感と課題提起をしたものと、そのように私は捉えております。

人口減少や少子高齢化等に対する本町の現状と将来予測を踏まえ、悲観的になるのではなく、衰退しないためのまちづくりを、地に足をつけ、しっかり取り組まなければならないと、改めて、また意を強くしたところでございます。

これまでも、先ほどもお話させていただきましたけれども、町の少子高齢化、地域弱体化、そういう中で、地域活力をどう取り戻すのか、非常に大切なことでもありますし、そうした中で、これまでも企業の支援であったり、若者定住であったり、Iターン・Uターンの若者定住であったりとやっているところであります。

また、集落応援交付金事業でも、いろいろな取り組みがそれぞれの地区でやられておりますし、その発表会もやらせていただきました。本当に見事な発表をしていただきましたし、そういう一つ一つの自分たちの課題を見つけ、そして自分たちがしっかりそれに対応するということが、まず第一歩だと、私はそのように思います。そういう地域にまず意識が出れば、このようなことは必ず回復、解消できると、私はそのように思っているところであります。

また、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、田舎の価値や魅力が再評価され、都市部の若者が地方の農村へ向かう農村回帰という動きが、確実に起こっているとも言われています。

町民が自信と誇りを持って元気に暮らすことのできるまちづくりを進めることで、若者にと

って魅力的な地域となり、若者の回帰の動きも定着し、地域再生につながるものと、そのように考えております。

町としても、いずれにしても、そのような対応をしっかりと一つ一つやっていくことが大切だと思います。本町にとりましては、人口減少や若者の都市部への流出は、早急に対応しなければならない喫緊の最重要課題でありまして、各課横断的に対策を講ずる必要があることから、複数課のメンバーから成る定住対策プロジェクトチームを設置したところであります。

政府が進める地方創生の動きを注視しつつ、町民との協働により、課題の解決に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。地域資源を生かした農業や林業の起業を支援する仕組みを強化すべきとおただしであります。農業への就農につきましては、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものになるように、就業相談から経営定着まで、きめ細かな支援をしているところであります。

今後さらに農業経営の多角化や規模拡大、販路拡大による経営基盤強化、安定した農業経営をするためには、組織化・法人化を図っていくことも大変重要と考えております。そのためには、町が主体となって、経営に必要なノウハウや地域産業六次化に向けた研修会の開催など、関係団体と連携しながら指導・助言を行い、農家の育成を図っていきたくと考えております。

また、林業につきましては、作業の専門性や経験の必要性があることから、まず町内3組合の合併を推進して、そして経営基盤の強化と施業面積の増加によって、林業従事者の雇用拡大を図っていただくとともに、将来的には自分で伐採したりできる林家等の育成についても、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

そしてまた、農林業に対しての他の産業との関連も非常に重要だと私は思います。そういうことによって、また新しい農業だったり林業ができるものと、そのように考えますので、他の産業との連携の強化も図りながら、地元産業の育成を図ってまいりたいと思います。

次に、3点目であります。地域資源を生かした起業を図るための人材育成の方策についてのおただしであります。町内の高等学校の学科設置の現状から申し上げますと、現在のところ新規学科の配置が検討されている状況にはなく、県教育委員会においては、会津地域を一つの学区と捉えて、生徒の志願状況や生徒減少の状況を考慮しながら学科の配置を進めていると、そのように聞いております。

おただしの地域資源を生かすための起業家を育成することは、少子高齢化対策、若者定着を進める上でも重要であり、地域や時代の要請に応えることのできる人材の育成、教育環境の整

備についての重要性も強く認識しているところでもあります。

一方で、地域の少子高齢化の現状を考えますと、現状をどうするかが、現在の学科維持、これをどうするかを優先する状況にありまして、新規開設は非常に厳しい状況にあると、そのようにも考えております。少子化になって入学者が減ってきている中、これをより小規模の学級数で何とか高校を維持してくれと、そのような要望も県の教育委員会に行ったときにもしているところでありまして、私たちのこの町に2つの高校もありますが、普通科と情報科といいますが、そういう中でやっていますけれども、やはり地域に密着した、そういう科の必要性は十分感じているのですが、今、精いっぱいのところは、その学校をなくさないでくれというようなことを、まずやっていかなければならないことでもあると思います。

町としては、国・県が行っている起業のための支援施策と調整を図り、起業の専門家と連携して、雇用対策協議会などでも議論を深めながら、的確な支援体制を整えてまいりたいと考えております。

またもう一つは、小・中学校からの地域に対する思いというか、関心というのか、こういうことを醸成するというのも大事なかなと思います。やはり学校の教育そのものも、学校教育、勉強も大事ですけれども、地域のそういう今までの生業といいますか、何でこの地域がこういう状況でずっと来たのかとか、そういう地域に関心を持ってもらうような教育も、非常に私は大事なかなと、そのようにも考えておりますので、ぜひそういうようなことを教育委員会といいますか、小学校・中学校の教育の中でも、まず子供たちの頭に置いてもらうことが、高校に行って自分たちの将来、どういうふうな職業についたらいいのかと、そういう選択肢の中にも、やっぱり大きく左右されるのかなということでもありますので、私としては、小・中学校の小さいうちからの学校教育、それから家庭でのいろいろなお話、体験、経験、これが重要なことではないのかなと思います。

次に、在宅介護看護の充実に関する1点目ではありますが、24時間訪問介護看護サービスの本町の実態と認識についてのおただしではありますが、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通して一つの事業所が、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するものと、訪問介護事業所が、地域の訪問看護事業所との連携によりサービスを提供するものがありますが、本町では現在、このサービスを提供する事業所はありません。

また、このサービスは夜間や深夜帯であっても、電話等に対応するオペレーターや、いつでもサービスを提供できる訪問介護員や看護職員の配置が必要であり、職員の確保や事業の採算性の問題等から、事業者がサービスに取り組めないでいるのが現状であると、そのように認識

しています。

しかしながら、現在、本町においては、田島地域に訪問看護事業所が1カ所、訪問介護事業所が2カ所あるため、それぞれの事業所が提供できるサービスの組み合わせにより、在宅生活の支援がなされているものと考えております。

次に、2点目ではありますが、第6期南会津町介護保険事業計画の中では、24時間訪問介護看護サービスについて、どのような検討をされているかとのおただしではありますが、このサービスは、平成24年4月の介護保険制度の改正において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護として創設され、今回の改正においても、このサービスの普及が重要とされておりまして、第6期事業計画の中において、町の方向性を提示することが求められています。このため、このサービスを第6期事業計画に盛り込み、事業実施ができるよう取り組みを行っていきたいと考えています。

しかしながら、1点目でお答えしたとおり、このサービスは訪問看護事業所と訪問介護事業所との密接な連携が必要です。本町では看護師の不足等により訪問看護事業所が少ない現状ですので、今後、訪問看護事業所や医療機関との連携を図りながら、サービス提供がされるよう協議をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 それでは、1点目の関係について再質問をしていきたいと思ひます。

きのうの12番議員の質問、さらにはきょうの13番議員の質問等々が、これらに付随する、ダブる部分もあろうかと思ひますが、できるだけ重複を避けて質問したいと思ひます。

問題提起について、町長のほうからは、課題を提起されたと。だから逆に言えば、これを乗り越えていくという、こういう受けとめだということでもありますから、私もぜひそういう立場で、一つは頑張っていたきたいなと、こう思ひます。

人によっては、日本創成会議というのは、民間の団体だとは言ひけれども、実質、メンバーの中には財務省の元事務次官、総務省の元事務次官等も入っているものだから、ある面、全国議長会なんかでも反対している道州制という、こういうことも視野に入れて、こういったことの提起をしているのではないかということ言う人も、実はいるわけなんです。

だから、いずれにしても、我々の住むこの中山間の町村においては、いわばこの問題提起に対しては、今後、やっぱり十分注意深く、どのような流れになっていくのかということ、

俺たち一人一人が認識をしっかりと、今後の行政なり議会活動に生かしていかなければならぬのではないかと、こんな思いで、私も認識として町長の考えを伺ったところでありますから、ぜひそんな点も十分含んでいただいて、今後の行政に当たっていただきたいなど、こんなふうに思います。

それで、我が町含めて、やっぱり過疎で悩む多くの自治体は、お互いにそれぞれこういった問題、どう再生を図るか、ということ、本気になってそれぞれの自治体、頑張っているわけですね。このことが出たことにおいて、がっかりしている自治体もあるというんですね。もう消滅してしまうなんて言われてしまったことで、もうあかんとなった、そういうところもあるやの報道とかがあります。

しかし、我が町とすれば、ここにやっぱり果敢に立ち向かっていくという決意を、お互い再確認していく必要があるんだろうというふうに思います。

それで、この過疎問題、これは今、島根県だとか鳥取県なんか、いろいろこれ、人口増だなんていって脚光を浴びていますが、この「過疎」という言葉というのは、今から50年ぐらい前に、鳥取県が初めてこういう「過疎」という言葉を使ったようでありますね。だから、考えてみれば、ある面、50年たってようやく成果が出たという、そういう問題だろうというふうにも思いますし、我が町だって、これまで過疎対策を本気になってやってきたんだけど、正直言ってなかなか目に見えてこないですね。

先ほど町長のほうからも、起業支援だとかIターンだUターンだ、いろいろやっている。さらには集落応援交付金だということを含めてやっている。だけれども、なかなか我々自身含めて、そのことにやっぱり実感が持てないというのかな。ということは、やっぱり数字的な統計のとり方とか、そういうところにもいろいろあるんだと思うんですね。実際生まれてくる子供より、お亡くなりになる人のほうがいっぱいあるものだから、その中で恐らくUターンだ、新規学卒者で残っているという数字がかき消されてしまって、減る分しか我々の目に実は映らないのではないのか。だから、この辺の分析を、やっぱりきっちりやる必要があるのではないのかなというふうに私は思います。

ちなみに最近の傾向として、新規学卒者の定着人数、あるいはIターンだUターンだということで、南郷地区を中心にトマト農家の人たちが定着をしている実態、こういった実態というのが、統計的に見れば、どんなような状況になっていますか。ここ5年ぐらい、まあ5年でも3年でもいいです、傾向としてどうですか。数字何ぼだなんて言わなくても結構ですから。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答えを申し上げます。

23年度から25年度までの町内の就職者及び郡内の就職者と、Iターン・Uターンの数についてご説明申し上げます。

23年度ですが、田島高校につきましてもは6名、南会津高校は3名の9名が町内の会社等に就職したと。24年度につきましてもは、田島高校が10名、南会津高校が1名の11名でございました。25年度につきましてもは、田島高校が11名、南会津高校が1名の12名が昨年度末の実績でございます。

あと、町民の方が郡内に就職したという数を申し上げますと、田島高校が23年は7名、南会津高校が3名の10名でございます。次に24年でございますが、田島高校が13名、南会津高校が3名の16名で、25年度につきましてもは、田島高校が13名、南会津高校が1名の14名というのが実績でございまして、先ほど町長が申し上げましたように、ことしから若者の定着を促進しようということで、若者定住応援プログラム交付金事業を立ち上げたところでございます。先日、改めてUターン・Iターンでこの地に就職した方については、8月末現在で9名ということで、先日その該当者に町長から贈呈を行ったというような状況でございました。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

農業分野で国の制度では、新規就農で150万と、夫婦二人とも働かれている方には225万交付されていますが、そのデータで、新規就農者で農家をされている方が6名、Uターンで戻ってきて、また農家をやっている方については7名で、今のところ11名の方が新規就農、または農家に参入していると。

〔「年度で……」と言う者あり〕

○大竹洋一農林課長 24年から新規就農者の支援が始まりましたので、そのデータが5年間、一応継続しますので、その中身での今の内容です。

○芳賀沼順一議長 6名と7名……、私の聞き違い……、6名と7名で11名と言ったが、13じゃないですか。

○大竹洋一農林課長 失礼しました。6名と7名で13名です。

○芳賀沼順一議長 いや、私の耳の違いかなと。よかったです。

室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 商工観光課長、その10人、就職してもらったというのかな、10名……

いやいや9名、Iターン・Uターンで9名というのは、今言った農業者の中の9名という理解でいいですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答えします。

私が先ほど応援プログラム交付金で、9名の方がUターン・Iターンで町長からそういった支度金の贈呈があったというお話をさせてもらった人は、地元の企業ですね、住田光学とか大桃建設さんとか、地元の既存の企業に就職した方ということで行っております。ですので、農業者は含まれておりません。

〔「いないということですね」と言う者あり〕

○相原盛隆商工観光課長 はい。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 これ大幅に進歩しているという評価にはならないにしても、一步ずつ着実にそういう、前進している兆しというのが、こういう数字を見ても私は感じられると思うんですね。だから、ここをやっぱりより進めるという、こういう点から、私も考えるんですけども、農家なんかをやっている人たち、川島でも結構大きくやっている人たちがいるんですよ。それでいつも会うたびに、なじょだよと聞くんだけど、いい話はしないですね。だから、問題はそこだと思うんですよ。ある人によれば、いや南郷トマトをやっている人なんかは、これもまた聞いた話だから俺も何とも言えないけれども、ことしなんか、いや反500万にもなって、いやすごいぞなんて、こうやって私らに話しかける人もいるわけ。だけれども、プロの人に聞くと、そんなことは言わないですね。行っても反350万ぐらいの売り上げだと言うんですよ。

だから、私はこういう本当に、反500万、これ技術を覚えて本気になってやれば反500万取れますよと。南郷トマトをつくったら500万になるよと。そして働くのも4月から11月までだぞと。あと冬の3カ月、4カ月はスキーに乗ったり、雪と遊んだり、あるいは自分の好きなことを3カ月間やれるんだよと。こういうことを大々的に訴えていったら、今やっぱり若い人たちというのは、いろいろな考えを持っていますから、本当にそういうところに魅力を感じて来る人も、いるのではないかなというような気もするわけなんです。

だから、そういったところを、この役場なり農協なりが、あるいはトマト農家組合ががっちり手を組んで、通年的にコマースをするというか、あるいはそういうコマース要員を算段立てて雇ってやるとか、あるいは学校の問題も、確かに少子化で、今の学級を維持できる

のか、ひいては高校自体がどうなるんだべという、この不安も、まさにそのとおりだと思います。だけれども、過疎問題で成功している地域というのは、必ず4番バッターがいるんですよ。それは人材ですよ、人材、人づくり。私らも学校時代の教育を振り返ってみると、我々が教えてもらった農業というのは、要はつくり方ですよ、農家。例えば俺も農業一般なんていうのを習ったけれども、田んぼのつくり方だとか作物のつくり方とかね。だけれども、今の農業というのは、そこではないと思うんですね。農業の経営だと思うんです。経営学。何をしたら農業として成り立って生活していけるかというところに重きを置いた勉強、これが求められる。

例えば林業だってそうですよ。林業だって、かつては山に木を植えて切るまでのところを勉強したわけ。だけれども、今の林業というのは、そうではないと思うんです。山に木を植えて切るということも林業の一部だけれども、きょうのニュースなんかでも言っているように、減災、あるいは防災の観点から、里山の広葉樹を間伐して、災害に強い山、やっぱりこういう山づくり、これも新たな林業の分野として、恐らくこれから評価されて、国としても事業化がされてくると思います。きょうのニュースによれば、もう兵庫県の森林研究所だかではそれやって、国も含めて注目しているというニュース内容でございます。

そうすると、林業だって木を植えて切るという、こういうだけの学問の分野から、環境、災害を含めた、防災を含めた、こういう学科というのかな。それでこういうところにある学校が、そのことを勉強しないで、普通科だけの勉強をしていくことが、私はいかがなものかなと思うんですよ。やっぱりそういう分野に進む人たちを、小学校・中学校のうちからつくって、そしてさらに高校の段階で専門的に勉強していただいて、そしてやっぱり我が町の担い手として育て上げていくという、こういう立場に立った学科創設というのか。

だから、私が言っているのは、新たに学級をふやせとかなんとかでなく、既存の普通科体制から、昔で言えば実業科、実業高校みたいところに学校をシフトするために、町も本気になって声を上げて、そういうことをやっていってはどうなのかという、こういう提起なんです。だから、ぜひその辺は、いろいろこれは、俺は教育の面、文教にいるわけだけれども、具体的にそのあたり、どんな手続でどうなっていくのかというのは、ちょっとわかりませんから何とも言えませんが。まあそれは確かに難しい面もあるんだと思います。ぜひ、そういう立場での提起ですから、そのところはぜひご理解をいただいて、どのような考えかお聞かせいただきたい。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど、少子化が進んで、そして学校自体の存続が危ぶまれているような学校が周囲にいっぱいあるものですから、その現状を答弁させていただきました。

確かに地域づくりというのは、いわゆる人づくりだと、そういう認識でもおりますし、そうした中で、私たちが住む地域、そして将来を担う人材育成にはやっぱり地元の興業、昔、林科があったように、そのような科といたしますか、その当時の林業に対する考え方と今と、本当に議員おっしゃられるように違うと思いますけれども、そうした中での人材育成、やっぱりこれは図っていくべきだと思いますし、そのような話を県のほうにも、また改めて私としてはしてみたらどうかとも思っています。

それで、一つの考え方として、私も林業に対しては、本当に昔は植えて切る、50年、法正林をつくって、そうしたらもうみんなサラリーマンと一緒にだよ、まずそういうような林業の経営の勉強をしたと思うんです。ですけれども、今は状況が違って、木材の需要が違いますから、防災だったり環境だったり、こうするわけです。

私は今、もう一つ南会津のまちづくりに描いているのは、切る林業ではなくて、見せる林業だと私は思っています。そうした中で、きのうも、おとといですか、観物の会長さんともいろいろお話ししましたけれども、彩りのまちづくりということで、本当にこの地元の原種、それを生かしたような地域づくりをやったらどうかということで、桜を今、植えようとして、その計画を練っているところでありますし、その苗木も育成しているところであります。これには、いずれ林業は、山というか、自然は時間がかかりますし、そういうものを一つ一つ、一步一步やっていくことが大事だと思います。人材づくりもそうだと思いますし、農業についても、先ほどもいいところを言って、もっともっと就農者をふやすべきだと、こう言われますけれども、まるっきりうそなことは言えませんし、現実をしっかりとわかった中で就農していただくことが一番だと思いますから、それに対して町がどうできるんだと、そういうことでありますから、それは町としてしっかりやっていかなければならないと思っています。

それにしても、今、雇用が、就労の場所がないとかいろいろ言われますけれども、私たちのころというのは、確かに私たちが若いころというのは、いろいろな就職する場もありましたけれども、農業であったり、自分で何か起業、仕事を起こす、そういう人というのは結構いたんですね。ところが、今の人たちというのは、そういう教育なのかどうなのか、なかなか自分で仕事をつくるということをしていない、どこに勤めるのだと。そういうことで人に頼った職の求め方をするというのが今の傾向だと思います。そうした中で、新しい発想の中で、いろいろな状況の変化もありますから、そういう意味では、企業を起こすような考え、そういう人材の育成

と教育と環境づくりということが、今一番求められているのかなと思います。

一方で、また我々の町、高齢化していますから、そういう中で、今度、特養ホームも開所しますけれども、そうした中で現状のニーズに合った雇用の場であったり、その町の一番課題となる対応をしながら、そういうこともしていくことが、町として今求められていることだと思います。今現在のこと、それから長期のビジョンの中でのことの、そういう意味での事業を、しっかりと町として、皆さんと協議しながら連携を深めてやっていくことが大事だと思います。人材は、そういう意味で、県にも国にも要望申し上げながら、そして将来の展望をしながら、学校教育のあり方等を含めて、県のほうにも、今言われたようなことの話をしてみたいと思います。

そういうことで、町として今できること、しっかりやっていくことが、今の最大の課題だと思っていますし、この消滅論というのか、これは決して私は悲観的にとっていません。ですから、そういう課題がある中で、私たちのやるべきことはしっかりやっていると、そういう意味で自分の意を強くしているところでもありますので、皆さん方にもご協力とご支援をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いやいや、私と町長との認識は、そう変わりはないということは確認できますが、宣伝だとか、あとはアピールしろなんていうのは、私が大きいことを言って、うそ万八でやれなんていう話をしているんじゃないですよ。それは実態的に今までの実績を踏まえて、そうやって間違いなく俺は花をつくっている人だとか、アスパラをやっている人たちとか、あとはトマトをつくっている人たちとか、あと大きく農家をやっている人たちは、それでやって食っているわけだから、間違いなく、それで間違いなく食っているんですよ、専業農家の人たちは。だから、そこのところはちゃんと、こういったことで裏づけとしてありますよということを数値化して、年収にすればこのくらいになるよと。そして、こういうようなことをやりたければ、町とすればこれだけの準備をしますよと。

ちなみに、俺は余りそんなほかのことは言いたくないと思っていたんですが、これは島根県の邑南町、ここは11年から13年の間に83世帯、128人がIターンしたというんですね。ここは町有地を無償貸与、住宅新築は半額助成という、こういうことで、こういう実績を上げられたということを見ました。

だから、要はやっぱりコマーシャルによって、こういったUターンだIターンだというのは、かなり左右されてくることだし、やっぱり地域活性化対策というのは、ある意味、思い切った

施策を打つということも、一つのポイントではないかというような気がします。

そういった意味で、私も去年までか、2年間、町の雇用対策のほうに2年間かかわったんですけれども、その中に、いわばそういうような検討委員会をつくったらなじょだということで提起しましたが、きょうの13番議員への回答の中で、役場の英知を集めたプロジェクトチームをつくるということでもありますから、それはそれで結構でありますけれども、そこにやっぱり当町の若い人たちなんかも入ってもらって、幅広にちょっとやったほうが、いいような気がするんですけども、その辺もちょっと検討して、今のところを幅広に、行政サイドからばかりでなく、やっぱりここに住んで、これから南会津町の中核になっていく人たちの意見を拝聴するというのも、極めて重要だというふうに思いますので、その辺の考えについてはどうなんですかね。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

議員ご承知のとおり昨年から地域づくりのプラットホーム事業ということで、地域内の方々の自主的な参加によりまして、地域課題の検討をしております。その事業について、ことしも、この後、具体的に進めようとしておりますので、議員おただしの、今ご提案いただきました若い人たちの参加についても要請をしながら、そちらのほうでいろいろ協議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 うしろのほうではちょっと中途半端だって、そういうふうに言われましたが、そのプラットホームはプラットホームだと思うんだな。だから、この検討委員会は検討委員会として、きちっとした対応をとるならとって、ぜひそこは、それきょう、どうこうということは求めませんから、十分私の言っている意味を捉まえていただいて検討してください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

町といたしましては、いろいろな会合を持ったり、いろいろな業種の人たちと話し合ったりしていることも確かです。ただ、一堂に会してという機会は余りないかもしれませんので、その点も踏まえた中で、総花的にならないような会にしたいと思いますが、そんなことを踏まえて、連携を強めていきたいと言葉でも言っていますし、実際にそのようになるように、私としては、これからまたその辺の反省も踏まえた中で、今やっていることを、もう少ししっかり地に足をつけてやっていければと思います。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いずれ、この活性化問題というのは、文字どおり我が地域の課題でありますから、今回の議論で終わるということではございませんので、ひとつ今後ともさらに引き続きこういった点については、問題提起をしていくつもりでありますので、きょうのところはこの辺で、次の項に移らせていただきます。

次に、在宅介護看護関係の充実についてということですが、これ現状、いずれにしても来年4月からは、法律改正によって、介護度3以上の人しか施設に入ることができない。そうすると要支援1・2、介護1・2、こういう人たちは、この事務報告のデータを見ると、717人ぐらいいるんですね。要支援1・2から介護1・2を合わせると717人ぐらいですね、これ事務報告から。だから、今現在入っているとか入っていないとかということ関係なく、荒い議論でいくと、717人の人は、これいい悪いは別にしても、これはみんな自宅で、居宅介護というのか、居宅介護に回る人なんですね、荒い言い方をすれば。

そして、今現在の介護サービスの実態なんかから見ていくと、施設に入って介護を受けている人というのが235人ですよ。それ以外、地域密着型サービスという人が82人ぐらいいますね。これはことしの3月のデータなんですけれども、82人ぐらいいるんです。それであと在宅サービスというのが630人ぐらい現在やられていると思うんです。

片や入所待機者というのが245人、うち介護3以上という人が152人ですよ。だから来年4月からの法律でいくと、今現在の入所待機者のうち93人、これはもう基準から外れるから、もう93人は、入れる設備があっても入れないという、もうこういうことになっていくんです。

だから言えば、在宅介護というものをこれから充実していかなければならないんですね。そして特に今ほども町長答弁にもあったように、うちのほうは地域密着サービスが極端に少ないということなんだけれども、それは恐らく地域密着のサービスをやる事業者が少ないということの裏づけでもあるのではないのか、こう思います。

ちなみに、我が町で地域密着型サービスでやられてない事業が4つあります。私も中身はわかりません、難しくて。だけれども、文教の委員会の中で出していただいた資料から見ると、4つのサービスがなされていない。事業者がない。

それで、私が求めている24時間サービスというのが、これは2012年にこのサービスが始まったんだけど、県内的には3カ所しか、3事業所と言ったほうがいいな、県内でもやっているところはね。この間、文教で。……7事業所か。そして全国的にもこの事業の広がりはないと。

それで過般の文教の視察研修の中でも、我々、北海道の北海道勤労者在宅医療福祉協議会というところで、ここの視察をしてきました。これはきのう来、文教の湯田議員が言ったように、病院を使ってやっているところですけども、そこも視察してきました。

だからもうあれのサービスというのは、月何ぼで利用料を払うんだけども、もういつでも何かあったときは連絡でサービスを受けられるということで、本当にこれから在宅者が多くなればなるほど、ああいったサービスは必要でないのかなというような思いを、すごく実はしてきたところであります。

いずれにしても、第6期の中でこのことを計画するということでもありますから、そこはぜひ期待をしたい、こんなふうにも思います。

そこで、看護師さんが足りないということだり、あるいはこういう介護事業にまつわる我が町の働き手の実態というのは、今現在どんな状況になっているんですか。十分いいとか圧倒的に足りないだとか、その辺はどうなんですか。介護関係。いやざつくばらんでいいですよ。そんな細かい数字までは、どうかこうとかなんていう、認識として、どの程度の認識でいるのか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

看護師に関しましては、ことし看護師の奨学金制度を設けました。この件に至ったわけは、当然、看護師が少ないと。医療機関におかれましても、調査した中では、その50%近くが、広報等でもお知らせをしたところなんですけれども、50代、40代以降がほとんどだと。今後も若い方がいないという状況がありました。これではもう本当に病院経営にも、今は何とか成り立っていても、今後、看護師さんで町のほうに来られる方がいないということになると、お医者さんだけでは成り立たないわけですので、そういうことがあって、実態としては非常に何とか回しているという状態、それから南会津病院におきましても、今随時、病院の看護師を募集しているというような状況ですので、非常に少ない状況が、この郡内の病院の看護師の状況であると認識しています。

また介護士、こちらにつきましても、今はどうにか状況としては正職員の、例えば南会津会であれば定員というのがございますが、今回、定員の改正もされ、増員とか在介とか、南会津会もいろいろな通所サービスとかのところに張りつける介護士とかいますので、そういった中で流動的に、その状況に応じた対応ができるような体制というようなことでの改正も行われましたが、臨時職員を雇用しながらも、何とか今、現状では介護士のほうもどうにかやっている

という状況であります。

また、今度12月に一応開所予定であるというような「優雅」につきましても、どうか介護士の職員の確保はできたということですので、何とか今、確保ができています、回っている状況であると認識しております。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 ちなみにその借入れ……奨学金、奨学金の利用者なんていうのは何人ぐらいあったんですか、そっち部門で。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 奨学金につきましては、所管は教育委員会になるんですけども、ことしにつきましては3名申し込みがあり、認定をしたというふうに聞いております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 それは、看護師の人は確かに足りないということですね。奨学金制度ということをやって、結果3名ということですから。これもちょっと宣伝が、宣伝というのは十分やっていたんですか。そういう奨学金制度ができましたよということで、そういう、看護師ということであれば、高校生とか大学生とかの分野になるんでしょう、それを宣伝するところというのは。どうなんですか、それ、該当者というのは。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

今年度の4月1日からの対応ということで、創設以来、広報みなみあいづで募集をしたり、町のお知らせ版、そういった中で、制度の内容を生徒さんの方々に周知をしているという状況でございます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 やっぱり広報というのは、割かし、どうですかね、皆さん、目を通すと思います、そういう子供たち。だから、学校だとか直接本人に何かでやるとか、かえってインターネットあたりでぱっとやったほうが、ああもっともインターネットでもやっているんですか……。宣伝不足というような感じがするんだけどもな、2人ぐらいしかいないんだから。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 周知方法につきまして、1点漏れがありましたので、追加で説明させていただきます。

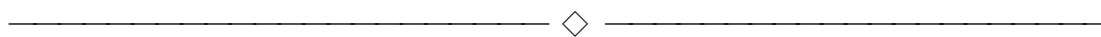
町のホームページのほうでも掲載をしながら、誰でも閲覧できる環境にはしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いずれにしても、もっともっとこれ宣伝して、やっぱりとても2人、3人では、どこにもこれ追いつかないというふうに思いますから、ぜひこの奨学金制度のよさをアピールして、地元で働く場合は、多分返済することない制度だと思うんですね。だからそういうよさを十分アピールしていただいて、どんどん看護師さんを確保していただきたい。

そしてあと1点、介護関係のほうも、何らかの資格を取るための手だてを町として考えていくということについて問題提起だけして、回答は要りませんので、以上で私の質問は終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 以上で、4番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

22日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時44分

平成26年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成26年9月22日(月曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第77号 南会津町新規就農者就農促進住宅条例
- 日程第 2 議案第78号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第79号 土地の取得について
- 日程第 4 議案第80号 建物の取得について
- 日程第 5 議案第81号 南会津町地域防災計画の変更について
- 日程第 6 報告第 5号 平成25年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績
に関する報告について
- 日程第 7 議案第82号 平成25年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第83号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 9 議案第84号 平成25年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第10 議案第85号 平成25年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第11 議案第86号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第12 議案第87号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第13 議案第88号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第14 議案第89号 平成25年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第90号 平成26年度南会津町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第91号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2
号)
- 日程第17 議案第92号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第93号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第94号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第95号 平成26年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第21 特別委員会中間報告（新庁舎建設事業に関する特別委員会）

日程第22 特別委員会中間報告（議員定数と議員報酬に関する特別委員会）

日程第23 平成26年請願第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願（総務委員会）

日程第24 平成26年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について（総務委員会）

日程第25 平成26年請願第5号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書（文教厚生委員会）

追加日程第1 委員会提出議案第5号 地方財源の充実・強化を求める意見書の提出について

追加日程第2 委員会提出議案第6号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

追加日程第3 議員提出議案第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出について

追加日程第4 議員派遣の件について

追加日程第5 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大 桃 英 樹	議員	2番	星 光 久	議員
3番	湯 田 良 一	議員	4番	室 井 嘉 吉	議員
5番	室 井 実	議員	6番	湯 田 哲	議員
7番	渡 部 優	議員	8番	楠 正 次	議員

9番	高野精一	議員	10番	山内政	議員
11番	渡部忠雄	議員	12番	湯田秀春	議員
14番	阿久津梅夫	議員	15番	五十嵐司	議員
16番	大竹幸一	議員	17番	菅家幸弘	議員
18番	芳賀沼順一	議員			

欠席議員（1名）

13番 星 登志一 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
五十嵐小一郎	商工観光課長補佐	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	舘岩総合支所長	宍戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、13番、星登志一君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎発言の申し出

○芳賀沼順一議長 ここで、総合政策課長より発言したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 おはようございます。

8番、楠議員の一般質問の中で、空き家690軒の町内外の割合についておたがございました。その割合につきましては、約6割が町外ということになっておりました。4割が町内の空き家ということですので、ご報告申し上げます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によってその発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◎議案第77号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第1、議案第77号 南会津町新規就農者就農促進住宅条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この議案は、何年か前からこういう住宅が必要だというようなことで話がありまして進めてきたものと思いますけれども、確認の意味でちょっと二、三伺います。

まず、1つは、これは今のところ下山地区に1棟2戸あるというふうに聞きましたが、これのかかった費用をとりあえず伺います。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 お答え申し上げます。

新規就農者促進住宅の建設にかかる費用ですが、平成25年度に基本設計、実施設計を行いまして、630万円ほどかかっております。

それから、平成26年度は1棟2戸の建設費用で4,928万2,000円ほど予定をしており、現在発注中であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、大体5,500万円ほどかかったということになりますが、今の答弁の中で現在発注中という話でしたが、まだそうすると完成していないんですか。完成の見込みはいつごろで、いつごろから入れるのかを伺います。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 お答えいたします。

春に発注をいたしまして、現在、基礎工事を実施しておりまして、完成予定は11月下旬を予定しております。12月には入居できるようにというようなことで進めております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、多分これは所管の委員会でも建物はまだ見ていないと思いますが、これは条例として上げる時期がちょっと早いんじゃないかと私は思うんですよ。

本来だったら、やっぱり建物ができて、それをせめて所管の委員会なりで見てもらって、それで条例として上げるというふうなのがいいと思うんですが、今建設中と聞いて、それが今わかって私もびっくりしたんですが、何か手順がちょっとおかしいと思うんですが、その辺は問題ないですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

この住宅につきましては、ことし1棟2戸、それから順次27、28と2戸ずつ整備して、最終的には3棟6戸の住宅になる予定でございます。

今回上げましたのは、先ほど支所長がご答弁申し上げましたように、12月1日から入居予定をしておりますので、今回上げませんと、12月の議会では入居できないということになってしまいますので、今回上げさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういう事情があるにしても、今後やはり建物をちゃんと、我々議会というのはそういうチェック機関ですから、チェックしようがないんですよね。ですから、やはりその辺を今後は改めてもらいたいなと思っております。

それから、この中で18条なんですけど、これは町営住宅の条例もこういうふうになってはいますが、電気、ガス、水道及び下水道の使用料はもちろんこれは個人負担だったと思うんですが、ここで例えば灯油とかというようなことが項目で上がっていないものですから、この建物は一体風呂がガスで沸かすような構造の風呂なのかな、あるいは灯油で風呂を沸かすのかな、あるいは電気で沸かすのかなというのがちょっとわからないものから、そういう意味で私はやっぱり現地を見たいと言ったんですが、どういう構造の風呂の建物かなと思うんですが、その辺伺います。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 南郷総合支所としては、今まで計画にかかわってきた中で、電気、ガスで使用するものと理解しておりますが、なお、詳細については調査をして、違いがあれば後ほどお答えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 だから、その辺がまだわからないようでは、ちょっとこれは困るんじゃないのということなんです。それは後から答弁をもらいますけれども、例えば燃料がわ

からないにしても、町営住宅の場合、私も入ったことがないから人から聞いた話なんです、私もアパート住まいというのを若いころ1年間だけやったことしかないものですから、余りこういうあれがわからないんですが、風呂おけはたしか個人が、入る人が新しいのを買って持っていくというふうに話を聞きましたが、これもやっぱり同じですか。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 新規就農者住宅については、全てユニットバスで整備される計画になっております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 じゃ、その辺は今は進歩しているなと思いますが、先ほどの風呂の燃料の件ですね、これはやはり今ちょっと議事をストップしてそれを答弁をもらえないと、ちょっとこれはだめですよ。内容がわからない条例になってしまいますから、そのようにお願いします。

○芳賀沼順一議長 暫時休議します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

○芳賀沼順一議長 会議を再開いたします。

建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

風呂につきましては、灯油を使用しているということでございます。

それから、コンロ関係については電気を使用してございます。それから、暖房等については個人の持ち込みになりますが、これは灯油を使用するという中身でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、内容はわかりましたが、本当はこの18条の1番に、電気、ガス、灯油、水道及びと入れれば一番いいんでしょうけれども、その第5項においても入居者が住宅の使用上通常必要とする費用となっていますから、そこに入るからこのままで条例はいいと思うんですが、その辺、担当者はわかっているほしいなと思っております。

それから、もう一つは、この住宅の構想が何年か前からあったわけですが、それはそれでいいと思うんですけれども、主に南郷地区に新規就農で入った方が今までは空き家とかそういうところを借りて住んでいたわけですね。それで、そうした方々が今度この住宅、その空き家とかそういうものをついに使い勝手が悪いとか何かで、この住宅を使いたいというような希望がちょっと持てればいいんですが、今までの家を改築か何かしてしまって、もうこれでいいやということで借り手がないなんていう心配はないのかどうか、あるいは全く今後の新規の人のためになるのか、その辺ちょっとどういうふうに今現在空気を読んでいるのかなということ伺いたいです。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 お答えいたします。

現在、この住宅については、トマト、水稲、あるいは花卉等の重点振興作物を栽培する新規就農者ということで対象にしております。ということで、南郷地域にはトマトを栽培する方が非常に多くございまして、新規就農者の方もいらっしゃいますので、現在、車庫の2階等に住んでおられる方に、トマト生産組合を通して、こういう住宅を建設するのだがというようなことで内々の話は紹介してありますので、どうやらそういう形が公募の申し込みをするような方向にいるようだというようなことで、今年については2名ほど申し込みをしたいという見込みのある方がいらっしゃいます。

以上、お答えしました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 2点ほど伺いたいと思います。

10条、11条関係で、11条には家賃が記されていまして、6年目からは3万5,000円というふうに5,000円上がるわけですが、入居の際の3カ月分の敷金、これらには上がった分はかわらないのかどうか、これからお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 入居料金については、町営住宅、町営の特定公共賃貸住宅、あるいは只見町の定住促進住宅等の価格を参考にしながら検討をさせていただきました。その中で、やはり町営住宅と町の特公賃住宅の価格の内容を見ながら、3万円程度が適当かなというようなことで検討させていただきましたが、この住宅については設備もかなり整っておりますことから、基本的には3万5,000円程度というような考え方をしているわけです。その中で、新規

就農住宅、町の新規就農さんに対する支援……。

〔「敷金の話は」と言う者あり〕

○馬場美光南郷総合支所長 失礼しました。敷金については、確かに新規就農者については大変な時期かと思えますけれども、退所される際にやはり住宅を直さなければいけないお金等も生じてきますので、それらを考慮しまして町営住宅との調整をとりながら、同等の3カ月分というような設定をいたしました。3万円の3カ月を考えております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 それはわかりまして、この11条には6年目からは3万5,000円になるけれども、その5,000円の上がった分は入居の条件とはかかわりはないのかということです。3万5,000円の3カ月にはしなくていいのかなど。入居ですから当時の3万円の分で、上がった5,000円の方は、1万5,000円はそこで敷金として追加の必要はないかという質問だったんです。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 敷金については、当初の入居料金の3倍というふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから補完してご答弁申し上げたいと思います。

町営住宅におきましても、そのときに定められた条例の金額で3カ月間の納付をしているところでございます。ご承知のとおり、町営住宅は所得要件で条例で定められた以外のいわゆる割り増し料金といいますか、そういった形で所得変動で入居料金が変動する制度になっておりまして、その際も後から、いわゆる追加で敷金を取るという制度はとっておりませんので、当初に定められた条例の額で敷金の3カ月の納付という取り扱いをしていますので、同じ取り扱いをしたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

10条に連帯保証人の連署の書類を提出することとありますけれども、連帯保証人でありますから、保証人と違って債務は借り主と同等とすると、この促進住宅は若い世代がこれから農業で身を立てようという、土地を買って家を建てるまで頑張ろうとすると15年とか20年とか、もしかするとそのぐらい貸与を願うのかなど。その条件には何年というのはないんだと思うんですけれども、その年数に見合った、例えば今65歳の人を保証人としてつけた場合に、15年

後には80歳でそれを保証しなければいけないということになってくると思うんですけども、連帯保証人でありますから非常に重い保証をするわけですけども、年齢制限、それとか連帯保証人を5年ごとに更新をするとか見直すとか、そういうことはあるのかどうか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 答えいたします。

一般的に町営住宅の取り扱いを準拠した今回の想定になっておりますので、同じ取り扱いになるというふうに考えております。

今、議員おただしのおり、町営住宅の連帯保証人も当初2名おりますが、その後に死亡とか、あるいはその他の事由で欠落する事例もございます。そういった場合に追加の連帯保証人の提出を入居者には求めているという取り扱いにしております。最初からいわゆる65歳以上の連帯保証人は不可とか、そういった想定はしておりませんが、いわゆる連帯保証人ですので、入居者が何らかの事由で滞納になったときにかわって払ってもらうという制度でございますので、取り扱いの中で、その保証たる一般常識の中で保証人になるかならないかの、自分の中で判断をしながら取り扱いをしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第2、議案第78号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第3、議案第79号 土地の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第4、議案第80号 建物の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第5、議案第81号 南会津町地域防災計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 修正の部分に係る件ではないんですが、この一連の資料の資料編に係る部分でお聞きをいたします。そして、この資料編の15ページですね、災害危険箇所、崩壊土砂流出危険地区だとか、あるいは土石流危険渓流等々ということで各地域の指定箇所がのっかっているんですが、この指定について、今から3年前に起きた新潟・福島豪雨災害との対比で、指定したというようなところはほとんどやられたとか、指定と実際に起きたところのずれがあったのかどうなのか、その辺のやっぱり検証ということについてなされているのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 おただしの件でございますが、資料編として15ページからそれぞれの危険箇所についての内容を整理しております。これについては、建設事務所、それから農林事務所さんのほうから、最新のデータでこちらのほうに上げているわけでございますが、福島・新潟豪雨との関係でございますが、1カ所ずつ事細かく内容を点検しているものではございません。

それで、国のほうでも、この広島の高雨を受けて土砂災害の警戒区域の指定について簡素化を図ると。それで、迅速に危険箇所を把握をして住民の皆様にお知らせするようというような情報になっております。それで、先週の金曜日ですか、建設事務所の担当の方とやはりこの問題について意見交換をしたところでございます。

その結果、危険区域については住民の方の同意を得て指定しなくてはいけない、つまり土地の価格が、価値が下がってしまう可能性があるということもあって、そういうふうな手順を踏まなくてはいけないんですが、引き続き住民の方に説明をしながら危険箇所の指定については

取り組んでいただきたいと、このように考えておりますので、担当課としてもその情報が変わった内容があれば、資料編でございますので、資料編の更新をさせていただきたいと、このように考えております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 今の答弁で十分わかったんですけども、せめてああいうような集中豪雨というのは、ある面貴重な体験だと思うんですね、ある面。だから、それは全域なんていうことはちょっと無理だと思いますけれども、例えば小立岩地区なら小立岩地区の一行政区でも結構ですから、実際の危険箇所指定されていたところが新潟・福島災害のときにどういう状況だったのかということは、今後のそういう指定に当たっても貴重なやっぱり分析の状況になるんだと思うんですね、一つの手がかりとして。だから、ぜひその辺の検証をして、やっぱり今後の指定箇所に活かしていただきたいなど、こんな点をご要望して終わります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○芳賀沼順一議長 日程第6、報告第5号 平成25年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、これから審議に入ります平成25年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計にかかわる決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第5号は、次の議案第82号以下、各会計歳入歳出決算の認定についての審議とあわせて質疑することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は、議案第82号から議案第89号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議とあわせて質疑することにいたしたいと思ひます。



◎議案第82号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第82号 平成25年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 事務報告のほうからお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。26ページの(4)ふるさと納税推進事業、それと44ページの(4)、一番上段のたばこ税についてよろしいでしょうか。

ふるさと納税で、先日、新聞で皆さんもごらんになったと思うんですけども、湯川村で昨年度の100倍に上る実績という新聞記事がありまして、今回、南会津町のものを見ても253万円、これが今野菜とかお礼をしておりますけれども、湯川村では60キロ、米の1俵というふうにしたら一気に330倍というはね上がり方をしたということで、当初予算の比較からして南会津町と湯川村でいくと、湯川村で1.3%分に当たるという金額になりましたので、南会津町だと2億円近くになるという、皮算用でありますけれども、これが実施できないかどうか検討する価値があると思うのは、今回の概算払いのことで、当初予算では10アール当たりの補助額を

上げておりますけれども、農家の所得が今回概算払いが2,100円減ったことで相当厳しくなるのではないかと。こういうことで町が買い上げて、湯川村を見ると、1,333件で4,020万円ですから1寄附者は3万円、そうすると、買い上げてもそんなに町の持ち出しはないのかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

ふるさと納税、このことについて全国でもいろいろな景品といいますかお返しという中で、それぞれの地区で工夫をされて、いろいろなお話を聞いています。ですけれども、やはり納税いただく方々の気持ちも一番考えなければならないし、私たちがそこにそういう人たちの気持ちをいただくと、ご奉仕いただくということで、それはそれで町としてもそれはしっかり受けとめて、そしてその人たちの気持ちを反映できるような予算の執行といいますか事業を進めていかなければならないと思います。

ですから、またその逆に、そういう人たちに協力いただけるような町にしていけないといけなないと、本質的に。ですから、いろいろな要素があるわけでありまして、湯川村さんの場合は米1俵を町が買い上げて、それを3万円以上ですか、納税をしていただいた方にお返しをするというようなことらしいですけれども、私、詳しいことはよくわかりませんが、その辺の様子ですけれども、一方で、地域の振興ということで農家に対しての支援ということも考えたときには、その辺は結果、そのようなこともいろいろな方法の一つかなと思います。

ただ、町としてはなかなかうまく機能していないと感じている部分もありまして、交流プロジェクトという事業がありますけれども、少しでも本当に町内の農業であったり、いろいろなその業者、関係者、事業をやっている方々の支援をどうしたらいいのかということ、それぞれの中で直接的支援だったり間接的支援だったりとかをやっているところであります。そうした中で今後の農政を考えたときに、それも一つの方法かなとは思っています。

ただ、余りそれを狙って、やっぱり一番は本当にふるさと納税に協力してくださる方々への気持ちをやっぱりしっかりつかんでいけると、これは続かないと思いますし、そういうことも含めていろいろな方法を考えていく必要はあるのかなとも思っているところでもございます。

ですから、そういう中で今後また納税のほうがどういうふうに進むか、ちょっと不透明なところがありますから、その辺も含めた中で、米ばかりではなくていろいろな、またそのほかの業種の方々ともしっかりお話をしながら、町の振興といいますか、今課題になっている部分の対策はしっかり町としてはまたやっていきたいと思っております。

一つのふるさと納税、そういうことで皆さんに注目していただいて協力をいただくというような方法も一つの方法だと思いますから、余りそこだけの特化したような狙いを持つと、またちょっと趣旨が違うのかなというようなこともございますので、その辺はしっかり踏まえた中で町としての対策を考えていきたい、対応を考えているところであります。

それも大変注目されたところではありますが、そういうことでお互いの信頼関係というのが一つは大事だと思いますので、その辺を築きながらやっていきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

44ページのたばこ税について、さっきの全員懇談会でも申し上げたんですけれども、このたばこ税というのは、15億6,000万円の平成25年当初の町税の約8.6%に当たる1億3,437万5,000円、この調定額が収納対策とかそういうのが全くなくて、毎年100%の収納が見込めるわけですね。それで納税者にとっては、私、この前千代田区の区役所の視察に行ったときに、4階に1階ずつ喫煙室が設けてあったので、聞いてみました。そうしたら、千代田区では32億円のたばこ税収があるそうです。やっぱりこれだけ納めてくださるのに、千代田区では外で吸ってはいけないので、やはり吸う場所は限定してきちとした分煙対策で、これらの収納があるわけなので、ぜひとも、これはもしかすると収納対策とかがないとしたら、逆に町税の1割以上いくのではないですかね、どうですかね。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

確かに町税の中に占めるたばこ税の割合というものは大変大きなものがございますが、いわゆる住民税なり固定資産税のように、納税義務者から直接町が収納という状況ではなくて、愛煙家の皆さんが小売店なりからお買い求めをいただいたその品物の中に、既に国に納める税を含めて1,000本当たりで1万1,424円ですから、1箱でかなりの金額がもう既に税を含んだ形で小売店のほうに行っているという形で、町にたばこ税という形で納付されてきますので、基本的には調定額イコール納付額ということで、100%収入をさせていただいています。

確かに収納の手間はかかりませんが、なかなか督促しづらいといいますが、要するにたばこにおける健康の害ですとかそういった部分がありますので、なかなかたばこ税についてたくさん納付くださいというPRも大変しづらい部分はございますので、確かに南会津町も今、たばこを吸える場所が限られております。そういった中で、確かにたばこのパッケージの中には、健康のために吸い過ぎに注意してくださいという表記もございますので、大変愛煙家の皆さん

には申しわけないんですが、このところ税の仕組みが若干変わってきて、県に入る部分から町に入る部分に税源移譲等があって、大変1億3,000万という大きな税収に占めていただいておりますので、愛煙家の皆さん、本当にありがとうございますという、そういうことを申し上げるしかございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 税務課長に申し上げますが、1割ぐらいのあれがあるんじゃないかという質問だったんですが、税の仕組みの質問ではなかったような気がするんですけども、どうですか。

楠正次君。

○8番 楠 正次議員 今の説明も必要な部分でありましたけれども、収納対策に全くかからないと今丁寧に説明されましたけれども、とすれば1億5,000万円以上、もう収納対策にそれぞれかかるわけで、1億3,000万円収納しようと思ったら、それだけほかの税であればかかるのではないですかということをお聞きしたので。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 大変失礼しました。確かにこれだけの金額を住民税なり固定資産税で収納しようと思えば、かなりの経費がかかることはご承知のとおりでございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 ということなので、実際にたばこを吸って納税してくださいと推奨するということを求めているのではなくて、実際にこれだけふえてきているわけですね。税が去年から、24年からにするとふえた部分もありますけれども、たばこ税にするとふえてきているので、それらは大人が自分の責任の中で買い求めて、買い求める中には高額な本当に高い税率のものを吸って、フィルターを通して吸うと、喫煙論の中には、愛煙家たちにしてみればストレスで病気になるよりも、たばこをきちっと吸うことによって、精神状態が保たれて健康が維持できるという学者もいらっしゃるわけですから。そのために、その辺でやたらに吸うという、ただ外で吸えばいいとかということではなくて、私は吸う場所をきちっと町民多目的ホールの近くにつくったり、あとは新庁舎が3階であるとすれば、3階の人が1階までおりて吸ってまた上がるというのは時間的なロスもあると思うので、上と下に1つずつちゃんと分煙ができて、吸う場所、これは南会津郡内にもないと思いますけれども、そういう場所をつくるために、このたばこ税も利用して吸う環境を整えて分煙をきちんとすること。これが健康被害、副流煙が一番害になると、吸っている人は80になっても90になっても、私、十五、六歳から吸っているけれども、全く健康だという人も中にはいますけれども、これは極論でありますけれども、

副流煙のほうが害になると言われていますから分煙が進むこと、それにこのたばこ税をぜひとも使ってほしいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から少しお話しさせていただきたいと思います。

私、たばこは全然吸いませんけれども、本当にすごいなと思います。また、最近、公共施設等、あるいは駅とかそういうところでも、全く喫煙場所がないような状況になってきているところがございますけれども、確かにこの金額を見ますと本当に大きな税額だなと思います。

先ほど税務課長のほうからもありましたけれども、これに対する健康被害、どの程度どうなのか、じゃ吸わない人がまたどうなのかと、その辺のところはいろいろ議論が分かれるかもしれませんが吸いませんけれども、いずれにしても、ストレス解消にもなるとかいろいろそれも言いますが、どっちにしてもやはりお互い迷惑がかからないように、吸うにしても吸わないにしても。ですから、どこに喫煙場所を設けようが設けまいが、それはお互いのルールの中でしっかり配慮していただくのが一番いいのかなと思います。

ただ、来られたときに、どこでも吸うなよと、吸っちゃだめですよということよりも、ある程度その辺の配慮したことは大事かなとも思いますので、その辺をどういうふうにしたらいいのか、今、具体的なお話もされましたけれども、そういう中で新庁舎の建設であったりする場合は、町としてどういう配慮が一番いいのかということ、またこれからその辺は十分議論していく必要があるだろうと私は思います。

ですから、どっちも排除できませんけれども、現実にこれだけのものがあるということは認識した中で、そしてまたそういうふうな、どっちにも権利という形の中で主張してしまうと、嫌煙権だったり喫煙権だったりと言ってしまうと、それは余りにもとげとげの話になるので、本当にお互いがリラックスして生活できるというか、仕事ができるというか、そういう環境を町としては整えるような方策をどうしたらいいのかということを考えていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからも、庁舎建設に絡んでちょっとお答えをしたいと思います。

せんだっての懇談会でもちょっとご説明いたしました、現在、ワークショップ、それから町内の策定部会の中で、現時点では4階に喫煙スペースをつくるということで進んでおります。ただ、議員おただしのように、やはり来庁者の方の中には当然愛煙家の方もいらっしゃるわけですので、全く敷地内にはないのかという意見もございますので、やはり一般的に

吸う場所がないと裏のほうにポイポイと捨てるということもあって、やはりきちっとしたルールをつくった中で適正な喫煙スペースをつくるべきであろうということも考えてございますので、今後そのような総合的に、今、町長がご答弁申し上げたようにルールづくりをしながら、1階に来庁者向けとして、職員も吸えるような場所が必要かどうかということで検討させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 収入にかかわる部分で若干お聞きをしたいというふうに思いますが、放射能原発対策で、いわゆる行政にかかわる部分の損賠というのか、そういったものは当町の中でも求めている点があるかと思いますが、それは現状、この決算の中ではどの辺に入っているのか教えていただきたい。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

原発のいわゆる東京電力からの補償関係については、環境水道課のほうで該当物件がございまして、環境水道課の中で汚泥処理とかそういう原発絡みでの、いわゆる町が直接その経費を負担した部分については平成25年度の決算には含まれてございます。あと、一部検査等々で、あるいは職員の超過勤務とか旅費とかということで交渉した中で認められたもの、それから東電として除外したものということもございまして、町として東電の損害賠償についてはそれ以外にも、例えばほかの自治体も同じですけれども、観光客の収入の来町者減によるいわゆる入湯税の減があったりとか、あるいは体育館等、教育旅行で使っていたような体育館が減ったということで使用料の減とか、そういうトータル的に東電のほうと今交渉している段階でございまして、その辺については今後さらに向こうからの回答を待ちながら、引き続き交渉してまいりたいというふうに考えてございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 原発事故発生後、議会の場で聞いたというような記憶があるんですが、田島保育所なり滝原の行政区なりが除染をやったという話がありましたよね。やったということで私記憶しているんですが、再度確認したいと思います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

除染という形の中で、平成23年度におきまして町内で数カ所、これはあくまでも自主的に除

染を実施した例がございます。それは事業主体が地区であったり、あるいは保護者団体であったりということで実施しております。その箇所数は3カ所だったかと思っております。西部地域1カ所、田島地域で2カ所実施しまして、もちろんそれにかかりました経費、これにつきましては全額災害対策本部からの補助金ということで実施した経緯がございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そうすると、その分の経費は既にもういただいているという理解でいいですか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えします。

その経費につきましては、かかった経費そのものが10割補助で全て交付されたということで、損害賠償とかそういった意味合いではないということでご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 経費をもらっているということであれば問題ないと思いますが、いやこれは9月19日、自主除染も賠償と、こういうような新聞記事が載ったものですから、その辺、果たして我が町の自主除染をやった分についてはどうなっているのかなと、こんなような思いもありましたので、質問をしました。

それで、次の点に移らせていただきたいと思えますが、滞納の関係についてお聞きをしたいというふうに思えます。

去年、おととしの議会で、私も滞納についての内訳について、いろいろ個人情報等の関連もあり難しい点もあろうかなというふうに思いますが、おおよそ町民から見たときに、どんなようなことで滞納者の内訳はほぼこんなようなことになっているんだよということが見えるような何らかの説明なり資料なりをいただきたいと、こういうことで一般質問か何かで求めたというふうに思いますが、そのとき行政側の回答は十分検討したいと、こういうことで終わっておったものですから、ひとつこの機会にその辺の関係を含めてお聞きをしたいと思えますのでよろしく。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 答えします。

まず、数字的なものというご指摘でございましたので、平成25年度の町税の収納実績が皆様のお手元にごございます決算概要、こちらの14ページ、第7表に町税収納実績ということで、平成25年度の予算額、調定額、収入済額等々で、数値としてそれぞれ税目ごとに現年度と滞納繰

越分という形で数字をお示しをさせていただいております。議員おただしのように、大変個人情報といえますか、滞納ということで具体的な個人名を挙げてというわけにはいきませんので、いわゆる滞納の原因となっているであろう主な理由というものについて、若干かいつまんで説明をさせていただきます。

まず、町民税につきましては、基本的には滞納が発生するというのは、納めたくても納められない状況、それは収入がなくなってしまうたり、今まで自分が勤めていた会社が倒産によって収入の道がなくなったり、もしくは家庭内でどなたかが病気等によって医療費が高額にかかったり、子供のいわゆる大学ですとか授業料ですとかそういったものに今までよりも多くの金額がかかるようになって、さらに収入が変わらないで支出がふえてくるとなれば、当然支払うべきところがどうしても子供の授業料が優先になってしまったがゆえに税がおくれてしまったという部分もございますし、さらに生活保護等までいってしまうと、当然税も納められなくなってしまうという部分もございますので、そういった要因が住民税、それから国民健康保険税等については大きな要因でございます。

それから、金額的にそのほか大きいのが固定資産税なんですありますが、これは平成25年度滞納者は約600名でございます。町内の方が半数、約300名、町外の方、住所が田島にない方が残りの300名。これは、子供たちがほかに出て行ってしまって、いわゆる空き家対策のような形で建物なり土地、山等が残って、その所有者が町外になられる方がこのところふえてきております。ということで、滞納者の約半数が町内と町外、固定資産税が本当に特徴的な例になります。

住民税、国保税については基本的に住民に対して課税しておりますので、100%町民ということではないんですが、途中で転居されたということで未納になってしまった住民税が残ったり保険税が残ったりという方もいらっしゃいますので、町外の方でそういった税が残っている方も中にはいらっしゃいます。

それから、地域的になかなか具体的なお名前は申し上げにくいんですが、どうしても大きな営業をしていた部分が営業ができなくなったという事業所による倒産、これがやっぱり大変固定資産税の中では大きな割合を占めております。これに関するものということで、ざっくり約4割を占めておりますので、これらの解消が大変大きな問題になっているのかなというのが固定資産税についてでございます。

たばこ税、入湯税については調定額100%の収納ということになってございますので、14ページの収納実績表を見ていただきますとおり、固定資産税がやっぱり大きな割合を占めている

というのが現状になっております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 今までより何とかうっすらというような感じですが、これはそうすると、こういうような実態下の中で、先ほど来、未収納額というのか、いわゆる取るほうの分、その額がふえているということも指摘されているんですけども、これはやっぱりあれですか、私ら一般的に考えるのは、生活が苦しくなっている町民の人がふえているという、こういう一般的な捉え方で認識として持っていていいのかなのか、その辺ちょっと見解をお聞かせいただきたいと。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 答えします。

今ほどの14ページの中にも、大変細かい数字になって申しわけございませんが、14ページの表の右側から5番目に収入歩合ということで、現年分で98.2%、今の欄の右から2番目に平成24年度決算額ということで昨年度ですね、これが98%ということで、収入歩合としては0.2%ふやすことができております。ここ24年、25年と監査委員からの指摘にもありまして、毎年、今、議員のご指摘のとおり滞納繰越額ということで未収額がふえてきたもの、これを何とか24年、25年、かなり圧縮はしてございますが、確かにゼロにはなっていないものですから、滞納額を減らすことも大変重要なことではあります。

ただし、現年分、新しい現年分をまず収納していかないと、一回どこかでつまずいてしまうと、翌年もその次という形にもなりますので、まず現年分、新しい滞納者をつくらないということで、極力力を入れて推進をさせていただいております。何とか前の年の額を上回らないことを本当に目標として進めておりますが、まだまだ前年対比マイナスという形になっていないのは大変申しわけないところでありますが、平成26年度の決算に当たって、そういった数字が出せるように今後とも努力してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。了解です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 今、町税の未納額の中で目につくのは軽自動車税、それで、その中で前年度14%増となっているのは間違いはないですか、これは。軽自動車税は3番、ページを言わ

ないとだめか、決算概要の中で14ページの町民税、固定資産税、その下の軽自動車税、いいですか。滞納分で14%もふえていて、軽自動車税、税金、自動車税、払わないと乗れないんだけど、そっちのほうはどういうことなんだかちょっとお聞きしたいんですが。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

軽自動車税につきましては、確かに議員ご指摘のとおり、100%ではなくて収入未済額69万7,700円という形で100%納まっていはいないんでございますが、議員ご心配のように税を納めないで車に乗れない、軽自動車につきましては2年に一度、車検というものがございまして、この軽自動車の中には農耕車、それから50ccのバイクですとか、いわゆる車検のないものもございまして、確かに中にはもう何年も納付いただけない自動車もございまして、それは現実に動けないような状況になっている車でも廃車の手続をしていただけないという車がやっぱり何台か残っているという部分もありまして、全てが車検というものが絡む税ということではございませんので、皆さんの家にもあるような耕運機ですとかトラクターですとかそういったものにもナンバーがついてございますので、現状ですと一番安い1,000円の金額から軽自動車等ですと7,200円というような形まで各種の税がございまして、そういったことになってございませぬ。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 そうすると、俺も気がつかなかったけれども、そういうやつもあるほどあるんだな。そうすると軽自動車税、軽自動車を実際に乗っている割合というのは、その未納額の滞納、その辺については余りないということに理解していいですか、それもわからないですか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

ただいま申し上げました収入未済額69万7,700円の詳細の内訳までは大変申しわけございませんが、手元に数字がございませんので、確かに中には自動車税の5月の納期を過ぎて、車検ぎりぎりまで未納のまま乗られているという例も、それは中には間違いなくあろうかと思ひますが、大変申しわけございませんが、今、69万の内訳まで手元にございませんので、後ほど資料を準備させていただいてよろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○2番 星 光久議員 はい、いいです。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 事務報告の136ページ、(9)のあらかい健康キャンプ村の管理運営についてちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、これは平成25年度のやつはこれでわかるわけなんですけれども、実際、ここのいわゆるそれは手数料をとったり何だりしてやっていると思うんですけども、その辺の中身というんですか、そういったのはどういうふうになっておられるのか、お示ししていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長補佐。

○五十嵐小一郎商工観光課長補佐 お答えいたします。

あらかい健康キャンプ村の運営であります。指定管理者のトゥエンティワンセンスドットコムさんのほうに指定管理をしていただいておりますが、施設の利用料をいただきまして、それぞれ運営をしていただいているということでございます。

○芳賀沼順一議長 その内容を、例えば料金とか宿泊料とか。

○五十嵐小一郎商工観光課長補佐 申しわけありません。後ほど資料を調べまして答えさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 後ほどというのは議会中に大丈夫ですか。

○五十嵐小一郎商工観光課長補佐 はい。

[発言する者あり]

○芳賀沼順一議長 いやいや、それは本人から言っていただきませんと、ほかからの話ではございません。よろしいですか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 実は南会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例というものがあって、それは指定管理して事業報告という形でいろいろな形で報告しなさいというふうになっているんですね。その状況が余りよくない場合は、町長は指定管理者に対して報告を求める。そして、余りそれがよくない場合は取り消すということまで書いてあるんです。その中に、事業報告書を提出しなければならないとあって、管理業務の実施及び利用状況、使用料または利用に係る料金の収入の実績、管理に係る経費の収支状況、こういったものを勘案してやるというふうになっているんですけども、そういうのを出しているのか出していないのか、その辺が、これは非常に私もびっくりしたんですけども、やはり地元の区長さんもよく知らない、こういうような形で言われたものですから、これに関しましてはきちんと町の

ほうに報告が行っているのかなと、こんなふうにしたものですかとお聞きいたしました。

○芳賀沼順一議長 報告書は出ているはずですが、どうですか。

副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

当然、今、議員ご指摘のとおり、町のほうには管理状況について決算書を伴って報告されております。平成25年度の決算額だけで言いますと、今、補佐のほうからありましたとおり、施設の利用料収入として1,089万7,982円が報告されております。平成25年度のそれぞれ経費のほうでございますが、人件費、事務費、管理費全体合計で1,114万6,366円ということで、単年度の収支だけでいきますと、△24万7,996円というふうに報告がされております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 わかりました。

それで、今現在はどのような状況になっているのか、そして今後、例えばこれらの指定管理がそのとおりにならないといった場合のこともいろいろ書いてあるんですけども、町の対応をお聞きしたいと、こんなふうに思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長補佐。

○五十嵐小一郎商工観光課長補佐 お答えいたします。

ただいま当施設については、指定管理者のほうから一時休止をするということで連絡を受けております。理由は、入所者の方がこれまでの症例だけでなく、いろいろな精神障害を伴った方などが入所されまして、一時その対応が24時間体制で対応しなければならないなどがありまして、少し施設の運営に支障が生じたということで、現在そこを当初の症状を持った方々を入所していただくということで関係の医療機関等に今、もとのようなことで運営をしたいということで今折衝をしているということと、それからあと、少し対応をされていたスタッフの方々が大変疲れてきているということで、この2カ月間、9月、10月は休止させていただきたいということで、あくまで中断といいますか休止ということで、こちらのほうで相談をしていたところでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 いろいろな事情があったにせよ、そういうのはいわゆる目的、適正な管理とか効率的という、そういったものに触れないのかどうか、その今後の対応は非常に重要だと思うので、その辺に関して今の状態が長く続くような場合、町としての対応を伺いたい

と。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これに関しては条例がございますし、そしてその条件が当然ございますから、そういう中で調査と、それから話し合いをさせていただいて、そしてその内容によって適切な対応をするということを基本にしていきたいと思います。

○12番 湯田秀春議員 了解です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 1点だけです。非公式には総務課長なりとお話はしているんですけども、町内にさまざまな施設があるわけですけども、その所管の施設の中でどうも課に合わないような施設を持って管理をしているということで、事業に支障を来しているのではないかと、うさぎの森とか、あの辺のかいわいのお話ですけども、例示的に言えば先般の私どもの集落の上にある、うさぎの森とか、あの辺のかいわいのお話ですけども、所管課は農林課だということでお話を聞いているんですけども、実態的には商工観光課のいわゆる観光施設だということで、両方とも課としては認識は同じなんですけれども、総務課としても多分というか非公式に聞いた話ではそういう認識を持っているというふうなことなんですよね。

例示的にお話ししているんですけども、うさぎの森のああいう緑の広場が広いところがあって、ど真ん中に工場があるというふうな状況があるんですけども、極論で言えば、なぜ工場という表現をするかということ、観光に即していないからです。あそこを利用しているときに、真ん中で施設を持って荒海財産区がやっているわけですけども、まきをつくっていると。例えばまきをつくっている状況をオープンにして見せるとか、そういうことも状況的にはないものですから、また木工をやっているとかということで、そういう観光を絡めてそこを運営しているという姿もないもので、大きな広場のど真ん中に工場があるというふうな状況があるわけですけども、非常に管理状況にそぐわないのではないかと、私も二、三回とか、地元ですとか何度も行っているわけですけども、今回に関しても、まきの材料となる材木がかなり広く置かれていると、だんだん緑が潰されて真っ黒になってきている状態で、だんだん大きくなっちゃうんですね、一回置くとあれね、どういうわけだか、置く場所がだんだん広がってきているということで、指定管理を受けているみなみやま観光さんの事務局にお尋ねしても、我々ではどうしようもないんだというふうなお話も聞いているものですから、まきをつくること自体

はいいことだというふうに、林業関係で伸ばさなければ事業だというふうには思いますけれども、ただ、観光施設だということで考えれば非常に異質なものはあると、ど真ん中に。観光施設に絡めているいろいろな事業を起こせば、まだそれなりに利用価値があるんだらうというふうには思いますけれども、ぜひ各課の持っている施設の整理をしていただきたいと、そこだけなんですけれども、いろいろな施設があろうかというふうに思います。今、うさぎの森は例示的に言っただけですからね。そこがどうのこうのじゃなくて、いろいろな課で施設を持って運営している、管理しているというふうに思いますけれども、実態とそぐわないような運営の仕方、運用の仕方がある場所が結構あるというふうに思いますので、ぜひ来年度の予算、または体制に向けて整理をしていただきたい。半年ありますので、ぜひお願いしたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

今までも何度かそのような旨のお話はさせていただきました。公共施設の中でやはりそういう利用状況と申しますか、これからの課題、今現在、課題があるからこれからどうするんだというもの、そういうものがあったり、確かに今指摘されたようなものがあるかと思えます。そうした中でその地域と申しますか、そういう施設そのものが本当に有効に活用できるような方法をどのようにしたらいいのかと。これは、行革の中でもしっかりとやっていかなければならない一番の課題ですので、町として来年度末が今年度末までにできるかどうか、ちょっとそれはなかなか明快なことは言えないですけれども、そういうことを念頭に置いた中で、これからの施設の利用であったり、あるいは用途の役割の検討をして、また再検討するというようなことを進めていきたいと。それが今の一番大きな課題かなと、公共施設の大きな課題かなと思えますし、いろいろ空き家にしても廃校の問題にしても出ましたから、そういうことも含めて、町としての総体的な統一のとれたと申しますか、統率のとれたような利用の仕方を検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

1 番、大桃英樹君。

○1 番 大桃英樹議員 決算概要の54ページ、80番、学習サポート事業と、次ページのスクールソーシャルワーカー配置事業についてお伺いします。

サポート事業に関して、年数を重ねておりますけれども、この事業成果につきまして成果のところに、よい刺激となって学習意欲の向上につながり役立った、それと意欲が図られたとい

うことなんですけれども、なかなかこれは検証するのは難しいかと思うんですけれども、例えば個人にはその学習効果としてテストの結果は来ると思うんですけれども、町全体として中学校の学習効果にどれぐらいつながったかという数値化とか、どのような検証を行っているかお聞かせいただけるでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

南会津学習サポート事業、おただしのように、今年度、9年目を迎えております。この間、議員おただしのように、数値的に学力がこれだけ上がりましたよというような数値的な資料は持ち合わせておりませんが、学校の校長先生方にいろいろお話を聞いてみますと、教材資料、そちらを朝の学習で全校で取り組んでいたり、そういった利活用が行われております。そういったことから、取り組みの成果は確実にあるということで、学校教育課としては判断しております。

さらに、インターネットを使った学習を行っています。子供たちがこの学習サポート事業を通じてインターネット、そういった機械と触れる機会の時間が当然あるわけです。そういったことで学力のみならず、IT機器との触れ合い、そういったことも十分生かされているということで、学校教育課としては判断しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 今、ITということを伺って、インターネット等をパソコンなどを使って授業をしているということなんですけれども、今、例えば反転授業とかそういったものが非常に全国的にも注目されているところなんですけれども、これまでの9年間の積み重ね、そういったものを踏まえた上で、ICTを利活用した教育について例えば学校教育に導入することについて、教育委員会の見解を教えてください。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

タブレットの導入につきましては、現在検討ということになっています。平成26年度においては、担当職員を東京での担当者会議、説明会、そちらのほうに出席させております。ただ、設備的な問題等々いろいろ山積している状況であります。導入について検討という段階で、具体的なお答えはできませんが、いろいろ検討しているという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 わかりました。

それと、通信添削教材についてなんですけれども、先ほど朝の学習等に利用しているという報告を受けているということなんですけれども、教育委員会のほうでは学校、要は授業で使うとか朝の時間使うとか、もしくは家で家庭学習だけご利用くださいとか、そういった指示はあるんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

教材、これについては全校生徒のほうに配布になっているという状況があります。ただ、今おただしのように、その教材の利用方法であったり活用方法については、学校教育課のほうからは個別な指導はしておりません。各学校が自主的に活用するというようなことで成果をおさめているという判断をしておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 わかりました。

また、学校によって導入の時期が違ったかと思うんですけれども、最短というか今までで一番短い、導入が一番遅かった学校を教えてくださいませんか、あと、その期間ですか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

南会津町には今統合して5校の中学校になりますけれども、そのうち田島中学校以外は9年目をことし迎えています。田島中学校のみことし3年目となりますので、よろしく願います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 9年積み重ねているところと3年、一番大きな田島中学校でまだ3年の積み重ねということで、それについては今後経過を見守る予定なのか、というのはベネッセコーポレーションという、あの情報流出問題がありまして、これについてはまた別途聞かせていただきたいんですけれども、その事業効果とその危険、危険性と捉えていらっしゃるのか、今回を事故として捉えていらっしゃるのかというところで、その事業効果と危険性みたいなことについて話し合いを持たれたかと思うんですけれども、その結果について、今の見解を教えてくださいたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

ベネッセコーポレーションの個人情報の外部流出ということで、いろいろご心配をおかけいたしました。学校教育課として、在校生並びに卒業生の方に事件の経過であったり、説明責任は十分できるだけことはしているということで考えておりますが、この個人情報の流出事件とベネッセコーポレーションとのかかわりについては切り離して考えております。事件発覚後もライブ授業であったり、当初計画に基づいて予定どおり授業を実施しております。ただ、学習サポート事業、4,300万円を超える事業費ではありますが、県の補助事業ということで、2分の1の補助金をもらいながら運営している状況であります。

議員おただしの中にもありましたように、9年目を迎える事業ということで、絶えず子供たちの学力向上のために、教育庁の義務教育課のほうでは補助事業であったり、事業の見直しを進めておるという状況にあります。県の動向によって、次年度以降、この学習サポート事業が継続できるものなのか、そういった不安定な状況ではありますが、できるだけ学力向上のために教育委員会としては取り組んでいきたいと思っております。

答弁漏れがありました。今回の漏えいについては事故ということで切り離して考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 はい、わかりました。

それで、その後の情報流出後、私も実は中学生の子供がいますので、先日、500円の現金化とかカードの発行、賠償的なものをされるか、もしくはベネッセコーポレーションの基金のほうにということがございました。それは、南会津郡全部統一の対応なんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 ベネッセコーポレーションの情報漏えいに関するおわびということで、新聞紙上でもいち早く発表がありました。過日、ベネッセコーポレーションのほうから教育委員会のほうに直接文書をお持ちになっていろいろお話、報告がありました。

その中で、議員おただしのように3件の取り扱いのようであったわけですが、教育委員会としましては、学習サポート事業による情報漏えいという経過はありますが、今回のおわびの内容につきましては、個人の方々の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、そういったこともありますので、あくまでも学校がまとめて一緒に取り扱いをしましょう、あるいは教育委員会でまとめて南会津町ではこうしましょうというようなことは考えておりません。あくまでもベネッセと情報漏えいの生徒、その間のおわびということでありますので、かかわりはないと。あくまでも個人の生徒の対応であるということでご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 私は、町がどう関与したかということよりもベネッセとしての対応が、僕も個人とベネッセの関係であると認識しておりますので、その中で町村によって違う対応等はなかったのかということをお伺いしました。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

学習サポート事業、これにつきましては南会津町と檜枝岐村の6校で取り扱っているということでもあります。檜枝岐村につきましても、南会津町の状況をお知らせしながら、学習サポート事業の対応については同一歩調をとるといような流れになっています。

今、おただしの3,000万人を超える情報漏えいがあったわけですが、その中と同じような内容になっていると、おわびの内容は1人当たり500円というような内容は同じであるという報告を受けております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 了解しました。

スクールソーシャルワーカーのほうに移りたいと思うんですけども、目的、内容、成果のほうに数値的なものがないんですけども、例えば相談件数であるとかそういったものは把握されているのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

おただしのように、スクールソーシャルワーカー3人を配置しながら諸問題に取り組んでおりますが、具体的な数字については記載をしておりません。いろいろケースがあるということで記載はしていないわけですが、町内12校の小・中学校があります。数の多い少ないはありますが、対応しているケースは全校にまたがるということでご理解いただきたいと思います。

現在、スクールソーシャルワーカーが対応しているケースにつきましては、51件ということでかかわりを持っております。内容的には、不登校であったり家庭環境の問題の相談、あるいは特別支援の相談等々いろいろあるわけですが、電話であったり直接足を運んだり、学校の先生と直接話をしたりということで、現在、51件のケースを抱えておる状況であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 その件数51件というものが、私が小学校とかに子供がおりますので、

中学校に行ったときにお伺いすると、非常にソーシャルワーカーの方にお世話になっていると、このような制度があることを感謝しているというお言葉をよく聞くんですね、校長先生、教頭先生から。非常にお忙しいというようなお話を伺い、要は相談件数が非常にふえているんじゃないかなど。社会情勢からいっても、子供たちが不安定になっているのは都会だけではなくて、南会津町でも例外ではないのではないかというような危惧を持っていますが、ただしその数値化、やっぱり数字がわからないと一概にそのようなことは言えませんので、例えば年ごとに今増加傾向にあるのか、また、今の人員で3人、田島小学校にお1人、あとそれ以外の学校にお2人というような配置で充足していると認識されているのかどうか。あと、その数値的なものですね、今、南会津の子供たちの実態はどうなのかということで把握されているのか、お知らせください。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

51件のケースのお話をいたしました。学校教育課の内部においても個人情報関係の最たるものという認識を持っております。ですから、内部の中においてもできるだけ個人名、そういった部分につきましては最大限の配慮をしておるといった状況であります。

議員おただしのように、ケース、これは年々増加傾向にあるというようなことでもあります。3人のスクールソーシャルワーカーがおるわけですが、地区ごとに割り当てを決めながら活動を行っています。学校の先生方からの相談のケースが最たるもので、保護者の方、さらには児童・生徒、そちらからの相談、そういったこともあるわけですが、学校からの相談がケース的には一番多いということでもあります。

郡内の情勢につきましては、南会津町には3人ということですが、他町村においては設置がないということで、これから徐々に整備されていくというような状況であります。

○芳賀沼順一議長 町では充足しているかという質問ですが。

総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうで答えたいと思うんですが、学校教育課長が申し上げましたように、ケース的にはふえているのではないかというふうに思っております。やはりソーシャルワーカーのかかわり方によって、やはり同じ10件であっても浅くかかわるのか、それとも深くかかわるのか、ケース検討会をやるのか等、そのかかわり方によってもやはり時間を多くとられたりとかということで変わってくると思うんですね。

例年、当然子供たちがいろいろ昔と違いましたかなりケース的に複雑なケースもふえている

ということから、その辺で人員を予算要求の際に教育委員会と相談するんですが、今のところは3名で何とかやってもらっているということでありまして、ただ来年、じゃ同じ3人で賄えるのかというのは当然毎年やっばりケースは変わりますので、今後、また予算編成の時期に教育委員会と十分相談しながら、それから学校の現場、それから父兄等の要望等々がありますので、総合的にご相談させていただいて適正な人員を配置したいというふうに考えてございます。

○1番 大桃英樹議員 了解しました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 事務報告に基づきまして、3点ほど質問いたします。

なるべくお昼前には終わらせるようにしますが、140ページの一番上の(13)の会津高原スキー場の協議会、誘客促進強化事業と、それからあと、2つ目は149ページの区画整理事業と、3つ目は182ページの再生可能エネルギー推進事業、その3点について質問いたしますが、まず140ページのスキー場関係なんですけど、これはこの前、私の一般質問に基づいて、22歳以下の若者に対しまして1,000円相当の給油券を配布したということがありまして、大変これはいいわけですが、ただ中身を見ますと、たかつえ1,549枚ですね、それからあと高畑が17枚というようなことで、随分差があるものですから、この差は一体何かということをお伺いします。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 事務報告の140ページの一番上に、いわゆる雪マジ！ふくしまということで19歳から22歳のリフト券の無料化の事業でございます。今、議員ご指摘の高畑17枚ということで極端に少ないんじゃないかということだろうと思います。一つの要因としては、高畑については、いわゆるスノーボードを禁止しているというか、スキーオンリーでそれが逆に売れだということで対応しております。やはりスノーボードが若年層、この間の質問にありましてとおり、歩夢選手のこと等々とありますが、スキーのいわゆる若年層が今少なくなっているということが、この結果にもあらわれているというふうに推測といたしますか、分析をしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、高畑には22歳以下の行っている人が少ないと、こういう解釈ですね。わかりました。

それでは、次は区画整理が149ページなんですけど、これはちょっと一般論として伺いますけ

れども、この前、ある私の知り合いの地権者の方から話があって、土地を借りている方の家の前の土地が道路に拡幅になるというようなことがありまして、その際に拡幅になるということは一般論で言えば買収というふうに見るわけですが、そういうお金は地主のほうに入るんですかというようなちょっと質問があったものですから、私も一緒に行ってきて、区画整理というのはそういうふうにならないんですよと、買収ではないですよという話をしてきたんですが、町のほうとしては、土地を借りている方についてのそういう区画整理というのはこういうものですよという説明がちょっと不十分かなと思ったんですが、その辺どういう説明を、何か一軒一軒回っているそうなんです、全体的な説明会というのはなかったと聞いたものですから、その辺どうなっているのかなとちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、区画整理事業につきましては、減歩方式によって、その減歩されたもので道路、水路、あるいは公共の施設ですか、こういったものをつくっていくという事業でございますので、確かに買収方式ではなく土地の協力を得て実施していく事業でございます。

そういったものを全体説明会の中でしているかというおただしでございますが、確かに全体説明会の中でも、その減歩方式でこういったものにそういった土地を使いますよという話をしていますが、個人個人になりますとなかなかそこまでご理解いただけないので、その工事を実施する際に、改めて個人の方にそういった説明をさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういう状況でもやむを得ないかもしれませんが、区画整理というものの仕組みが不十分に伝わっているような気がしますので、ひとつ今後さらに説明の強化をお願いしたいと思います。

それからあと、いま一つは、行司地区には今度公園が真ん中辺にできる予定でありますけれども、公園よりも本当は集会所が欲しいんだというような話もありましたけれども、それは今となっては変更は多分できないんだろうと思いますけれども、あるいは地区からそういう要望が現に上がってなければ、それは無理だと思うんですけども、しかしやっぱり行司地区という広い地区を考えると本当は集会所が必要じゃないかと。公園なんていうのはかえって必要ないんじゃないかと私は思うんですが、今からでもその辺の変更がなるのかどうか伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

区画整理事業には、面積に応じまして、これだけのパーセントは緑地公園に下さいという土地計画法の決まりがございますので、そういった面積に応じた公園については施工せざるを得ないという状況でございます。

それから、集会所のご質問でございますが、集会所につきましてはいろいろな考え方があると思います。これは各地区で対応していただいて、その補助金を町のほうからいただくというような方法もございますし、いろいろなケースがございますので、それは区画整理とちょっと別個に考えていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、182ページの太陽光発電なんですが、これは平成25年度の10件、40万円と書いてありますけれども、やはりこれは今、町として進めていることですので、せめて累計ぐらいはここに書いてほしいなと思うんですけどもその辺と、それからあと、いま一つは、ことしの3月31日だと思ったんですが、太陽光発電の懇談会ですね、これは任意団体ではありますけれども、町としても相当応援していく団体でありますので、そういうものをつくったということも記入してほしいなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

一般事務報告にございますように、件数と金額ということで表記させていただいております。これをある程度一覧表的に表として整理するという形は十分可能だと思います。ただし、当然こちらの内容につきましては、各個人の自宅への補助ということもございますので、これは当然個人のプライバシーの関係、そちらにかかわらないような形で今後工夫して、様式等を含めて検討していきたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今、そういう質問をしていないんですよ。そんな質問じゃなくて、せめて累計ぐらいは書いたらどうだと。平成25年度は10件だったけれども、今までの累計ぐらいは書いたらどうですかということと、それから3月31日に太陽光発電懇談会をつくったわけですよ。それもここに書いたらどうだという、そういう質問ですから、個人の表を書けなんて、そんなことは一切言っていませんから。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えします。

大変失礼しました。ただいま議員さんからおたがしがありましたように、こちらの累計表、当然これは過去の表として町のほうで整理しております。こちらにつきまして、そういった要望につきまして、今後どんな形でやっていくかという内容の詳細を含めまして検討を進めて、できるものから改善していきたいなど、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それと、今ほど追加してございましたけれども、太陽光発電の懇談会ですね、こういった活動も実際、それなりの会議を持って開催しておりますので、その辺の開催内容及び成果を含めて表記できるような形で今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今の記入を少し改善するということですので、それにつきましては後からペーパーで欲しいと思っております。

それからあと、2つ目、(2)の学校への設置についてなんですが、この中で旧伊南中学校へも設置したということを書いておりますが、これは旧伊南中学校については今回の保育所をつくる際のいろいろな検討の中で、日当たりが悪いんだというようなことで伊南中学校の校庭ですね、そこには保育所をつくらなかったわけですよ。そういう経過があったんですが、そういうことで、そこに太陽光発電をやったのでは非常に効率が悪いと思うんですが、これは何か工夫があったのか、あるいは、その辺を伺いたいと思いますが。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

今、小学校になりましたけれども、校舎のところは日当たりがいいんです。それで、校庭の南側のほうが日当たりが悪いんです。保育所をどうだと言われたのが南側のほうだったので、あそこは本当に10時過ぎぐらいまで日が当たらないような状況が続くものですから、そういうような判断をさせていただきました。これは、そういうところで案外早く校舎の部分は日が当たるものですから、そういうことでご理解願いたいと思います。

○16番 大竹幸一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 では、何人もいるようですので、ここで昼食休憩にして、午後したいと思
います。1名でしたらと思いましたが、何人もいますので、暫時休議いたします。

昼食休憩とします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 午前中に手を挙げて、お昼食ったら忘れたなんていうようになってしま
うんですが、今、項目上を見たんですが、事務報告の135ページの中で針生の緑の広場とい
う項目の中におきまして、これは関連して質疑したいと思うんですが、グラウンドゴルフ大会
というものが2回入っていますが、過去においてその町村の首長の大会というのがいろいろな
中で行われてきておると思いますが、去年ですね、老人のゲートボールのトロフィーが旧田島
町のトロフィーのままで使われていて、それがかなり朽ち果ててひどい状況にあって、急遽そ
れだけ更新してもらったような経過があったかと思いますが、今、バレーボール大会とか野球
大会とか、そういう首長の名のもとにおいての大会が数の中には結構あると思うので、それを
新町名のトロフィーに改善すべきものはして、古いものは新しいものに更新するようなもの
で見直していただけるかどうか、伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

ただいまお話のありました、いわゆる首長といいますか町長杯というような大会が各スポー
ツ、野球を初め南会津町ですと大体11種目ぐらいございます。その中で、おおむね町の体育協
会のほうにその大会の細かい運営といいますか、そういうものは委託をしているという中で、
ただいまご指摘のありましたトロフィーとかそういう、せっかく優勝したということなもので
すから、そういうものについては、なお、現物を見させていただいたり体育協会のほうと協議
をしながら、つくり直すものがあればそれは直すと。それから、そういうような方向で協議を
してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○9番 高野精一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 決算概要の41ページ、25番、一番上の上段なんですけれども、セキュリティーがよく話題になるんですが、その割には予算が23万4,000円と結構少ないんですけども、これでセキュリティーが強固になったということと、あと関係機器を導入したと書いてあるんですが、これについてもう少し説明を詳しく知りたいんですが。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

23万4,000円の導入した内容ということでございますが、これにつきましては、セキュリティー対策の機器の使用料ということと、そのハードの保守料ということになります。その機器自体を買ったというよりも、セキュリティー対策の機器をハードのところにレンタルしまして、それに対応するという形をとったものでございます。

したがって、その使用料とそれに対する保守料ということで、平成25年度は2カ月分の料金ということになっております。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 この文書の詳しい部分の成果とかを見ていくと、どっちかというところとセキュリティーソフトがあって、あるいはそこに付随する機械があるぐらいで感じるんですけども、今の話だと2カ月分でこうということは、今後これは新しく導入して更新したか、あるいはメンテをしたみたいですけども、じゃ、掛ける2カ月でこれですから、年間はこの掛ける2分の1の12倍のような考え方でよろしいでしょうか、この後の経費なんです。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 年間、平成26年度については140万円ほど予定をしておるところでございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 この文面からだ年度事業ということで、この予算で全てが終わったように見えましたけれども、100万以上超えるということで、こういう事例が最近ないので幸いなんですけれども、ぜひ今後ともセキュリティーに努めてほしいなと思います。

以上です。大丈夫です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第83号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第83号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第9、議案第84号 平成25年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、議案第85号 平成25年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第86号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第11、議案第86号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第12、議案第87号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第13、議案第88号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第14、議案第89号 平成25年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第90号の質疑

○芳賀沼順一議長 日程第15、議案第90号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 一般補正の17ページの地域人づくり事業委託料ということで補正があるわけですが、これは正副委員長会議の中で総務委員会のほうから概略をお聞きはしていましたが、どうもこの内容を見ても雇用の拡大なり処遇の改善ということのあんばいだとということで聞いているんですが、全体をこう見てみるとざっくりばらんに言えば、久しぶりに春闘で大手企業を中心に賃上げがあったから、これは中小零細のほうにもこういった金を振り分けて、いわば定期昇給でもやったらという、こういう意味合いの事業なのかなというようなことで、私は受けとめていたんですが、その辺どうなんですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長補佐。

○五十嵐小一郎商工観光課長補佐 お答えいたします。

労働費の今回委託料として、地域人づくり事業委託料3,163万8,000円の補正予算の目的とございますか概要ということで、ただいま議員おただしのほぼ内容のとおりでございます。この事業は国の補正予算で措置されたもので、増税の中で労働者の処遇改善や賃上げを末端のほう

でも行っていこうということで、今回は処遇改善プログラムということで1,778万円、それから、今までどおりの緊急雇用対策事業のパターンで、失業者を雇用して研修や資格をとったりして就職に強い労働者をつくるということで1,385万8,000円ということで、委託料として計上をさせていただきました。

以上です。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

それで、あと一つ、これとは直接関係のない、雇用の関係等もあるということで、今回の補正にはのっかっていないんですが、会津地域雇用創造推進協議会が事業構想をして、これが実践型地域雇用創造事業に採択されて、平成28年度までに会津の17市町村で累計で約500人の雇用創出を目指す。それで、これはことしの12月1日から平成29年の年度末いっぱいまで、こういった事業が採択されたと。これは厚生労働省のほうの所管のようではありますが、こういった新聞報道がありました。

それで、我が町としてもこういったようなことの事業の動きが、どのようなかわりを想定して、どのようなことを今後に向かって考えているのか、成案があればお聞かせをいただきたい。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長補佐。

○五十嵐小一郎商工観光課長補佐 お答えいたします。

ただいまおただしの会津地域雇用創造推進協議会の事業ということで、このたび認定をされそうだとということで申請をさせていただいております。これは、全会津の事業ということになります。その中で南会津町に直接深く関係する部分としましては人づくり事業ということで、介護職場の人づくりということで、南会津地域にこの後も介護施設が開業するというのでその労働者を育成しようということで、ことしの後半から来年、再来年と介護の研修ですか、これを年2回、今年度は年1回ということで、おおむね17日間という計画で開催をして介護の労働者を育成すると。そういう事業計画が盛り込まれておりまして、それに基づいて、これは南会津郡全体になりますけれども、町のほうとしてもかかわっていくことになるかと思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 それは確かに全会津的な取り組みということですから、それはそれで

しようがないと思うんですが、問題は、我々も「八重の桜」を会津でやるからなんていって、大いに観光的にも波及効果があるなんていうことで期待をしたわけですが、結果、それは若松のひとり勝ちだみたいな話もなきにしもあらず。だから、こういった事業も今、介護のほうにということでありますけれども、やっぱり町としても、こういうような新たな事業展開として、雇用というところに結びつくような事業が新規に発掘されたわけだから、ぜひやっぱり介護ということだけにとどまらず、これは原案を書くときからどういうことかということもあると思うけれども、できるだけ我がほうに引っ張ってくるような努力というものをぜひ今後引き続き、これは期間的にも平成29年度いっぱいまでやる事業のようですから、ぜひその点を要望しておきたいというふうに思いますので、それで了解です。わかりました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 一般補正の14、2款1項19節と一般補正20、9款の消防費、1項消防費、15節工事請負費、この2点についてお伺いしたいと思います。

14ページから伺います。

防犯灯設置補助金が当初より相当数多い金額なんですけれども、この増額補正の理由、内容をちょっと説明いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

今回、一般補正の中で防犯灯の設置補助金、これを370万円ほど追加で計上させていただきました。当初予算は合計120万円ほど予算計上して、集落が必要とする防犯灯の設置に対して2分の1の助成をしてきたところでございますが、近年の傾向としてはLED、つまり電気料の低減につながる、または電球の交換の長い、長期間の使用に耐えるLED灯への切りかえというのが集落のほうで考えられまして、平成24年ごろから防犯灯の設置補助金が増額傾向にありました。平成25年度の決算額は160万6,000円ということでございまして、今年度当初では120万円計上していたんですが、8月末の時点でもう使い切ってしまったということでございます。

今回、補正でこれを計上した背景の一つには、集落が求める電気料負担軽減のものと合わせて、一般質問にもありましたマイマイガの対策、LED灯の波長といいますか、光のところには虫が集まりにくいという効果も集落の区長さんのほうで確認されまして、ぜひうちでもこの秋以降に取り組みたいという集落が相当出たところから、私のほうの課では緊急に集落の区長

さんに電話で照会をしまして、事業計画を予定している集落を確認をしながら、必要な経費を上げたところでございます。

LED灯以外にも緊急を要する事業ということで、普通の街路灯が切れてしまったとか、暗いところに新しいものをつくりたいという事業もありますので、そちらのほうの緊急を要する事業として56万7,000円ほど、それからLED灯への切りかえについて313万3,000円ほど今回追加補正して、集落の安全・安心なまちづくりのために寄与していきたいと、このように考えているところです。

以上です。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 わかりました。

集落は何集落あって、何基なのかもわかれば。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

まず、緊急を要する事業でございますが、こちらについては4地域、合計10集落でございます。基数でいうと、32基を想定しております。

それから、LED灯への計画的な更新、こちらは4地域で17集落、基数でいうとおおよそ195ということで、これは前後あると思いますが、200基弱の防犯灯について更新をしていきたいと、こういうことでございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 はい、わかりました。

続きまして、一般補正の20の工事請負費、消火栓設置等工事請負費に390万円上がっていますけれども、設置等なので設置なのだろうと思うんですけども、場所と基数があるのかどうか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○星善光館岩総合支所長 お答えします。

地区は湯ノ花地区であります。それで、現在は昨年度から中部地区の石綿管の布設替えをしているものですから、今回その布設替えにあわせて、今後は、現在布設替えする5基が50ミリの消火栓でありますので、今回65ミリに口径を大きくするものであります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 一般補正16ページ、委託料と、それから負担金、補助及び交付金の中身について質問をいたします。

まず、委託料の保育元気アップ緊急支援事業委託料についてでございますが、事業の内容、それから委託先についてお尋ねをいたします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

この事業につきましては、放射能対策ということで、私立の保育所にかかわる部分の補助の内容なんです、委託料というところの予算をとるといような指導がありまして、その委託料ということになります。

内容としましては、田島保育所での事業ということで、運動確保だったり地域との交流、それから相談費用、イベントに係る経費等につきまして、本来であれば補助ということなんです、今回指導によりまして、県のほうで委託料で組めということであったものですから、ここに組みさせていただいております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 確認をしますが、これはあくまでも放射能の関連での事業ということでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 議員おただしのおり、今回、福島県における子供に対する支援の一つとして、私立の保育所の事業についての全面的な補助ということで、10分の10の事業でございます。

先ほども申しましたとおり、放射能対策の民間保育所に対する事業ということでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 これは私立幼稚園という限定だそうですが、いわゆる公立の保育所については、もう既におやりになったか、もしくは別な事業か何かでおやりになったんですか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 今回のこの事業につきましては、公立については支援というものは特にないものでございます。今回、私立の保育所が福島県、なかなか風評被害等もありましてどんどん人が行くと、そういった中で私立の保育所の弱体化ということに対しての支援と

いうふうの特化しております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 私立だけ特化しているということ、それだけ私立はやっていないということなのか、ちょっとその辺、理解に苦しむんですけども、公立ではやっているということはないという考え方——これは県から来たということなんだけれども、その辺の情報がありましたらば。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答え申し上げます。

震災以降ですね、原発事故以降、このいわゆる私立についてはなかなか経営が厳しいということで、やっぱり公的な支援が必要だろうということから昨年もやっておりますが、公立に対して先ほど健康福祉課長がご答弁申し上げましたように、いわゆる放射線の不安等に対する相談支援事業であったりとか、あるいは屋外での活動に対する体験事業であったり、それから運動量の確保事業、備品で屋内に田島保育園のほうに助成をして、いわゆる運動量確保というような、そういうさまざまな事業を公的な支援をすると。

町村立の保育園については、公的な町の予算の中で十分対応できるだろうということは、先ほど健康福祉課長が答弁申し上げたとおり、特段支援等はないということでございます。公的には町で独自にやるということでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうすると、じゃ確認をしておきます。公立については、もう既に町村でしっかりやっているという認識でよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

運動確保の例えば施設内での遊具等の整備は、今回、田島保育園でやられたようなところまではいってはいないかと思うんですが、必要な部分については保育所等の予算要求の中で、必要な場合に随時対応しているということでご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 随時ということでは理解します。

それでは、負担金、補助及び交付金の中の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の中身についてお尋ねをいたします。

これは、最初に、いわゆる公立なのか私立なのかということ、それをまず。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

これにつきましては、昨年度、平成25年度でも私立の保育所に関する処遇改善ということで、田島保育所に対しての補助がございました。これにつきましても全く同じでありまして、私立保育所に対する補助金ということで、国等の政策に基づく補助金でございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 大体これはどのくらい、例えば1人当たりどのくらいというような、そういう算出基礎というのがあるのかなと思うんですが、それはどういう基準なんですか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 今すぐちょっと数字が出ませんので、少しお時間をいただきましてお答えをさせていただきたいと思います、後ほど。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 じゃ、それは数字をいただくということで、例えばいわゆる私立の保育所を支援したその後の確認といたしますか、しっかり職員に届いているとかいう確認はどういうふうにされているんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 ちょっと先ほどの件でございますが、田島保育園でどのような改善内容かというご質問でございますが、平成25年度も先ほどご答弁申し上げましたように、補助を出して処遇改善をやっておりまして、いわゆる基本給に反映するのはやっぱり負担が大きいということで、一時手当、いわゆる期末手当のほうで対応したというふうに平成25年度は聞いてございます。

平成26年度についてはちょっと私の手元に資料がございませんので、後ほどご報告をさせていただきますと思います。

○芳賀沼順一議長 後の分はわかりますか、わかる部分だけでも。

健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

こちらにつきましては、国庫補助の基準というものがございまして、今、1人当たり幾らというところではありませんが、総事業費の今回の予算を上げました金額について、基準の中で

の対応ということで、1人頭幾らということではなく、人数構成によります基準額というのがあります、その額というふうになっております。国庫の基準額、規模によります基準額ということになっております。今、その何人に対してという資料が手元にございませませんが、先ほど申しましたように、保育所のほうにおきましては、月平均幾らということではなく、やはりまた、これを一時金で支給するような対応ということになっております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。

過日というか、建設業関係でも賃金アップをする予算措置等を前に講じられて、どのくらい上がって、事業にはどういうふうに戻元するんだというようなことを、私どもは委員会で調査をしたことがあるわけですが、必ずしも私どもが思っているように意外と現場では届いていないんですね、現実を見ますと。ですから、こういう質問をしておりますので、必ずこの予算についてのしっかりとした後での調査はしていただいて、報告をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

こちらの補助金に関しては実績報告をいただいておりますので、昨年度もきちっと支給がされていることは確認してございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 議長から申し上げますが、今回の議案は補正予算についての議決事項ですので、後から報告では議決ができませんので、もしわかるのであれば休議してでも、時間がかかるのであればまたにしますが、どうでしょうか。先ほど言ったように、ここではなくてという根拠も。

暫時休議いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時45分

○芳賀沼順一議長 会議を再開します。

健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

こちらの補助金につきましては、4月1日及び10月1日の児童の入所数に応じて額が決まっております。その中で、入所児童の基準単価、事業費単価がございます。それぞれのその単価を掛け合わせたものの合計額ということになっておりまして、補助率は8分の7ということになっております。

この処遇改善の補助金のほかに、町としてその事務費ということでも補助の中に見ております。この数字につきましては田島保育所に対する補助ということで、ことしにつきましても一時金で田島保育所については支給をするということになっております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私からは、この補助金の田島保育園での用途についてお答えさせていただきます。

昨年は3月の期末手当で上乘せをしたということでございまして、本年度については来る12月のボーナスに加算をしたいということでお話を伺ってございました。全体で約40名の職員がおりますが、そのうち正職員プラス臨時職員、臨時職員については6時間勤務を含めないということで、あくまでも8時間勤務の臨時職員、約三十五、六名の保育士等に対して勤務年数によって——均一ではございません、勤務年数によってその額を変えて支給する予定だということでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

次に、商工観光課長補佐より発言したい旨、申し出がありましたので、これを許可します。

商工観光課長補佐。

○五十嵐小一郎商工観光課長補佐 先ほど4番、室井議員からのおたがいで、労働費の地域人づくり事業委託料の説明について不十分な点がございましたので、再度お答えさせていただきます。

今回の事業の中で処遇改善プログラムのほうでございしますが、あくまでも委託料を直接労働者に配分するのではなくて、委託料で新商品の開発、それからパイヤーの招聘など企業の努力によって収益を上げて、間接的に労働者の処遇を改善していただくと、そういう内容でございましたので、補足させていただきます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井議員、よろしいですか。

○4番 室井嘉吉議員 はい、了解です。

○芳賀沼順一議長 じゃ、質疑を続けます。ほかに質疑ございませんか。

3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 一般補正の17ページ、農業振興費の件なんですけど、この中には入ってはいないんですが、今、農業のほうで懸念されるのは、今年度からソバの検査をやらないと戸別補償の対象になりませんよというようなことが言われております。また、次年度からは認定農業者か法人化をしないと戸別補償はできませんよというような状況に今のところあります。

それで、私が心配するのは、この南会津町で今ソバが結構いろいろなところで栽培されています。これが3等以下の場合には補償の対象になりませんよと、今言われております。そういった補償の対象にならないソバの量が相当出るのではないかとというような危惧をしております。

そんな関係で、今後、町としてそのような畑作の戸別補償の支援などは考えられないのか、どうなんですかということなんですけど、どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

補正予算とちょっと若干それますが、農業振興ということで、今回ソバの補償の関係で、先ほど3番議員さんは規格外、ことしに限っては奨励金が出ます。来年から3等にならないと国の補助がいただけないということでもありますので、ことしについては規格外でも検査を受ければ交付金を受けることができます。そのために、現在、ソバの農家の方が今まではつくって、それを地元とかそういう取引されているところに売って、初めて交付金を昨年度まではいただいたんですが、ことしからは検査をやらないと交付金を受けられませんよと、そういうようなことで、今回、8月中に各ソバの農家さんをリストアップしまして説明会をしました。その中で交付金は、45キロ当たり検査を受けて規格外になっても国からは9,980円の交付金を受けることができますが、個人で検査を受けることはなかなか難しいものですから、まず、乾燥と袋詰め2,400円、袋が560円、等級検査の代行料400円、等級検査500円をやっても、それを差し引いても手元に6,120円がことしは農家のほうに交付ができるということでもありますので、なるべく大きくやっている方にソバの乾燥と袋詰めと検査までお願いしても、手元には6,120円が入ると。ことしについてはそういう説明をして、交付金を受けられるように説明をしているところです。

なお、来年からは認定農家と等級検査は3等にならないと交付金を受けることができませんので、なるべく認定農家になっていただいて、ソバのほうも今までのようにつくればいいんじ

やなくて、少しでもいいものをつくっていただいて、等級検査に3等になるように町のほうでは考えております。

その支援策については、まだ今のところ白紙の状態ですので、国の交付金、または地元のことの動向を見ながら、今後そういった町からの支援が必要かどうか検討していきたいというようなことを考えておりますので、よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 その補償の内容については了解しました。

ただ、心配されるのは、そういった農家の方がソバの栽培から離れてしまって、そして今後、耕作放棄地がふえるというようなことが一番心配されるんじゃないのかなということも思っておりますので、町のほうでもそういった荒廃地を減らすためにも、何らかの支援策を今後考えていただきたいなというふうに要望して、以上で終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 2点ほど質問いたしますが、まず1点目は、今の一般補正の17ページの農業振興費と同じ質問ですが、この19の負担金、補助及び交付金の中でプロフェッショナル経営体創出事業とありますね、そのことと、それからもう一点は、18ページの商工費の中でのやはり19の負担金、補助及び交付金の中で、地酒で乾杯プロジェクト実行委員会補助金ですね、その2点について伺いますが、1点目のプロフェッショナル経営体創出事業なんですが、これは今の質問の中にもあった認定農業者を中心とした農業推進が行われてきたと思うんですが、今度これはプロフェッショナル経営体ということで、3月議会にこういうのはあったのかもしれませんけれども、ちょっと改めて今わかったものですから、この内容をちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

ただいまのプロフェッショナル経営体創出事業補助金であります。この事業は県の補助金でありまして、別名ふくしまからはじめよう。農業担い手経営改革支援事業ということでありまして、県が補助をするものであります。この中身については、今、国は農政改革ということで水稲農家も大きくやる農家の支援と、小規模農家については園芸作物等に転換する方向の改革が見受けられます。

その関係で、今回、この事業の中で南郷の株式会社グリーンカルチャーさんが今まで水稲経

営が主体だったんですが、今度は南郷トマトにも進出したいということで、これがこの事業に該当するということでありまして、65馬力のトラクターと南郷トマト栽培のハウス8棟を約20アールと、あとかん水施設、事業費が1,524万8,000円ほどの事業費なんですけど、県の補助金がそのうち今回423万6,000円、あと残りについては近代化経営資金の融資と、あと自己負担ということで600万円ほどの自己負担がありますが、ほとんど県の補助金が町に入ってトンネル補助ということで、この歳入については10ページをごらんください。

10ページの中段に5番の農林水産業費県補助金ということでもあります。その欄に農政推進事業補助金ということで433万5,000円が歳入になっています。その中でこれが要するに433万5,000円というのは、先ほど支出の423万6,000円と、このほかにグリーンカルチャーさんがこういったほかの事例を参考に視察できる旅費もついていますので、この旅費がこの上に11万7,000円ほどありますので、若干、町が1万8,000円ほど持ち出しになっていますが、歳入歳出に計上してグリーンカルチャーさんのほうの支援ということでもありますので、よろしくご理解ください。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、この事業は今回初めて出てきた事業かということと、もう一つは、認定農業者というのとは全く違う概念の事業だということですね。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今回の事業、これは初めてであります、この事業は。

あと、認定農業者ですね、法人化の、そういうものは該当になります。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

農林課長。

○大竹洋一農林課長 追加でお答えします。

法人と認定の事業者、両方とも該当になる事業であります。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 じゃ、今の件は了解しました。

いま一点は、先ほど言いました18ページの地酒で乾杯プロジェクトについて、前に何か飲食店のほうに杯か何かを配ったような話は聞きましたが、今回の事業の内容を伺います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長補佐。

○五十嵐小一郎商工観光課長補佐 お答えいたします。

今回の地酒で乾杯プロジェクト実行委員会に補助金の内容でございますが、日本酒条例サミットということで、京都で全国から乾杯条例を制定した自治体等が集まるサミットがございますが、そちらに参加する旅費及びそこでの出店の経費、それから、それにあわせて地酒で乾杯プロジェクト事業ということで計画がございまして、PR用品の消耗品、これは議員おただしのように、おちょこを以前製作しておりますが、今回は乾杯用のグラス等を検討しております。そのほかパンフレットの印刷等、それから日本酒の地産地消事業ということで、ポイントカードの発行事業を行うということで、そのような内容で合計240万円の補助金ということの内容でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、京都で行われるサミットはこれはいつの予定で、そして何人ぐらい行くんですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長補佐。

○五十嵐小一郎商工観光課長補佐 お答えいたします。

サミット in 京都は11月29日から開催の予定でございます。参加人数ですが、8名の参加予定でございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○16番 大竹幸一議員 了解です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 細かいことなんですけれども、いわゆるこれは一般補正の11ページの一番上、寄付金なんです、一般財団法人南会津町総合支援センター解散に伴う寄付金ということで、これは2,960万8,000円、私はこれが3,000万という形ならわかるんですけれども、それはなぜかという、財産に関する調書の7ページの一番下に、一般財団法人南会津町総合支援センターの出捐金3,000万とあるから、3,000万やって3,000万返ってくるんだったらわかるんですが、これは3,000万ではないと。ちょっとばかりの金額ですけれども、これはどうなのかと。結局、前にも言ったかと思うんですが、出捐金というのはどうも基金をやって、その利息でいろいろやるのかなと、こういうふうに思っているんで、役目が終わったのか解散したら3,000万戻すという形が正解かなと思うんですが、その辺をちょっとご説明いただきたい。

それから、出すときは何で出したかちょっと忘れてしまったんですが、こういう戻すときは寄附金が正しいのかどうか、この辺をよろしくお願ひしたい。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

出捐金3,000万円ということですが、その後、今年度におきまして解散手続を進めてまいりました。その解散手続の中で、解散するための登記関係等々、事務経費がかかっておりました。それらの経費について、3,000万円の中で処理をさせていただく中で、最終的に今回予算計上されております金額が残金というような形になってしまいましたので、それを寄付という形で今回寄付いただいたということでございます。

なお、出捐金ということございましたので、受ける科目につきましては、一般寄付金という形で財務上、これまでも受けておりましたので、今回そのような予算計上となったところでございます。

〔「これは最初出すときに何で出したか」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 出捐金ということございましたので、出資金という形で支出の際は出しているというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 だから、そうすると出資金で出しているんだから、出資金で返してもらって、それでいいんじゃないかなと思うんだけども。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 町が受ける科目が出資金ということでしょうか。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 要するに、そんなに難しいことを聞いているんじゃないかと、先ほどの事務経費の解散手続はこれはまた別で、それは出資金から引くなんていう、出損金から引くなんていうことはしてはいけないと思うんですね。

だから、あくまでも出資金であって、町の財産に関する調書にまで載っているわけですから3,000万円と。そして、今度は解散したんだから3,000万円返して、この欄から当然消えるわけですね。来年度のこの欄からは3,000万円返してもらったから、そこはここで消えると。そして、事務経費は事務経費として、これは別個、別な形で出すべきじゃないかと、こういうふうに思うわけです。寄付金というのはやっぱりちょっと意味が違うと思うんですね。だから、恐らくこの支援センターが解散するから、じゃ町に今までの出損金でいただいているのを返そうと、こういうわけですから、寄付ではないと思うんだけども、その辺の経理の処理の仕方

なのかもしれませんけれども、やっぱりそういうふうにするべきじゃないかと。

○芳賀沼順一議長 どうですか。

総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 支出の際は出資という形で、先ほど申し上げましたけれども、それを町に返していただく場合の受ける科目のおたしだというふうに思っておりますが、三セク等が解散をした場合についても一般寄付というような形で返していただいております。ごらんのとおり歳入科目の中で出資というところの科目はございませんので、寄付金で受けるか、もしくは諸収入、雑入というような形での財務上の受科目ということですので、今回はこれまでどおり一般寄付金という形で算入をさせていただいたところでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今回はもうあれですから、これはこれでいいですけども、今後。今後、やっぱりやるときには出資金とは何か、出損金とは何か、出損金というやつは基金を出して、その基金でやって、目的が終わったらそれを返してもらおう、そっくり返してもらおう、それをやっぱり基本に物事を考えていただきたいなど。要するに、返したから事務経費として経費を残り引いて、残りだけ寄付金で上げるという、そういうことは本来の趣旨にちょっと反するんじゃないかなと思いますので、今後そういう形でやっていただきたいと。今こうやるよりは何が正しいかということ、その後よく精査して、今後はやっぱりそういうふうにしていただければ、我々も町民もみんなわかりやすいんですよ。ある目的を持って総合支援センターをつくったんだ、けれども、今度はそのあれが解散しました、そっくり返しますと、そういう形でわかりやすくやると。残りを上げるということはやらないほうがいいと思います。今後の検討課題でいいです。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 まず、先ほどちょっと答弁した中で、当時どういう形で出したのかということですが、平成21年度に3,000万円を出してございますが、支出科目は出損金でございますので、訂正をさせていただきます。出損金での支出でございます、出資出損金ということ。

それから、今ほどの議員おたしなのいわゆる解散、ことし3月31日に解散しましたけれども、当然解散に当たっては、これまでも第三セクターもそうですが、基本的には全額返してもらおうということで当然事務手続を進めているところでございます。どのようなケースであっても出したものは全額返してもらおうということでございます。それが基本だというふうに考えており

ます。

ただ、先ほど総合政策課長がご答弁申し上げましたように、歳入の科目として寄付金で歳入処理するのは常でございますので、それをしなければ、あとは雑入になってしまいますので、出資金を戻すというのはちょっと財政上ありませんので、当然それは寄付金として町に入れていただくという財政上の手続になります。

ですから、当然その中でかかった経費は差し引きをさせていただいて、その残りを寄付金としていただくということで、これまでもやらせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 いや、そうすると、総務課長、いいかい、よく聞いて。この来年のこの財産に関する調書というのは、一般財団法人総合支援センター出損金3,000万円とあるでしょう。そして、その次には決算年度のいわゆる増減を書く欄があるわけですよ。そうしたら、そこに二千九百何十万と書いて、残りは永久に差額は三十何万と残すような形になっちゃうよ。それは、ちょっと違うんじゃないかなと思うんだけど、違うかな。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 議員ご指摘の意味がよく理解できました。過去の事例も含めて出損金3,000万円に対しておおむね半年間でその団体の清算事務を行っていただく。その団体の際の清算金を寄付金として受けるという慣例で事務処理をしまりましたので、今、湯田秀春議員ご指摘のことは十分に理解しましたので、今後において適正なこの財産台帳も含めて事務処理ができますように研究しますので、ご理解いただきたいと思います。

○12番 湯田秀春議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第16、議案第91号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第17、議案第92号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第18、議案第93号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補
正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第19、議案第94号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第20、議案第95号 平成26年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎特別委員会中間報告の委員長報告、質疑

○芳賀沼順一議長 日程第21、特別委員会中間報告を議題とします。

新庁舎建設事業に関する特別委員会の報告を求めます。

新庁舎建設事業に関する特別委員長、山内政君。

○10番 山内 政議員 新庁舎建設事業に関する特別委員会の中間報告について、調査の結果を報告をいたします。

調査の事件は、新庁舎建設事業に関する事項でございます。

調査の経過であります。本委員会は、平成25年6月定例会において議決、設置されました。その後、調査を実施し、平成26年5月21日付で委員会調査の報告を行ったところであります。その報告に基づき、平成26年6月13日、南会津町長に第1回目の提案を申し上げたところであります。

今回、さきに報告をしたパブリックコメントの中身を精査し、引き続き調査を行い、次により提案をするものであります。

調査の結果及び提案事項。

(1) 再生可能エネルギー利用促進について。

地中熱利用が新庁舎の主たる冷熱源とすることがほぼ方向性を見たところから、それを補う熱源として、地域の森林資源活用の方策を踏まえて、バイオマスチップ、ペレットボイラーの設置導入を検討されたい。

1つ、新庁舎の光熱費の節減と緊急時用として、太陽光発電施設導入を検討されたい。

この(1)につきましては、過日の議員懇談会の席上、バイオマスボイラーの設置に否定的な説明がありました。このことにつきまして、当委員会でも岡山県の真庭市役所の事例を調査いたしました。それは、設計業者の中で煙があるのでできないというような話をされたことですが、岡山県の真庭市役所のバイオマスボイラーにつきましては、煙も騒音もたきつけ時に発生するだけで、ほとんど発生していない、苦情もないというような調査の結果でございます。

ちなみに、ボイラーは2基、チップボイラーとペレットボイラー、それぞれ使用されているということでした。参考までに冷暖房面積は3,000平米を有しておるということでした。

それから、再生可能エネルギー推進につきましては、平成25年3月15日に当議場におきまして、3月定例会で推進について決議をいたしました。その中に、林業活性化のため木質バイオマスの普及促進という項目も入っておりますので、以上の点も加味をしていただきたいというふうに思っております。

(2) 支所機能充実の観点からについて。

合併から8年が経過し、広大な面積を有する我が町にとって、地域間の距離は大きな課題であることが明らかになっております。新庁舎建設に当たり、防災機能強化、地域間情報共有をさらに図るための機能（テレビ会議システム、決裁システム、文書管理システム）について検討されたい。

1つ、新庁舎は防災拠点としての位置づけを強く有している。同様に、防災拠点としての総合支所についても検討されたい。

なお、新庁舎建設の基本設計に反映させるため、本委員会の調査結果について町部局に提案をされたい。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、新庁舎建設事業に関する特別委員会の報告を終わります。



◎特別委員会中間報告の委員長報告、質疑

○芳賀沼順一議長 日程第22、特別委員会中間報告を議題とします。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会の報告を求めます。

議員定数と議員報酬に関する特別委員長、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 先般、議員定数と議員報酬に関する特別委員会を、3月14日より計14回にわたってやってまいりました。本日定例会におきまして、中間報告の所見を申し上げます。

本特別委員会では、6月1日より実施いたしました議員研修会で、江藤俊昭山梨学院大学教授が示した指摘内容をもとに調査を進めてまいりました。そのポイントは、以下5点になります。

①といたしまして、議員定数と報酬は答えのないテーマである。

従来は地方自治法で人口規模で決まっておりましたが、自治体みずからの責任で決めることになった。どんな議会を目指すのか。住民に説明できる根拠が必要である。

②といたしまして、議員報酬と定数は別の論理で考えるべきではないか。

そもそも報酬や定数の根拠は何かという問いに答えられるか。議会の定数と報酬というのは、どういう議会をつくるのがポイント。

③行政改革の論理とは全く異なる議会改革の論理でありまして、行政改革の論理は効率性重視。削減できるものは削減しましょうという考え方。議会改革の論理というのは、議決責任をどれだけ住民福祉のために達成できるか。地域民主主義の実現が大きな目的。効率性ありきではない。

④といたしまして、現在の議員のためだけでなく、多くの人が将来立候補し議員活動しやすい条件を考える。

将来議員になる人たちが、しっかり議会活動をできるかという視点で考える必要がある。多くの多様な住民が、将来議員活動ができる環境整備を図る。

⑤といたしまして、住民と考える議員報酬・議員定数。

議会力をダウンさせないことが大切。定数や報酬は議員のためではない。議会、自治、住民福祉のために考えるべき問題。したがって、住民とともに考える。

上記のポイントをもとに、会津若松市議会、矢祭町議会への視察研修や、平成25年度の議員活動の実態調査を行うとともに、私たち南会津町議会が進むべき方向性の議論を重ねてきました。江藤教授の指摘にあったように、議員定数と議員報酬を考えることは、合併から9年目を迎える我が町の自治をどのような形にしていくのかを考えることにつながります。したがって、単に数の問題として考えるのではなく、南会津町議会の現状を見つめ、目指すべき道筋を明らかにしていくことが私たち特別委員会の役割と強く認識しております。

今後については、以下のようにアンケート調査や公聴会、住民説明会などを行います。公開性を担保し説明責任を果たしながら、住民とともにこの問題について考えていきます。

9月24日水曜日、議会だより臨時号を発行いたします。

アンケート対象者、区長103名、それ以外の町民の無作為抽出により400名。回収率を区長100%、それ以外50%と予測し、総数300から350名を標本とする。町内各地域の人口比率を優先し抽出する。前回対象者、区長、地域協議会委員、婦人会役員、合計153名、回答数131。

10月15日水曜日、回答期限を予定しております。10月31日金曜日、アンケート集計終了。

11月に公聴会、住民説明会。12月に定例会にて報告いたします。

次の議員定数をお伝えする委員会の日程は、先ほど述べたとおりでございまして、以上、中間報告とさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、議員定数と議員報酬に関する特別委員会の報告を終わります。



◎平成26年請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第23、平成26年請願第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ただいま議題となりました請願につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成26年請願第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願につきましては、平成26年6月6日付で、16番、大竹幸一議員の紹介により、会津若松市城東16番地1、会津地方労働組合総連合、議長代行、池田雄次郎氏より提出されたもので、平成26年第2回定例会において総務常任委員会に付託されたものでございます。

この請願の趣旨は、集団的自衛権の行使は、日本への攻撃がなくとも他国のために武力を行使するもので、海外での武力行使に対する憲法上の歯どめを外し、日本を海外で戦争する国にしようとするもので、この重大な転換を一内閣での判断で憲法解釈を変え、閣議決定で認めることは立憲主義の否定であるとした上で、集団的自衛権の行使容認に反対するとした意見書の提出を求めるものであります。

本委員会といたしましては、6月13日、17日、7月10日、8月6日と4回にわたり慎重に審議をいたしました。

審議の結果、この請願は以下の理由により賛成多数で不採択すべきものと決しました。

- 1、行使に当たり一定の歯どめ、限定条件が定められている。
- 2、立憲主義の憲法違反としたものは、学者によっては異なった見解がある。
- 3、グローバル化の中で、自国のみひとりよがり許されない時代を迎えている。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いいたします。報告といたします。

以上です。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 もう討論なしになっちゃった。

〔「異議あり、どういう意味なのかはつきり」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議は認めますが、議会では討論はありませんかと言ったら、その討論に対する説明はしません。ずっといったまま、討論ありませんか、ありますというふうで、今、本当は。ですから、はっきりするもしないも、討論を行います、討論はありませんかと言ったら、「なし」となったので、討論なしと認めますと私は言ったわけです。それはそのままの意味です。ですから、今、ただ4番議員が「異議あり」と。

〔「委員長の見解に対する討論か、どういうことなんだか、そこをはつきりしてください」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 違います。委員長に対しては質疑ですから、委員長の報告に対して質疑ありませんかと言った、それは質疑だけなんです、委員長には。

〔「議事進行」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 よろしいですか、議事進行へ。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 まだ討論の場面ですので、ここは討論が過ぎた。次に今度は……。

〔「議事進行」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

〔「質疑はあっても、討論はないはず。それは後の問題でしょう。議案の順番が変わるんだから」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ですから、私は次にいくということなんです。よろしいですか。討論を行

います、討論はありませんか、なしということで、次にまいります。

これから請願第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

ちょっと休議します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時48分

○芳賀沼順一議長 では、再開いたします。

これから請願第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願の原案を採択することに賛成の方は起立願います。つまり、ちょっと待ってください。提出された請願に賛成の方は起立願いますという意味です。最初の提出された請願の原案に賛成の方ですから。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立多数です。

したがって、請願第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願は採択すると決しました。



◎平成26年請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第24、平成26年請願3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

委員長、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ただいま議題となりました請願につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成26年請願3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願につきましては、平成26年9月3日付で、4番、室井嘉吉議員の紹介により、南会津町田島字後原甲3531番地1、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会、議長、渡部訓正氏より提出されたもので、平成26年第3回定例会において総務常任委員会に付託されたものでございます。

この請願の趣旨は、地方自治体の財政需要に見合う財源を保障し、安定的な行政運営を実現するために財源基盤の充実・強化を国に求める請願であります。

また、全国町村会では、平成26年7月3日、平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望を政府関係機関に提出しておりますが、その内容は本請願の趣旨と同様の内容となっております。

本委員会では、9月17日、慎重に審議した結果、地方財政の充実・強化を認め、全会一致で採択すべきものと決しました。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いをいたしまして、報告といたします。

以上です。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、請願3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成26年請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第25、平成26年請願5号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ただいま議題となりました請願につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成26年請願5号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願についてであります。この請願は、平成26年9月8日に福島市渡利字七社宮111番地、社団法人福島県聴覚障害者協会会長、吉田正勝氏外、福島県手話サークル連絡協議会会長、佐藤政昭氏、福島県手話通訳問題研究会会長、清水久美子氏の3団体による連名と大竹幸一議員の紹介で提出されたものであり、本定例会において文教厚生委員会に付託されたものです。

この請願の趣旨は、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広めること、耳が不自由な子供が手話を身につけることで学ぶことができ、さらに手話を言語として普及、研究することができる環境の整備を求めるものです。

本委員会といたしましては、本定例会中に紹介議員から聞き取りを行うなど、慎重に審査をした結果、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約で、「手話は言語」と明記されていることや、平成23年8月に成立しました改正障害者基本法で、全ての障害者は、可能な限り、手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められていることなどを踏まえ、国として必要な環境を法律として整備することが重要であると判断したことから、本請願を採択すべきものと決定しましたので、報告いたします。よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 質問ではなくて、ちょっと間違いを発見しましたので、今、指摘して直してほしいと思っております。

今、委員長が請願者の住所をちょっと読んだら、住所が「渡利字七社宮」というふうに読んだんですね、それで請願者のあれを見ると「七宮111」です。これは「社」は要らないですから。

○芳賀沼順一議長 「社」が要らないね。

○16番 大竹幸一議員 要らない。これは何で間違ったかちょっとわからないですが、誤字を訂正してください。

○芳賀沼順一議長 今、局長が正式な住所を後で調べましたら、「社」は入るそうです。局長から「社」が入るのが正解だと言っているんですが。違いますか。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 大竹議員にも皆さんにも申し上げますが、なお、後ほどしっかりと確認をして、住所ですので内容ではないので、確認をして正式な住所にしたいと思います。ご了解願います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第5号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、請願第5号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書については

委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時23分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○芳賀沼順一議長 先ほど、委員会提出議案2件、議員提出議案1件、議員派遣の件並びに各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎委員会提出議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第1、委員会提出議案第5号 地方財源の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 委員会提出議案第5号。

南会津町議会議長、芳賀沼順一様。

提出者、南会津町議会総務委員長、渡部優でございます。

地方財源の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もるためにも、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方を決定することを強く求めるものでございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、地方創生担当大臣。

なお、意見書は別紙のとおりで、省略させていただきます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第2、委員会提出議案第6号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から提案理由の説明を求めます。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 委員会提出議案第6号。

南会津町議会議長、芳賀沼順一様。

提出者、南会津町議会文教厚生委員長、湯田秀春。

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について、提案理由を述べてみたいと思います。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたが、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がある。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等の施策が義務づけられた。

手話が音声言語と対等な言葉であることを国民に広め、耳が不自由な子供が手話を身につけることで学ぶことができ、さらに手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）の制定を強く求めるものである。

提出先、内閣総理大臣。

なお、意見書は別紙のとおりであります。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第3、議員提出議案第2号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、大竹幸一君から提案理由の説明を求めます。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 議員提出議案第2号。平成26年9月22日。

南会津町議会議長、芳賀沼順一様。

提出者、大竹幸一。賛成者、室井嘉吉、楠正次であります。

集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出について。

上記の議案を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり提出します。
記。

提案理由。安倍内閣は、これまでの憲法の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしている。集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても他国のために武力を行使するものであり、それは、海外での武力行使に対する憲法上の歯どめを外し、日本を「海外で戦争

する国」にしようとするものである。この重大な転換を閣議決定で認めることは許されない。一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えることは、立憲主義の否定である。

以上の理由から、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を提出するよう強く求めるものである。

提出先、内閣総理大臣。

意見書、別紙のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○芳賀沼順一議長 追加日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

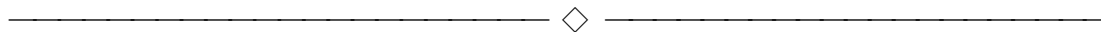
お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○芳賀沼順一議長 追加日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

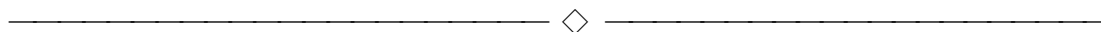
お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 上衣の着衣を願います。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員